

## 平成30年矢巾町議会定例会12月会議目次

議案目次	1
第1号(12月4日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	5
○開議	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会議期間の決定	7
○請願・陳情	8
30請願第4号 消費税10%への引上げ中止を求める請願	
○議案第94号 紫波、稗貫衛生処理組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて	8
○報告第95号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて	9
○議案第96号 矢巾町自殺対策計画審議会設置条例の制定について	10
○議案第97号 岩手県収入証紙購入基金条例の制定について	12
○議案第98号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について	13
○議案第99号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	15
○議案第100号 矢巾町公民館・文化会館外壁等改修工事請負契約の締結について	

	て	1 6
○議案第 1 0 1 号	矢巾勤労者共同福祉センターに係る指定管理者の指定等に関し 議会の議決を求めることについて	1 8
○議案第 1 0 2 号	矢巾町民総合体育館及び矢巾町屋外運動場に係る指定管理者の 指定等に関し議会の議決を求めることについて	1 9
○発議案第 6 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改 正する条例について	2 1
○議案第 1 0 3 号	平成 3 0 年度矢巾町一般会計補正予算（第 4 号）について	2 3
○議案第 1 0 4 号	平成 3 0 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	2 3
○議案第 1 0 5 号	平成 3 0 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） について	2 3
○議案第 1 0 6 号	平成 3 0 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正 予算（第 2 号）について	2 3
○議案第 1 0 7 号	平成 3 0 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 2 号）について	2 3
○議案第 1 0 8 号	平成 3 0 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 2 号）につい て	2 3
○仮議長を選任を議長に委任することについて		2 6
○散 会		2 7

## 第 2 号（1 2 月 6 日）

○議事日程	2 9
○本日の会議に付した事件	2 9
○出席議員	2 9
○欠席議員	2 9
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員	2 9
○職務のために出席した職員	3 0
○開 議	3 1
○議事日程の報告	3 1
○一般質問	3 1

1	長谷川 和 男 議員	3 1
2	昆 秀 一 議員	4 3
3	高 橋 安 子 議員	7 9
4	村 松 信 一 議員	9 6
○散 会		1 1 6

第 3 号 (12月7日)

○議事日程	1 1 7	
○本日の会議に付した事件	1 1 7	
○出席議員	1 1 7	
○欠席議員	1 1 7	
○地方自治法第121条により出席した説明員	1 1 7	
○職務のために出席した職員	1 1 8	
○開 議	1 1 9	
○議事日程の報告	1 1 9	
○一般質問	1 1 9	
1	水 本 淳 一 議員	1 1 9
2	齊 藤 正 範 議員	1 3 4
3	赤 丸 秀 雄 議員	1 5 3
4	廣 田 清 実 議員	1 8 1
○散 会	1 9 8	

第 4 号 (12月10日)

○議事日程	1 9 9
○本日の会議に付した事件	1 9 9
○出席議員	1 9 9
○欠席議員	1 9 9
○地方自治法第121条により出席した説明員	1 9 9
○職務のために出席した職員	2 0 0
○開 議	2 0 1

○議事日程の報告	201
○一般質問	201
1 川村農夫議員	201
2 小川文子議員	215
3 川村よし子議員	235
4 山崎道夫議員	256
○散会	277

#### 第 4 号 (12月13日)

○議事日程	279
○本日の会議に付した事件	279
○出席議員	279
○欠席議員	280
○地方自治法第121条により出席した説明員	280
○職務のために出席した職員	280
○開議	281
○議事日程の報告	281
○交通に関する調査特別委員会報告について	281
○議案第103号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算(第4号)について	285
○議案第104号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	285
○議案第105号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	285
○議案第106号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について	285
○議案第107号 平成30年度矢巾町水道事業会計補正予算(第2号)について	285
○議案第108号 平成30年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第2号)について	285
○発議案第7号 交通に関する調査特別委員会の廃止について	288
○閉会中の継続審査の申出について	289

○閉会中の継続調査の申出について .....	2 8 9
○閉会中の議員の派遣について .....	2 9 0
○町長挨拶 .....	2 9 0
○閉 議 .....	2 9 1
○署 名 .....	2 9 3

## 議 案 目 次

平成30年矢巾町議会定例会12月会議

1. 議案第 94号 紫波、稗貫衛生処理組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
2. 議案第 95号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
3. 議案第 96号 矢巾町自殺対策計画審議会設置条例の制定について
4. 議案第 97号 岩手県収入証紙購入基金条例の制定について
5. 議案第 98号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
6. 議案第 99号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
7. 議案第100号 矢巾町公民館・文化会館外壁等改修工事請負契約の締結について
8. 議案第101号 矢巾勤労者共同福祉センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
9. 議案第102号 矢巾町民総合体育館及び矢巾町屋外運動場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
10. 発議案第 6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
11. 議案第103号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について
12. 議案第104号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
13. 議案第105号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
14. 議案第106号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について
15. 議案第107号 平成30年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について
16. 議案第108号 平成30年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について
17. 交通に関する調査特別委員会報告について

18. 発議案第 7号 交通に関する調査特別委員会の廃止について
19. 閉会中の継続審査の申出について
20. 閉会中の継続調査の申出について
21. 閉会中の議員の派遣について

平成30年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第1号）

平成30年12月4日（火）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 請願・陳情
  - 30 請願第4号 消費税10%への引上げ中止を求める請願
- 第 4 議案第 94号 紫波、稗貫衛生処理組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 第 5 議案第 95号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 第 6 議案第 96号 矢巾町自殺対策計画審議会設置条例の制定について
- 第 7 議案第 97号 岩手県収入証紙購入基金条例の制定について
- 第 8 議案第 98号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 99号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第100号 矢巾町公民館・文化会館外壁等改修工事請負契約の締結について
- 第11 議案第101号 矢巾勤労者共同福祉センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第12 議案第102号 矢巾町民総合体育館及び矢巾町屋外運動場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第13 発議案第 6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第103号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について
- 第15 議案第104号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第16 議案第105号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に



ついて

- 第17 議案第106号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算  
(第2号) について
- 第18 議案第107号 平成30年度矢巾町水道事業会計補正予算(第2号) について
- 第19 議案第108号 平成30年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第2号) について
- 第20 仮議長の選任を議長に委任することについて

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 出席議員(17名)

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
18番	廣田光男	議員			

### 欠席議員(1名)

17番 米倉清志 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	水本良則	君
総務課長	山本良司	君	企画財政課長 兼政策推進室	佐藤健一	君
会計管理 兼出納課長	稲垣讓治	君	住民課長	浅沼	仁君

福祉・	菊池由紀君	健康長寿課長	田村英典君
子ども課長			
産業振興課長	菅原弘範君	道路都市課長	村松亮君
農業委員会			
事務局長	佐々木忠道君	上下水道課長	山本勝美君
教育長	和田修君	学務課長	村松康志君
社会教育課長	野中伸悦君	特命担当課長	藤原道明君
特命担当課長	村松徹君	代表監査委員	吉田功君
農業委員会会長	米倉孝一君		

#### 職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田孝君	係長	藤原和久君
主査	佐々木睦子君		



---

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、17番、米倉清志議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

ただいまから平成30年矢巾町議会定例会を再開します。

これより12月会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 諸般の報告

○議長（廣田光男議員） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

まず、当職より議会関係報告をいたします。

（議長 議会関係報告）

○議長（廣田光男議員） 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。  
高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（廣田光男議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田光男議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

8番 藤原梅昭議員

9番 川村農夫議員

10番 山崎道夫議員

の3名を指名します。

---

#### 日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田光男議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の12月会議の会議期間は11月26日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から12月13日までの10日間としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 異議なしと認めます。

よって、12月会議の会議期間は本日から12月13日までの10日間と決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付しました会議日程案のとおりでありますので、ご了承を願います。

---

### 日程第3 請願・陳情

#### 30請願第4号 消費税10%への引上げ中止を求める請願

○議長（廣田光男議員） 日程第3、請願・陳情を議題とします。

11月26日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。30請願第4号 消費税10%への引上げ中止を求める請願については、会議規則第92条第1項の規定により総務常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、30請願第4号については総務常任委員会に付託して審査することに決定をいたしました。

---

### 日程第4 議案第94号 紫波、稗貫衛生処理組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

○議長（廣田光男議員） 日程第4、議案第94号 紫波、稗貫衛生処理組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第94号 紫波、稗貫衛生処理組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本町が構成団体である紫波、稗貫衛生処理組合が平成31年3月31日をもって解散することに伴い、解散後の同組合の事務の承継及び決算の認定について規約に定める必要があることから、地方自治法第286条第1項の規定により、同組合規約の一部変更について協議がありましたので、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第94号 紫波、稗貫衛生処理組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第95号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

○議長（廣田光男議員） 日程第5、議案第95号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第95号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

このたび岩手県市町村総合事務組合から構成団体であります紫波、稗貫衛生処理組合が平成31年3月31日をもって解散することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、構成団体数が減少すること、及び同組合同規約の一部を変更することについて協議がありましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第95号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第96号 矢巾町自殺対策計画審議会設置条例の制定について

○議長（廣田光男議員） 日程第6、議案第96号 矢巾町自殺対策計画審議会設置条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第96号 矢巾町自殺対策計画審議会設置条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、自殺対策基本法に基づく矢巾町自殺対策計画の策定、変更及び検証に関する事項に関して調査、審議する町長の附属機関として矢巾町自殺対策計画審議会を設置するものであります。

その内容は、住民組織の代表、岩手県内の精神科医及び自殺対策を専門とする行政機関の職員等のうちから町長が委嘱する委員10名以内をもって審議会を組織すること。審議会の会議等について規定をするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番、昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） この委員については、公募による委員選出は考えておられないのかお伺いたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

現在のところは、公募というよりも矢巾町の自殺の課題に沿った分野の委員にそれぞれお願いしていくというところで検討しておりますこととお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） ということは、今は考えていないというか、これからも考えないということでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 今年度から矢巾町の計画が動いているわけですが、今年度からやっぱりこの検証していきたいということで現在のところは考えていない。ただ今後については、また進めながらいろいろ検討していきたいということをお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

14番、小川文子議員。



○14番（小川文子議員） 本町の自殺の傾向として子ども、若者が多いという報告がございました。公表できる範囲で年代別の自殺の状況についてお知らせを願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

非常に個別の案件でございまして、警察統計等で把握されている内容でございしますが、やっぱり20代男性、そしてまた40代の男性、そしてまた20代から40代の女性、そして60歳以上の女性というところが特徴ですが、若者、20代、30代の男性といったところが若者の範囲の中に入ってくるかなというところをお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論を終わります。

採決に入ります。議案第96号 矢巾町自殺対策計画審議会設置条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第97号 岩手県収入証紙購入基金条例の制定について

○議長（廣田光男議員） 日程第7、議案第97号 岩手県収入証紙購入基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第97号 岩手県収入証紙購入基金条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例は、新たな基金として岩手県収入証紙購入基金の設置を行うこととし、そ

の基金の運用及び管理に関し定めるものであります。この基金は、岩手県への諸申請の手数料などを納付するための岩手県収入証紙を購入するために設置し、岩手県収入証紙の売りさばき事務を円滑かつ効率的に行うことにより住民サービスの充実を図るものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第97号 岩手県収入証紙購入基金条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第98号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部  
を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第8、議案第98号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第98号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、本年8月に人事院が国家公務員の給与改定に関する勧告を行い、それに基づき国が特別職の国家公務員の給与に関する法律を改正することを踏まえ、

町長等の特別職の期末手当に関し、所要の改正をするものであります。

その改正内容であります。国においては、官民格差に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、特別職の国家公務員の期末手当の支給を引き上げたことから、町長等の特別職の期末手当の支給月数を1.752カ月分から1.775カ月分と0.05カ月分引き上げる改定を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

7番、昆秀一議員。

（7番 昆 秀一議員 登壇）

○7番（昆 秀一議員） 議席番号7番、昆秀一でございます。私は、議案第98号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について反対し、討論いたします。

まず、この議案については、我々議員の期末手当の引き上げということになるわけでございます。そもそも議員に期末手当、つまりボーナスというものがあること自体私には理解ができなかったのでございますけれども、その引き上げに対して、さらに議員みずから賛否を判断することにも矛盾を感じるものであります。この期末手当の増額は、人事院勧告によるものということではありますが、一般職員であれば理解はできるのですけれども、特別職まで人事院の勧告に従う必要があるものではないかと疑問であります。

現在地方議員のなり手が不足していると全国で問題となっております。その議員のなり手不足解消のために報酬などを増額するのであれば、しっかりと議論していく必要があるのだと思います。そうでない増額には、私は納得できず、賛成できません。

したがって、本議案第98号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について反対するものであります。議員各位の懸命なる判断を賜りますようお願いして私の反対討論といたします。

○議長（廣田光男議員） 他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第98号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第99号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第9、議案第99号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第99号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、本年8月に人事院が国家公務員の給与改定に関する勧告を行い、それに基づき国が一般職の国家公務員の給与に関する法律を改正することを踏まえ、本町の一般職の職員の給与に関し、所要の改正をするものであります。

その改正内容であります。国においては、官民格差に基づき俸給表を平均0.16%引き上げたこと、及び勤勉手当の支給月数を1.8カ月分から1.85カ月分と年間0.05カ月分引き上げることに準じ、本町の一般職の職員の行政職給料表及び医療職給料表の改定並びに勤勉手当の支給月数の改定を行い、給料表の改定については、平成30年4月1日から適用するものであります。

また、宿日直手当につきましても、国と同様に宿日直手当4,200円を4,400円とし、平成30年4月1日から適用するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質

疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 討論を終わります。

採決に入ります。議案第99号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第100号 矢巾町公民館・文化会館外壁等改修工事請負契約の締結について

○議長(廣田光男議員) 日程第10、議案第100号 矢巾町公民館・文化会館外壁等改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第100号 矢巾町公民館・文化会館外壁等改修工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、矢巾町公民館及び文化会館の外壁等を改修するものであります。

主な工事概要は、矢巾町公民館及び文化会館外壁の亀裂等に対するタイルの部分張りかえ、セメント系注入剤による補修、屋根及びバルコニー等の防水シートによる改修を施工するものであります。施工業者は、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定に基づき11月5日付で条件付一般競争入札の公告を行い、受け付け期限の11月19日までに株式会社水清建設、タカヨ建設株式会社、以上2社から参加申請があり、11月21日9時28分から入札を執行した結果、株式会社水清建設が一金1億2,800万円で落札し、この金額に8%の消費税及び地方消費税を加算した金額一金1億3,824万円で契約の締結を行うものであります。

なお、落札率は99.7%となっております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 公民館と田園ホールの塗装ということなのですが、これから冬になるわけですが、期間はどれくらいかかるのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたします。

期間につきましては、30年、31年の2カ年の負担行為で行いますので、工事自体は、今年度は主に足場の組み立てと資材調達で31年度に本工事という形で12月までの工事期間となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

9番、川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） 外壁工事ということに関しての業者の資格要件についてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） 今回の一般競争入札の業者の資格につきましては、岩手県営建設工事入札参加資格、建築工事のA級、こちらを条件ということでしたし、エリアにつきましては、矢巾町、盛岡市または紫波町に本店、支店、営業所を有する者というエリア決め、主な条件につきましては、その業者の選定を行ったところでございます。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第100号 矢巾町公民館・文化会館外壁等改修工事請負契約の締結に

ついてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第101号 矢巾勤労者共同福祉センターに係る指定管理者  
の指定等に関し議会の議決を求めることにつ  
いて

○議長(廣田光男議員) 日程第11、議案第101号 矢巾勤労者共同福祉センターに係る指定管  
理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第101号 矢巾勤労者共同福祉センターに係る指定管理者の指定等  
に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾勤労者共同福祉センターの管理については、一般財団法人盛岡地区勤労者共同福祉セ  
ンターが平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間の指定を受けておりますが、  
引き続き、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間の管理を行わせるべく地方  
自治法第244条の2の第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定については、平成16年度から3期15年間行ってきた盛岡地区勤労者共同  
福祉センターによる同施設の管理運営が良好であり、隣接する大ホール及び体育館を所有し  
ておりますことから、一体的に管理することで施設全体の内容を熟知し、経費の縮減に努め、  
利用者に対するサービスの向上を図っているなどの実績を評価した上で今後においても施設  
の適切かつ効率的な管理運営が見込まれる矢巾町流通センター南一丁目2番7号、一般財団  
法人盛岡地区勤労者共同福祉センター理事長、谷藤裕明が指定管理者として最適であると判  
断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定を適用し、  
公募によらない指定管理者の候補団体として選定したところであります。

なお、指定管理者を再指定するに当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運  
営を図るため、協定の内容の見直しを含め町として指定管理者に対し、改善すべきところは

積極的に指導してまいる所存であります。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第101号 矢巾勤労者共同福祉センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第102号 矢巾町民総合体育館及び矢巾町屋外運動場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

○議長（廣田光男議員） 次に、日程第12、議案第102号 矢巾町民総合体育館及び矢巾町屋外運動場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

今体協の理事である者は退席をしております。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第102号 矢巾町民総合体育館及び矢巾町屋外運動場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町民総合体育館及び矢巾町屋外運動場の管理については、特定非営利活動法人矢巾町体育協会が平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間の指定を受けておりますが、



引き続き平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間の管理を行わせるべく地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定については、平成18年度から3期13年間行ってきた矢巾町体育協会による同施設の管理運営が良好であり、本町との連携を図りながら競技スポーツ及び生涯スポーツの推進と町民一人一人の心身の健康維持のための各種事業を行っており、経費の縮減に努めつつ、利用者に対するサービスの向上を図っているなどの実績を評価した上で今後においても施設の効果的かつ効率的な管理運営が見込まれることから特定非営利活動法人、矢巾町体育協会会長、村松正夫を指定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定を適用し、公募によらない指定管理者の候補団体を選定いたしましたところであります。

なお、指定管理者を再指定するに当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、協定の内容の見直しを含め、町として指定管理者に対し、改善すべきところは積極的に指導してまいり所存であります。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 屋外運動場の件ではなくて体育館のことですけれども、ここ30年ほど100%の利用率になっておりますが、今後高齢化が続くので、やはり年配の方たちも運動できるような、そういう対策が必要だと思っておりますが、この条例とは関係ないとは思いますが、これとは別ですけれども、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 体育施設の利用についてということですか。

○13番（川村よし子議員） はい。

○議長（廣田光男議員） そうすると、今の提案されている指定管理者とは直接関係はございませんね。川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 体育館を利用したくても、なかなか入られないということで町内から、ドッチボールがなくなったので、お母さん方からは最近は何もないですが、利用したくても予約が多いということで、そういう声が聞こえますが、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） それでは、特別に取り計らいます。

教育長、ご所見がありましたらお尋ねします。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まず総合体育館のほうの利用率が非常に高いということ、これは町民スポーツの振興ということで非常に好ましいことだと思います。そういう中で利用したくても利用できない人がいるということについては、これは調整をしていかなければいけないことだと、そう思います。それは、いろいろ鋭意努力していきたいと思ひますし、調査を重ねてまいりたいと思ひます。ということで答弁とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論を終わります。

採決に入ります。議案第102号 矢巾町民総合体育館及び矢巾町屋外運動場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

それでは、退席されておりました議員は、復帰いたしました。

---

日程第13 発議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第13、発議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は、表題のみとします。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

9 番、川村農夫議員。

( 9 番 川村農夫議員 登壇 )

○ 9 番 ( 川村農夫議員 ) 発議案第 6 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、議案第 98 号、特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正と同様に、本年 8 月の人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与に関する法律の改正を踏まえ、議会の議員の期末手当に関し、所要の改正をするものであります。

その改正内容であります、本町の議会の議員の期末手当の支給月数を 1.725 カ月分から 1.775 カ月分と 0.05 カ月分引き上げる改定を行うものであります。

なお、この条例は、平成 30 年 12 月 1 日から適用するものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○ 議長 ( 廣田光男議員 ) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

( 「なし」 の声あり )

○ 議長 ( 廣田光男議員 ) 質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

( 「なし」 の声あり )

○ 議長 ( 廣田光男議員 ) 討論を終わります。

採決に入ります。発議案第 6 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

○ 議長 ( 廣田光男議員 ) 起立多数であります。

よって、発議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を 11 時 15 分とします。

午前 10 時 57 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○ 議長 ( 廣田光男議員 ) 休憩前に引き続き、再開をします。

- 
- 日程第14 議案第103号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）  
について
- 日程第15 議案第104号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計  
補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第105号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補  
正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第106号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事  
業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第107号 平成30年度矢巾町水道事業会計補正予算（第  
2号）について
- 日程第19 議案第108号 平成30年度矢巾町下水道事業会計補正予算  
（第2号）について

○議長（廣田光男議員） お諮りします。

日程第14、議案第103号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について、日程第15、議案第104号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第16、議案第105号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、日程第17、議案第106号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第18、議案第107号 平成30年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について、日程第19、議案第108号 平成30年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について、この補正予算6議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第103号から日程第19、議案第108号までの6議案については一括上程することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました6会計の平成30年度補正予算につきまして

てご説明を申し上げます。

議案第103号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、1款町税の個人町民税、固定資産税及び軽自動車税、13款国庫支出金の保育所運営費負担金及びブロック塀、冷房設備対応臨時特例交付金、14款県支出金の保育所運営費負担金、15款財産収入の土地売却収入、16款寄附金の一般寄附金、20款町債の小学校施設整備事業債、中学校施設整備事業債及び一般単独事業債を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、職員の新陳代謝、給与改定等による人件費の総額のほか、2款総務費の企画総務事業及び財政調整基金積み立て事業、3款民生費の認定こども園施設型給付事業及び子ども医療費助成事業、4款衛生費の予防接種事業、8款土木費の道路維持補修事業及び矢巾スマートインターチェンジ関連道路整備事業、10款教育費の小学校整備事業及び中学校整備事業を増額補正とし、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ11億8,411万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億7,224万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第104号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、3款県支出金の保険給付費等交付金、7款諸収入の一般被保険者返納金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款保険給付費の療養給付費及び高額療養費、7款諸支出金の償還金を増額補正し、1款総務費の一般管理費、4款保健事業費の疾病予防費を減額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ588万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億67万6,000円とするものであります。

続きまして、議案第105号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、3款繰入金を増額補正し、同額を歳出の2款広域連合納付金に増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億266万3,000円とするものであります。

続きまして、議案第106号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、3款繰入金を増額補正し、同額を歳出の2款土地区画整理事業費の矢幅駅前地区事業に増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,604万9,000円とするものであります。

続きまして、議案第107号 平成30年度矢巾町水道事業会計補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち支出の第1款水道事業費用の営業費用を225万円増額して、総額を5億4,076万4,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち支出の第1款資本的支出の建設改良費及び返還金を235万9,000円増額して総額を18億2,906万4,000円とするものであります。

続きまして、議案第108号 平成30年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち、支出の第1款公共下水道事業費用の営業費用を243万1,000円増額して、総額を6億8,737万2,000円とし、第2款農業集落排水事業費用の営業費用を103万2,000円増額して、総額を3億6,495万5,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち収入の第2款農業集落排水資本的収入の県補助金を25万円を増額して総額3,268万8,000円とし、支出の第1款公共下水道資本的支出の建設改良費を1,373万1,000円を増額して、総額を5億1,030万4,000円とするものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第103号から議案第108号までの6議案については、会議規則第39条の規定により予算決算常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定をいたしました。

ただいま予算決算常任委員会に付託した補正予算の6議案については、12月13日午前10時までに審議を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、こ

れにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、6議案につきましては予算決算常任委員会において12月13日午前10時までに審議を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いします。

ここで暫時休憩をします。

高橋町長ほか参与の方々には退席されて結構でございます。

午前11時22分 休憩

午前11時24分 再開

○議長(廣田光男議員) 再開します。

日程第20 仮議長の選任を議長に委任することについて

○議長(廣田光男議員) 日程第20、仮議長の選任を議長に委任することについてを議題とします。

お諮りします。

米倉副議長が病氣療養で入院していることから、地方自治法第106条第3項の規定により、この会議期間中における仮議長の選任について、議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

ここで仮議長の選任についてご説明とご賛同をお願いしたいと思います。

私の事故があった場合、副議長がただいまのように入院しておりますので、私も不在となると議会運営ができない状況になります。仮議長は議長及び副議長ともに事故があるときに議長の職務を行う議員のことであり、その場合、仮議長を選挙して議長の職務を行わせるものとされています。しかしながら、議長及び副議長ともに事故があるときに備えて、仮議長の選挙を行わないで済むように、地方自治法第106条第3項の規定によってあらかじめ仮議長の選任を議長に委任することができることとなっております。そのことから仮議長の委任について議決を求めるものであります。

私が仮議長を指名いたしますので、よろしく願いたいと思います。仮議長につきまし

ては、本議会は一般質問は12名の諸君の予定になっておりますので、この12名から私と副議長を除く者の中から選任したいと思いますので、代表者会議を開いてやまゆり会の藤原由巳議員にお願いすることにしましたので、ご了解をいただきたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

---

○議長(廣田光男議員) 以上で本日の議事日程は終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、あす5日は休会、あさって12月6日には一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時27分 散会





平成30年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第2号）

平成30年12月6日（木）午前10時00分開議

議事日程（第2号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
18番	廣田光男	議員			

欠席議員（1名）

17番 米倉清志 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	水本良則	君
総務課長 兼選挙管理 委員会書記	山本良司	君	企画財政課長 兼政策推進 室	佐藤健一	君
会計管理課長 兼税務納 出課室	稲垣讓治	君	住民課長	浅沼	仁君

福祉・	菊池由紀君	健康長寿課長	田村英典君
子ども課長			
産業振興課長	菅原弘範君	道路都市課長	村松亮君
農業委員会			
事務局長	佐々木忠道君	上下水道課長	山本勝美君
教育長	和田修君	学務課長	村松康志君
社会教育課長	野中伸悦君	特命担当課長	藤原道明君
特命担当課長	村松徹君	代表監査委員	吉田功君
農業委員会会長	米倉孝一君	選挙管理委員会 職員事務代理	廣田政夫君

**職務のために出席した職員**

議会事務局長	吉田孝君	係長	藤原和久君
主査	佐々木睦子君		

---

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、17番、米倉清志議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（廣田光男議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

12番、長谷川和男議員。

1 問目の質問を許します。

（12番 長谷川和男議員 登壇）

○12番（長谷川和男議員） 議席番号12番、矢巾明進会、長谷川和男でございます。それでは、第1問目の質問に入らせていただきます。

町長の再選出馬について伺います。高橋町長は、来年4月29日の任期満了に伴う町長選に再選を目指し、無所属で立候補する意向を先月4日に意思表示をされ、常に町民の信頼性も高く、このたびの報道による表明は、町民の期待に応えたものと思われまことから以下お伺いをいたします。

1 点目、次期町政を担う決意について改めてお伺いします。

2 点目、本町は、県内外から注目されていることから、さらに施策を確実に実行するため、政策顧問あるいは政策秘書が必要であると考えられる。本町は、岩手医科大学の進出により、医療都市革命とも言えるような県の中核を担う大革命の渦中にあり、そこにはこれまで町として経験したことのない重要課題が山積している。この課題に対応するため、役場の組織体制を適時に更新され、実務担当レベルを強化、充実されたことについては、評価をしております。現下の状況を鑑みると、町政のかじ取りの大局的な観点から高橋町

長の傍らで支える政策顧問のような役目も必要な節目であると考えているが、所見をお伺いするものであります。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 12番、長谷川和男議員の町長の再選出馬についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、私は町長に初当選以来、矢巾の自立と変革を目指し、町政を担わせていただいておりますが、改めてその責任の重さに身が引き締まる思いであります。今後のことにつきましては、議員各位を初め町民の皆様方のご理解とご支援をいただくことができるのであれば、ぜひ2期目に挑戦をさせていただきたいと思っております。

そのためには、これまでの事務事業を総点検し、かつ検証するとともに、議員各位の一般質問や予算決算常任委員会の附帯決議、そして何よりも町民の皆様のご意見、ご提言をしっかりと踏まえながら最優先課題として子育て支援と教育環境の充実、人生100年時代に向けての保健、医療、福祉の充実、特にも障がい者及び高齢者福祉の充実。次に、人口減少問題に対応した住宅政策、若者や女性が働く場の確保のための企業誘致、農商工業の振興と地域の活性化、ごみの減量化や省エネ、温暖化対策などの環境問題への取り組み、地域の安全、防災対策の充実、スポーツと芸術文化の振興、そして国道4号盛岡南道路を初めとする道路交通網や道の駅などの社会資本整備、観光振興などの取り組みを通して本町の発展と町民福祉の向上のために粉骨砕身努力してまいりたいと覚悟であります。

2点目についてですが、平成28年度にさまざまな行政課題に対応するための機構改革を行い、町長を補助する体制を整えてきたところでありますが、ご指摘のように、本町にとって新たな行政課題も出てくると予想されることから、政策的な助言をする政策秘書または特別秘書の創設を検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） それでは、再質問させていただきます。

1点についてでございますが、先週12月1日に田園ホールで「矢巾の未来、みんなでつくろうまごころこめて」と題して高橋町長の町政報告会が多数の町民の方々が参加し、開催された報告会に出席された町民の皆さんも安心して任せられるなど感じたと思うところ

でございます。私は、矢巾町には歴史があり、先代の方々が築いてきた過去があって現在があるわけでございます。これから未来に託すためにも高橋町長の手腕に期待し、町政報告会での思いも込めて、次の1点についてお伺いします。

政策顧問または政策秘書の必要性については、ただいま高橋町長から、その方向で検討したいという答弁であり、ぜひ新年度から取り入れていただきたい。また、新たな枠組みのシステムとなると思うので、私は町長直属官として採用し、行政はもちろんのこと社会、経済、全般的にも知識に精通している方が望ましく、常に側近として意思疎通がわき、時には意見相違があっても、決してイエスマンではあってはならない人物像を願うが、町長の思いはどうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

まず今長谷川和男議員からイエスマンというお話があったのですが、私はやはりそういうことであってはならないと。特にもことしはまちづくり改革元年を掲げて機構改革、例えば特命担当課長の設置とか、またはそのことを踏まえて、もう横断的なプロジェクトを推進していかなければならない。そのためには、やはり大胆かつ緻密な政策、そしてそのためには、いわゆる一言居士というか、一家言を持った、そういった方に政策秘書などをお願いしたいという思いでおりますし、またはそのためにはもう副町長以下課長たちにも、やはりしっかりと仕事をしていただいた中での政策秘書の設置を議会、皆さん方のご同意をいただけるのであれば、そういう方向で検討させていただきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 次に、2問目の質問を許します。

○12番（長谷川和男議員） それでは、2問目の質問に入ります。

ウエルネスタウンとして目標する姿とその取り組みについて、町の変化についてお伺いします。

本町は、岩手医科大学やとなん支援学校、療育センターなどが開校し、附属病院の開院も間近となるなど、医療、福祉の環境が充実してきております。そのような中、町が地方創生のキーワードとしてウエルネスタウンを打ち出し、2年の歳月が経過したことから以下お伺いをします。

1点目に、ウエルネスタウンの目指す姿はどのようなものか改めて表明されたい。

2点目に、その取り組みにより、町として現在どのような変化が見られるようになったか示されたい。

以上、2点についてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ウエルネスタウンとして目指す姿と、その取り組みによる町の変化についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、ウエルネスタウンプロジェクトは、本町の強みであります健康や医療、福祉の分野における地域資源や岩手医科大学の移転という好機を生かした地方創生を進めるため、平成28年度から事業を推進しております。その中心となる考えは、健康をキーワードとした地域経済の活性化と生活の質の向上であり、将来は健康関連産業が町の経済を支える一つの柱となるとともに、住民の皆様がいつまでも自立した生活を送ることができる町の実現を目指しているところであります。

2点目についてですが、これまでの3年間にさまざまな機会を通してウエルネスタウンを目指す町の考えを発信したり、各種団体等に協力を呼びかけるなどの取り組みを行った結果、第7次総合計画でヘルスケアゾーンと位置づけている岩手医科大学周辺を中心とするエリアにおいて、個人病院や薬局、スポーツジム、健康志向の飲食店など、ヘルスケア関連を中心とした企業立地が進んできたものと認識しております。

また、町内全域を対象に本年度から実施しております健康チャレンジ事業につきましては、おかげさまで226人の町民の皆さんにご参加をいただいております。本町全体で健康に関する意識が着実に向上していると感じられることから、より一層の取り組みの浸透に注力、力を注いでまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） それでは、2点目の再質問、1点についてお伺いします。

ウエルネスタウンという言葉に町民の方々から最近町からの発信の中で横文字が多々あり、わかりづらいと聞く声を耳にすることが多くなってまいりました。ウエルネスとは健康な、心身並びに社会生活を得て、より積極的、創造的な健康を目指し、維持、発展させようとする生活行動のことというふうに言われていることですが、町民に対して

横文字を入れた場合、わかりやすい文を添えて発信されるよう願うが、このことについて伺います。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 私のほうからただいまのご質問にお答えいたします。

このウエルネスタウン事業につきましては、交付金事業ということで国のほうから補助をいただいて始めておる事業でございます。この事業がとりあえず31年度までの交付金事業ということで引き続きこの表記はする必要があるということだけのご理解いただきたいと思っております。

今お話ありました横文字の件でございますけれども、なかなかわかりづらい面もございますけれども、このウエルネスタウンという言葉が皆さんのほうに定着させていきたいということもございまして、今後お話ございました情報発信する際には、ご提言を踏まえまして、皆様にもわかりやすいような表記を添えるよう留意していきたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

今企画財政課長は型どおりの答弁ですが、もうこのウエルネスタウン、私もちょっと舌が回らないから、なかなか言いにくいところがあるのですが、いろいろ聞いたところ、住んでいるだけで健康な町と、やはり私はそういう情報発信していくことが、だから今後いろんなことを町民の皆さん方に発信するときには、そういうことをしっかり注釈をあれして、皆さんにわかりやすいような形でやっていきたいと思っておりますので、これは国の制度とか、仕組みがそうだからというよりも、町民の皆さんにわかっていただかなければ、これは浸透しないわけですので、そのことには今後しっかり取り組んでまいりますので、よろしく願いをいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「よろしいです」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 次に、3問目の質問を許します。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） それでは、3問目の質問に入らせていただきます。



3問目は、大学や企業との協定による効果についてお伺いをいたします。近ごろ地方公共団体と大学や企業等との協定締結の記事等、報道紙面に載らない日はないほどに感じております。本町でも例に漏れずもろもろの協定について各紙にたびたび掲載されております。協定締結は、町にとっては、手法の得意の分野と能力提携を期待するものであらうと思われます。しかし、この協定は、両刃の剣ともなり得るものであり、行為の契約の相手方とする場合、大学や企業にとっては独占的、排他的な効果を有するものであつてはならないと考えることから、以下お伺いをいたします。

1点目、各種の協定において協定趣旨から、その妥当性についてお伺いをします。

2点目、これまで本町が締結してきた協定について、期待される効果とこれまでの成果を示していただきたい。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 大学や企業との協定による効果についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、協定は、災害、まちづくり、地方創生、医療、福祉の分野で締結をさせていただいております。それぞれの協定には目的があり、産官、学官が連携することで、例えば災害における協定では、緊急時の対応を速やかに行うことが可能となります。それぞれの協定は、まちづくりを進める上での効果があり、その締結は妥当なものと考えております。

2点目についてですが、例えば大阪大学の大学との協定では、フューチャーデザイン、ここでも横文字が出てきたのですが、未来設計について研究し、実際に公共施設等総合管理計画等の計画策定の手法として採用しており、全国から注目を集めております。また、楽天株式会社、株式会社アマナとのインターネットサービス等を通じた地域活性化に係る包括連携協定では、楽天市場に矢巾町商店街をつくり、町内事業者の活性化を図ったほか、ふるさと納税でも実績を残すことができました。例示いたしました協定以外にも多くの実績を残しているところでありますが、今後におきましても協定の相手方とよく連携し、よりよいまちづくりに努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 3問目の再質問、1点についてお伺いします。

国の助成制度の地方創生事業として矢巾町でも取り組んでいるローカルブランディングの中での大阪大学との協定であると思うが、フューチャーデザインについて研究のことにテーマは、公共施設等総合管理の策定ということで、このフューチャーデザインの意味は、私もちょっと調べてみましたら、未来を予測し市場創造型、ブルーオーシャンの新事業や新精神を見出すための手法のこと、顧客調査や競合他社を分析し、新たな特徴をどうつけるかに苦労している企業が多い中でのこのフューチャーデザインということに本町では公共施設等総合管理計画の策定という題になっているわけですが、先月21日、大学院から来町して協議をされたようですが、この協定契約は、期間を定めているのか。また、本町からも大阪に出向いて協議もされるのか。また、経費等についてもいかようになっているのかも伺いし、また一つ、この楽天市場による矢巾町の商店街まちづくり、町内事業の活性化を図ってきたということですが、もちろんこの中には、ふるさと納税は素晴らしい実績も上げられておるところですが、ここの商店街関係の今までの効果、どのぐらいの今までにあったのかそれも含めて質問させていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 大阪大学との協定、契約につきましては、平成28年9月16日に協定を結んでございますけれども、先ほどお話ありました公共施設等総合管理計画、こちらの策定関係でフューチャーデザインを取り入れていくという内容でございますので、こちらの状況を見ながら詰めてまいりたいと思っておりますし、本町から大阪大学のほうの研究、調査のために出張することは、今もしてございますし、向こうからも担当教授のほうに来ていただいて、一部こちらで負担することもありますし、向こうからの自費でこちらのほうに来ていただいて研修会等もやっていただくといったこともやってございます。

あと楽天市場の商店街の効果につきましては、ふるさと納税の絡みでございますけれども、11月からふるさと納税、こちら総務省の指導もございまして、返礼品の見直しを行ったわけでございますけれども、見直し前は大体金額としましては、毎月1億円超得る部分、今年度は入ってきておりますけれども、見直し後は若干落ちまして6,000万円ほどということで若干見直しの影響があるのかなというふうには思っておりますけれども、取り扱い業者が矢巾町を主に取り扱って、ふるさと納税取り扱ってございますので、大きな効果があるのかなというふう感じてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 地方創生事業関連については、本町も多種にわたって取り組んでいるところでございますが、先般盛岡で監査会の記念式典のところで講師の方がお話ししておりましたが、地方創生の取り組みについては、まずはその結果については、地元が活躍しやすい、地元志向で取り組んでいくのが本当はいいことだと。ややもすれば中央型で進めているというようなことが全国的に見られるという講師のお話ありました。そして本町においても地元還元することが最終目的であるが、その取り組みについては、やはり地元企業等もしっかりと取り組んで最初から取り組んでいけるような体制をとっていただきたいということで、もしこれについてコメントがあるならばお聞かせを、町長、お願いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） まずふるさと納税のことについては、今進めております。そして、総務省からもいろいろご指導もあるわけございまして、その中で、今私どもが取り組んでいるふるさと納税、それから企業版のふるさと納税も、これはやはり国でも今余り活用されておらないので、やはり使い勝手のいいものに変えていきたいというような国の考え方もありますので、やはりそういうことをいち早く情報収集をして対応させていただきたいと。

それから、先ほど企画財政課長、今住民参加の手法はいろいろあるわけです。パブリックコメントとかアンケート調査とか、もう横文字が多くて、アウトリーチとか、これを覚えるだけでも大変なのですが、あとはモニターとか、もうその中で私が今あれなのは、フューチャーデザイン、実は今度矢巾に、フューチャーデザインの先進地だということで、農林水産省で研修に来たいということで、私もやはりこういう立場でしっかり勉強していかなければならないということで私なりに調べたところ、やはり今大事なのは、町としては双方向のコミュニケーション、そして顔の見える、そして顔の見えない双方向のコミュニケーションというのがあるわけです。例えば相手が見えるのは、サポーターとか、それからアウトリーチ、それから相手が見えない双方向としては、アンケート調査とか、パブリックコメントと。その中で矢巾町がこれからフューチャーデザインを通して取り組んでいきたいのは、やはりこれから住民参加、重層的な、やはりしっかり根づいたものにして

いかなければならない。その中での双方向のコミュニケーション。だから、今もう上下水道が先進的に取り組んでいるのですが、その中でのやはりサポーター、こういうやはり私どもの町政を進めていくのを理解してもらえるそういったサポーターをこれからつくっていくことが非常に大事ではないのかなということで重層的な取り組み、双方向のコミュニケーション、そして顔の見える取り組み、それがフューチャーデザインとして今後定着していく大きな礎になるのではないのかなと、こう思っておるので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 次に、4問目の質問を許します。

○12番（長谷川和男議員） 4問目の質問に入ります。本町の将来人口目標3万人についてお伺いします。

現在全国の地方公共団体が最重要課題として取り組んでいることは、人口減少対策ではないかと思われまます。対策を講じず怠ると、その自治体では人口減少による社会変化が起き、あらゆる持続可能な社会保障制度の維持が困難な状態とされています。

本町においては、少子化対策として子育て支援や若者定住支援など各種の支援策があり、徐々にその成果があらわれてきており、評価しております。本町の将来人口目標3万人に向けて町営住宅の老朽化に伴う今後の対策と土地の利活用について以下お伺いします。

1点目、矢巾住宅団地は、昭和42年から44年に33戸ほどの戸建て住宅として建てられ、現在は29戸に入居者があり、1戸は修繕ができず空き家になっているところである。52年の年数が経過しており、当時の建築状況から見ても、かなり住居としての傷みがあるのではないかと。また、現在入居されている町民の方々も不便さを感じているものと思われる。矢巾住宅団地の今後の方針についてお伺いします。

矢巾住宅の位置的な環境状況から、総面積1,450坪を要していることから現在の入居されている方々も含め民間のノウハウを活用しながら主に子育て世代を対象とした定住促進住宅を整備し、子育てしやすい安心して定住できる生活環境である高層住宅を検討すべきと考えるが、町の考え方を伺います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 本町の将来人口目標3万人についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、矢巾住宅の今後の方針については、現在行っております矢巾町

町営住宅整備方針検討業務委託の中で町営住宅の適正な管理戸数や現状課題の整理のほか、町営住宅入居者の意向を把握するためのアンケート調査結果をもとに矢巾住宅を含めた今後の町営住宅全体の整備方針について検討しているところであります。この整備方針の検討では、矢巾住宅を初めとする年数が経過した町営住宅の将来について、建てかえや用途廃止を視野に入れつつ修繕を行いながら長寿命化を図る住宅の方向づけを行うとともに、民間賃貸住宅市場や家賃補助制度の活用可否についてもあわせて検討することとしております。

2点目についてですが、子育て世代を対象とした定住促進住宅については、他県の先進事例を研究した結果、本町での適用も可能であると捉えております。したがいまして、現在矢巾住宅を含めた今後の整備方針を検討しているところであり、矢巾住宅における現状の平家の戸建てを集約する形での建てかえということであれば、敷地の有効活用と同時に、子育て世帯を対象とした定住促進住宅の検討もすべきものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） それでは、4問目の再質問に入らせていただきます。

本町の公営住宅は老朽化が進んで、耐震、安全性上も建てかえが急務であると考えているものでございます。総務常任委員会において、全国の自治体で同じ問題を抱え、いろいろな取り組みを推進しているところを研修してまいりました。大阪府岬町での取り組みを視察研修、岬町では3階建て町営アパートを7棟全部を解体中で1棟が9階建て建築、集合住宅完成以来、この入居者は新たな入居者が多く、町外からの入居者もたくさんあり、従来の入居者で高齢の方からお伺いしましたところ、いかがですかと聞きましたら、非常に住み心地がよく、以前のアパートというか、集合住宅より非常にいいですと喜んでおりました。この方は、もう90近い方でしたので、このことでちょっとお聞きしたところでございますが、また昨年11月に神奈川県山北町定住促進住宅整備事業について研修してまいりました。山北町では、新たな定住者と地域の拠点づくり、町の顔づくり取り組みと題して民間のノウハウを制し、良質な住宅環境の提供を目指す町内の事業者の参加を促進して国の交付金と家賃収入の範囲内で事業採算性を見て実施、計画を平成22年に計画をして28年3月に完成させ、ほとんどが新たな町外入居者であったということでございます。

この件については、さきに委員会報告もしておりますが、やはり事業立案計画は、この

2町の例から見ると、町長の決断があってできることであり、この事業に対する町長の考え方を再度お伺いをいたします。

特に神奈川県山北町は、歴史的にも本町と深いつながりがあります。旧徳田村河村に住む河村秀清の末裔、河村仁左衛門秀敬家と深い由来のある山北町でもあったことを申し添えますが、この前段のほうのことについて再質問させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず、実はこのことについては、長谷川和男議員からもご質問があった内容については、宮城県の色麻とか、それから秋田の大潟村なのです。私もこ間大潟村の高橋村長さんともお会いすることがあってお話をさせていただいたのですが、やはり今視察をさせていただいたところ、またはトップの方からお聞きしたこと、やはり民間活力のノウハウをしっかりと活用することが大事なのだということで、だから私どももこれは答弁の中ではちょっと控え目な答弁をさせていただいたのですが、いずれこれはもう前向きに矢巾住宅に限らず建てかえ、そして今住んでいらっしゃる方々にも、先ほど長谷川和男議員の再質問の中によかったなと今住んでいる方にも言われるような、またこれから住んでいただける方々にもよかったと言えるような、やはりその形をつくっていききたいなということで、このことについては、もう喫緊の課題でもありますし、しっかり取り組んでまいりますので、ひとつご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、5問目の質問を許します。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 5問目の質問に入らせていただきます。

第7次矢巾町総合計画の事業達成への決意と意気込みについてお伺いをいたします。

高橋町長は、就任して間もなく平成28年度を初年度とし策定された第7次矢巾町総合計画、期間は28年度から35年度までの8年間でございますが、来年度が中間年度となります。これまで高橋町長がみずから策定した総合計画の達成に向けて先見力と判断力、そして何よりも実行力で町政のかじ取りに邁進してきたことは疑う余地もございません。

その成果として、矢巾スマートインターチェンジなどが挙げられますが、人口減少等に

より土地利用対策など重要課題についての取り組みは、まさに今がクライマックスを迎えているところであります。そこで道半ばではあるが、第7次矢巾町総合計画について、国道4号盛岡南道路の建設計画などにこれからどのような姿勢で臨まれるのか高橋町長の所見をお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 第7次矢巾町総合計画の事業達成への決意と意気込みについてのご質問にお答えいたします。

「希望と誇りと活力にあふれ、躍動する町やはば」を基本理念とし、7つのまちづくりの方針を定め、その実現に向けて施策を展開しておりますが、特に土地利用、保健医療、福祉政策、産業振興政策における課題を組織横断的に解決すべくまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる施策とあわせ、事業達成に向けてさらなる推進を図っているところであります。国道4号盛岡南道路の建設計画については、矢巾スマートインターチェンジや岩手医科大学附属病院、そして長徳橋へのアクセスルートとして重要路線となりますことから、国や県に本町の意向を強く要望を続けてまいります。

平成31年度は、後期計画の策定を進める年度となりますが、大きく変貌しようとしている本町のかじ取りを行う上でチャンスを実感し、将来にわたって住みやすい矢巾町をつくるべく町民の皆さんとの対話を大切にしながら邁進してまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 5問目の再質問に入ります。

これからの自治体運営は多岐にわたり、楽な道筋ではないと思います。平成32年度からは自治法改正により、新たな内部統制の評価を町民に告知の責任義務が定められるなど、きょう国会で改正水道法が可決される模様でございますが、これからの町政運営については、高橋町長さんにはしっかりと町民の目線と向かい合い、職務遂行に当たられ、次世代に誇れる行財政運営についてどのようなお考えをお持ちなのかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず私ども今事務事業を推進する上で月に1回程度係長、補佐たちを中心に会議を開い

ておりまして、やはりそういった事務事業推進をしていく上において、今後推進するだけではなく、必ず評価をしなければならない。だからよく言われるPDCAサイクル、このサイクルはやはりしっかり大事にしていかなければならない。特にも評価のところ、そしてその評価をした上でこれからどのような形にしていくか、また見える化をしていくことが私に課せられた課題でありますので、まず行政評価、それから行財政運営につきましても、今長谷川和男議員からお話ございましたように、町民目線はもちろんのこと、やはり現場に全て答えがあるわけですので、だから私は必ず職員には現場に出向いて、そこにどういう課題があるか。そしてこれを課題を解決するためにはどうすればいいか。だからそういったアイデアというか、知恵、そういうふうなものをしっかり醸成できるような、そのためにも職員の研修、これから本当に力を注いでやっていきたいなということで、やはりこの事務事業推進、評価も含めて職員をいかに人材育成していくかということが私に課せられた大きな課題だと思っておりますので、そのことにしっかり取り組んでまいりたいと思います。そこのところをひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ございますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） この質問に対しまして丁寧にお答えをいただきましてありがとうございました。これからはしっかりとお願いをしまして我々議員のほうも一生懸命努力してまいる所存でございます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（廣田光男議員） 所感が必要ですか。

○12番（長谷川和男議員） 終わります。

○議長（廣田光男議員） 以上で12番、長谷川和男議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を11時とします。

午前10時48分 休憩

-----  
午前11時00分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、7番、昆秀一議員。

1問目の質問を許します。

（7番 昆 秀一議員 登壇）



○7番（昆 秀一議員） 議席番号7番、一心会の昆秀一でございます。

まず最初に、投票率の向上についてご質問いたします。来年には町長選を初めとした選挙がありますが、ここ最近の投票率は低下傾向にあります。18歳の選挙権が導入されて2年余りたちますが、若い世代の政治離れは改善されていないように思います。そこで今後より多くの方に政治に対して興味を持ってもらい、住民参加の行政運営をするきっかけづくりのための投票率向上の取り組みについて以下お伺いいたします。

1点目、投票所の現状をどう捉え、改善すべきと考えているのでしょうか。

2点目、共通投票所を新たに設置してはどうでしょうか。

3点目、期日前投票所の増設と期日前投票の時間の弾力化をしてはどうでしょうか。

4点目、投票所への移動支援については、どのようになっているのでしょうか。

5点目、地域活性化と投票率向上の方法として、投票所来所証明書を発行し、それを持参した場合に飲食店などでのサービスや割引を受けられるようにしてはどうでしょうか。

6点目、インターネット投票ができるようにならないでしょうか。

7点目、学校での主権者教育にどう取り組んでいるのでしょうか。

以上であります。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 7番、昆秀一議員の投票率の向上についてのご質問にお答えいたします。

5点目についてですが、全国的には、投票所来所証明書を発行し、商店街等でサービスを受けることができる取り組みを行っている自治体もございますが、投票による選挙権の行使は民主主義の根幹であり、利益誘導によるものはふさわしくないものと考えことから、現時点では実施する予定はございませんが、まず選挙管理委員会においてできる投票率の向上の取り組みを進めてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 廣田選挙管理委員会委員長職務代理。

（選挙管理委員会委員長職務代理 廣田政夫君 登壇）

○選挙管理委員会委員長職務代理（廣田政夫君） 引き続き、投票率の向上についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、最近の選挙の投票率は、平成28年の参議院通常選挙では57.88%、

昨年の衆議院議員総選挙では60.37%と2.49ポイント増加し、そのうち18歳及び19歳の投票率は、それぞれの選挙で48.61%、50.87%と2.26ポイント増加している状況ではあるものの、全体的には6割程度となっており、10代の投票率も全体の投票率より低い状況ですので、投票率の向上には選挙権を持つ前からの民主主義の根幹である選挙制度に関する教育が重要であると考えております。

本町におきましては、平成27年度から矢巾町明るい選挙推進協議会が主催となって町内小中学校及び県立不来方高等学校での主権者教育を実施してきたところであり、県立盛岡とナン支援学校でも実施する予定であります。

2点目についてですが、昨年の衆議院議員総選挙では、全国で4市町が共通投票所を設置しましたが、共通投票所を設置する上では、二重投票の防止が課題であり、その対策として新たに設置する共通投票所と既存の各投票所を専用回線で結ぶシステム構築が必要であると考えております。当委員会といたしましては、システム構築、人員確保等に多額の費用が発生することから慎重に検討する必要があるものの、選挙人の利便性を考慮しつつ投票所全体のあり方を含めて検討していくこととしております。

3点目についてですが、本町の期日前投票所は、役場庁舎が町のほぼ中心地にあり、駐車場も広いことから1カ所に設置してまいりました。新たな期日前投票所の設置についての課題については、2問目の共通投票所と同様であります。例えば鉄道利用者をターゲットにして矢幅駅に通勤時間帯だけの設置ができないかなど、引き続き検討してまいります。また、期日前投票所の投票時間は、午前8時30分から午後8時までとしており、これまでの実績では午後7時30分を過ぎると投票者が半減することから、時間の延長は必要ないものと考えておりますが、2カ所目の期日前投票所設置の検討の際には、設置する施設の特性に合わせた時間設定も含めた検討をしてまいります。

4点目についてですが、全国的には送迎バスや循環バス等により移動支援を行っている自治体もございますが、利用率は低い状況となっております。現時点では、移動支援を行う予定はございませんが、今後の社会情勢の変化によっては検討していく必要があると考えております。

6点目についてですが、現時点では公職選挙法で制度化されていないため、実施することはできない状況であります。

以上、私のほうからお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

(教育長 和田 修君 登壇)

○教育長 (和田 修君) 引き続き、投票率の向上についてのご質問にお答えいたします。

7点目についてですが、学校教育における主権者教育として小学校では、6年生の社会の授業において政治のしくみや選挙制度の歴史について学び、その中で選挙権、国民の権利と義務について学んでおります。中学校では、3年生の社会公民で選挙制度についての授業のほか、1点目でお答えした主権者教育の模擬選挙の体験などを通して主権者としての意識、理解を高めるような取り組みを行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長 (廣田光男議員) 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○7番 (昆 秀一議員) まず学校での主権者教育についてお伺いいたします。

主権者教育というのは、自分自身と政治がかかわっていくために必要な知識や技能などを習得する教育のことですけれども、社会を動かしている政治というものをいかに自分事として捉えるようにできるのかというとても重要なものだと思うのですが、少し主権者教育について今まではしっかりと行ってこなかったことによるつけが若者の投票率の低下にもつながってきているように感じます。そこで今後はしっかりとこの主権者教育を行っていくことが必要に思います。その主権者教育の一つとして、新聞を題材にした学習というものがあります。現実社会のさまざまな出来事を伝えている新聞を教材とすることで現実の課題に対する自分の考えを深めることができ、非常にためになると思いますけれども、本町の学校ではどのようにN I Eを取れ入れられているのかお伺いいたします。

○議長 (廣田光男議員) 和田教育長。

○教育長 (和田 修君) お答えいたします。

先日岩手日報のほうで記事としてあがりました矢巾中学校の例を取り上げさせていただきました。中学校2年生の学級が壁新聞で最優秀賞をとりました。そのほかにも優秀賞をとりました。これは、随分長い歴史の中でここ数年ずっと県の表彰を受けているのが矢巾中学校です。新聞教育を継続的に行って、新聞を自分たちでつくることによって社会の問題、町の問題、そして学校の問題に真摯に向き合って記事を書いていくという非常にいい取り組みだと思っております。こういったことを取り上げながら小学校あるいは隣の北中学校ともどもそういうふうな新聞教育に進んでまいりたいと思っております。

また、別件でございますけれども、いわゆる子ども議会をやっております。この子ども議

会をやるということが政治に目を向けることに大きくつながることだと思っております。さまざまな工夫をしながら子ども議会、そしてこの議会ということに子どもたちに注目をさせることが子どもに政治に関心を向けさせる一番のことだと私は思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） もう一つ、主権者教育の一つとして先ほども申された模擬投票が非常に有効でありますし、その後の若者の政治に対する興味を高めて投票率の向上にもつながることです。そこでさらに実際の選挙に対しての模擬投票を行うことは、さらに有効だと思うのですが、そのような実際の候補による模擬投票はさまざまな効用があると言われております。

第1に、政治を自分事に行うことができること、投票に行く価値を見出して、そのためにさまざまな情報を集める、それが政治の自分事化に結びつくことにつながります。第2の効用に対しては、大人としての自覚が芽生える。第3に、自分自身がどういう問題にこだわって投票しているのか、こだわりを見つけることにつながる。第4に、選挙への抵抗感がなくなって投票が習慣化する。そして第5に、議論の活性化につながるということでもあります。これらの効用は、選挙ばかりではなく、豊かな人間性の構築にもつながっていくと思いますので、ぜひこれからの主権者教育の一つとして実際の選挙に即した投票を実施していただきたいと思うのですが、お考えをお聞かせください。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まず今昆議員のほうから提案されたことについては、非常にいい考えだと思っております。実際問題としてそれがどういうふうな形でできるかということは検討してまいりますけれども、ただ子どもたちの場合は、小学校であれば、児童会への選挙、中学校であれば生徒会の選挙、そういった形で選挙ということについては、子どもたちの意識は非常に高いです。ただ最近の選挙というのは、対立候補がなくて信任投票だけということになっておりますので、そのところが最近の傾向とは思いますが、そういう対立候補同士の意見の相違、それに対して子どもたちがどう考えるかということも大事にしていきたいなど、そう思います。

また、子どもたちの教育も必要ですが、私たちの背中を見せることも大事なのでは

ないかなど。大人の投票率が低い中で子どもたち、子どもたちというよりも大人の背中を見せるということで私もその責任をひとつ感じております。みんなでこれは考えていけないことだと思えます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） ぜひそういうことを検討していただいて、信任投票にならないような対立候補が出るような選挙をしていただきたいなというふうを感じるわけでございますけれども、選挙管理委員会に対してなのですけれども、選挙広報についてお聞きしたいのですけれども、提案もしたいと思うのですけれども、まず以前総務大臣がホームページに選挙広報を掲載することは法的には可能だと思うという国会答弁を契機として、総務省が全国の選管に対して選管ホームページに選挙広報をウェブ掲載することを認める通知を出しておりましたけれども、本町の扱いはどのようになっているのか。また、今後の扱いについてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本選挙管理委員会書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山本良司君） お答えいたします。

法的には、今議員さんおっしゃったとおりの状況でございますけれども、町のほうでは、特にホームページという形の掲載は取り扱ってはいないという状況でございます。また、これからの部分、先の部分については、制度はそのものできているわけでございますけれども、状況等見きわめながら取り組ませていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 今のところは考えていないというようではございますけれども、ホームページ上の選挙広報ですけれども、今の時代、インターネットを活用することは若者もそうですし、必然であります。ホームページ、スマートフォンでも閲覧できるようにすべきだと本当は思うのですけれども、そういうことをしないと、ますます若い人が投票にも行かなくなることにもつながってくると思います。ぜひ積極的にインターネットの活用をお願いしたいと同時に、ウェブ上にも選挙広報を掲載して、少なくとも次の選挙の間まで掲載し続けて、各議員や首長が選挙広報に掲げた公約が実現できているかどうかの確認ができるような、そういう

ことをしていただきたいと思うのですけれども、その点についてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本選挙管理委員会書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山本良司君） お答えいたします。

ご提言、そのとおりだと思います。ただやはり選挙管理委員会での協議と申しますか、検討、こちらをいただきたいと思いますので、ご意見としてちょうだいしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） いつまで検討するかちょっとわからないのですけれども、それはそれとして。

次に、投票所への移動支援についてなのですけれども、行わないような考えのようでも、実は介護認定を受けている方であれば、ケアプランに位置づけていれば、介護保険における訪問介護の中の通院等同行介助にて選挙の送迎が認められておるのですけれども、そのような利用ができること自体を知らない利用者やケアマネジャーがほとんどだと思いますけれども、これからデマンド交通も運行されるわけですけれども、やはりこのような現行の制度があるわけですから、このような制度をしっかりと要介護者や、その家族、介護関係者などにも周知していくことが必要だと思うのですけれども、その辺のお考えについてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本選挙管理委員会書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山本良司君） お答えいたします。

確かに制度的とか、支援的、これは当然あります。ただ実態としてこちらで今認識している部分で県内でございますけれども、取り組んでいる市町というのは、実際少ない状況でございます。これにはやっぱり理由がありまして、利用する方の人数、これ周知語りなかったという形のもので当然あるわけでございますけれども、ただ現在行っている部分、支援とか介護の部分、これは当然あるわけでございますけれども、距離的な問題と申しますか、こちら辺の部分を手厚く行っているという自治体がまず大半だということが一つございます。これについても委員長職務代理、答弁申し上げましたけれども、状況によっては、答弁のほうばやっと書きましたけれども、社会情勢、いわゆる議員ご指摘の介護とか高齢者、これにやっぱり検討のあれには挙げるべきというふうな考え方は持っておりますので、こちら辺の状況を踏まえた中での対応という形の中で取り組ませていただきたいというふうに考えて

おります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 社会情勢というものは、どういうふう動くかわからないわけですが、前向きに検討だけはしていただきたいと思っておりますけれども、期日前投票は、今までというか、投票所、役場庁舎4階に設置しているわけですが、やはば一くにも設置してというふうなことを考えて検討していただきたいのですけれども、費用がかかるとかというわけですが、ある程度の費用がかかることはあると思っておりますけれども、それ以上の効果を上げればいいわけですが、その努力をすべきだと思います。そのために設置するのと同時にさっきも申し上げたように、周知にも力を入れなければなりません。そのことも含めて検討していただきたいと思うのですけれども、来年の選挙までに検討して結果を出せないでしょうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本選挙管理委員会書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山本良司君） お答えいたします。

期日前の投票所につきましては、確かに1カ所という形の中で答弁、引き続き検討してまいりますという形で、ご質問後早ければ来年の4月と、統一地方選挙の関係ございますけれども、設置に向けて引き続き検討はさせていただきたいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） せっかくの機会でございますので、廣田選挙管理委員会職務代理者、所見があればお伺いします。ございませんか。何かご所見があれば、先ほどからの一連の答弁の中であれば発言を許します。ありませんか。

山本書記長、もう少し具体的な答えがないの。山本選挙管理委員会書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山本良司君） お答えいたします。

先ほどの質問でお答えしたとおりのわけですが、うちの部分で矢幅駅も実は考えております、状況とすれば。今昆議員さんのほうからはやはば一くという話ありましたけれども、いわゆるもう一カ所の部分の中の捉え方と、これは金額的とか職員の対応、こういうことではないのです、実質的には。その効果が上がるかどうかという部分。それから、委員長職務代理答弁いたしました時間的なもの、今役場、ご存じのように8時半から8時までという形でやっているわけですが、期日前投票のあり方というのか、こちらの部分につ

きましても時間的に、例えば2時間だけやっている部分もあればいろいろあります。ですので、そこら辺もかみ合わせた中で検討しておりますので、検討させていただきたいという状況しかあれですけれども、そういう状況であることをお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

はい。

○7番（昆 秀一議員） それは、引き続きということで聞いておきます。

あともう一つ、若年層の投票率向上のためには、やはり選挙当日の運営にも若年層にかかわってもらうこと、政治への理解が少しでも進むのではないかなと思うのですけれども、若年層が投票立会人とか、開票作業などを積極的に担うように進めることはできないのかということをお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本選挙管理委員会書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山本良司君） 若年層の部分、対応については、もう既に立会人の形の中では対応させておるところでございますし、もちろん期日前、選挙当時の立会人含めてこれは投票所のところに1人ないしまたは2人というふうな形の中では対応させてございます。ただ開票の部分については、ご存じのように職員と申しますか、役場の職員が対応しているというようなことがありますので、そこら辺の若年層等の取り扱いはあるわけですけれども、その部分についても役場の若い職員の勤務というか、携わっておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 最後にしますけれども、学校での主権者教育についてまた、日本では法律で、教育法ですか、政治的中立を理由としておるのですけれども、それがブレーキとなっているというのがおかしいというふうに指摘していらっしゃる有識者の方がいらっしゃいますけれども、アメリカでは小学校の授業でも実際の大統領候補の名前を挙げて、どっちがいいと議論しているのだそうですけれども、またドイツなどでは、ナチスの経験などを踏まえて煽動にあおられたり、体制に流されたりせず主体的に行動する市民の育成が大切と考えているのだそうですけれども、その点、日本はそういう教育が乏しいように思います。日本の社会では、18歳になっても子どもは子どものままそばに置いておきたいという意識が根強くあるのだと思われまして、子どものほうにも高校生といっても子どものままのほうが



楽という意識があり、デモクラシーが育っていかない。もっといろんなところで小学生のころから意見を闘わせる、自分たちのことは自分たちで決める経験を積ませることが学力の向上も大切ですけれども、もっともっと私は大事なものだと思うのですけれども、改めてお伺いをします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まず日本の教育のことについてお話がありましたけれども、欧米の教育と確かに日本の教育は違います。そういう点で私も海外にいたときに、ほかの学校を海外の学校を見たときに、人数からまず違います。少人数でのそういう形。それから、いわゆる討論形式のそういうふうな授業をします。そして、非常にいわゆる役割分担がしっかりされている。教科を教える先生、カウンセリングをする先生、部活を教える先生、給食、それ配ぜんする先生、指導する先生、しつけの役、みんな分担制です。日本の学校教育は、1人の教員が全てを行います。ということで働き方改革というのが今出ているわけですけれども、あるいは日本の学校は一斉教育ということで、人数多いところを1人の先生が一斉にやる。そして、それと欧米は違いますよと。

でも、一斉教育の功罪というのはありましたけれども、今逆に欧米のほうがこの一斉教育、日本の教育を見直すと、倣っているということもあります。逆に私たち日本は、今昆議員がおっしゃったとおり討論形式の、いわゆる自分の意見を持って、そして闘わせながら、そして自分はどうしなければいけないかということが大切だということでそれを始めています。そういうお互いのよさをわかりながらこれからの教育を進めていかなければいけないと。今日本の教育に必要なことは、確かに議論形式かもしれません。それは、各現場で今やっておりますので、私たちもそれを注視しながら働きかけをしていきたいと、そう思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 続いて、2問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 次に、がん対策についてご質問いたします。

生活習慣病というのは、がんや糖尿病、脳こうそくなどの病気には、生活習慣が要因であるという考えのもとつけられたものようですけれども、幾ら生活習慣をよくしていてもか

かってしまう場合もあります。その生活習慣病の一つでありますがんですが、日本人の2人1人がかかる病気でございます。そこで行政の支援等や対策が必要であると考えますことから、以下お伺いいたします。

1点目、がん予防推進の取り組みはどのようになっているのでしょうか。

2点目、がん早期発見推進の取り組みはどのようになっているのでしょうか。

3点目、がんに対する相談体制はどのようになっているのでしょうか。

4点目、がんに関する情報などの周知方法はどのようになっているのでしょうか。

5点目、がん患者等に対する費用や就労に関する支援はどのようになっているのでしょうか。

6点目、がんに関する教育での取り上げ方については、どのようになっているのでしょうか。

以上であります。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） がん対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、国立がん研究センターが示しておりますが、がんを防ぐための新12カ条において、日本人を対象とした疫学調査や妥当な研究方法で明らかにされた証拠に基づきまとめられており、それにはたばこを吸わない、お酒はほどほどに、バランスのとれた食生活をとる。塩辛い食品を控え目に、野菜や果物は不足にならないように、適度に運動、適切な体重の維持、ウイルスや細菌の感染予防と治療、定期的ながん検診を、身体の異常に気がついたらすぐに受診をすること。正しいがん情報でがんを知ることなど、がんリスク因子を軽減することやがん予防について掲げられております。町といたしましても、減塩のためにナト・カリ調味料の推奨による減塩対策や矢巾健康チャレンジにより健康的な生活習慣を実践する機会を提供し、今後は自主的な健康増進を図っていただくことや各地区で開催されております健康教室、栄養教室などにおいて予防の情報発信や啓発を行っているところであります。

2点目についてですが、がんの早期発見は最も重要であり、早期発見に向け検診の重要性について町広報紙等で普及啓発を行っております。また、岩手県対がん協会や岩手県予防医学協会等に委託し、胃がんを初めとする6種類をがん検診として実施していることや検診により要精密検査に該当した方には、医療機関への再検査や受診についての通知等をしており、がんの早期発見につなげることや国庫補助事業でありますがん検診無料クーポン事業を活

用し、検診率向上に取り組んでいるところであります。

なお、医療機関との連携が重要と考えておりますので、任意の検診であります人間ドック事業もがんの早期発見に有効であり、かかりつけ医や岩手県対がん協会及び岩手県予防医学協会において利用していただくことや、さらに町が実施するがん検診についても医療機関から受診勧奨を行ってもらうなど、医師会等と連携を図ってまいります。

3点目についてですが、保健師が患者やご家族の方々に寄り添い、随時相談対応をしております。がん検診は、早期発見、治療、そして救命までが目的でありますことから、検診そのものに不安を感じている方から再検査や治療のご相談まで、電話や窓口での相談、家庭への訪問などきめ細かな対応をしております。

なお、県内にはがん診療連携拠点病院10カ所にはがん相談支援センターが設置されております。より詳しい情報を得たい相談者の方には、医療ソーシャルワーカーなどががんの治療や療養生活の過ごし方など、専門的な相談や治療などの情報提供も行っているところでありますので、相談者の負担にならないよう可能な限り情報の共有を図り、支えてまいります。

4点目についてですが、各地区で開催されております健康教室や家庭訪問の際には、保健師が生活習慣病予防やがん検診等の重要性の周知に努めているところであります。昨年度健康教室の開催実績は30回、参加者は721人、保健師による訪問回数は延べ409件となっております。また、健康福祉まつりにおきましても、岩手県対がん協会等と協働でがん予防のための知識の普及啓発を行うことで早期発見に向けての情報を周知しているところであります。

なお、岩手医科大学附属病院が来年開院することから、病院内にありますがん相談支援センターともできる限り情報共有しながら町広報紙、ホームページ等ががん検診、予防方法や治療方法など情報発信に努めてまいります。

5点目についてですが、がん患者の方々の費用負担につきましては、本町におきましてがんに特化した個別の援助はありませんが、国民健康保険に加入している方々に医療費が高額になった際の自己負担軽減として高額療養費の支給制度があり、他の医療保険につきましても同様の軽減措置があることから制度の周知を図ってまいります。

また、就労に関する支援につきましては、通院を初めとする治療と仕事の両立は容易ではありませんが、岩手労働局では、がん等の病気を抱える労働者の病状や治療内容に応じて雇用する事業主には助成制度もあることから、がん患者及び事業主双方の理解と協力が得られるよう町としても制度の周知を図ることや事業所と連携し、情報共有に努めてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 引き続き、がん対策についてのご質問にお答えいたします。

6点目についてですが、小学校においては、5、6年生の保健体育の学習で喫煙を長く続けるとがんにかかりやすくなることや自分の生活習慣の見直しや病気予防など、健康な生活の大切さについて学んでおります。また、中学校においては、3年生の保健体育の生活習慣病予防の学習でがんについて学んでおります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 国においては、がん対策基本法を制定し、それに基づいて都道府県としてはがん対策推進計画を策定し、がん対策を推進しておるのですけれども、本年度から第3次計画が3カ年計画で進んでおるのですけれども、今後の本町のがん対策については、総合的にはどのような計画のもとで進めていこうとしているのか。各種計画があるわけですが、総合計画についてもがん対策は余り重要視されてこなかったように感じるのですけれども、町民の健康を考える意味から、2人に1人なると言われているのですけれども、がんに対して今以上にもう少し前向きな対策を考えていくべきに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

がんの特化した計画あるいはがんの特化した事業というものは、今のところは準備してございません。しかしながら、国保事業でも周知されているとおり、大きな意味での健康づくりと、健康寿命の延伸という形で健康づくりをしていきたいと思います。その一環としてがんにならないと言いましても、なかなか遺伝的な要素あるいは生活的な要素というものもございまして、なかなか防ぎようはない。しかしながら、そういった中で、では早期発見、早期治療、そして早期治癒というようなことを目指すための命の延伸、健康づくりを含めた健康づくり事業という形で事業を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

そうした中で今ある計画といたしましては、国保のデータヘルス計画、3期の特定健康診査等の実施計画ということで国保というような位置づけではございますが、町民の健康づくりという部分については、全町的な住民に係るものですので、そういったものを全面に出しながらしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 計画については総合的ということではわかりましたけれども、やはりがんで亡くなる方を減らすためには、早期の発見、がん検診というものの受診率の向上があるわけですが、加えて精密検査が必要な方を適切に見つけることが大切なのですから、町としては医療機関に検診をお頼みしていると思うのですが、その検証の仕組みはどのようなになっているのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

各種がん検診については、胃がん検診、子宮頸がん、それから乳がん、大腸がん、肺がん検診、それから前立腺がん、前立腺がんについては血液検査になりますが、そのようなものを対がん協会、それから予防医学協会等に委託あるいは開業医にお願いして担当していただいております。

そういった中で、検診において所見、それから精密検査が必要だというふうに判定された方については、個別に通知、検診の結果とあわせて所見を記して通知させていただいております。そういった方々については、こちらでも把握いたしまして、それぞれの機関から通知を出すことと、それからこちらでもご相談があった部分、方々については、ご相談を受けて専門的な機関をご紹介するなど、それから相談があった際には窓口あるいはご自宅にお邪魔させていただきながら相談も受けるというような方法で実施しております。所見、精密検査が必要だということで通知を出すだけではなく、そういった方々に対しての勧奨、それから相談事業に応じているということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） その精密検査についてなのですから、精密検査を必要とされる方について、その割合、要件差率とか、がんの発見率などは、医療機関に対して評価、検証する仕組みがあるのでしょうか。そこら辺がないと、やっぱりがんの発見、治療するための検診にもつながってこないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） それぞれの要精密検査、所見あった方々についてのパーセンテージ、それぞれのがんの検査についてもいただいております。しかしながら、その後の治癒云々については、なかなか個人的な情報、それから個人的な病名等も絡んでおりますので、その情報については、こちらのほうにはお返しはいただけていないと。それぞれ病院も違いますので、病院ごとということではなかなか取りまとめはできていないという状況でございます。繰り返しになりますが、それぞれの精密検査所見事項についてのパーセンテージについては押さえているということでお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問は。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） まずそういうふうなところで精密検査をして治癒にまで結びつけるというような指導をしていただきたいと思います。

話変わりますけれども、小児がんについてちょっとお尋ねしたいのですけれども、その治療に伴う影響で定期予防接種ワクチンの抗体が失われた子どもを対象に再接種の費用を独自に助成する自治体があるのですけれども、本町ではそのような助成は行われているのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

現在のところは、そのような事業は実施しておりません。相談に応じてということで相談を受けているという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 相談に応じてということですが、やはり来年には岩手医科大学附属病院もまいます。そういうところとも連携しながら助成などについても必要な方にはしていただきたいと思いますが、医大が来るということでそういう方が多く移住してくることも考えられますので、しっかりと医大のある町としての当然の責務であると考えますので、そういうふうなところを助成等を行っていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、まず今国から示されている要綱がございまして、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱というのがあるので

す。先ほどから受診勧奨、今本町で取り組んでいるのは、はがきとか電話での勧奨なのです。だからこれを実施要綱にも示されておるわけでございますが、私どもとしては、そういったハンドブック、こういうふうなものも示されておりますので、受診勧奨にもう少し力を入れていきたいということで100%受診すれば、がん対策は解決するのです。だから電話とかはがきの催告だけではなく、これからはやはり足で歩いて、そしてこれは国保とかではなく、いろんな各保険者とのやはり横の連携を図っていかなければならないということで、今そういったいわゆるがん検診の総合支援事業の実施要綱が示されておりますので、それに従って、とにかく矢巾町は「日本一の健康の町やはば」宣言をしてもうたい文句だけ、スローガンだけではだめ。それにきっちりした対応、受診勧奨、だから一度やったら、もう一回次やると。それでもあれなときは、今保健推進とかもお願いして、もう保健師と一緒に歩いて、そしてあるいはもう病気になったりなんかして受診の対象者でないかもしれない。そういうことを一つ一つ積み重ねて台帳をつくっていくと、次年度からはやりやすくなるわけです。

だから、これは個人情報の保護との整合性もあるのですが、すり合わせもあるのですが、ただ人の命を守るためのことですから、やはりそういうふうなことを個人情報、個人情報とって、やはりどちらを最優先に取り組まなければならないかということをしかり。その中で今小児がんの話もあったのですが、今国では6つのがんについてあれなのですが、私どもそここのところは、これから町村会または市町会もあわせて県、国に要望して小児がんで泣いていらっしゃる方もいらっしゃるわけです。そういうことにしかり救いの手を、いわゆる差し伸べることができることを前向きに考えてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 町長からの答弁、大変わかりやすかったわけですがけれども、ほかに胃がんのほうの発症の大きな要因と言われるヘリコバクターピロリ菌についての感染有無を調べる検診を中高生に導入する動きが全国的にも広がり始めているのですけれども、これは感染期間が短い10代半ばまでに除菌すれば、胃がんの発症リスクをほぼ抑制できると言われているためですがけれども、ただ先日、日本小児栄養消化器肝臓学会では、症状のない15歳以下の子どもに対しては、胃がん予防のためのピロリ菌検査や除菌はしないようにと提案する指針も出しておるのですけれども、このように学会では賛否が分かれている状態ではありますがけれども、一定の効果は示されているのは明らかでありますし、正確なエビデンスを得

るためには、この先30年も40年もかかるということですので、それを待ってはられないわけでございます。岩手県内では、一関市が中3までの希望者を含めたピロリ菌検査を導入する予定のようですけれども、県ではこれも検討会を開くようですけれども、中高生を含めて本町としては、このピロリ菌検査に対する助成についての考えはどのようにお持ちなのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

いずれ先ほどの小児がん、それからピロリ菌のことについても、これはもうがんの予防になるのであれば、これはもうやはり小さいときから対応、私のことを言って恐縮なのですが、私もピロリ菌があるということではいつかは、検査は受けたので、あとはいつ実施するかと、そういうことではだめなのです。それはわかっているけれども、だから今後そういうことのないように早い段階で。だから、先ほど申し上げたように、今私どもやはりこのことについての小児がんもピロリ菌の検査の検査体制も、これはやっぱりもう小中高までの間で私はやるのであれば、県内一律でやるべきだと思うのです。だからこれはやはり県教委とか、各市町村の教育委員会とか、そういうところと連携をして、いずれこのことについては、私どもやはり先ほど申し上げた小児がんと同じくやはり単独の市町村の取り組みではなく、県全体として取り組んでいかなければならないことだと思いますので、町村会のほうにもこのことの要望を、それからこれからもいろんな県議会には各会派がありますので、そういうところにもしっかり要望をしまいたいと、こう考えておりますので、有効だということは私もわかっておりますので、前向きにこのことでは町村会または要望を通して取り組んでまいります。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） がんになる人は、先ほども申し上げたように小児等ほか若い方もいらっしゃるわけですが、このような世代の方々と成人の方がほとんど対応の仕方が大分変わってくると思うのですけれども、その支援の方法というのは、町としてはどう考えているのでしょうかということと。

もう一つ、小児がんに対する予防については、それこそ成人であれば、ある程度自分で判断して検診を受ける、受けないということではできるのですけれども、小児の場合、やはり自分で検診を受けに行くことはできないわけですから、その場合の親の責任として受けさせる



必要があると思います。妊娠中や出産後の各健診についても、以前から行われていた小児に対する神経芽細胞腫の健診についてですけれども、日本には死亡率減少効果の証明がなされる前に普及してしまった健診が多くあるのだそうですけれども、このような有効性が証明されていないものもあるようなので、安心した受診につながらないような面もあると考えますけれども、まず本町として神経芽細胞腫健診の経緯についてお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

今昆秀一議員からの質問の中で、これは私どももやはり医学的な見地からしっかり捉えていかなければならない中身でありますので、ここで私が軽々しく答弁をして、私はそういった医学的なことについてはわからないものですから、もう今医大とも私どもいろいろな連携をとらせていただいております。その中で昆秀一議員から今出たご質問については、ちょっと医大の所見もお聞きしながらまた検証して、町としてどのような取り組みができるか、ここでちょっと軽々しく答弁は差し控えさせていただきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） これも以前にも質問しました受動喫煙の問題についてなのですが、私はぜひ受動喫煙防止条例をつくって受動喫煙の防止を推進すべきに思っておるのですが、矢巾町では日本一健康な町と印刷された煙のような色の灰色の封筒は、余りイメージがよくないように思うのですけれども、それを変えていく必要があるように思うのですけれども、やはり何が日本一なのかをしっかりと示さなくては、実効性のない日本一健康な町というのは看板を外すべきに感じるのですけれども、そこでまず日本一がん罹患率の少ない町を目指すべく一大キャンペーンをやはり医大とともに連携して大々的にやれないものなのか、以前から質問している受動喫煙防止条例の進捗状況もあわせてお聞かせください。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず矢巾町のカラーシンボルはグリーンでまず町旗もそういうふうなことで今指摘されて、ちょっとはっと思ったのですが、いずれこのことについては、封筒の枚数、今在庫もあるわけですので、その中でまず内部でもちょっと検討させていただきたいと。

それから、受動喫煙を含めたいずれいろんなことについては、医大とこれから一緒になっ

て、いろんなイベントまたは今健康福祉まつりもやっているのですが、医大も一緒になっていただいて、矢巾町のさわやかハウスでもやる、また医大の施設も利用させていただいて、相互でこれは町民、そして県民の方々が、もう矢巾に行くといろんなこと健康に関する情報がキャッチできると、そういうことが人口のやはり私どもにすれば矢巾に住んでみたいという一つの誘導策にもつながるわけですので、何よりも「健康な町やはば」と、ここがキーワードになるので、だからもうそこのところは今お話あったとおり医大としっかり連携して取り組みをさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 受動喫煙について進めるということで進捗状況もお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 説明員、もう少し積極的に答えてください。昆秀一議員、質問の意図がもう少し伝わっていないから。はい。

○7番（昆 秀一議員） 以前受動喫煙についての進め方ということで私は受動喫煙防止条例をつくって進めたらいいのではないかということをお話ししたのですけれども、つくらないで進めるというふうにお話をお伺いしたので、それをどのように進めているのかというご質問でございます。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） 条例関係という形で出ましたので、私のほうからお答えをいたします。

受動喫煙の部分、条例設置、制定に向けての取り組みは、現在は行ってございません。ただ議員ご存じのとおり健康増進法が改正になりまして、喫煙の部分、これが大きく、いわゆる全面禁止含めまして変わります。ここら辺を踏まえまして町の施設のみならずこれは全域的に民間も含めているわけなのですけれども、ここら辺も含めて受動喫煙の部分の防止、町としても町民の健康増進を含めて、施設の対応も含めまして対応させていただきたいということでご質問の条例制定の部分については、現在のところは考えてはいないという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、1時間を経過しましたので、ここで休憩をとります。  
再開を12時45分とします。

午前 11時59分 休憩

午後 0時45分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

ここで当職からお願いがございます。当局の答弁に当たっては、なるべく効率的な運営を図りたいと思いますので、簡潔にご答弁いただくようお願いをいたします。

それでは次に、3問目の昆秀一議員の質問を許します。

○7番（昆 秀一議員） 次に、ノーマライゼーションという言葉の要らないまちづくりについてご質問いたします。

ノーマライゼーションとは、高齢者、障がいの有無といった年齢や社会的マイノリティーといったことに関係なく、生活や権利などが保証された環境をつくっていく考えのことですが、これは日本の福祉政策における基本的な理念であります。このことから、特に医療、福祉の県内拠点となり得る本町で特に取り組んでいく必要があると考えますところから、その見解を以下お伺いいたします。

1点目、本町で障がい者を採用する際の応募資格に自力通勤可能、介護者なしで業務遂行可能などの条件はあるのでしょうか。

2点目、障がい者差別解消法の制定以来、町民のこの法律に対する認知度をどう捉えているのでしょうか。

3点目、ノーマライゼーションに対する学校教育、社会教育をどのように行っているのでしょうか。

4点目、町内の医療、福祉機関等と連携した合理的配慮などの取り組み状況はどのようになっているのでしょうか。

5点目、インクルーシブ教育の現場等での浸透度はどうなっているのでしょうか。

以上であります。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ノーマライゼーションという言葉の要らないまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本町職員、特にも障がい者の採用に際して、応募資格に自力通勤

可能、介護者なしで業務遂行可能なような条件は付していないところであります。

2点目についてですが、本町が平成29年度に実施した障がい者福祉に関するアンケート調査において、障がい者関連用語の認知度調査を行った結果、障がい者差別解消法と聞いたことがあると回答した割合は25.2%であり、法律に対する認知度は低い現状であると捉えております。しかしながら、バリアフリーの認知度は94.2%、ノーマライゼーションについては35.9%であり、またここ数年で社会全体で障がいのある方への理解が深まってきていると思うと感じると回答している割合は52.9%となっており、障がい者の理解が広まってきていることがわかり、今後は法律についてさらに広く町民への啓発活動に前向きに取り組んでまいります。

4点目についてですが、医療福祉機関とは、関係機関を含めた各種研修会や会議等、さまざまな機会を通じて合理的配慮の提供について情報共有をしており、それぞれの組織や立場において、例えばゆっくりと話し、理解の状況を確認しながら対応する、窓口でメモを添えたり、会場の誘導を補助する。または、情緒不安定さが見られる場合に、個室の場所へ対応するなど、障がいの特性やそれぞれの場面や状況に応じた細やかな配慮を行っているものと捉えております。今後も関係機関と連携し、障がいのある人もない人もお互いに理解し合い、その人らしさを認め合いながらともに生きる社会の実現へとつながるように努めてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 引き続き、ノーマライゼーションという言葉の要らないまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

3点目についてですが、小学校においては、4年生の総合的な学習の時間に伝え合う心と心という單元の中で外部講師を招いて点字、手話、目隠し歩行について体験し、相手の立場になって考える生活指導を重点的に行っております。中学校においては、社会や道德の授業、さらに職場体験において社会福祉施設での職場体験を行うなど、ノーマライゼーションについて理解を深める学習を行っております。

また、社会教育においては、講座開設、イベント等で社会的マイノリティーを取り上げて実施したことはありませんが、事業への参加申し込みの際に配慮を要する旨の申し出がある場合は相談に応じており、聞き取りをしながら事業参加の可否を判断いただくことなど考慮しております。

5点目についてですが、県内の特別支援学校と町内小中学校の児童・生徒との交流事業を毎年実施しており、特別支援学校に在籍する児童・生徒の地域とのつながりを維持、継続するため、地域の子どもたちとの交流を通じて相互理解を図り、互いに支え合いながらともに学び合う活動を行っております。また、町内小中学校の特別支援学級でも児童・生徒の発達段階を考慮した上で教育課程の中に通常学級との交流授業を位置づけて交流活動を行っておりますし、学校現場以外での独自の取り組みとしては、地区行事の中で障がい者を招いて子どもたちと触れ合う場を設けている行政区もあります。

このように交流事業や交流授業、地区行事を通して障がいの有無にかかわらず同じ環境で活動する場を年間計画の中で決定し、交流行事として行われているという点では、考え方も含めて各学校等において浸透しているものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 障がい者雇用についてですけれども、採用に関しての条件について自力通勤、介助なしでの職務遂行は条件にないということでしたがけれども、加えて識字障がいの方に対する活字印刷による対応の条件というのも本町にはないのでしょうか。いずれ町としてより一層の障がい者雇用対策については、環境の整備の必要性を感じるのですけれども、ソフト面では、職員が当事者、学校、就労支援施設などの関係者から現状などを積極的に聞いて研究していく必要があるかと思っておりますし、ハード面は、予算や時間を費やすことですがけれども、まずは職員の認識が広がらなければ役場全体、ひいては町全体の障がい者への対応がよりよくなることにつながると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えします。

最初に、障がい者の雇用関係でございますけれども、答弁申しましたとおりのもの、加えて質問ありました資格部分、これについての条件を付している部分はございません。

2点目の部分でございますけれども、これに伴ういわゆる職員の意識、研修の関係でございますけれども、いわゆる障がい者差別解消法の改正制定以来、町としては毎年職員の研修を実施してございます。具体的には、外部講師をお招きしての研修ということで今まで3年連続で今年度も実施しているところでございます。そのほかに、町独自といたしまして障がいを理由とする差別解消の推進に対する対応要領、こちら全職員配布してございまして、

そちらに基づいた対応に心がけるという形でとり行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 今現在身体、精神の障がいのある方が職員としていらっしゃると思うのですが、今後知的も含めてそういう方々の雇用方法を新たな任用制度の確立も含めて検討を進めていただきたいと思うのですが、それから難病の方については、採用後にその方が病気について配慮が必要になったとき、合理的配慮のもと個々に対応すべきなのですが、やはり当事者の声を吸い上げる努力を行ってほしいと思うのですが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えをいたします。

確かに雇用に関しては、障がい者というのか、この方の状況等によつての雇用というやり方と、それぞれの部分での業務の対応の仕方、当然あるわけですが、やはり雇用に際しては、今現在電話交換士と事務補助職、こちらも採用してございまして、それぞれ業務に携わっていただいておりますけれども、執行と申しますか、業務に携わるに当たって、やはり業務できる範囲内の部分の対応というのをベースに考えざるを得ないところもありますので、そこら辺の部分については、行える業務の適正化、こちらを判断しながらの採用という形のものでとり進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） まず個々の意見を聞きながら対応を進めていっていただきたいと思うのですが、毎年研修は行われているということでありましたけれども、最近ほかにも障がいに対する講演などが多くなってきているようには感じますけれども、参加している人が、その関係者ばかりのように感じてしまうのですが、できれば関係者以外のたくさんの方にもそういう講演に多く参加していただきたいと思うのですが、特に子どものうちに高齢者や障がいのある方に触れ合っ、そこから学んでいってほしいと思うのですが、いずれノーマライゼーションの精神の理解や普及は、小さいうちからやっていく必要があると思うのですが、この学校教育や地域教育として子どもたちの多

様性に対しての学びについては、さらに今以上に推進していく必要があると思うのですけれども、そこら辺の考えについてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

今議員おっしゃるとおりでございます。もっともっと浸透させていかなければいけないと思います。ただ今学校現場の中でユニバーサルデザインということで、いわゆる発達障がいを持った子どもも通常学級で学習している子どももみんながわかるような、そういうふうな勉強の仕方をしようと。そうすることによってそうすればみんながわかるような教育、板書の仕方、いろんな提示の仕方、そういったことを含めて学校現場でも頑張っているところです。そういったことを含めて理解をどんどん浸透させていきたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） そこでノーマライゼーションの言葉の要らない町として矢巾町をしていくことに異存はないと思うのですけれども、具体的にどうしていくことが必要なのかということですが、ハード面でのバリアフリー化は一部を除いて大分進んでいるように思うのですけれども、新しい施設については、それこそ今言われたようにユニバーサルデザインということでバリアフリー化以上のものができていると思うのですけれども、ソフト面が最も大事だと思うのですけれども、先ほども申し上げたように、人々の意識のほうは、少しずつではありますけれども、理解が広がっているようでございます。まだまだなようなところもあるようですが、先月の岩手日報の声の欄に「自然な声がけ清々しく」という町民の方の投稿がございました。役場前を杖をついて歩いていたら、小学生が「大丈夫ですか、お手伝いしますか」と声をかけたのだそうです。さらに、町の職員の係の対応もすばらしいものだったということで、これを自然にできる小学生、職員の方たちもいるのだなと思いますけれども、できれば誰もがこのような対応で、笑顔で障がいのある方に対して慰労なり、手をかしたり、コミュニケーションをとっていけることができるようになったら、障がいのある当事者が喜んでこの矢巾町に来てくれるのではないのでしょうか。その意味でも人の考え方が何よりバリアフリーをする必要性を感じるのですけれども、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

やはりバリアフリー、障がいを軽減する、取り払うというふうなことは、やっぱり相手方の苦しみとか悩みを、困り事を予想して想像して対応することだと思います。ただ初めての場面とかは、なかなかうまくいきませんので、議員提言のとおり小さいころから接しているということは、非常に大事なことだと思います。その意味で、矢巾町には療育センター及びとんなん支援学校が移転してきておりますので、今教育長からも答弁のありましたように、小学生がかなりそのような交流の場を持たれているということと、あとは保育園も児童館も療育センターとの関係を持っていますので、やっぱりそういうことを大事にしていきたいと思っております。

そしてまた、先ほども研修会等は、やはり関係者が多いというところも私どもも認識しておりますので、一般の方も参加しやすいような内容を検討しながら理解を促進していくような働きかけを大事にしていきたいということをお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） それに反するようなことを申し上げるのですが、町内の福祉施設でお伺いしたところ、障がいのある方が学ぶ場をつくったところ、その場所を塾と名乗ってはいけません。また、障がいのある子に勉強を教える必要がないということをおっしゃっていた県の方がいらっしゃったということをお聞きしました。私は、そのことをお聞きして、ちょっとこれはひどいなというふうに思ったのですが、県においても、ほかにもまだまだいろんなところにこのような方がおられるのではないかなというのを感じるのですが、こういうふうなことがノーマライゼーションの要らない社会はまだまだ遠いのだなというふうに思いますけれども、それでいいわけがないと思います。これからしっかりと啓発し、理解できるようにしていかなければならないと思います。それをぜひぜひ矢巾町から広めていけるようにしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

障がい者差別解消法では、何が求められているかということは、まず大きく2つあります。不当な差別的な取り扱いの禁止と、それから合理的な配慮の提供と、この2つなのです。これを、そしてもう合理的な配慮の提供は、私どもがやはり職員に徹底してやっていかなければならない。だから、今昆秀一議員からそういう対応した職員がおるということであれば、



これはゆゆしきことなので、いずれ実際もうそういうことがあったので、今発言があったと思うので、そういうふうなことは私ら職員全体としてしっかり受けとめて、今後そのことのないように、やはり私らが率先してやっていかなければ町民の皆さんも一緒に行動、アクションを起こすわけがないわけです。だからもうそういった障がい差別解消法という法律ができてあるわけですから、そのことにしっかりとって今後対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） もう一つ教育についてなのですが、インクルーシブ教育については、教育長からご答弁あったわけですが、特別支援教育自体に少し不満を持っている保護者の方の声も聞くのですけれども、これは教師の多忙化とも密接に関係していると思うのですが、特別支援教育について専門にしていない教師というものが支援クラスの担任を受け持つことがあるようですけれども、担任となって次の1年ですぐにまた通常クラスに戻るといったことがあるようです。このことから保護者の不満が出ているのですけれども、もう少し教師と支援クラスの生徒や保護者としっかりと向き合えるような環境はつくれないものなのか、その点、教育委員会ではどのように把握しておられるのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まず教員についてですけれども、特別支援教育を担える教員というのは、県内各地、全部少ないのです。そういう免許を持っている教師が特別支援教育、特別支援学級を持っているという非常にまれなケースでございます。ただ今までそういう学級を持った経験でやっている教員が多いということです。その中で一番大事にしなければいけないのは、その子どもの状況です。そして、その状況を保護者の皆さんと情報共有しながら、その子のためにどういう環境がいいのかということをしかりと考えられる、話し合える、そういうふうな状況をつくるということだと思います。教育委員会の本町においても同様なケースがございます。議員のご指摘のとおりです。その改善のために、やっぱり一人一人に目を向けるためにマンパワーが必要です。そのために本町では支援員の増員もしておりますし、さらに要望もしています。支援教育のほうに、支援学級にいる子どもたちは一人一人状況が違います。できれば1対1がいいぐらいなのです。でも、それがかなわないのは、これほどどこでも同じなので

すけれども、それに近いものができるように教育委員会としても努力してまいりたいと思いますし、保護者の理解を得られるように頑張ったいと思っています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） ぜひ個人に目を向けられるような環境づくりをお願いしたいと思います。

次に、今年度障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児童福祉計画が動き出していると思うのですが、計画作成前には、まずアンケート調査を実施して計画を協議して町の自立支援協議会などがつくられていると思うのですが、障がいのある当事者の意見を、やはり大事に扱っていくべきに思うのですが、まずアンケート以外にも、アンケートは行われているのですが、当事者の声を生かすべく、やはり作業部会にはできるだけたくさんの障がいのある方を入れるべきだと思うのですが、これは私は以前から主張しておるのですが、まだ町としては余りされていないようですので、やはりその後P D C Aサイクル、評価、検証についてを力を入れて、この自立支援協議会というのは、評価等も行うことになっておりますので、そこら辺もしっかりと行っていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

計画策定のときもご意見いただいておりますが、なかなか実現できておりませんが、やっぱりP D C Aを動かし計画を執行しながらそのことを管理していくこと大事だということをお認識しておりますので、当事者の集まり等にやっぱり出かけながらいろいろ意見を聞く場をつくりながら反映していきたいということをお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、4問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 次に、少子化対策についてのご質問をいたします。

少子高齢化は、全国的な問題であります。本町では、人口3万人を目指し、各施策に取り組んでおります。ただほとんどの自治体では人口をできるだけ減らさないようにしています。

そこでやはり自治体間競争というものが人の取り合いというところが出てくるのは必然であります。そのため、より矢巾町独自の施策を打ち出し、人口獲得に努めていく必要があります。しかし、その人口の社会的増加と同時に自然増加のため独身者に結婚してもらい、新しく子どもが生まれるような環境をつくるための施策の充実も必要であります。そこで以下お伺いたします。

1 点目、今後の出生率を上げるための対策にどう取り組んでいるのでしょうか。

2 点目、婚活支援の現状についてお伺いたします。

3 点目、婚活イベントの効果と検証、改善の考え方についてお伺いたします。

4 点目、独身者の意見の聴取をどのように行っているのでしょうか。

5 点目、少子化対策としての教育の役割をどう捉えて実践されているのでしょうか。

以上であります。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 少子化対策についてのご質問にお答えいたします。

1 点目についてですが、少子化の背景となっている要因に未婚化、晩婚化の進行や第1子出産年齢の上昇、子育てに対する孤立や、その負担の大きさ、経済的な問題等があり、本町では、子育て支援を重要施策として取り組み、不妊治療の助成を初め、子どもの健康面における医療費や予防接種の助成に加え、今年度から国庫補助事業の産前産後サポート事業を活用し、母親の悩みなどに対して寄り添った相談支援を行い、安心して妊娠、出産期を過ごし育児に臨める切れ目のない支援の充実を図ってまいりました。また、保護者の就労を支える保育料の軽減や待機児童対策の推進、学童のための児童館利用の整備等も進めております。今後も妊娠前から切れ目のない子育て支援対策として教育や保健、福祉の分野において、横断的な取り組みを進め、家庭総合支援拠点と子育て世帯包括支援センターの整備を行い、子育て支援を進めてまいります。

2 点目についてですが、結婚希望者に対するマッチングや相談等を行っておりますいきいき岩手結婚サポートセンター、通称i-サポの運営を岩手県及び県内の自治体と共同で広域財団法人いきいき岩手支援財団へ委託している状況であります。そのほか本町独自の取り組みとしてi-サポ登録希望者に対する初年度登録料の補助制度の実施や矢巾町婚活推進ネットワーク会議と連携しながら婚活イベントの年2回実施をしているところであります。

3 点目についてですが、婚活イベントの効果につきましては、現在のところイベント終了時点でのカップルの成立を指標としております。効果検証及び改善につきましては、町がイ

ベントを実施した後、矢巾町婚活推進ネットワーク会議の場において意見をいただき、それを次回以降の企画に反映する形で進めております。

4点目についてですが、独身者の意見につきましては、主としてイベントの問い合わせや当日参加者へのアンケートにより把握に努めているところであります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 引き続き、少子化対策についてのご質問にお答えいたします。

5点目についてですが、少子化の要因の一つとして未婚化、晩婚化が挙げられます。これに対する教育施策としては、学力向上による将来の稼ぐ力の向上のほか、学生や未婚者が自分の将来設計、仕事、結婚、妊娠、出産、育児と仕事の両立、老後など、自分の人生を具体的に考えるライフデザイン教育が有効となっております。また、児童・生徒に対し、生きる力を育むこと、生命が世代から世代へ受け継がれていくものであること。結婚、家庭、子育ては、どのような意味や喜びを持つのか、親としてどのような自覚を持つべきか、子育て、家庭づくりを男女が共同して行い、共同で責任を果たすべきことなどについて十分な学習ができるような取り組みを進めることが必要です。

少子化対策としての教育の役割は、子育てのしやすい教育環境を整備し、家庭教育、学校教育のみならず社会全体で子どもを育てていくことであると考えます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 2000年には新エンゼルプラン、2003年には国で少子化社会対策推進協が制定されて以来15年にもなるのですけれども、一向に少子化に対しての歯どめがかかっておりません。本町においても年少者人口は減少しており、逆に65歳以上の高齢人口は増加傾向にあります。このことは、まず生まれる数が亡くなる人の数より少なくなるという自然現象が一つの原因としてありますし、人口を3万人にするためには、居住する人をふやすことはよく言われるのですけれども、これは先ほども申し上げたように、人口の奪い合いになってしまいますし、問題の根本的な解決にはならないように考えられます。

社会全体としての問題として、やはり子どもをふやす手だてを考えていかないといけないと思います。この出生率をふやすためにも、よく子育て環境のほうの充実が言われるのですけれども、子育て環境を整えても、子どもを持とうとする人が少しはふえるかもしれないで

すけれども、有効には働かないようなこともあると思います。根本的には余り変わらないように思いますけれども、保育所もそうですけれども、その後の教育費の問題が大きいのではないかと私は考えるのですけれども、教育費の問題の改善については、町としてはどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 教育費、いろんな形で補助はしておりますけれども、さらなる改善のために実態を踏まえながら努力していきたいと思います。その程度しか今お答えすることはできません。申しわけありません。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず今昆秀一議員のおっしゃるとおりなのです。いずれもう人口の奪い合い、まさにそのとおりです。だからこそ本町といたしましては、安心して生み、育てる子育て環境の整備、それはもう先ほど私答弁の中でも申し上げたのですが、生まれる前から、だから今私担当課に指示しているのは、いわゆる高校卒業までのいろんなお金がかかるわけです。そこでは、今医療費助成の問題もありますし、そして教育費の問題も。これをもう一度総点検、総洗いざらいをして、実際どのぐらいかかっているのか、ちょっと調査をさせていただいて、そしてその中で私どもがもう今財政も非常に厳しいのですが、予算的な措置ができることによって人口増につながるのであれば、それは私は正しい循環になっていくと思うのです。人口増につながると思うので。だから、今そのところ、妊娠してから子どもさんが高校を卒業するまでのどのぐらいのお金がかかるかということは今精査して今後の、もうだから今国会では外国人の就労、人手不足でもう短絡的に外国人労働を使うべということですが、その前に、この間マスコミ報道でもあったのですが、やはり日本として考えることがあるのではないかと。それは今お話した切れ目のない子育て支援、それを私ども自治体から、やはり県、国を動かしてやっていく形にしていきたいなど。もうだから教育費だけではなく、保育料の負担もあるわけですし、だからそういうところをちょっと精査して今後の町の。そうすると、全国的に珍しいケースだということになると、人口増にもつながってくると思うので、その辺のところをちょっと時間をおかりして検討させていただきたいということです。

○議長（廣田光男議員） 昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） まずそういう点についてはわかったのですけれども、精査するというふうなことでございましたけれども、やはり若い子育て世代の方に聞くと、経済的支援の

充実が一番に挙げられておるわけですけれども、現在児童手当は中学生で幾らでしょう、5,000円ほどでしょうか。一番お金のかかる高校卒業後進学する場合の支援はどのくらいあるのでしょうか。奨学金を借りるのも難しい、子どもが希望する進路に進めない。そのようにして育った子どもがまた子どもを持ちたいと思うのでしょうか。負の連続が続いていって、やがて子どもを生む人がなくなっていくようになると思います。せめて子どもが希望した進路に進むような経済的支援を給付型奨学金でもそういうふうな形でお手伝いできないものなのか、そういうところをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 具体的な何か考えがあるかと聞いていますから、余り国会の話ではなくて、はい。

和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

今議員おっしゃったとおり最後のところ、給付型については今検討しております。具体的に示したいと考えております。

なお、あと奨学金についても同じ時期を何回かに分けながら募集するとか、いろんなことに対応できるようなことも工夫を今しているところでございます。ということでお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） いいですか、もう少し具体的な話ですか。

再質問。昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 次に、保育所の問題なのですけれども、やっぱり現在イクメンとか、イクボスとかという言葉が言われているわけですけれども、例えばイクウーマンというふうな言葉は言われることはないわけです。これはどういうことかということ、子育てするのは女性が当たり前という固定観念が昔からあるわけです。このことを払拭するような社会でなければ、子どもを生んで育てようとする女性は少なくなるのです。子育ては女性という固定観念をなくするために、女性はもう少しなくすることができれば、もう少し1人、2人と生みたいと思えることにもつながってくるのではないかなと。この女性家事負担、子育ての負担についてどのようなことを、答弁でもあったのですけれども、考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

いずれ子育てについては、市町村だけでは、もうこれは県も国も一緒になって考えていか

なければならないので、今私がここで矢巾町ではこういうことをやるということを答弁させていただいてもいいのですが、やはり今は消費税が来年の10月からは8%から10%、今そういった教育費の負担のあり方も増税の中での議論もなされておるわけでございますので、いづれ昆秀一議員のことはもうよくわかるし、やりたいのは山々なのです。しかし、限られた財源の中でやっぱりやっていかなければならない。そのためには、やはり優先順位をしっかりと決めてやっていかなければならない。

だから、私は先ほど検証させていただくと、後ろ向きの答弁ではなく私は検証させていただいて、どのようにして優先順位を設けて、その中には先ほどの今の奨学金、無利子型から給付型、または返還を必要としない奨学金の、こういうふうなこともどういう形でやっていけばいいかということをやったり検討していかなければならない。だから、私は、やはり矢巾町に住みたい、住んでよかったということの言えるようなまちづくりを考えたときには、もうまさに昆秀一議員のおっしゃるとおり、もうぴたっと一致するわけです。ただ財源の確保をこれからどのようにして図っていくかということが私らに課せられた課題ですので、そのところをご理解をいただきたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、5問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 次に、非営利法人団体の役割と町との関係についてご質問いたします。

本町には、社会福祉法人や医療法人などの非営利法人組織となっているものやボランティアを主体とした任意団体などの各団体が存在します。そこでそれら各法人などの団体と町との関係や支援等について以下お伺いいたします。

1点目、社会福祉法人としての役割と町との関係についてお伺いいたします。

2点目、ボランティアを中心とした活動団体に対する支援についてお伺いいたします。

3点目、非営利法人団体に対する委託の状況をお伺いいたします。

4点目、各非営利法人団体に対する補助金の状況をお伺いいたします。

5点目、NPO法人に対する本町の支援としての特徴をお伺いいたします。

6点目、町内学校法人と町との関係、特に岩手医大との連携についてお伺いいたします。

以上であります。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 非営利法人団体の役割と町との関係についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、社会福祉法人の掲げる理念に基づき、地域福祉の担い手として福祉サービスの提供だけではなく、地域に暮らす方々の生きることを支えるため、地域のニーズに応える取り組みを実践し、そこから新たな福祉サービスをつくり出すなど、地域づくりの重要な役割を果たしていただいております。また、ことし4月に施行された改正社会福祉法の中で市町村が進める地域の包括的な支援体制において、関係機関と共同して地域課題に取り組んでいくことになり、本町が取り組んでいる地区公民館を活用した多世代型地域包括支援体制を構築していく上で今後ますます連携していく関係にあると認識しております。

2点目についてですが、ボランティア団体や任意に活動を行っている団体に対しては、その活動趣旨を尊重しつつ、活動場所や活動機会の提供等を支援し、町の広報媒体を用いた実施事業の周知、町が開催するイベントの参加調整などを実施しております。特にボランティアセンターを設置し、運営している町社会福祉協議会に対しては、ボランティア活動におけるコーディネートや人材養成及び育成について相談、調整に随時応じております。

3点目についてですが、平成29年度における委託の状況につきましては、医療福祉関係や施設管理等の事業を中心に約160件となっており、全体の約3割ほどが委託されております。

4点目についてですが、非営利法人や団体であること自体を理由として補助金を交付する制度は、本町では現在のところ設けていないところであります。なお、岩手県においてもそのような補助金の制度はありませんが、県が行う震災復興事業や民間の企業や財団が行う助成事業の中には、募集対象を非営利法人に限定したものもあり、NPO等の法人がインターネットや広報紙等を通じて情報を得ながら必要に応じて利用しているところではあります。

5点目についてですが、NPO法人に対する本町独自の支援制度は現在のところありませんが、県による支援機関の設置や盛岡広域振興局によるNPOを対象とした研修会などの専門的な支援が広域的に行われており、町としましても県や振興局と連携しつつ、情報提供や相談、対応等を行う体制としておるところであります。

6点目についてですが、岩手医科大学とは地域医療政策、教育分野における連携協定を締結しており、矢巾町における認知症対策について学生が町内で現地調査を実施し、その結果について意見交換をするなどして政策の推進の参考とするなど、医療分野での学官の連携を進めております。



以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 非営利法人の中でも社会福祉法人についてなのですが、社会福祉法人は民間事業者ではありますものの、行政サービスの受託者としての公的性格の強い法人であります。そこで特に社会福祉法人に期待されるのは、既存の制度では対応できないさまざまな地域課題が顕在化してくる中で、どれだけ町民とかかかわってきているのか。例えば数年前から社会福祉法人が黒字を貯め込んでいるのではという報道がなされ、会計検査院による検査が行われたことがありますけれども、社会福祉法人は、補助金や税制優遇を受けていながら財務諸表の公表が余りなされてこなかったことが指摘されたわけですけれども、町内にある社会福祉法人、財務諸表の公表がしっかりとされているのか、そのところを町としてどのようにチェックされているのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

議員ご指摘のように財産、社会福祉法人の財産を地域の福祉の向上に還元していくというふうな法改正がなされていますので、県のホームページ等でも公開ができていますので、そのことを私どものほうでも確認しながら、そしてまた町内の社会福祉法人等からも相談を受けながら対応しているという状況はありますこととお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

昆秀一議員の今社会福祉法人に対するお話があったのですが、もう今社会福祉法人の監査体制も県の監査体制も厳しくなってきているのです。もうそういったことがあるので、町内の社会福祉、今手元には財務諸表とかございませんが、いずれ何かがあれば必ず私ども市町村にも情報が入りますので、今のところそういうことのいわゆる法人はございませんので、だから私どもといたしましては、いずれ今そういったしっかりした監査体制の中で法人運営が行われているということだけのご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） そこはしっかり行われているということによろしいのですが、例えば社会福祉法人の中で社会福祉協議会についてなのですが、事業についてなので

すけれども、例えば介護保険の居宅介護支援事業所についてですけれども、現在社協さんではケアマネジャーが4人もいますけれども、その利用者数は61人ということで4人のケアマネジャーは一体どのようなことをしているのかということで運営状況を見てみると、職員の研修がすごく足りないということは自覚されているようですけれども、私は、社会福祉協議会の居宅事業所は、できればもっと専門性を持った極端に言えば社会福祉協議会の居宅でなければならないという困難事例などを多く受け持つならば意味があると思うのですけれども、そのためにはしっかりと包括支援センターにも負けないくらい体制を整えるべく職員研修を自覚がないようですので、やっぱり研修を充実させて専門性をより高める努力をすることが社会福祉協議会の居宅のあるべき姿だと思うのですけれども、その辺しっかりと町としても申し入れるべきだとは思っているのですけれども、その点についての見解をお聞かせください。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

まさにご指摘のとおりでございます、いずれ町の社会福祉協議会は、それぞれまず理事、評議員、そして監事がおって、その中で事業を推進しておるのですが、ただこれからの障がい、高齢者福祉、これはもう町と一体となって推進していかなければならない。まさに昆秀一議員が言う困難事例を含めてそういうふうなものにはしっかりと取り組んでまいりたいと思いますし、それから私どもとしては、やはり例えばボランティアセンター、こういうふうなものの充実とか、それから先ほどから障がい、私はこの障がいなんかはサポート、愛のあるサポートセンター、私は勝手に愛サポートセンターと自分であれしているのですが、いずれ愛のあるサポートセンターとか、そういうことを社協がやはりしっかりと取り組んでいかなければならないということで、これはもう町も町社協も一体的な取り組みをしていくと。そこに地域包括ケアシステムみたいな構築もできるわけですので、そういったことをあわせて築いていくということでお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） そのボランティアについてなのですけれども、6次総のときには、地域のマンパワーとしてのボランティア組織に対する支援や育成について、町としても目標を立てて、ボランティアの参加人数を目標1,500人と設定しておりましたけれども、7次総ではそれが無いわけですけれども、その目標がないと、やっぱり目立つところが定まらない

のですけれども、ある程度の数としての目標設定、その点については、ボランティアの目標については、どのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

今昆秀一議員のお話しされたとおりで議員の意を体して前向きに検討してまいりたい。ただし、ボランティアセンターについては、これからはやはり一つの大きな目玉事業になりますので、町はもちろんのこと社協がやはり中心になってやっていただく体制整備を取り組んでいきたいと思っておりますので、ご指摘のとおり前向きに考えてまいります。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 最後に、ボランティアと地域資源の開発、そしてマッチング等を行うのは、生活支援コーディネーターという重要な役割の方が、これも町社会福祉協議会に委託しているわけですが、どのような成果を今まで上げているのか、ほとんど余り見えてこないのですけれども、その点、もう少し町としてもボランティアの開発、マッチングを推進していく必要があるのですけれども、その辺の考え方と今後の進め方について最後にお考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

今国は地域力の強化というふうな社会福祉法の改正もありまして、そのように地域の力を強化、ただどんなことが課題なのかが見えないと強化にはなりませんので、私どものところでは、社会福祉協議会やあるいは庁舎内の保健福祉教育に係る部署と一緒に自治会に出向く事業を始めております。12月には南矢幅3区にもチームを組んで出向いておりますが、地域でどんなことが課題になっているかということ私どもの持っている統計資料を示しながら、そしてまた若い人から高齢者の方まで働き盛りの方まで日曜日等を利用して、ニーズを掘り起こして、そしてどんなことに応えていったらいいかなということもボランティアも含めて地域づくりに努めてまいりたいということ新しい取り組みを始めておりますこととお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で7番、昆秀一議員の質問を終わります。

次に、4番、高橋安子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

(4番 高橋安子議員 登壇)

○4番(高橋安子議員) 議席番号4番、町民の会、高橋安子でございます。

1問目の質問に入らせていただきます。地域包括ケアシステムの取り組みについてお伺いいたします。団塊の世代が後期高齢者を迎える2025年問題に向けて、国が地域共生社会の実現に向けての方向性を打ち出してから1年半以上が経過いたしました。6月の一般質問の際、本町では2025年問題を見据え、地域における日常助け合い隊等の地域資源であるボランティア等を活用しての普及啓発への取り組み、さらには各コミュニティ組織と連携し、地区公民館を活用した地域の高齢者等を支える地域包括ケアシステムを構築するとのことでありましたが、そのことを踏まえて以下5点お伺いいたします。

1点目、地域包括ケアシステムの構築に向けての進捗状況についてお伺いいたします。

2点目、専任職員を置いて地域資源を発掘するとのことでありましたが、どうなっているのかお伺いいたします。

3点目、コミュニティ組織との連携の状況についてお伺いいたします。

4点目、県では民間委託し、本年10月から盛岡市のふれあいランド岩手で介護入門者研修が実施されましたが、本町からの受講者はあったかお伺いします。研修会の開催については、町民にどのように周知したか。また、今後町独自で研修を実施する予定があるかお伺いいたします。

5点目、町と地域住民が協力してひとり暮らしの高齢者が空き家等を利用し、共同生活できる住宅、地域コミュニティホームを実施する考えはないか。

以上、5点お伺いいたします。

○議長(廣田光男議員) 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 4番、高橋安子議員の地域包括ケアシステムの取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、地域包括ケアシステムの構築を2025年を目途に進めておりますが、主な事業として介護予防、日常生活支援総合事業の実施状況は、平成29年4月から現行相当の訪問介護、通所介護相当サービスを平成30年3月から住民主体による訪問介護、いわゆるB類系を開始しているところであります。一般介護予防事業の実施状況は、平成29年4月か

らこびりっこサロンを15カ所で、平成29年9月からは通いの場体操クラブを7カ所で実施をしているところであります。生活支援体制整備事業の実施状況は、平成29年4月から生活支援コーディネーターを矢巾町社会福祉協議会に配置しているところであります。在宅医療介護連携推進事業の実施状況は、平成28年10月に紫波郡医師会に業務委託し、紫波郡地域包括ケア推進支援センターを設置しているところであります。認知症総合支援事業の実施状況は、認知症地域支援推進員を平成24年10月に、社会福祉法人敬愛会に業務を委託し、平成28年10月には、認知症初期集中支援チームを配置しているところであります。

2点目についてですが、地域力強化推進事業により、共生型社会の実現に向けて地域住民の身近な団体で活動できる専門性のある職員を配置し、地域においてこびりっこサロンなどを推進するほか、社会資源の把握、地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成及び元気な高齢者が担い手として活動する場の確保等に取り組む地域支え合い推進員、いわゆる生活支援コーディネーターをそれぞれ矢巾町社会福祉協議会に業務委託し、取り組んでいるところであります。

3点目についてですが、地区公民館を中心に子どもから高齢者までの幅広い世代にわたって利用できる多世代型対応型の交流拠点を設置し、介護予防や趣味活動、子ども食堂、世代間の交流といった幅広いニーズに対応した支援体制の構築のため、自治会長等と協議を進めております。

4点目についてですが、研修には町民の方1名の方の参加があったとの報告をいただいております。今回の研修は、岩手県及び岩手県社会福祉協議会岩手県福祉人材センターの主催であったため、直接主催者側で対応された状況であります。また、町独自の研修は、出前講座を初め高齢者福祉、介護保険全般に対する勉強会など、積極的に対応させていただきたいと存じます。

5点目についてですが、地域コミュニティホームは、憩いの場や宿泊施設として高齢者や障がい者等が住みなれた地域で人間関係を保ちながら安心して共同生活ができる施設として有効であります。施設整備費及び運営費の確保の課題があることから、設置について要望や相談等がある場合は、関係機関と連携を図りつつ検討をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 何点かありますけれども、1点ずつ質問させていただきます。現在

こびりっこサロンを15カ所で、通いの場体操クラブを7カ所で実施しているということですが、会場は、全部公民館となっているのでしょうか。高齢者が5人以上集まれば、普通の自宅でも実施できるということを前にお聞きしたような気がいたします。普通の空き家とか、また自宅を使つての活動している地域はないでしょうかお伺いたします。

○議長（廣田光男議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

ご質問のとおり現在のところは、各自治会の公民館におかれまして自治会共同で行われている自治会さんもございますが、15カ所、各公民館で行われているという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 自宅、田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） 済みません、漏れておりました。

自宅でも可能かどうかというご質問ですが、ご自宅でも、気の知れた仲間のグループという形でのこびりっこサロンですので、可能となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 本町でも中心部には住宅が密集しておりますけれども、西部、東部については、1つの行政区であっても、かなり遠くから通わなければいけないところがたくさんございます。ぜひやってみたいけれども、遠くには行けないという方もいらっしゃると思いますので、自宅等を利用した活動を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

2点目の質問ですが、以前におでんせ広場を各地区で実施した際には、私の地域では見守りのほかに送迎ボランティアというのもございますが、登録制だったのですけれども、ボランティアを募集したところ30名以上が登録したという経緯がございます。中には、仕事に出勤する前に迎えに行く者と、早番で帰宅した人がセットで送迎したという例もございます。そのことが縁になって地域が一つにまとまった時期でもございました。地域力が希薄になってきている昨今地域力強化のためにもう一度みんなで考えることが重要であり、町や社会福祉協議会の協力で地域を活性化することが本当に大切であると思うのですが、現在実施している介護事業の参加者はどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。また、公民館で実施する場合、その場所まで通うことができずに参加できないというような意見は出ていないでしょう

かお伺いたします。

○議長（廣田光男議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） 介護予防のおでんせハウスに参加していることですか、ちょっとお時間をいただいてよろしいですか、申しわけございません。

○議長（廣田光男議員） 今ちょっと調べているというから、次再質問。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 今調べてくださるということなのですが、車で送迎ボランティアというのは、なかなか難しいと思うのですが、11月に視察しました鳥取の南部町では、焦らず、急がず、慌てず、安全運転を合い言葉にして地域のボランティア団体が送迎ボランティアも実施しておりましたので、もし先ほどのとあわせてこれからそういう考えがあるかどうかもお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それとは別になのですが、地区公民館を中心とした子どもから高齢者までの幅広い世代にわたって利用できる多世代型対応の交流拠点の設置について自治会長と協議中とのことですが、具体的に進行している地域があるか。また、その内容はどのような内容なのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松特命担当課長。

○特命担当課長（村松 徹君） お答えいたします。

この公民館を拠点とした事業を進めるに当たりましては、モデル地区を選定しながら、そのモデル地区での試行的な取り組みを通じまして、さまざまな諸課題を一つ一つ解決することと、あと地域の皆様の声を丁寧に承りながら進めていかなければ、やはり全町的に進めていくことは難しいと考えておりまして、現在3地区、徳田、煙山、不動、各1カ所ずつの自治会長さん方をお願いをしたところございまして、次の段階といたしましては、自治会長さん以外の地区役員の皆さん、行政区長さんであったり、公民館長さん、民生児童委員さん、単位老人クラブの会長さん、保健推進員さんとか、さまざま保健福祉にかかわる役職の方々も含めてそういった方々との実際の進める上での懇談をやりながら進めていきたいということで、まだ今のところ徳田地区のある1カ所の自治会は、先月末に1回目のそういった懇談をしたところですが、いずれまだはっきりしないというか、予算的な部分もございまして、そういったところもお示ししながら無理やり押しつけるという形にならないように、できるだけ地域の皆さんの自主性を引き出ささせていただきながら進めていきたいというふうを考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

先ほどの生きがい対応型デイサービスの利用人数ということでございます。おでんせハウスの施設で行われているデイサービスにいらっしゃっている地区が10カ所、10地区でございます。それ以外の各地区公民館等で行われている生きがい対応型デイサービスをしている地区が10カ所という形でございます。延べ人数、利用人数でございますが、年間ですが2,436人、延べ人数ということになってございます。

それから、2つ目の各地区公民館への足という問題でございますが、直接的に各公民館のほうに行く足がないのというようなお声は今のところ済みません、こちらのほうにはちょっと声は来ていないのですが、国民保養センターのほうで行われている生きがい対応型デイサービスについては、こちらからバスで各公民館を回っておりますので、それで保養センターのほうで活動を行っているということでございますので、各地区でということでは、こちらのほうに声は聞こえてございません。

以上、お答えいたします。

（何事か声あり）

○健康長寿課長（田村英典君） 済みません、地域の送迎ボランティア、ボランティアということですので、窓口が社会福祉協議会になるかどうか、こちらになるかちょっと不明でございますが、これから検討を要しますが、お声があれば、我々としてもお話を聞きたいと思えますし、募集もかけたいとは思いますが、現在はオレンジボランティアということで送迎ボランティアを準備してございまして、そちらのほうを利用させていただきながら送迎も順次対応していただければというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松特命担当課長。

○特命担当課長（村松 徹君） お答えいたします。

今現在そのほかに行っている取り組みといたしましては、町内医療あるいは社会福祉法人8法人が、これは平成28年度中でございましたけれども、そういった生活支援の協定を締結しておりまして、貧困支援とあと買い物支援ということで、これも現在回数はそれぞれ法人によって異なりますけれども、行っておりますし、それを最終的に窓口になって調整しているのが社会福祉協議会設置の生活支援コーディネーターが担っているという状況でござい



ます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ございますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） その送迎ボランティアに関しては、地域での送迎ボランティアということは考えていないわけですね。オレンジボランティアとか社会福祉協議会でやっている買い物支援とかのボランティアはあると思うのですが、前地域でやっていた一般住民に対しての、では時間のあるときにボランティアでちょっと送っていったり、迎えにいったりということだったので、そういうことは考えていらっしゃらないのですね。

○議長（廣田光男議員） 村松特命担当課長。

○特命担当課長（村松 徹君） お答えいたします。

実際地域の皆さんの善意で送迎ボランティアを対応している事例は、高橋議員おっしゃるおひぎ元の煙山地区でもやっているかと思えますし、あと社会福祉協議会に委託しておりますこびりっこサロンにおきましても、岩清水地区では民生委員の方が中心的な役割を担っているわけですが、その方が主に中心になって公民館までの送迎を対応しているところなのですが、こういって地区公民館を拠点とした多世代型の事業を進めていく上では、そういうやはり地域の皆さんのお力もお借りしなければならないかと思うのですが、できるだけ特定の方に負担が集中しないように地域での話し合いをそこら辺も配慮しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 村松特命担当課長の町内3地区をモデル事業としてというお話でしたけれども、具体的に4月からということはまだないわけですね。それでも、これが具体的に進むのであれば、なるべく早く進めていただいて、完璧なものではなくていいと思うのです。まず手懸かりとしてやってみて、そこから改正しながらいろいろなことをやっていければいいと思いますので、ぜひ早目にやっていただきたいと思うのですが、その辺のところをお聞かせください。

○議長（廣田光男議員） 村松特命担当課長。

○特命担当課長（村松 徹君） お答えいたします。

町といたしましては、地域の皆さんとの話し合いは、じっくりといろんな課題が想定されますので、そこら辺は一つ一つクリアしながら来年度の、できれば4月に3地区そろい踏みというふうな形になるかわかりませんが、いずれ新年度開始できるようにスタートしていきたいというふうに考えておりますし、あとはあわせて年度初めですので、行政区長さん、コミュニティ会長さん、民生委員さん、さまざま地域の公民館長さんもそうですけれども、地域の役員の方々が参集する機会がございますので、そういった場でも積極的にPRをさせていただいて、3地区以外にもモデル的にやってみたい地区もあろうかと思っておりますので、可能な限り地域の皆さんのお声も聞きながら、そういった輪を広げていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） ぜひそのように早目に進めていただきたいと思っておりますし、各地区によっていろいろな本当に課題もあると思っております。週1回というところもあれば、1カ月に11回でもいいのではないかとか、あるいは夏休み、冬休み、共生社会ですので、子どもも入るとすれば、長期休業の間でもいいのではないかというふうな意見も出ると思うのですが、できるだけ同じ形ではなくてもいいと思っておりますので、早目に進めていただくようよろしくお願いいたします。

次に、本年度の介護入門研修を受講した方が1名、ちょっと少ないような気がするのですが、今後地域での見守り活動等を実施する場合に、少しでも知識があると対応しやすい、自信を持って対応できるのではないかと思います。町独自の研修も積極的に実施するとともに、できれば短期間に資格取得できる県等の研修についても早目に周知徹底して下さるようお願いしたいのですが、その辺のお考えをお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 簡潔に頼みます。

田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

国や県からそのような研修の情報がございましたら、町広報紙やホームページ、それからやはラヂ！などを使って提供したいと思っております。

それから、町独自で勉強会等をやる場合についても速やかに情報提供したいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 次の質問ですが、ここ数年地域でひとり暮らしの高齢者が家の中でつまずいて倒れて数日発見されなかった事案や、また腎臓を患い透析のために病院通いをしている男性が住んでいる家が道路まで遠く、つまり序口が長いわけですが、うちのほうの地域なんかは。そのために雪のとき通院することが困難になって、親戚の家で雪解けまで世話になったという事例がございます。ほかにも本町の東西部の地域は、高齢者世帯が多くなり、不安を抱えている人も少なくないと思うのです。施設整備費や運営費の課題はもちろんあると思いますが、今ある公民館や空き家などを利用したコミュニティホームの実現に向けて前向きに取り組んでいただきたいと思いますが、その辺のお考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、高橋安子議員のまず自治公民館、いわゆる地区の公民館、これはもう集会所であって、災害があれば避難所、そしてきょう私非常に気に入った文句なのですが、地域コミュニティホーム、今空き家も含めて検討してほしいと。今担当に私お話ししているのは、計画を立派につくろうとして、あとは投げ出すのです。そうではなく、まず集まってもらって、何が課題だか、まずやれと。やってから課題を見つけ出して、どういう対応をすればいいかと。それをもう画一的に、地域によってはいろんな、さまざまな抱えている悩み、課題があるわけです。それを画一化するというのは、絶対ダメなのだ。だから私きょう、この地域包括ケアシステムの構築の中で一番の根っこの部分はここだと思うのです。やはり地域と、だからまさにもう医療と介護、連携するののいわゆる接続点というか、今お話あったこの公民館なんかのこれをいかにして生かしていくかということなので、いずれこのことにしっかり。

そして、今3カ所だけやるというのですが、もう大体方向されたらお願いをして、そしてその地域で元気なお年寄りさんは、まず要支援ぐらいのお年寄りさんたちは面倒見てやるかと、そういう、さっきもお話したのですが、愛のあるサポート体制、運動をやっていきたいなということで、私はこのことについて高橋安子議員のおっしゃるとおり、それが私たちが目指しております地域包括ケアシステムの構築につながると。この柱になるのは、町と町の社会福祉協議会、そして地域の皆さんなのです。この3本柱が一体となって推進することによって自然にできることですので、そこのところ。

あと今答弁も何か4月からという、もう早くやれと、もう叱咤しますので、いずれ高橋安子議員の地元の煙山でもぜひやりたいということでございますので、まずそういったことに対応してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他にまだいっぱいありますか。

○4番（高橋安子議員） いっぱいではないです。

○議長（廣田光男議員） それでは次、再質問どうぞ。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 本当に町長のおっしゃるとおりです。私たちが考えているのは、できれば公民館を少し改築すれば、もし泊まれる部屋なんかも1室か2室ぐらいあれば、うちのほうで急遽冠婚葬祭等あって高齢者を1人置くのだけれども、心配なのだという場合に、ちょっと預かったり、元気な高齢者ですけれども、それを地域のボランティアが支えるというような組織づくりができればいいなということで私たちも地域で話し合っておりますので、ぜひそれに向けて進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後の質問になります。最近介護職員不足等により施設の縮小を余儀なくされているところもあると聞いております。現在外国人労働者の受け入れの拡大について国でも審議中ではありますが、本町では、外国人労働者はどのぐらいいるのかお伺いしたいと思います。けさの新聞では、県では4,000人ぐらいということで前年より580人、これは介護だけではなくて全体だと思っておりますけれども、そういう数字が出ておりました。この本町で働く外国人の中で、介護施設で働く外国人は何人ぐらいいるのかお伺いしたいと思います。

先日テレビ等でも矢巾町のほうで研修を受けている外国人のお話も出ておりましたので、本町でもそろそろ外国人等も多くなっているのではないかと思いますので、そのところをお知らせ願います。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） お答えいたします。

外国人の労働者ということでございますが、今矢巾町に外国人の登録している数は81人おります。そのうち労働者ということで在留資格がある方は29名がいらっしゃいます。これらは、ほとんどがちょっと業者名言ってあれですけれども、グリーンデリカとか、不動食品とかケンエレガンスとか、そういったところに働いているようでございます。ちょっと介護については健康長寿課長から申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

専門学校からの研修生として紫波郡内に4名で矢巾町内には1名研修していたということですが、修了したかどうかちょっと確認はとれておりませんが、1名という報告は受けておりました。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えします。

さっきちょっと答弁漏れがあったので、いわゆる今孤独死とか孤独の話なのですが、これももう人ごとではなくなってきているのです。今孤独死というのは、亡くなってから2日間もう見つからないのが孤独死なのです。そこで私は先ほどちょっと答弁舌足らずだったので、今お聞きすると、うちに認知症の高齢者がおって、大変申しわけないけれども、これからちょっと買い物に行ってくるからと、家の中に鍵をかけて、部屋に。もういわゆる昔で言う座敷牢みたいな、だからそういうことを地域で公民館なんかを開放して見守りができればいいわけです。そういうもう今実態も私お聞きしております。だからこそ高橋安子議員がおっしゃっていることは、まさに今私どもが抱えている大きな悩み、この課題を解決しなければならぬ。矢巾町でも孤独死が起きてもおかしくないようなあれにありますので、こういうことにだからこそ早く公民館を開放して、地域でそういう見守りもできるような体制整備をしていきたいということで申し添えて答弁させていただきます。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 本当に孤独死の関係で今町長からお話ありましたけれども、隣町では実際にあったのだそうです。だからもう矢巾でもいつ起きてもおかしくない状況ですので、ぜひ特命課長、早目にそういうのをやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣田光男議員） ここで休憩をとります。

再開を2時20分とします。

午後 2時11分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

それでは、2問目の質問を許します。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 2問目の質問に入らせていただきます。引きこもりの支援について質問させていただきます。

いじめや児童虐待などとともに大きい問題となっていることに引きこもりがあります。ここ数年、30代、40代の引きこもりが多くなり、年金暮らしの親が子どもを養う8050問題が深刻化しています。16歳から39歳までの引きこもりが推定で54万人、さらに40代以上を加えると100万人とも言われ、危機的状況にあります。平成28年5月には、新潟県三条市で70代の母親が50歳の引きこもりの状態にあった息子を道連れに自殺しました。昨年12月には、札幌市で82歳の母親が寒さと飢えで亡くなり、その後引きこもりの52歳の娘も同じように亡くなりました。これは他人事ではありません。いつ本町に起こるかもしれないのです。誰も気がつかない、普通だと思っている家庭でも子どもの引きこもりで悩んでいる親が多くいます。それほど引きこもりは複雑で深刻な問題であります。しかし、相談する場所があるにもかかわらず本人はもちろん親は家の恥、家族が我慢すればいつかわかるだろうとなかなか相談できない状況もあり、難しい問題ですが、事件が起こってからでは遅く、目をそむけてはられない問題です。以前質問した際の答弁では、専門機関である岩手県引きこもり支援センターや県央相談所と連携し、個別の支援を行っているとのことでした。そのことから以下お伺いします。

1点目、以前質問した際、本町でも引きこもりの状況を一部把握し、支援しているとの答弁でしたが、その後の状況はどのようなになっているかお伺いします。

2点目、本町で把握している中で40代以上の引きこもりの状況はどうなのかお伺いします。

3点目、今後引きこもりに特化した支援員を配置する考えがあるかお伺いいたします。

以上、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 引きこもりへの支援についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本町において、平成24年度から29年度までに把握している状況は、実人数で37人を把握しております。その内訳は、保健師等が行う相談支援を通じて把握している状況は、実際の実人数で25人で生活困窮者就労準備支援事業を通じて把握した状況は、実際の人数、実人数で12人です。把握した方々に対しましては、専門医療機関受診や障がい福祉サービス利用の就労へつなげるなど、社会参加や社会復帰に向けて個別の状況に

応じた支援を進めております。

2点目についてですが、相談支援を通じて把握している状況は、この実際の人数、実人数で10人であり、引きこもり期間の長期化が懸念される現状であります。

3点目についてですが、引きこもりに特化した支援員を配置する考えがありませんが、本町では、平成28年度から相談支援総括化推進員を配置しており、引きこもり支援も含めた生活困窮者、高齢者、障がい者など、地域福祉全般の個別の相談対応を総括的に行っております。また、相談支援の専門機関であります岩手県引きこもり支援センターや県央保健所などと連携して個別の状況に応じた支援を行い、引きこもり対策を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 24年から29年までに把握している人数が37人とのことでございましたが、年齢別にはどうなっているのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

保健師等の相談支援で把握した部分の25人につきましては、10代、20代、30代、若者が60%ほど、6割です。そして、40代以降が4割ということで、若者の相談、就職の挫折とか、あるいは精神症状等の悩み等からの相談があります。また、包括的な支援体制の中での引きこもりの相談等につきましては、やはり10代、20代、30代のところが53%で40代、50代、60代のところが46%ということで割とやっぱり若者のところの相談が多いということが私どものところで把握している状況でありますこととお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） この把握は、相談があつてからの把握になるのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

実態調査等は、町独自では行っておりませんので、相談支援を通じたという把握でございます。ただ今年度岩手県が全県で引きこもりの調査を民生児童委員の方々をお願いして実施しております。そのこともまだ公表されていない状況なので、ただ実態調査は県が行って矢巾町もそこに参加しているという状況はありますこととお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 何か私の耳にもちらほらと大変なのだという声が入ってきます。実際には引きこもりというのは、なかなか相談できないというのが本来なのです。それでもしできれば、早く実態調査等を進めていただければいいのかなと思っております。10月に引きこもり支援の取り組みで全国に報道されました秋田県藤里町に行って研修してまいりました。その中で支援活動の取り組みは、最初ニーズの把握のためのきめ細かい調査を実施したというふうにごさいました。本人への直接的な会話から就労支援や機能訓練、地域住民との交流等を実施したとのことでもありました。そこまで至るには、数々の苦労があったと思われませんが、本町に実際には何人いるのかわかりませんが、1人でも2人でも外に出る機会をつくることができればと思います。町ではどのように支援体制について考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

秋田県の藤里町は、本当、社会福祉協議会が戦力となって全国的にその支援が注目されていて、私も勉強させていただいてすばらしいなということは感じておりますが、先ほどの高橋議員からの質問のとおり、引きこもりの複雑性と相談に至るまでというか、経緯が非常に長い経過があったり、かなり心配な経過があって、相談につながりにくいというところが特徴かなと思います。それは深刻さゆえに相談しにくいということがあるかと思いますが、やっぱりそれについてそうではないと、相談してほしいということが大事だということで私どものところでも研修会の開催を広報に載せたり、あるいは相談できるということを広報に載せたりということはしていますが、支援者がいま一度やっぱり深刻な状況に心を寄せながら予想しながら動くことが大事かなということがありますので、今回岩手県が実施している調査の結果でアクションがあると思いますので、その機会を大事にしながらこの引きこもりのところは支援していきたいと思っております。

また、国の貧困の対策等と一緒にということは国も言われていまして、私どものところでも相談員を通して実際に就労というか、医療機関とか、あとは福祉サービスにつなげた経緯もありますので、決して暗い話だけではないという、深刻さを予想しながら支援していくことは大事にしていきたいところをお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。



次に、3問目の質問を許します。

高橋安子議員。

- 4番（高橋安子議員） 3問目の質問に入らせていただきます。本町の先人教育について質問させていただきます。

先月13日に紫波郡議会議長会において、巽聖歌の検証と先人教育について研修してまいりました。講師は、以前小中学校の教員をされていた日詰出身の内城先生で巽聖歌が作詞した「たき火」などの歌を交えて、明治38年、日詰のかじ屋の息子として生まれ、東京都日野市において68歳で亡くなるまでの功績をたたえる講演でした。巽聖歌は、紫波町の日詰、赤石小学校や紫波第一中学校の校歌などの作詞もしており、昭和53年に紫波町名誉町民となっております。

次に、先人教育についてのお話でしたが、本町でも小学校3、4年生の社会科の副読本「わたしたちの町やはば」には、本町郷土の先人が紹介されているとのことでしたが、今はどうなっているのでしょうか。本町の先人教育についてどのように実施しているのかお伺いいたします。

- 議長（廣田光男議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

- 教育長（和田 修君） 本町の先人教育についてのご質問にお答えいたします。

本町では、小学校4年生の社会科の授業で社会科副読本「わたしたちの町やはば」を使用しております。これが実物でございます。その中の昔から今へと続くまちづくりという項目の中で、大正7年に水不足に悩む現状を見かね、鹿妻幹線水路の開発に私財を投じて立ち上がった村議会議員の村松雄一郎氏、藤原一郎氏、藤原隆人氏の偉業について学んでおります。また、その3人を顕彰するために白沢地区の森山に胸像がつくられ、今でも6月の第一土曜日、3人に感謝する彰徳祭りが開催されていることについても学んでおります。

以上、お答えとさせていただきます。

- 議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

- 4番（高橋安子議員） 小学校は、現在英語教育等もあり、なかなかこのような教育が難しくなっているのではないかと考えておりますが、自分が生まれ育ったこの矢巾町でどんな人たちがどんなことをしたか学ぶ機会は大切だと思っております。ほかにも女啄木と言われた西塔幸子の生まれたところでもあります。白沢には生誕の碑があります。平成5年に建立

されたとのことで「寂しい私の生涯にいささかでも潤いを与えてくれる歌がありがたいです」歌と私ノートと彫られた石碑でした。矢巾の不動に生まれたということで建立されたものです。本町で知っている人はどのぐらいいるのでしょうか。私は、わかりませんでした。これは、何もない、誰もいない矢巾町ではなく、本町の先人の掘り出しをして伝えるべきものではないかなと思っております。子どもたちだけではなくて、一般住民にもこういう勉強会を公民館等で実施して社会教育のほうでも取り上げていただければいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まず先人教育について、この社会科副読本で取り上げている3人だけではなく、今ご紹介があった西塔幸子さんについても、あるいは歴史的な中でも矢巾という町の存在感、それについても子どもたちに教えていかなければいけないと、そういうことを考えております。これについては、具体的には社会教育課でも、それから学務課としても取り組んでまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

はい。

○4番（高橋安子議員） ぜひお願いしたいと思います。また、一般の人たちにもこういう機会があれば、興味のある人を呼んでこういう勉強会などもいいのではないかと思いますので、お願いします。

西塔幸子の歌に「障子紙買う銭もなしガラス戸と思え」と言える村の収入役とか、「障子の骨折りてはならぬ外し置け銭こないない」と言える収入役」というのがあります。今も昔も財政というのは厳しかったのです。そういうことも交えながら、あるいは西塔幸子は教師としてずっと岩手を回ったところのその場所場所での歌も詠まれてありますので、ぜひ来年は社会教育の一環としてこれも入れていただきたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたします。

やはり矢巾町の文化、芸術、こういった先人の方々を機会を捉えて町民の方々に教える形で講座等を開設して皆さんに知っていただければと思いますので、来年度ちょっと検討させ

ていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、4問目の質問を許します。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） それでは、4問目、普代村とのさらなる交流について質問させていただきます。

10月に実施された本町の秋まつりに普代村の女性団体が訪問されました。ほんの少しの間でしたが、昼食をとりながらなごやかな交流ができました。そこで今後の普代村との交流についてどのように考えているかお伺いします。

また、全国の他市町村と交流する考えがないかあわせてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 普代村とのさらなる交流についてのご質問にお答えをいたします。

9月21日、矢巾の恵みを味わう夕べを開催した際には、本町産の食材だけではなくすき昆布等の普代村産の食材を用いた料理が振る舞われ、大変好評を博しました。普代村と本町は、沿岸と内陸という異なる地域特性を有し、それぞれの特産も異なるため、両町村間での食材を通じた交流は、町産食材の需要拡大に大変有効であると考えておりますので、今後も異なる地域特性を有する他市町村との交流や横浜市水道局との包括的連携協定のような技術的な連携、災害発生時の連携など、さまざまな交流を進めてまいりたいと考えております。

また、毎年行っている児童によるスポーツ交流や体験交流を引き続き行ってまいりますし、今回の女性団体の交流のように、両町村における諸団体の目的意識の高まりによる自発的な交流となることが重要であると捉えており、このような活動に対して町としても支援を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） この10月の秋まつりの際に昼食交流の場で本町の夏まつりの話が出たのですが、さんさ踊りを一緒にどうかと聞きましたところ、ぜひやってみたいとの返事でしたが、それを含めて今後女性団体との交流も活発になればと思いますが、いかがで

しょうか。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをいたしたいと思います。

夏まつりというお話でしたので、私のほうからお答えをします。これまでもいろんな地域の方々に夏まつりでさんさ踊りをやっていただいておりますが、そういったご要望があるということでございますれば、やっぱり盛り上げるためにもいい方向だと思っておりますので、担当のほうとしても、そういった取り組みについては今後進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 最後の質問になります。私の質問事項の中に、この普代村以外のところとも今後交流する予定がないかという質問をさせていただきました。例えばけさ長谷川議員のほうから神奈川県山北町というところが河村さんの関係があるということで、そういう関係をたどって行って、いろいろな交流をしながら相手先のいいものをお互いに持っていくというのもこれから必要なのかなと思っていますけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

今高橋安子議員のご指摘のとおり、やはり私らあらゆるチャンネルをしっかり活用して、例えば私、今国指定の徳丹城の問題についても余り積極的なところに欠けるところみもあるので、例えば文室綿麻呂が今の現在地であればどこの市町村の出身なのか。天皇家につながる血筋なのだそうです。だからもう私先ほどできるのであれば、歴史史上の人物ですので、そういうふうな人も小さいときからこの矢巾町、徳丹城はこういう方がおったのだと、そういうことをやはり小さいときから教育の中でも広めていきたいということでこういうふうなことも教育委員会で、それから今俳句のほうであれば、煙山の高橋煙山さん、この方も今でも俳句の世界ではすごいのだそうです。だから、私はそういう掘り起こしをしながら、例えば俳句の一番の根っこのところはどこなのか、そういうふうな道をたどりながらやっていくのも一つの方法ではないのかなということで、いずれあらゆる分野の中で考えていきたいと。また、スポーツなり、音楽の町やはば宣言もしておるわけですので、そういうところ

も通しながらいろいろ検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（廣田光男議員） よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、以上で4番、高橋安子議員の質問を終わります。

次に、6番、村松信一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（6番 村松信一議員 登壇）

○6番（村松信一議員） 議席番号6番、矢巾明進会、村松信一でございます。

それでは、1問目の質問、県央ブロックごみ処理施設と盛岡・紫波地区環境施設組合の施設について、岩手県ごみ処理広域化計画におきまして、盛岡市を含む3市5町で構成されております県央ブロックに盛岡・紫波地区環境施設組合は位置づけられておりまして、最終的に処分施設を1カ所に集約してごみ焼却を広域処理する方向で検討されております。平成30年2月ごろを予定としておりました整備予定地につきましては、候補地は現在4カ所となっておりますが、決定ができております。新たに整備が計画されている県央ブロックごみ処理施設と、それから現在稼働しております盛岡・紫波地区環境施設組合の今後の施設運営全般について以下5点につきましてお伺いをしたいと思ひます。

1点目、平成41年を稼働予定としております広域ごみ処理施設の候補地の絞り込みができています、今現在候補地の決定はいつごろになる見込みであるのか。また、稼働年度の計画変更はあるのか。

そして、2点目であります。燃えるごみの中継基地として八幡平市、岩手・玉山環境組合、盛岡・紫波地区環境施設組合の3カ所が予定されておりますが、盛岡・紫波地区環境施設組合は、どのような内容の中継基地となるのか。

それから、3点目であります。広域ごみ処理施設の稼働計画に当たり、現在の施設はどのような運営になるのか。また、新規取り扱いの事業も含めて、そうした新しい活用方法などについて関係行政や、それから民間会社、地域住民が一体となって地域運営検討委員会のような組織を設置する必要があると考えますが、どうか。

それから、4点目であります。リサイクルコンポストセンターについて、同様の施設が全国に46カ所ほどあります。そのうち10施設ほどが産業廃棄物、これは事業系生ごみなどの食品系のものでありますが、受け入れしております。それで今現在の盛岡・紫波地区環境施設

組合では、それを受け入れてはおりません。そして、広域ごみ処理施設の整備に合わせて新たな取り組みとして事業系産業廃棄物の受け入れを検討するなど規模拡大を図る考えについてお伺いをいたします。

それから、5点目であります。広域ごみ処理施設の稼働を見据え、現在の施設について産業廃棄物、この場合は建設用の廃木材などがありますが、これを処理できる施設として考えはどうか。また、新施設は、焼却施設のみで最終処分場は、いまだ未定となっておりますが、現施設を最終処分場にする構想はあるのか。

以上、5点につきましてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 6番、村松信一議員の県央ブロックごみ処理施設と盛岡・紫波地区環境施設組合施設についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、県央ブロックごみし尿処理広域化推進協議会事務局において整備予定地の選定のため、各地元説明会を開催しているところであり、現在4カ所の候補地から今年度内に新処理施設の整備予定地を決定し、平成41年度からの稼働予定を変更しない計画で進んでおります。

2点目についてですが、県央ブロックごみし尿処理広域化基本構想において中継施設は、新処理施設までの距離が25キロメートル以上離れている場合にごみを圧縮し、大型搬送車両へ積みかえを行う施設として想定したものであり、今年度末に決定する予定の整備予定地によっては、施設までの距離が25キロメートル以内となり、中継施設としての設置が見直されることも想定されております。

3点目についてですが、新たな処理施設の場所、処理対象の内容によって同組合処理施設の運営内容に変更が生じることも想定されておりますので、組合構成市町の意見をお聞きしながら施設の運営等について検討していくものと捉えております。

4点目についてですが、リサイクルコンポストセンターの規模拡大や、その受け入れ内容については、広域化の運用も含めて同組合構成市町の施策と整合を図りながら検討する必要があるものと捉えております。

5点目についてですが、産業廃棄物の処理等に関しては、所管は県であることから、県も含めて構成市町と検討する必要があるものと捉えております。また、最終処分場に関しては、県央ブロックごみし尿処理広域化基本構想において、当面は既存施設を利用しながら徐々に

集約することになっておりますが、今後の新たな処理施設の整備とあわせて検討していくこととしており、同組合の最終処分場としての活用構想は現在ないものであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 今答弁いただきました新施設の稼働年度は変更がないということであり、それから焼却施設移転後の現在のあり方についてまだ検討されていないということでそのような答弁をいただきました。平成41年といたしますと、移転まで11年あります。ご答弁では長いというようなまだ位置づけで捉えているようなご答弁でありましたが、いろいろと検討を重ねまして住民の合意を得て、新たな施設運営を始めるには十分過ぎる時間とは言えないだろうと私は思います。まず1つであります、ごみ焼却施設以外の施設運営について関係市町の意見を聞きながら施設の運営を検討することであり、3市町で構成する組合ですから、答弁はそのとおりであります。3点目の答弁は、施設設置場所や対象処理の内容に変更が生じることも予想されるとありますが、構成市町の意見を聞きながら検討するとありますが、はっきりと決まっていることもあります。検討しなくても決まっていることはあるのです。

清掃センターふれあい館につきまして平成29年度は4万2,681人利用されたそうであります。1日にすれば147名が利用していることになり、燃えるごみの移管に伴いまして存続させるか、あるいは閉鎖するか。存続させる場合は、その熱源をどうするか今後決めていかなければならないということは決まっているのです。ですから、矢巾町が管理者であることもありますので、もっと積極的に働きかけていきませんか、盛岡と紫波のほうは、それに応ずるような形ですから時間がたつわけであり、ということで、どのような検討を、ご答弁にありましたが、どのような検討をいつごろ行うのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

一番最後の5番目の質問、一般廃棄物処理施設の産業廃棄物処理施設に転用できないかと。今県を通して環境省を照会して、珍しく早く答えが来たのです。答弁書いているうちに、その答弁書いた後に来た内容を見ると、まず地元の合意を得られるのであれば、産廃に転用することはやぶさかではないよという前向きなお答えをいただいたのです。ただ、その中には、これからいろいろな制約、例えば私ども地元の皆さんには、一般廃棄物処理施設として建設

をするという合意をいただいたのを今度は産業廃棄物ということになれば、改めて地元の合意もちょうだいしなければならない。それから、環境アセスメントも一般廃棄物のときと違って産業廃棄物ですから、これもやり直しをしなければならないと。ただ今の焼却炉を解体するには大変お金がかかるのです。転用することができるのであれば、それに超したことはないし、ふれあい館もそのまま継続ができるのです。

そこで高橋昌造は11年後いないだろうから無責任な答弁をするのではないかと、こう思われるかもしれませんが、私は今民間で矢巾町にある、あるスクラップ会社が青森で焼却炉をやっているのです、産廃の。そういうところに話をしていくこともひとつ、今からです。大事ではないのかなと。ただこれは何回も言うように、構成市町としっかり協議をしながら。

今議員の皆さん方、産プラ、もう中国で受け入れしないわけです。受け入れしないので、前産廃で騒いだように、産プラが今どんどんもう都心部から地方に流れてきているのです。だから、そういう今産プラの処理、今後大変な問題にもなってくると思うのです。だから、そういう中で私は熔融炉はそういうのにも対応できる炉なので、これはストーカー炉とか何かであれば対応はできないのですけれども、だから今ふれあい館の存続のお話が出たのですが、まず今のところ一産から産廃に転用できると。これはいろんな条件をクリアできればということですので、今からそのことに取り組んでまいりたいなと、こう考えております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 町長、私11年と言いました。地域の、地元の合意が必要であればというご答弁をいただきました。ですから、地元の合意というのは時間がかかるのだらうと思います。ですから、ぜひとも素早くこれに対して取り組んでいただくということをお願いしたいと思います。

それで2点目の質問に移りますが、入浴施設は、焼却施設が移転するわけでありまして。燃えるごみの処理がなくなりますと、盛岡市と紫波町におきましては、閉鎖を希望する場合もあることが選択肢にあるのではないかなと思います、今後の話し合いによりまして。その場合、手続を経て、環境施設組合から離れて矢巾町単独の運営になる可能性もないとは言えないと思うのです。このことについてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えします。

先ほど申し上げたとおり、一部事務組合の存続については、これは矢巾町だけで結論を出



すことはできないので、まずこれからごみの広域化の中で今後どのような位置づけにしてい  
くかということが協議になりますので、ただ今のこれが私ども独自で運営していくというこ  
とは、矢巾町ではできないのです。これは無理なので、そこで私は再三一部事務組合の職員  
に、これを一廃から産廃に転用できないかと、環境省と早く協議をしろということで、その  
返事が来たので、今村松信一議員の町単独ということは、これはもうあり得ないというこ  
です。また、それはできるはずもないので、だから私どもとすれば、次産廃で受け入れてい  
ただく企業に条件を付して引き取っていただくということになると思いますので、ここの②  
の町単独の運営はあり得ないということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） あり得るか、あり得ないかどうかでしょうかと聞いたわけですが、あ  
り得ないということではっきりわかりましたので、それはそのとおりで結構であります。

それから、入浴施設を継続するとした場合、新たな熱源が必要となりますが、その熱源と  
して産業廃棄物の木材の受け入れか、あるいは今生ごみをコンポストセンターで受け入れて  
いるわけですが、ここでメタン化ガスがあります。こちらどちらにするか。どちらでもでき  
るわけでありましてけれども、このような検討を今後される予定はございますか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えします。

まず今村松信一議員は、バイオマスのお話をされていると思うのですが、先ほど言った廃  
プラの問題とか、それから廃材、これは廃材はもう切断すれば、今の焼却炉ではもう必ず対  
応できるので、ただメタンガスは、私らもコンポスト化するときにメタンガスを回収して、  
まず腐食の問題、それからこれが爆発、やはり非常に危険性があるのです。だから、私は私  
個人の考えとしては、バイオマス発電とか、そういった中で一つのエネルギーの再生につな  
がるあれなのですが、メタンガスを使つてのエネルギー回収は、私は基本的にやるべきでは  
ないと。

ただどうしても村松信一議員がやりたいというのであれば、いろんな角度から検討してい  
ただければいいのですが、私は基本的にはコンポスト化するときに、そういうことはもう危  
険だということで。メタンガスというのは、そして致死量、いわゆる漏れたときの対応なん  
かも漏れいしたときの問題もありますので、メタン化はとるべきことではないということ  
でお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） いいのではないですか。実は信一議員さんも施設組合の議長ですよ、それから町長さんも管理者です。違う場所でもっときちっとやりとって私らにもいろいろ情報共有していただけませんか。そんなところでいいですか。まだもう一つありますか。それでは、再質問、どうぞ。

○6番（村松信一議員） 町長が難しいというのであれば私も諦めます、結構です。それで入浴施設を継続する場合の、廃止する場合の、継続する場合、廃止する場合、今町長は継続したいという方向でありますけれども、その土台をつくるべきであると、検討の土台となる資料を早く作成するべきであると、そういう私考えを持っております。そして、その土台をもとにして、やっぱり地域住民の方々へアンケートや説明会などを開くべきと考えます。この土台となる説明資料が完成した時点で住民説明会などを開いていただきたいと考えておりますが、そのようなことに対するご答弁、計画あるか、ないか、あるいはやろうとするか、そういったことについてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

今ご指摘のとおり、アンケート調査なり、またはそういったことを踏まえて今後どういふふうに対応していくかということは大事なことでございますので、まずふれあい館は、今利用度も高いようでございますので、基本的にはふれあい館は残す方向で検討してまいりたいということでメタンガスのほうはお許しいただきますが、ふれあい館のことについては存続の方向でいろんなアンケート調査またはいろんなことを勘案しながら総合的に対応してまいりたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問、どうぞ。

○6番（村松信一議員） 最後に1点くらい、もう一点質問させていただきませんか。今の焼却炉、融溶炉には発電施設がついているわけです。平成41年を期限に移転となった場合、あの発電施設というのは、物すごくお金がかかったみたいでありますけれども、まだまだずっと使えると思いますが、その発電施設というのは、どのような形が望ましいと思われるでしょうかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えしますが、いずれふれあい館も発電施設、これは焼却炉の附帯施設なので、焼却炉が稼働できるのであれば発電はできるわけですので、だから一体的なものなのです。これはどうか切り離さないで考えていただきたいと。そして、何回も言います

ように、私らにすればあそこを解体撤去するのに莫大なお金がかかるのです。それをできれば、もう今青森で産廃の焼却炉をやっている業者が下田の工業団地におるわけです。だから私は、全然見込みのない話ではなく、そこに焦点を当てて環境省ではいいのかということの照会を出させたのです。何も当てずっぽうにやったのではなく、あそこでは青森で産廃をやっていると。だからもし、岩手でも私らのところでやっていただけるのであれば、それから今基幹的改修で10年は十分もつわけです。また手をかければ使えるわけですから、だから私どもは焼却炉は10年、15年、20年のあれではない、耐用年数は手を加えれば使えるものになりますので、そういった後のことを考えて、やはりなるべく構成市町に財政負担をさせないような方向で検討していきたいということで、そこを理解していただいて、よくぞ昌造、そこまで考えたなどと言っていただければありがたいなと思います。いずれそういうことでございます。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

それでは次に、2問目の質問を許します。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、2問目の質問に移らさせていただきます。

矢巾町公共施設等総合管理計画についてであります。矢巾町公共施設等総合管理計画は、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新、統廃合、長寿命化を計画的に行うことにより、財政負担の軽減、平準化を図ることで公共施設等の最適な配置を実現することを目的に策定するものであるとして、平成28年度に個別資産の把握、分析を行い、29年度から31年度に管理計画の具体化を図り、32年度から37年度に本格的なアセットマネジメントを展開するとしております。この計画は、町ホームページにも記載されておりますが、以下3点につきましてお伺いをいたします。

町が策定した公共施設等総合管理計画は、26年4月に総務省から示された公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針にある総合管理計画に記載すべき事項の1、公共施設等の現況及び将来の見通しの一部であるという認識でいいのか。町が策定した計画は、主に人口の推移と今後の見通し、公共施設の概要、これは名称や構造、取得価格や供用開始日、それから総床面積、耐用年数などが記載されておりますが、総合管理計画の基本的な考え方が記載されるにとどまっております。計画策定の準備段階のものであります。本来記載されるべき事項である老朽化の状況や利用状況の調査はいつ行うのか。また、計画の大前提となる財源について何年先まで予測しているのか。平成29年度から31年度までの3年間で具体的計画

を策定するとありますが、進捗状況はどうか。指針に示されております記載すべき事項について調査、シミュレーション、検証などの状況を具体的にお伺いをいたします。

また、記載すべき全ての事項は、平成31年に公共施設等総合管理計画として公表、ホームページ等に掲載されるということでのいいのか。

それから、2点目、現在は住民の意見を幅広く取り入れ、合意形成が必要な期間であると思われませんが、どのような方法で情報を提供し、また意見を集約するのか。見直し策定においてプランクスツェレ的手法やフューチャーデザイン手法を取り入れると計画にありますが、具体的にはそのような住民参加の話し合いの場を何回程度実施し、話し合いの内容をどの程度公表する予定であるのか。

3点目であります。この計画を踏まえ、個別施策の計画も作成する予定となっておりますが、この個別施設計画は、いつ、どのような方法で公表されるのか。また、統廃合や売却を検討している施設や土地はあるのか。

以上、3点につきましてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 矢巾町公共施設等管理計画についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町の公共施設等総合管理計画につきましては、ご指摘のとおり公共施設等の現況及び将来の見通しと今後の方針を記載したものであります。具体的な記述や財源の見通しについては、個別施設計画を策定し、それらを集計したものを総合管理計画に加えることとしており、進捗状況は、対象施設全ての施設カルテが完成し、それに専門的な検討を加え、平成31年度に資産管理のマネジメントの仕組みを構築し、その内容をホームページ等で公表いたします。

2点目についてですが、公共施設等総合管理計画において、今後の方針は公表しているところであり、個別施設計画の策定により追加した項目等を中心に住民基本台帳から無作為抽出した町民を対象にフューチャーデザイン手法や無作為に抽出した町民と討議を行うプランクスツェレ的手法を用いて合意形成を進めてまいります。

なお、住民討議会の回数は5回程度を予定しており、その内容につきましても要旨を公表いたします。

3点目についてですが、個別施設計画は、建物、電気、空調、照明といった公共施設の機能を維持する上で必要な機能を検証し、個別にアセットマネジメントを実施する全国に先駆けた内容で策定をいたします。

また、施設の統廃合や売却は、個人施設計画で方針を定めるため、現段階では決まっておりますが、公共施設等総合管理計画の基本的な考え方で示しておりますとおり、最適な配置を実現するためには、統廃合は避けて通れないと考えており、しっかり説明責任を果たしながら進めてまいります。

なお、遊休土地についても利活用や売却を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 総合管理計画は、公共施設等の現況及び将来の見通しと、それから今後の方針を記載したものであるとの答弁であります。必要とされます現況及び将来の見通しは、記載されていますでしょうか。総務省が示しております総合管理計画の策定に当たっての指針によりますと、公共施設等の現況及び将来の見通しとして記載すべきものとしてまず老朽化の状況や利用状況、維持管理、更新等にかかわる中長期的な経費の見込みや、これらの経費に充当可能な地方債、基金等の財源の見込みなどを挙げておりますが、私矢巾町総合管理計画をずっと読みました。でも、これらは記載されていないと思われまして、本町の総合管理計画には記載されていないように思われまして、この件につきましてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） ただいまご指摘ありました総合管理計画の内容についてでございますけれども、確かに記載されておられませんけれども、答弁でもありましたとおり、個別計画をそれぞれの施設によって老朽化なり、それ以降係る費用なり財源計画も含めまして状況が施設によって変わってきます。個別計画をもって再度総合管理計画を見直すといった流れで進めていきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 個別計画といいますのは、中期の中では31年度までに完成することになります。そうしますと、今それをやっている最中だという判断をさせていただきます。

答弁によりますとプランクスツェレ的手法、住民間討議ですけれども、無作為に抽出した町民と討議を行うとありますが、町民と誰とが討議を行うのでしょうか。町民同士が討議を行うものとは違うのでしょうか。平成31年度までに合意形成ということではありますが、プランクスツェレは1組5名で、それから5組ほどがそれに1日4回、それを4日間続けるということの内容でやられるわけでありましてけれども、あと1年しかありませんということで時間のかかる手法ですがあと1年でどのような計画を立てているのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） プランクスツェレ的手法というのは、ちょっと私も今回議会質問あって名前を初めてお聞きした中であるのですけれども、こういった手法については、手法的、中身の手法についてはやっているということは耳にしております、こういった名前がついていたのだなということで認識したわけでございますけれども、今お話ありました町民同士で話し合うといったことでございますけれども、この手法については、通常であればこちらから今まで依頼した方が、もしくは公募した方が集まっていたいて、ワークショップなりで討議してもらおうといった形で進めるわけでございますけれども、今回のプランクスツェレ的手法というものは、無作為で選ばれた人たちということで、無作為といっても、ほかの市町村でやっている場合だと、ある一定の年齢以上の方を住民基本台帳から無作為に抽出して、その方に依頼して参加していただくというような内容となっておりますけれども、矢巾町の土台としては、ワークショップずっともう10年ぐらいそういったやってきたという土台があります。ワークショップの手法といいますと、ファシリテーターというものがあまして、グループごとに討議していく中でファシリテーターというのは、住民が話し合っていく中での司会的役割を持つものでございますけれども、あくまでも住民同士の討議を邪魔するものではなくて、まとめ役ということでファシリテーターがおりますので、そういったものはずっと職員がファシリテーターの研修とかを積んでまいりましてずっとやってきておりましたので、今回の今お話ありましたプランクスツェレ的手法についてもそんなに時間もかからなく今までやってきた中での経験上でできるのではないかとということで1年ほどのこういった中で進めていきたいというふうに考えておりますけれども、決して短くはないというふうに捉えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 大変恐縮ですが、いわゆるきょう長谷川和男議員からも横文字のこと

が出たのですが、わかりやすく言うと、町民の皆さん、町民同士が討議をして結論を出していくと。それは、いろいろな仕組みもあるのですが、これは有償で討議をしていただくということで、それで村松信一議員からは時間がないのではないかと。いや、そのことはそのとおりなのですが、私らにすれば、こういった町民同士の討議の場を通して、そして町民の皆さん方同士で合意形成を図っていただいて結論を出していただいて、それを提言をしていただくというような形になりますので、時間はかかりますが、一つの手法として、これも私どもフューチャーデザインとあわせて考えていきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

時間の制約の中で進めてまいりたいということのご理解でわかっていたいただければなと思います。いずれおっしゃるとおりです。町民同士で討議して合意形成して提言をしていただくの流れでございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） ですから、矢巾町公共施設等総合管理計画というのは、全国で97%ほどできているのだそうであります。災害の地区とか、そういったことでできないところもあつたみたいですが、ですからその中に老朽化の状況とか何かが入っていなければならないのです。そして、中期の中で3年間で、今時間がないとおっしゃいましたけれども、プランニングスツェレ的手法でこれをやるのです、本当は。そのときに、もう老朽化の状況とか何かは第一段の中の総合管理計画の中に入っていなければならないのです。総務省がそれを入れてくださいと言っているのに、ない。それで個別計画を今策定しますということですから、おくらしているのだと思いませんか。ということで個別計画を計画、時間がないということですが、おくらないでぜひ31年度に公表できるようにお願いしたいと思います。

それで次の質問に入っているのですか。個別施設計画は、いつ、どのような方法で公表されるのかという質問の中で質問しましたが、答弁にはありませんでした。公表はされるのでしょうか。

また、ここに全国に先駆けた内容ということもうたっているわけです。全国に先駆けた内容、先駆けている部分というのはどのようなことなのか、それは矢巾町だけなのか、そういった全国に先駆けた部分についてどのようなことなのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 公表時期につきましては、当然個別施設計画

をつくってからになりますけれども、平成31年度の総合管理計画の公表とあわせてホームページもしくは窓口で公表をさせていただきたいと思っております。

また、先駆けといったことの内容でございますけれども、一般的に総務省が想定しているアセットマネジメントにつきましては、資産の総体レベルを、金額をもとに投資の平準化を図っていく、平準化を予測するだけのものとなってございますけれども、これだけでは施設マネジメントがサイクルが回らないということで、本町については、資産ばかりではなくて電気とか空調、そういったものを全てレベルをライフサイクルコストに合わせて詳細な情報をもとに長寿命化とか、もしくは必要なものがあれば統廃合、そこも含めてマネジメントを考えていくということで、先駆的な取り組みといった形で捉えておるところでございます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますね。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） わかりました。時間が1年しかないわけですので、よく時間間に合うように作成をお願いしたいと思います。

それでは、以前施設の長寿命化につきまして質問したことがございます。32年度からアセットマネジメントを開始し始めるまで施設の管理運営については、各課の担当が行うとなっております。それでは、今現在は日々の点検、管理や調査項目、それから恐らく調査台帳なども管理されているのだろしくお願いしますが、そういったことは実施されているのか。そして、その結果は誰にどのように報告、管理されているのか。また、その担当者は、施設の状況を判断できる精通した方が担当しているのか。私ならば時には建設業界の精通した方などと一緒に点検や調査をするべきだと思いますが、そういった同行などはしているとは思いますが、それはどうなっているのかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 今お話ありました日々の点検につきましては、おっしゃるとおり各課のほうで担当してございまして、最終的には担当のほうから担当課長のほうに報告されてございます。実際の維持管理の大半につきましては、専門知識を有する事業者へ委託しているのが現状でございます。職員だけではやはり細かいところまで技術的なところ、専門的なところを把握するというのは、なかなか難しいところがありますので、そこは委託してやっております。現状はそれで問題ないというふうに捉えてございます。

ただ問題は、点検項目から抜けているような箇所もありますものですから、それにつきましては、今回策定します個別施設計画の際に点検項目まで細部検討いたしまして、さらに必



要に応じては専門的知識を有する者を同行させながら調査を行っていきたいというふうに考えてございます。

また、今後の管理体制でございますけれども、維持管理自体は今までどおり各担当課のほうでやっていきますけれども、資産情報なり、点検結果、そういったものは担当課でとどまることなく一元に管理する担当は設けなければならないのかなというふうに考えてございますし、そういった施設の方針や運用の際には、支障が生じないようにこれからやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、その点検結果の一つをちょっと質問させていただきます。

不動こども園あります。園庭があります。基礎が今にも倒れそうになっていて、すごく危ない状態になっていますけれども、そういったのは点検されて、どのような報告をされて、今後どのような措置をするのかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

不動こども園の園庭の全面に擁壁のところが悪化してきているというところは、そのところの修繕にかかわる要望が町に出されておりますので、そのことへの対応になるかと思いますが、現地を確認しながら園からもいろいろ教えていただいている状況ですが、工法やらあるいはどこまで修繕するかということによって大分予算的なのところが違うというところがありますので、町といたしましても一番は安全ですが、そのような財源もありますので、園とも協議、そしてまた町ができること、県や国や今施設整備等で応援できるものを探しながら今年度模索してきた状況はあります。

それで最終的に今年度の結論といたしましては、安全対策をとっていただきながら、また工法と修繕の規模につままして十分また検討しながら来年度にはそのことについて再協議していくというところで要望書の回答はしてきた状況はありますことをお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、最後の質問をさせていただきます。

既にできております矢巾町公共施設等総合管理計画では、平成32年度から37年度に本格的

なアセットマネジメントを実施するとありまして、実効的に展開できる人材の育成に努めるとあります。平成32年度まであと1年ですが、この人材育成にどのように努めていますでしょうか。また、育成のために現在取り組んでおります内容をお伺いをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） ただいまご質問がありましたアセットマネジメントを行うための人材育成ということでございますけれども、こちらにつきましては、既に水道事業の取り組みでやっております、それも全国的な注目を集めてございます。そういった意味では、ノウハウが蓄積してはございますけれども、やはりそれを広く横断的に進めていくためには、水道職員ばかりではなくて、やはり我々も勉強していかなければならないということで、今行っているところでは県立大学のほうでアセットマネジメントの研究会というものがあるのですけれども、そちらのほうに職員を派遣しながら、また一緒に学んで質の高い、そういったマネジメントができるような、展開ができるような人材をこれから育成を図っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） それでは、お答えをいたします。

人材育成の部分という考え方、企画課長答弁のとおりですけれども、いわゆる現在取り組んでいる横断的な事業部分でございますけれども、こちらは10月1日それぞれ今出席しておりますけれども、特命担当課という形の中で進めているところでございまして、土地利用住宅政策、福祉関係という形の中でこれはそれぞれ部署を持ってやっておりますほか既に今言いました住宅土地利用関係の部分、それぞれこの事業そのものがいろんな所管課にまたがっているものがあります。その部分、これを一括的にそれぞれ推進するために総括担当という形の中で現在の部署はそのままでございますけれども、そういう形で人員なり、事業内容、連携内容等さっき申しました他課にまたがっている部分、これを総括して事業を推進するという形の中で住宅政策関係、それから福祉関係、こちらの部分で取り組まさせていただいているというのが状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、ここで休憩をとります。

再開を3時45分とします。

午後 3時32分 休憩

午後 3時45分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き、再開をいたしますが、ただいまソフトバンクが調子が悪いという情報が入りまして、多少入る方と入らない方がいるので、事務局としては3問目の質問と3問目の回答を紙ベースで配付しております。よろしくお願いいたします。

それから、信一議員さんの声がよく聞こえないという方もいらっしゃいますので、そこを高くしてもらおうと同時に高めにご発言をいただきたいと。

それでは、村松信一議員の3問目の質問を許します。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、元気よくやりたいと思います。3問目であります。平成31年度当初予算編成の基本的考えについてであります。

政府は、我が国の経済は、企業部門の改善が家計部門に広がり、好環境進展する中で穏やかに回復しており、今後も海外経済の回復が続くもとで各種政策の効果も相まって雇用、所得環境がさらに改善し、民需を中心とした景気回復が期待されるとしております。地方交付税は、改革努力等に応じた配分強化が検討されるなど地方財政改革を推し進める方針が示されており、さらには団塊世代が75歳に到達する34年度に社会保障関連費の急増が見込まれることを踏まえ、本町における平成31年度予算編成について以下お伺いをいたします。

1点目、新年度の予算編成における基本的な方針について。

2点目、町民税、これは個人、法人税含めてであります。固定資産税の税収見込みについて。

それから、3点目、一般会計、特別会計、企業会計の7会計の予算総額はどのような規模となるのか。

4点目、今日的課題として重点的に取り組む事業、特筆すべき事業内容について。

5点目、29年度決算審査における附帯決議また町政懇談会や御用聞き隊における意見や提言の取り扱いについて。

6点目、総合計画やさまざまな計画と新年度との予算との整合性について。

7点目、一時的に投資、これは初期費用であります。必要であっても、将来の財政負担の軽減につながる取り組みを積極的に実施する必要があると思っております。町の考えを伺います。

それから、8点目、限られた人的資源の有効活用の観点からも時間外勤務を前提としない事業量の設定や効率化、省力化のための抜本的な見直しなどを通じて町民が期待するサービスの効率的な提供が必要と考えますが、その取り組みについて。

それから、9点目、地方創生の取り組みについて成果に連動した報酬の支払いなどができる契約が必要と考えます。専門機関が成果査定、評価を実施する仕組みを取り入れてはどうか。

それから、10点目、経常経費や投資的経費について、その内容の総点検はいつ、どのような方法で実施したのか。

以上、10点につきましてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 平成31年度当初予算編成の基本的考えについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、高齢化に伴う医療、介護等の社会保障費、公共施設等の維持管理費の増加が見込まれるほか、人口増加に向けた取り組みとしての定住促進、福祉子育て支援や教育環境の整備、加えて観光業や農林業の強化等、各種重要課題に対応すべく全町を挙げて、組織的、横断的に予算編成を進めてまいります。

2点目についてですが、個人町民税は今年度の税収の約8割が給与所得者が占められており、本年中の所得も前年程度を期待できるものと想定し、来年度の当初予算においては、今年度の当初予算額より若干の増収で計上したいと考えております。

次に、法人町民税は、今年度の現時点での調定額が対前年同期比で約7.4%増で推移していることから、今年度の当初予算額より若干の増収で計上したいと考えております。次に、固定資産税は、土地につきましては価格が上昇傾向にあるものの、評価がえ年度でないことから、ほぼ横ばいと見込んでおり、家屋につきましては新たな企業立地が進んでいることから、若干の増収で計上したいと考えています。以上を踏まえ、平成31年度当初予算の町民税、固定資産税は、前年度当初予算額に若干増加となる見込みで計上したいと考えております。

3点目についてですが、現在予算要求内容の確認を行っているところであり、予算総額規模を明確にお答えすることができませんが、前年度当初予算と同等額と見込んでいるところであります。

4点目についてですが、地域活性化につながる地方創生事業の推進、岩手医科大学周辺道路や交通安全施設、生活道路の整備、遊休資産や公共施設等の有効的活用と保有数の最適化、

教育環境の施設整備、多世代型地域包括安心ネットワークの構築、健康寿命延伸の推進、町産農産物の振興事業のほか、地域防災の対応、強化に向けた取り組みなどの事業を予算に反映してまいりたいと考えております。

5点目についてですが、平成29年度予算決算常任委員会審査報告書で附帯決議のありましたふるさと納税の特産品開発やサービスの提供、生活道路や通学路等の整備、特定健康診査等の受診率向上や健康増進運動の取り組み、公共施設等の老朽化対策及び安心、安全な防災体制構築と防災ラジオの普及等、また町民の皆さんからのご意見やご提言のありました行政課題の解消や生活環境の利便性向上につながる要望等について、平成31年度全会計予算総額のバランスを加味しながら予算編成に反映できるようにしてまいります。

6点目についてですが、第7次矢巾町総合計画や矢巾町まち・ひと・しごと創生総合戦略のほか、農業経営基盤強化促進にかかわる計画や健康やはば21等の各種計画に位置づける目標設定等の整合性を図りながら計画的に新年度予算に反映してまいりたいと考えております。

7点目についてですが、将来の財政負担の軽減につながる事業として、現在整備中の公共施設等先進的CO<sub>2</sub>排出削減対策モデル事業により、省エネルギー推進を進めつつ、電気料等の経常経費の削減を図っております。また、岩手医科大学附属病院の開院に合わせ実施中の道路整備事業についても、今後の交流人口の増加や関連施設の開設、雇用拡大等による消費拡大や地方税収入確保につながる効果が期待できることから、一時的に投資的経費が増大するものの、将来に向け財政運営が好影響に導く要素が多く含まれる施策については、今後積極的に実施したいと考えております。

8点目についてですが、町民への行政サービスが確実に提供できる組織体制は、各種事業を実施するために重要なことと認識しております。町民からの貴重な意見や提言を効率的に町政に反映させるため、組織横断的な取り組みによる新たな体制づくりと各分野における行政課題について全町を挙げて取り組んでまいります。

9点目についてですが、民間資金を活用した官民連携による社会課題の解決の仕組みにソーシャルインパクトボンドがあります。この仕組みは、事前に合意した成果が第三者の評価により達成されたことが確認できた場合、行政がその成果に応じて費用を支払う方法であり、今後保健、医療、福祉分野の取り組み等で採用を進めてまいります。

10点目についてですが、経常的経費と投資的経費については、予算編成から各補正予算執行に至るまでの期間、随時状況を把握し、確認しております。特に新年度予算編成時には、

方針に基づき、それぞれの経費の積算を総点検しております。今後中長期的な推計から確実に増大が予想される社会保障費等の扶助費や各分野の政策に基づく投資的事業費等について引き続き事業自体の目的を明確にしながら、その効果を判断し、適正な予算配分を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 4点目にご答弁いただきました多世代型地域包括安心ネットワークの構築とあります。私は、この場で初めて聞いた言葉であります。ですから、新しく取り組む事業なのだと思いますが、これはどのような内容でしょうか。

○議長（廣田光男議員） 村松特命担当課長。

○特命担当課長（村松 徹君） お答えいたします。

先ほど高橋安子議員の再質問の際にも答えた事業なるわけでございますけれども、最も身近な地域の拠点であります公民館に、子どもから障がい者あるいは引きこもりの方、高齢者までの多世代にわたる方々が集まって、例えばラジオ体操であるとか、シルバーリハビリ体操などの健康増進活動あるいは介護予防活動、絵画や読書、工作などの趣味創作活動、輪投げやゲームなどのレクリエーション活動、食事や健康チェックなど、多様な支援を通じた世代間交流を図りつつ、お一人お一人の生きがいであるとか、安らぎの空間をもたらそうというものでございます。また、2025年問題を初めまして今後の少子高齢化の進行に備えるためにもこれまでの公助、共助、自助に加えまして互助の力も必要不可欠であると思われることから、地域の皆さんによるご理解、ご協力を得ながら進めようとするものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） わかりました。さっきも聞いてわかりましたけれども、今現実に先ほども説明ありましたこびりっこサロンであるとか、おでんせ広場もそうだと思います。シルバーリハビリ体操だとかも個々にやっているわけであります。ですから、中には残念ながらある私のところの公民館などでも3人とか2人ぐらいしかいない場合もあります、これは残念ですけれども、そういったことをたくさんやっていて、またこれをやる。そしたら、何かそういうちょっと余りにも人が集まらなくなったとか、そういった事業もあるのではな

いかと思うのです。大体どれぐらいあるかわかりませんが、それ全部把握しているわけではありませんので、そういったものをやめてというか、ある程度考えて閉鎖するかして、それで今のこれからやる新しい多世代型地域包括安心ネットワーク、これと合体させたらどうなのでしょうか。そういう考えはございますでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 村松特命担当課長。

○特命担当課長（村松 徹君） お答えいたします。

今ご指摘のありました既に地区の公民館を活用いたしました介護予防事業、シルバーリハビリ体操を毎週1回以上行う通いの場体操クラブ、これは健康長寿課のほうで所管してございますし、健康長寿課のほうの所管ではありますが、社会福祉協議会に委託しながら実施しているこびりっこサロン、これも公民館を拠点とした介護予防活動で2週間に1回とか、月に1回の地区もあるわけでございますが、この事業につきましては、やはり介護保険制度におきましては、介護給付だけではなくて介護予防給付なり、そういった一般介護予防事業も活用しながら要介護認定率を下げる、介護給付費を下げるということがまず全国的にも重要な事業でありますので、これらの事業については、引き続き拡充していきたいというふうに考えておりますし、この多世代型事業につきましては、国のほうでも我が事・丸ごと・地域ごとということで、これまで児童であるとか、障がい者であるとか、高齢者であるとか、同じ福祉行政なのですけれども、制度が縦割りの事業でございましたので、そういったことがやはり国のほうでも少子高齢化に向けまして我が事・丸ごと・地域ごとであるとか、共生型社会ということで子どもから高齢者まで地域で支え合う仕組みづくりを打ち出しておりますので、本町においてもそのようなことが重要であるということで、例えばシルバーリハビリであれば週1回、こびりっこサロンは2週間に1回なのですが、例えば多世代も地域の皆さんのご意向によっては2週間に1回になるか、毎週1回になるところもさまざまあると思うのですけれども、例えば月曜日は同じ高齢者の方々が通いの場に行って、水曜日はこびりっこに行って、金曜日は多世代に行くとかということで相乗効果が上がるような形で進めていければというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に、村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 1点目で質問しました定住促進と福祉子育て支援、教育環境の強化を図るとあります。毎年毎年、毎年毎年それぞれの施策を強化されて支援されているわけがあります。こうなりますと、来年もますますよくなる矢巾になるわけがあります。強化をす

るとありますが、具体的にはそれぞれの定住促進と福祉、子育て支援、それから教育環境、この中で平成30年、今年度と比べてまた何かプラスになるだろうと思うのです。そのプラスの内容を教えてください。

○議長（廣田光男議員） 簡潔にお願いします。和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えします。

まず教育環境についてですけれども、先般課題となっておりましたトイレの洋式化、今年度中に終わりますので、その点がまず第一でございます。それから、来年度に向けては、クーラーの設置ということで教育環境については、特段よくなると思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 次に、佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） ただいま定住促進と福祉、子育て施策についてのお話がありました。そちらの強化ということで、定住促進につきましては、今まで続けております地方創生事業もありますし、あとは住宅利子補給、そちらを継続して進めてまいりたいと思っておりますし、福祉子育て支援につきましては、地域力強化推進事業、あとは病児保育の事業の強化を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田光男議員） それでは、次の再質問。

○6番（村松信一議員） ソーシャルインパクトボンド、いわゆる成果に対して報酬を支払うという考え方を質問しましたがけれども、まず予算編成におきまして、町民食堂の予算編成はどう考えているのでしょうか。そして、もし考えているのであれば、ソーシャルインパクトボンドをここに導入してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） ソーシャルインパクトボンドの考え方でございますけれども、これはそもそも民間資金を活用して公共サービスを提供する仕組みといった形になってございます。こちらにつきましては、今までこちらのソーシャルインパクトボンドを活用してやってきた手法としては、保健分野とか医療分野、そういった部門で今までほかの自治体等で活用されているところが多くなってございます。今議員からご提案がありました町民食堂、こちらにつきましては、そういった事例がないわけでございますけれども、今後の検討課題として考えていきたいと、検討してまいりたいというふうに思っております。こちらは成果志向、成果を求めるものでございますので、そういった行政サービスの提供につきましては、今後調査研究しながら進めてまいりたいと思っておりますので、引き続き議員



各位のご指導をお願いしたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田光男議員） 再質問。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 今の再質問であります、それはハード面とソフト面があるのです。ですから、町民センター食堂、旧、この場合は、ソフト面で活用すべきだと思います。以上、その考えについてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 確かにソフト面もそのとおり活用方法に関してはソフト面になりますし、ハード面につきましては、施設が大分老朽化してきているという面もありますので、その辺、ソフト面、ハード面含めながらそこは検討させていただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で6番、村松信一議員の質問を終わります。

---

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は、全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集くださるようお願い申し上げます。

大変ご苦労さまでございました。

午後 4時07分 散会

平成30年矢巾町議会定例会12月会議議事日程(第3号)

平成30年12月7日(金)午前10時00分開議

議事日程(第3号)

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	13番	川村よし子	議員
14番	小川文子	議員	15番	藤原由巳	議員
16番	藤原義一	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員(2名)

12番	長谷川和男	議員	17番	米倉清志	議員
-----	-------	----	-----	------	----

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	水本良則	君
総務課長	山本良司	君	企画財政課長兼政策推進室長	佐藤健一	君
会計管理課長兼 税務納課室長	稲垣讓治	君	住民課長	浅沼仁	君

福祉・	菊池由紀君	健康長寿課長	田村英典君
子ども課長			
産業振興課長	菅原弘範君	道路都市課長	村松亮君
農業委員会			
事務局長	佐々木忠道君	上下水道課長	山本勝美君
教育長	和田修君	学務課長	村松康志君
社会教育課長	野中伸悦君	特命担当課長	藤原道明君
特命担当課長	村松徹君	代表監査委員	吉田功君
農業委員会会長	米倉孝一君		

**職務のために出席した職員**

議会事務局長	吉田孝君	係長	藤原和久君
主査	佐々木睦子君		

---

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、12番、長谷川和男議員、17番、米倉清志議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（廣田光男議員） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

2番、水本淳一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（2番 水本淳一議員 登壇）

○2番（水本淳一議員） 議席番号2番、町民の会、水本淳一でございます。それでは、最初の質問、矢巾町の歴史的風致維持向上計画について質問いたします。

今矢巾町では、国道4号盛岡南道路延伸のための調査が始まるとともに、都市計画マスタープランにおいては、将来の市街地拡大を想定しています。また、来年9月には岩手医科大学附属病院が開院し、岩手の医療拠点としての発展が見込まれます。

しかし、それとともに岩手医大周辺や矢巾スマートインター周辺、史跡徳丹城跡周辺などにおいて無秩序な開発が懸念されます。その前に環境への配慮と建築物等の適正な規制、誘導を行うことにより、良好な市街地環境の形成を図っていくことも必要であると考えます。

平成29年11月には、産業建設常任委員会の先進地視察研修において、静岡県伊豆の国市で伊豆長岡医療拠点地区計画の説明とともに、伊豆の国市の歴史的風致維持向上計画についても説明を受けてまいりました。また、先月10月15日には、町民の会で秋田県大仙市の

旧池田氏庭園、そして史跡払田柵跡について、それぞれ視察を行ってまいりました。

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、いわゆる歴史まちづくり法が、平成20年11月4日に施行されて以来、この10年間に全国で70の市や町が国から歴史的風致維持向上計画の認定を受けております。

なお、伊豆の国市は、平成30年7月11日に、秋田県の横手市とともに認定されています。岩手県では、これまで認定を受けた市町村はありませんでしたが、盛岡市がこの11月13日に認定されております。東北では10番目の認定となっております。

また、秋田県大仙市にある払田柵は、徳丹城と同じ時代の西暦800年代初めからつくられた内郭、外郭、外柵の3重に囲まれた非常に面積の広い史跡で、外柵南門が平成5年に国や県の補助を受け、2億2,000万円をかけて復元されています。ただ現在復元から25年たっていますけれども、風化や地震による傾きもあり、来年度から修復をする予定であるということです。そのほか官衙、役所ですけれども、そういうのも復元されております。

払田柵は、復元当時は、町の顔、象徴、シンボルとも言われ、今後築地塀、やぐら等の復元も計画しているということです。払田柵近くには、近代の東北三大地主に数えられる池田氏がつくった庭園、旧池田氏邸もあります。これには本家庭園と分家庭園があり、国の指定を受けておりますが、本家庭園では、大正時代の洋館や米倉、みそ倉などが国の補助を受け、これまでおよそ7億円をかけて整備されております。来年度からは、内倉の修復も始まるということです。新聞を見ますと、名古屋城天守閣も総事業費約500億円をかけて復元されるということですが、それには奥州前沢の樹齢300年以上の樹生木で地元住民の方が守ってきた月山神社のところにある月山松も使われるということです。とても素晴らしいことだと感じております。このようなほかの自治体では、地元の歴史を大切にし、文化財等の保護にも力を入れているわけですが、このことを踏まえまして以下の点についてお伺いします。

まず1点目、第7次矢巾町総合計画の文化財の保護と活用において、本町には未指定の文化財が多くあるため、文化財調査を計画的に行い、実態把握に努めるとありますが、その調査状況について、特に明治から昭和にかけての将来文化財になり得る建築物についての調査状況はどのようでしょうか。

それから、2点目、歴史的風致維持向上計画について、町としてどのように考えているか。また、歴史まちづくり法を利用した文化財の保護と活用の考えはないか。

3点目、平成18年度に設計した史跡徳丹城第2次史跡整備基本設計の見直し状況は。

以上、3点についてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 2番、水本淳一議員の歴史的風致維持向上計画についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、未指定の文化財調査は、まだ実施しておりませんので、今後行ってまいります。建築物については、近代和風建築調査を平成17年度、18年度の2カ年で実施し、近代和風建築に該当する建築物として高田の昆家住宅、白沢の藤沢家住宅、村松家住宅の3軒が岩手県の近代和風建築に掲載となっております。

2点目についてですが、歴史的風致維持向上計画については、歴史的価値の高い建築物が存在し、その周辺で地域の歴史と伝統を反映した人々の活動が展開される地域固有の風情、情緒を後世に継承するために建造物の修復や歴史的町並みの整備を目的としております。本町においては、歴史まちづくり法に該当する箇所がないものと考えておりますが、文化財の保護及び活用について検討してまいりたいと思います。

3点目についてですが、現在の第2次史跡整備基本設計では、外郭西辺地区北半分が対象となっており、外郭西門を初めやぐら、木柵塀、築地塀等の復元を計画しておりましたが、策定してから10年ほど経過し、当時はなかったARの活用や整備後の維持管理費も考え、復元については、主に外郭西門と、その東西道路の整備に変更し、その他の部分については、ARの活用により当時の様子がスマートフォン等で確認できる内容にすることについて史跡徳丹城跡整備活用指導委員会で検討しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 議長からですけれども、ARって何ですか。JRとは違うの。

○教育長（和田 修君） ゴーグルのようなものでやったりするものというか、映像として見えるように、スマートフォンでも、そのスマートフォンで映像が見える、そこにはないけれども、それを通すとその当時の建物が見えるような、そういうアプリです。

○議長（廣田光男議員） もう少しやさしく表現したほうがいいと思います。

それでは、再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） 残念ながら矢巾町には歴史まちづくり法に該当するような箇所がないということで了解しました。まずこれから調査する未指定の文化財にはどんなものが

あるかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたします。

私たちのほうでもまだ把握していないような個人の家とかにあるような、まだ把握していないような文化財等が眠っているということも考えられますので、そういった調査を行おうということで考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） 未指定の文化財ということで建物等も思っていましたけれども、そっちのほうもこれからということですね。

それから、次ですけれども、矢巾町は医大を中心にどんどん発展していくことはうれしいことですが、それに伴う宅地開発や盛岡4号南道路の開通などによって、今ある矢巾町の美しい景観、歴史的建造物やこれから調査する未指定の文化財が私、建物もあるのかなと思ってあれしましたけれども、そういうものが消滅する前に計画的なまちづくりにより後世に残すことも重要であると思いますが、その点について伺います。

特に史跡徳丹城跡周辺の環境ですけれども、徳丹城から南昌山とか岩手山とか、それから東の山々が見えるような周辺の景色と調和した公園になるような景観づくりも大切だと思いますけれども、その点についてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたします。

景観につきましては、県のほうで景観法とかございまして、高層の建築物等が建てられる場合は、県と協議という形になってございますので、そちらのほうの法律で指定になると思いますので、それで大丈夫かと思えますし、矢巾町の遺構等の保存ということで建築物を建てる場合は、必ず許可を得てからという形でやっておりますので、もし建てる場合は、調査後の結果をもとに建てる許可がおりるという形になっておりますので、そちらのほうも保存になると思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） それについても了解しました。

次ですけれども、近代和風建築であります昆家、藤原家、村松家の住宅の建築年代、私明治から昭和のあたりと言いましたけれども、この3つについては、いつごろ建てられたものか。いつごろというのは、明治、それから大正、昭和のどこのあたりなのか。それから、保存方法は現在どのようになっているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたします。

まず昆家につきましては、建築が明治42年となっております。また、藤原家につきましては昭和5年、村松家につきましては大正7年となっております。これおのおの個人の所有物ということで保存ということで町のほうから何かしているということとはございませんで、個人の方の管理をお願いしているところでございますが、何分古い建物でございますので、若干おのおので修繕等を行っているということでございます。ちょっとこちらのほうから指定しているわけでもない形となっておりますので、お願い程度ということになると思いますが、できるだけこういった貴重な建物を後世に残すようお願いしてまいりたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） それでは次ですけれども、徳丹城跡の復元ですけれども、できればもっといろいろ復元できればいいと思っておりますけれども、結構経費がかかるということで仕方ないとも思っています。外郭、正門、そして東西道路が復元されるだけでも史跡が生き返るような感じがします。それで質問ですけれども、復元に当たり、岩手県のほうでは、国、県、町の補助の割合というのは、現在はどのような形になっているのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたします。

この補助につきましては、国の指定ということで国のほうから2分の1補助という形になってございます。

以上、お答えといたします。

○2番（水本淳一議員） 県のほうは……



○社会教育課長（野中伸悦君） 国指定でございますので、県のほうはございません。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） ARの活用については、この間の春まつりの際に体験させていただきましたけれども、ちょっと見づらいというか、場所がずれたり、何か全体がよく、下に入るとよく見えないとかありまして、改良されてもっと見やすくなればいいと思っております。

それで今度活用することになりますけれども、今のところ見られる範囲というのはどの程度のところが、全部が見られるのか。政庁や官衙なんかも、あるいはその中のたて穴式住居がここら辺にあるとか、ああこんな感じだったとか、そういう感じのことまで見られるのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたします。

このARにつきましては、岩手大学と共同で整備をしているのですが、今行っているのは、正門のところでございます。今後政庁のほうもということで次考えてございますが、今度の整備計画の中では、全体的なARの整備等を考えてございましたので、こちらのほうにつきましては、民間のほうにお願いして、どこまでできるかあれですが、これから検討して、内容を精査して復元、見られるものをどこまでやるかを検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） それでは、次の質問をしますけれども、医大病院等、矢巾に来られた方が帰りに史跡徳丹城公園、そして比較的近くにありますが、熱利用施設ふれあい館にも足を運んでいただけるような環境を整えばと思っておりましたけれども、きのうの一般質問で利用状況は良好だということでありましたけれども、今後続けるということで、ただ私ネットで見ましたけれども、利用者の声に、入浴施設を利用しましたがけれども、ここは施設のスタッフが官営特有の高圧的な態度でマニュアルどおりの接客しかできないのが残念です。風呂も循環式で消毒臭がきつく、下水のにおいも点々と、そういうことがちょっとありましたけれども、これをうのみにするわけではありませんけれども、い

っぱいもしそうであれば、いろいろなあれが出ていると思いますけれども、1つのあれが出ていたので、ちょっと。私も利用したこともちょっとないのですけれども、もしそういうにおいとかがきついつとか、そういうことがあるのであれば、来館者が気持ちよく利用できるために消毒臭とか、そういう対策、改善も必要なのではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 通告内容とちょっとずれていませんか。通告に従って順次質問してください。まずこれはいいですね。

○2番（水本淳一議員） はい、よろしいです。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

○2番（水本淳一議員） それでは、2問目の質問をいたします。

グローバル化が進む中、国際共通語である英語力の向上は、日本の将来にとって極めて重要であります。2020年度から全面実施される小学校の新学習指導要領では、現在5、6年生で必修となっている外国語活動が前倒しで3、4年生で必修となり、5、6年生では、外国語科として成績のつく教科になるなど、聞く、話すを中心であったところに読む、書くの指導も加わり、4技能の力を伸ばしていくために早期から英語習得に向けた取り組みがなされます。これを2018年度より先行実施することを文部科学省が求めております。

また、大学入試では、聞く、読むの能力をはかる試験が主流でしたが、大学入試センター試験にかわって2020年度から新たに実施される大学入試共通テストでは、話す、書くも含めた4技能の力が問われるようになります。大学入試改革における民間英語検定試験の課題の一つに、各家庭の経済格差があります。家庭の経済状況により、多くの検定試験を複数回受検できる生徒とできない生徒がいて公平性に欠けています。少なくとも義務教育期間中は、家庭の経済状況に左右されずに英語力向上の機会が全生徒に与えられるべきです。このことから以下についてお伺いします。

年3回行われる日本英語検定試験の町内児童・生徒の受検希望者人数を把握し、検定料の補助を行うことにより、積極的に英語検定に取り組む機会を提供してはどうか。

2点目、民間企業と連携を図り、町の施設、やはば一くなどで受検対策講座を開講し、検定合格、点数向上の支援を行ってはどうか。

3点目、町内には県内唯一の外国語学級を有する不来方高校があります。現在外国語科

の生徒が小中学校に赴き、英語による交流をしていますが、現行の活動に加えまして、さらに町内小中学校の連携強化を図り、児童・生徒の英語学習支援、英語による総合交流を活性化させてはどうか。

以上、3点についてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 小中学校の学力向上の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、各家庭の経済的状況を考慮し、検定料の補助を行うことで英検の受検率が向上することが考えられます。国際共通語である英語力の向上は極めて重要であることから、英語検定料の補助は受検者数、受検期間の増加につながる有効な方法と考えますが、英語検定のほかにも数学検定、漢字検定、歴史能力検定などもあるため、それぞれの受検の状況等を勘案しながら補助の本来の目的を見きわめ、今後慎重に検討してまいりたいと思います。

2点目についてですが、英語対策講座を開設し、支援することは、英語力の向上及び合格率の上昇につながるものと考えており、業務委託のほかに英語力に秀でた個人に委託し、開催も考えられますので、学力向上対策に今後ますます力を入れていく必要があることから、講座開設の方法など検討してまいりたいと考えております。

3点目についてですが、県内唯一の外国語学系を有する県立不来方高校と町内小中学校との連携を図るための英語の学習支援総合交流を不来方高校の主催で実施しておりますが、今後高校、小中学校側の双方の事情をしんしゃくしつつ連携を強化し、交流事業を推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） 中学3年生の英語力の状況ということで平成29年12月1日現在の資料を見ますと、英検を受検したことがある生徒では秋田県が中学3年生全生徒の97.3%、岩手県が49.8%になっております。秋田県は、特にすごい、100%近くということで。それから、英検3級以上を取得している生徒数は、秋田県が39.2%、岩手県が23%となっております。全国平均では、受検者の割合は38.7%、3級以上が22%で、岩手県は平均より若干上回っているようです。それで質問ですけれども、矢巾町の受検者の割合及び3級以上

の取得者の割合はどのようになっていますでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 今詳しい数字についてはお答えいたしますけれども、まず英語検定を受けている子どもたちについては、中学校の場合、大体3割程度なのです。毎年100名程度です。ということは、矢巾中学校、矢巾北中学校、それぞれ3割あるいは4割程度のところになっていると思います。ただ3級以上の取得については、今調べておりますので、少々お時間をいただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 時間かかる、後刻ということにしますか。

他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） それにつけ加えて、数学検定とか漢字検定、歴史能力検定についてもお願いしたいと思います。そして、英検対策講座を英語力に秀でた個人に委託することも考えられるということですがけれども、例えばどんな方とか、そういうのはありますでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 英語対策講座については、実際に実施しております、やはば一くこのほうで。いわゆる元英語教員ということで、そういう方が講座を開設していただきまして、希望が多かったのも、さらに延長して受検講座ということでこれからも引き続きやっていただくということになっております。

ということでいろんな形でこれからも継続してまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） 大学受験では、大学入試共通テスト以外に民間の検定試験結果を語学力をはかるための国際基準でありますセファール基準というのがあるようですけれども、語学力をはかるための国際基準なそうですけれども、それを参考にして入試の点数に入れることも各大学に認めるなどして、聞く、読む、話す、書くの4技能評価に移行していくということです。こうした現状を踏まえたと、矢巾町の小中学校児童が英語学習にこれまで以上に興味、関心を抱き、4技能の英語力を確実に習得していくことは、非常に

重要になってくると思われれます。英語学習における4技能習得の重要性を見据えての政策として、福井県や大阪府では既に民間検定試験結果を高校入試に反映させております。そのために検定料補助を実施しております。秋田県でも平成29年度までは検定料の補助を実施しております。それで岩手県でも先ほど言いましたけれども、平成29年度の英検3級以上の合格者の割合が23%となっていますけれども、これは前年度より7.4ポイント上昇しております。市町村独自の取り組みとして英検受検料の助成を行う教育委員会が増加していることも、この増加の要因になっていると岩手県英語教育改善プランにちょっと記載しているのを目にしました。ほかの数学、漢字検定等に比べ英検受検料の助成は優先すべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

昨日の一般質問の答弁に妊娠してから高校まで切れ目のない子育て支援、そして子どもが希望する進路に進めるような支援をしていきたいという話でございましたけれども、この一環として答弁で挙げております。できれば全ての検定試験の補助も可能かと思いたすけれども、いかがでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まず英語についてですけれども、検定ということ、これがやはりさまざまな英語検定も含めての検定は、これは高校入試の際の内申書に記入する項目になっております。ですから、そういう点でも考えていかなければいけないと思いたすし、先ほど申し上げました英語検定と比べて歴史検定、数学検定、漢字検定は、結構多いのですけれども、そういった状況も踏まえながら補助については考えてまいりたいと思いたす。

なお、英語教育については、2020年度から今度は3、4年生のほうに外国語活動、そして5、6年生は、評定のつく英語科ということになります。それに向けて今矢巾町のほうでは、1名英語支援員ということで各小学校に配置しています。今までのALTだけではなくて、日本人の元英語教員を配置して、小学校の先生方に英語の授業ができる体制をいま組んでおります。それが一番大事です。小学校のどの先生も英語の授業もできる、こんな英語の教え方ができるというのを統一して今やっているところでございます。ということも含めてお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、後刻は後刻か。

それでは次に、3問目の質問を許します。

○2番（水本淳一議員） それでは、3問目の質問、ごみのポイ捨て撲滅の取り組みについて質問します。

ごみのポイ捨ては、自然景観を損ねるばかりではなく、火災や漂流、漂着ごみ、野生動物の殺傷など他の社会問題の要因ともなっています。当町では、住民の皆さんの努力により、表面上景観が保たれているように見えますが、ごみのポイ捨てが後を絶たない状況です。道路沿いをよく見ますと、空き缶やペットボトル、たばこの吸い殻などのポイ捨てごみが結構見受けられます。いろいろなところでポイ捨て禁止条例が制定される自治体も結構あるようです。

最近とんでもないごみのポイ捨てがありました。9月の下旬ごろだったと思いますけれども、ある人から家の前の路上に最近紙おむつの入ったレジ袋が何度も捨てられているようになり拾い集めているが、きょうもまた捨てられていた。空き缶だったら、そのようなものだったら何とか集めたりしますけれども、おむつのようなものは何とかならないのか、このように近所の方から言われ、行ってみますと、レジ袋に入った大人用だと思えますけれども、紙おむつが道路の中央に捨てられており、通行する車にどんどん踏みにじられていって、散乱状態になっておりました。それで、住民課のほうに連絡したところ、住民課の職員の方がお二人で仕事の後暗くなってから回収しに来られました。本当にご苦労なことだと思ふと同じに、職員の方が時間外なのか、そういう時間に暗くなってから、どうしてこのようなことをやらなければならないのかなど、ちょっと疑問に感じた次第です。

それで1週間それからたって、同じようなごみがまた捨てられており、そのときは、私のほうで拾い集めました。火ばしをもってやったのですけれども、火ばしについたり、ちょっとひどいような感じがしましたけれども、その後はしばらく見られなくなっておりました。ところが、11月の下旬になり、また同じようなごみが今度はちょっと離れたほうに何度か見受けられるようになり、また役場のほうに連絡した次第です。問題の場所は、三島からきた馬場線のところ、それから陣が丘に向かう南北の道路であった話ですけれども、最近新たに聞きましたところ、10月ごろですけれども、農免道から古館駅の南のほうに通じる道路ですけれども、その東西の道路にも10月ごろに何度も捨てられており、近所の方は、自分の家に恨みがあるのか、嫌がらせがされているのかと思ひながら何度も始末をしていたと、そういうことです。町民なのか、町外の人なのかわかりませんが、そのようなことがありました。空き缶、ペットボトル、たばこの吸い殻等も含め、これはモラ

ルの向上の必要性を感じたところから以下についてお伺いします。

まずは、ごみのポイ捨ての苦情はどの程度寄せられているのか。そして、その対応状況について。

それから、2番目として、ごみのポイ捨て撲滅に向けたモラル向上の取り組みについて。

3番目として、ごみのポイ捨て禁止条例の制定の考えについて。

以上、3点についてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ごみのポイ捨て撲滅の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、ポイ捨ても含めた不法投棄の通報として平成28年度は12件、平成29年度は18件、今年度は11月末日時点で7件となっております。対応といたしましては、原則として土地所有者が処分することになりますが、内容物から原因者が判明できる場合は、警察と協力して原因者に処分するよう指導するとともに、ごみ捨てが頻発するような公共の場所に関しては、地域からの要請箇所も含め、啓発看板を設置するなどの対策をとっているところであります。

2点目についてですが、本町のごみのポイ捨て撲滅に向けたモラル向上の取り組みとして、毎年春と秋に全町民を対象として実施しております町をみんなできれいにする運動は、環境の保全意識の高揚につながる取り組みであると考えております。また、ごみの正しい出し方について毎年地域ごとに開催しております青空教室や広報、ホームページを通して住民に周知をしているところであります。さらには、町内のパトロールも行いながら不法投棄防止の啓発を図っております。

3点目についてですが、ごみのポイ捨てや不法投棄は、環境に対するモラルの欠如や認識不足などが原因と考えられます。まず今すべきこととして、一人一人のモラル向上のため環境保全、環境美化に対する意識の高揚に重点を置き、より一層の周知啓発活動に取り組むことが重要と考えております。このことから、ごみのポイ捨て禁止条例を制定する考えはなく、規制による抑止をする条例の制定を検討することとならないよう取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） 不法投棄、ごみのポイ捨てとか、あるいは大きいごみなども含めてですけれども、通報されているごみの種類や量についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまの質問にお答えいたします。

ごみの種類ということですが、まず最初に、水本議員さんには、陣が丘から馬場線というか、そういったところのいろいろご協力いただきましてありがとうございます。我々のほうでもその後何回かそういったことがありましたので、調査を続けております。紫波町のほうの環境課にも依頼しまして聞いておりますけれども、やはりその近辺、どうしても白沢の馬場線から陣が丘に向けて、それから農免道から下がったところといったようなところに集中しているということで、それも例えば不法投棄以前にもそういったおむつの不法投棄はあったのですけれども、どちらかというとならぶ袋に入れてまとめて捨てる、そういったものが、見えないところに捨てるというのがあったわけですが、今回の場合は、道路の真ん中というか、際に、それもまとめてというよりはぽつぽつとあるということで、ちょっと不思議だなというふうな感じも受けているところでございます。これは、ポイ捨てなのか不法投棄なのか、もしくは荷崩れなのかといったようなこともあって、そういった収集業者があるのかどうか、そういったところもちょっと調査しているところでもありますけれども、なかなかちょっと原因が今つかめないところでもありますので、継続して調査したいと思っておりますし、もう少しして道路沿いにそういった啓発看板、おむつというようなものは、不法投棄とかポイ捨てではなくて、そのおむつのことを中心にやりたいなというふうに今思っているところでございます。

それでただいまの質問のどういったごみがあるのかということですが、ポイ捨てという定義がちょっとなかなか、どちらかというとならぶなものということでよくあるのは食べ物の殻、ペットボトルとか、弁当の殻とか、そういったものを食べた後にビニール袋に入れて道路の脇に捨てていくとかといったようなことがよくあるところでございます。

それから、ちょっと定義のこともあるのであれですが、不法投棄については、やはり引っ越しとか、そういったところの生活ごみ、こういったものも出てきます。それから、あとは建築資材とか何かそういった業者さんなのか、そういったものを捨てている例もございまして、あとはパソコンとか、テレビとか、処分するにお金の取られるもの、そういったものもあります。それから、タイヤも結構出てきております。そういったところが主なところかなと思っておりますけれども、特に中に特定できるもの、郵便のはがきだ



ったり、督促だったり、いろいろそういったものが見受けられる場合もありますので、そういったときは、もう警察と相談して原因者を特定しているというところでございます。

量についてですが、ちょっと正確というふうには言えないのですけれども、パトロールをしておりますので、不法投棄のパトロールの実績から申し上げますと、27年度では、これは燃えるごみ関係では1トンぐらい、そのほかに家電、リサイクル関係のテレビが5台とか、洗濯機1台、タイヤが16本とか、そういったところが主なところでございますし、28年もやっぱり燃えるごみが1.2トン程度、やはりテレビとか、冷蔵庫とか、そういったタイヤとかもやっぱりございます。29年度については、若干燃えるごみは600キロ程度と減ったのですけれども、やはりテレビとか冷蔵庫、タイヤ、こういったものは収集、回収している状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） それから、町内一斉のごみ拾いで町をみんなできれいにする運動ということで私も出ていますけれども、やっぱりたばこの吸い殻とか、いろいろペットボトルとか落ちていますけれども、そういう運動をしたときの回収されるごみの種類や量については、そこまでは把握はしていますでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） お答えいたします。

ごみの量につきましては、3年くらい前からのところでお話ししますと、27年度春に2.5トン、2,500キロ程度、秋のほうは1,400キロ程度。それから、28年の春が1,800キロ程度、秋が830キロということでございますが、29年からは、その日に持ち込むというよりも1週間継続して直接ごみ処理場のほうに持ち込むというふうな形になりましたので、1週間の量なのでちょっとあれなのですけれども、1週間で110トンというふうな推計になっているところでございます。ちょっとこの量は、統計上そういうふうになっているので多いのですけれども、それから種類といたしましては、燃やせるごみが一番、燃やせるというか燃えるごみというかが一番多いわけですけれども、そのほか瓶、缶、それからあとは段ボールとか、大型ごみも若干あります。ちょっとさらに細かい中身については、統計がないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） 最初にごみが出たときに連絡したときは、確認のために来られたのか、住民課の方が来られて確認のためか回収していきましてけれども、まず職員ではなく専門業者に委託するかして、通報があったらできるだけすぐに回収できる体制が必要であると思いますけれども、その点についてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） お答えいたします。

最初の通報のときは、ちょっと夕方になったということで大変申しわけございませんでした。なかなか職員の体制もございまして、実際にそういった委託している部分もあるのですけれども、どうしてもシルバー人材センターということもありまして、時間が決められていることもありまして、ちょっと職員の対応では遅くなったことは申しわけないと思っております。

また、道路のところになりますと、場合によっては道路都市課のほうも協力して、特に動物等の死骸等も出てきますので、そういった協力してやっておりますので、まず今後はなるべく早くやりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） 最後の質問になりますけれども、不法投棄場所にごみよけ鳥居という鳥居の形をして赤い鳥居のようなものを設置すると効果があるようなことをネットで見ましたけれども、そこで主要市町村の名簿の中に、矢巾町の名前も載っておりました。ずっと見たら矢巾町と載っていましたが、本当に鳥居の形をした赤いあれです。それを立てると、やはり捨てる人が少なくなるという、そういうあれが出ていたけれども、矢巾町の名前も出ていたので、どこの場所にそういうのを立てていたのか、ちょっとお伺いしたいと思うのですけれども。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） 私ちょっと情報では、そういった情報は見たことがございませんので、何となくわかっているのですけれども、ちょっと矢巾町で私大変申しわけありません。ここ何年かの情報では、そういったのを設置とかやった情報は押さえておりません。ちょっともう一度確認をさせていただきたいと思います。

通常は、答弁にもありましたとおり不法投棄の看板をそれこそ罰金がありますよとかと書いたような看板を自治会からの要請とかがあれば立てているわけですがけれども、いわゆるこういうやつです。こういうのを立てるのはあるのですがけれども、ちょっと鳥居については、今把握しておりませんので、申しわけございません。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、水本淳一議員に後刻答弁の回答がございましたが、今答弁できるということですので、村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） お答えいたします。

英語検定につきましては、中学校3年生242名中、3級以上を取得している生徒は46人です。パーセンテージにして19%となっております。

一方、数学検定、漢字検定、歴史検定につきましては、そういう調査が特にないものがございますので、数字は把握しておらないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） それでは、水本議員、これでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上をもちまして2番、水本淳一議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を11時2分とします。

午前10時51分 休憩

-----  
午前11時02分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、5番、齊藤正範議員。

1問目の質問を許します。

（5番 齊藤正範議員 登壇）

○5番（齊藤正範議員） 議席番号5番、矢巾明進会、齊藤正範です。まちづくりの考えについて5点質問させていただきます。

1点目、矢巾地域まちづくり会社コンソーシアムについて3月会議で30年度から事業展開の準備中であるとの答弁がございましたが、現在の事業活動と実績をお伺いいたします。

2点目、3名の地域おこし協力隊員がコンソーシアムに派遣され、活動しておりますが、役割分担と任期終了後も町内に残って移住を考えられる体制になっているのかお伺いします。

3点目、町内の空き家店舗がリニューアルされ、新たに活用されるとのニュースが報道されましたが、所有者等が空き家であると確認している60軒の所有者等の意向把握はできているのかお伺いいたします。また、空き家の活用対策状況はどうなっていますか。

4点目、徳丹城史跡周辺の整備計画について、10月末に作業指導委員会が開催されましたが、どのような意見があったのか。また、今後の整備計画はどのように行っていくのかお伺いします。

5点目、来年1月からとされていた分が2月下旬になるようですけれども、乗り合いタクシーによるデマンド交通の試験運行が実施されますが、事業内容の見直しについては、9月会議では町民の意見を聞いて判断するとの答弁でしたが、意見の集約時期と変更する必要があった場合の事業変更の申請関係は、どのくらい日程が必要になるかお伺いします。

また、実施事業者への試験運行にかかわる町負担額と運賃収入は、どのようになっているかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 5番、齊藤正範議員のまちづくりの考えについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、矢巾地域まちづくりコンソーシアム、ここも横文字なのですが、コンソーシアムというのは、協会とか共同事業体ということでございます。につきましては、8月に専任の事務局長が採用され、事業運営の体制がおおむね整ったことから、現在は町の委託業務を中心に事業を行っております。具体的には、町の新しい形態の祭りでありますヤハバザールの新業務を8月に受託し、これまでに夏、秋の2回のイベントについて企画、立案及び運営の支援が行われたほか、11月からは新たな委託業務としてインキュベーション促進支援業務を受託し、インキュベーションというのは、新設の企業を育成するために情報を提供したり、または相談に乗ったりすることです。そういったことを受託し、矢幅駅東西自由通路1階の旧企画整備事務所を拠点として起業、創業促進に向けた人材育成や情報発信等の事業が行われることになっております。

2点目についてですが、地域おこし協力隊は、町の各種情報発信とまちづくりコンソーシ

アムの運営支援を主な活動の柱としております。3名は、いずれも熱意と個性に秀でた若者であり、まちづくりの関心分野や特技もそれぞれ異なることから、ふだんの業務においては、各自の才覚を生かした個人単位の活動を基本としながら必要に応じて事業やプロジェクトごとに協力体制をとるようしております。

任期終了後の進路につきましては、最終的には各隊員がみずから決断することではあります。町としましては、採用段階から協力隊制度の趣旨について十分に理解していただき、起業準備に係る研修費などを支援するほか、日常業務や定期的な面談の中でも参考情報等を提供するなど、折に触れて将来の定住をも考えてもらうように努めているところであります。

3点目についてですが、平成28年度の実態調査で空き家と確認された60軒につきましては、いずれもアンケート調査により、所有者の意向が確認されているところであります。空き家の活用対策につきましては、10月からインターネットの全国版、空き家バンク上で本町ページの稼働を開始し、第一段階として意向調査で売却等の希望のあった所有者に対し、掲載を打診しております。現在までに数件の申し込みがあり、それぞれ掲載準備を進めておりますが、物件情報を精査した結果、老朽化や土地利用上の制約のために必ずしも意向どおりの売却等が困難な物件も多く、いまだ掲載に至っていないところであります。引き続き、所有者と連絡を密にしながら手続を進めるとともに、募集対象につきましても今後拡大し、広報紙等を通じて周知の上、希望する方の情報が円滑に掲載できるよう努めてまいります。

5点目についてですが、タクシー車両を使ったデマンド型交通の事業を見直しする際の時期と変更申請などに係る期間につきましては、現在事業の立ち上げ作業を行っている段階であり、利用される町民などの意見を集約する期間を半年程度は必要と考えており、事業変更申請は早くても3カ月程度を見込んでおります。

実施事業者に対する委託料などの費用負担につきましては、走行距離等に応じた通常のタクシー料金に準じた費用に加えてデマンド型交通の運営に係る予約事務などの事務負担費を見込んでおり、単純計算では1便当たり最大7,000円前後、1日で8便運行することから、約5万6,000円に事務処理経費を加算した金額となります。また、運賃収入につきましては、試験運行当初、1人当たり500円、運転免許返納者、障がい者及び要介護認定者の方々は400円、小学生以下は300円、小学生未満については、保護者同伴の条件がつきませんが、1名まで無料とする予定としております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

(教育長 和田 修君 登壇)

○教育長(和田 修君) 引き続き、まちづくりの考えについてのご質問にお答えいたします。

4点目についてですが、史跡徳丹城跡整備活用指導委員会で10月31日に協議した内容については、平成18年度に作成した第2次史跡整備基本設計について、復元については、主に外郭西門と、その東西道路の整備に変更し、その他の部分についてはAR、先ほどちょっと説明しましたが、舌足らずでございましたが、拡張現実という意味なそうです。そこには現実にはないけれども、それがあある機器を通して、そこにあたかもあるように映し出すと、そういう装置を活用するなどの見直し案を審議し、地域の活性化を含めての周辺の整備や将来徳田小学校移転後の利活用等、さまざまな意見がありました。今後委員会での意見をもとに基本設計を修正し、文化庁と協議してまいります。来年度は、文化庁に認められた内容については、実施設計に着手し、順次整備を進める予定であります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番(齊藤正範議員) それでは、再質問をいたします。項目ごとにちょっと質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

コンソーシアムを1年ほど前に会社を立ち上げて、まちづくりを行おうということにしたわけなのですが、1年経過してまだ運営がスムーズにいかないというような状況だと私は思っておりますけれども、町としましては、この会社を立ち上げて何を担ってもらうかという、趣旨はどうだったのか。そして、その趣旨にのっとった運営がされているのかどうか、ちょっとお伺ひしたいと思ひます。

○議長(廣田光男議員) 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長(佐藤健一君) コンソーシアムにつきましては、地方創生に絡めてまちづくりを進めていこうということでどうしても自治体だけでは立ち行かないまちづくりに関しましては、こういったコンソーシアムという、先ほど町長もお話ししましたけれども、共同事業体というものを立ち上げて、そこに委託なり、もしくは自主的にそういうまちづくりを進めていこうということでの趣旨でございます。ただいま先ほど町長から状況についてお話をしたわけでございますけれども、なかなか運営がスムーズにいかないということで今お話議員さんのほうからもありましたけれども、30年度から徐々に事業も町のほうから委託を受けてやり始めてございまして、先ほどお話ししましたヤハバザールの

運営に関する事、あとは先ほど事業、創業、立ち上げという話もさせていただきましたけれども、そちらについて具体的には研修会等を開いたり、一番先にそういった新たに事業を起こしたいという方をこちらから募集を図らなければならないという段階から始めなければならないので、非常に厳しいところはありますけれども、そういった希望がある人の芽をやはりこれから育てていかなければならないというところもありますので、そういったところにお力添えをいただきながら進めていくといった内容となっております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） わかりました。わかりましたけれども、やっぱり民間会社形式の組織でありますので、どうしても収入源という部分は大切なことではないかなと思っております。現在は町からの委託業務が中心でありますけれども、このコンソーシアムは、それ以外に収入源となる可能性のある事業というのはあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） ただいま構想段階ではありますけれども、岩手医科大学の敷地内に健康に関する施設、ジムをこれから立ち上げようというところがありまして、それにコンソーシアムが若干でも携わっていくことができれば、それが収入の源になるのかなというふうに考えてございます。これは、あくまでもまだ検討段階ですので、これからこういった方向でまた進んでいくかわかりませんが、そういった状況でございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 次の項目とちょっとかち合うのですけれども、現在は地域おこし協力隊もその中に入って一部運営を手伝っているわけなのですけれども、例えば地域おこし協力隊がそこに入らなかった場合の人材確保という部分については、今後十分できるのかと、教育、なかなか難しい事業であると思っておりますので、人材教育などは果たして現在の体制でできるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 現状に関しましては、今のところはこの協力隊3人がコンソーシアムのほうでやっているということで十分間に合っているかと思っておりますけれども、今後の事業展開の仕方によっては、やはり人材は代表者と事務局長がいるわけ

ですけれども、やっぱり2人プラス協力隊だけではどうしても足りないということにはなるのかと思いますので、そこは今後の状況を見ながら新たな人数をふやしていくようこちらのほうでも支援を続けていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 協力隊員の話に入ってきましたので、次の項も絡めた中でもお話、ちょっとしていきたいと思っておりますけれども、地域おこし協力隊企画による町を紹介する冊子、ふらっぷと呼ぶらしいのですけれども、発刊されたということで、これが報道されておりましたけれども、首都圏に配布して矢巾町をPRするというようなことがニュースで発表がありましたけれども、協力隊員はいろいろな経験があり、多方面で活躍しておりますけれども、任期が終了した時点でこの優秀な協力隊員にぜひ当町に残ってほしいというように思っている次第でありますけれども、残ってもらうためには収入確保ができなければ定住が困難と思っておりますけれども、いろんな相談や何は行っているという答弁でありましたけれども、果たして今現在やっている職業が引き続きそれをもとに定住の基本的な収入となり得る仕事に従事しているのか。または、全く空いた時間で定住を考えた何か業務を取得できるような機会もあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 収入確保ということで期間が当然あるわけですが、その辺は延長も含めて柔軟に考えていきたいと思っておりますし、あとは我々公務員と違いまして協力隊につきましては、兼業も許可してございますので、その兼業を認める、こちらの当然許可した中での兼業ができるということなのではございますけれども、その兼業のやり方も、やはりこういった矢巾のほうの仕事に根づいたような形で兼業ができるような形でこちらから指導していきたいなというふうに思っていますし、ぜひ優秀な3人でございますので、それぞれ今現在やっていることもこれまでやってきたことも若干やっぱりそれぞれ、1人は設計なり、デザイン系が強い人間とか、あとはイベント系が強い人間とか、それぞれ個性を持った3人でございますので、それぞれに応じた中でこちらから相談に応じながら矢巾町に何とか根づいていただくように協力していきたいなというふうに考えてございます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） いろいろ努力しているという部分は、答弁のほうでわかったわけな



のですけれども、現状として、それでは何かそういう糸口が見出せる職業的な部分を行っている状況があるのかという部分、これは個人の考えでありますので、押しつけは多分できないと思うのですけれども、この前はちょっと視察した湖西市の地域おこし協力隊員は16名か何名かおりましたけれども、その中には農業を実践しているとか、不動産業をやっているとかという部分を主にまちづくり会社の町のPRとか情報誌の作成とかという活動をしておりましたけれども、当町の場合には、町の仕事のほうが主であって、自分の3年後の生活設計の部分について、まだちょっと方針が定まっていけないのではないかなと危惧するわけなのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

齊藤正範議員のまちづくりコンソーシアム、ずばりこの趣旨、運営のあり方がどうなのかということで全くそのとおりでございまして、いずれ私らにすれば、まず今の協力隊の3名の皆さん方は、本当にいろんな、例えばこの間の青松学園大学では司会進行をやったり、職員よりしっかりしているのです。それで私に言わせていただければ、こういう優秀な人材、せっかく矢巾町においでになっていただいて、もう3年間任期で終わりだということではなく、やはりこれからの矢巾町を活動拠点としてしっかり仕事をしていただくような形をつくってやらなければならないということで、今企画財政課長がもやとした答弁をしたのですが、いずれ医大との連携での健康チャレンジの事業とかそういうこととか、それから今矢巾町でいろんな祭りがあるのですが、そういうふうなものもひとつもう1カ所で束ねて、もうそういったところで企画をしてやっていただくとか、掘り起こしをすれば協力隊員の方々の力を、アイデアを生かす場はたくさんあるわけですから。だから私どもは、ただ任せっ放しではなく、または人材の確保ができないとかということではなく、私どもとしては今後そういったいろんな分野、先ほどお話あった不動産のお話もあったのですが、これから矢巾町のまちづくりをしていく上において、何がこれから求められるかということをしっかり私どもも把握しながら、そしてそれを協力隊員にお願いできる場所はもうお願いしていくと。まさに行政だけにかかわるところではなく、もう地域おこし協力隊とまちおこしと一緒にできる体制整備をしていきたいなと考えておりますので、今そのことでいろいろ人材の確保も含めて検討させていただいております。

そしてきょう答弁がちょっと抽象的だったのは、これは地方創生の交付金事業対象にもぜひしていきたいなということで、今それを進めておるところでございまして、そこをひと

つご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） ぜひそのようにお願いしたいというように思っているところでありまして、本当に優秀な能力でありますので、矢巾町でなく企業に勤務すれば、多分もっと多い収入が得られる今ではないかなというように私は思っており、それも矢巾町に来てという、熱意を持ってきてくれている方々ですので、町長おっしゃるとおり3年後もいてもらうように、私としてはできればまちづくり会社コンソーシアムがそういう定着する業務の指導とか何かと一緒にできればいいのではないかなというように思っておりますけれども、コンソーシアムのほうもなかなか事業を始めただけで大変だと思いますので、町のほうでもそうなるような努力をしてもらいたいと思います。町長から聞きましたけれども、担当課のほうからもう一度決意を込めた答弁をお願いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長、答えてください。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） ご指名がありましたので、お答えいたします。

町長言ったことに尽きるわけでございますけれども、やはりここはどうしてもまちづくりに関しましては、いろんな方からのご指導なり、ご支援いただきながら進めていかなければならないということで、今齊藤議員のほうからもありましたとおり、ご心配されているところはもちろん重々うちのほうでもわかってございますので、そこはコンソーシアムの事業、あと協力隊の育成指導を含めまして町も一体となってバックアップしながらまちづくりに向けて進めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（廣田光男議員） かたい決意でいいですね。さらに再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 次は、人口増加に向けるために、やっぱり空き家活用も非常に重要な項目ではないかなというように思っております。活用に当たっては、いろいろ動いているようですけれども、空き家活用をするために建物の部分が修理等が必要な部分もあるというような回答でしたけれども、リフォームに当たってそれらの補助などを考え、やっている自治体等もありますけれども、当町はどのように考えるのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） ただいまお話がございました空き家に関するリフォームの補助、こちら今やっておりますけれども、とりあえずまず30年4月に空き

家対策計画をつくったわけですが、計画をつくるに当たっては、いろいろアンケート調査なりを進めて、あとは空き家を持っている方、所有者の方の意向調査などを進めてまいりまして、それに向けて今後は情報発信、この辺だけではなくて、やはり全国を相手にして、こういった空き家を求めている方に対しまして、こういう活用の方法がありますということで紹介をしていくことが今進めている状況でございまして、今後今お話あったリフォームの修繕、こちらの補助につきましても検討して前向きに考えていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） それでは、デマンド交通についてちょっと再質問させてもらいたいと思います。

この項については、多くの議員が質問しておりますので、私につきましては、住民意見の集約と、それを反映した部分についてどの程度の期間がかかるのかという部分をちょっとお聞きしたいと思うのですけれども、答弁では6カ月程度をかけて集約したいという答弁ありましたけれども、本当に6カ月必要なのかなという部分が疑問であります。1度使えば使い勝手はわかるのではないかなと。そうしたらそのくらいかけなくても意見集約ができるのではないかなと私は思っております。また、議会のほうもいろいろデマンド交通に対しては意見を言っていますけれども、とりあえず試験運行をしてみたいという当局の話で試験運行に入るわけなのですけれども、例えば直さなければならぬ点があったとしたら、そうそう引っ張らなくて早目に直した運行にしたほうがいいと思うのですけれども、これは許認可事業でありますので、一度申請した部分をすぐ直すという部分については可能でないで半年程度で、3カ月くらいの延長で1年後という、その日程の答弁なのかどうか。それとも、これを本当に6カ月間かけて、その意見聴取をしようと思っているのかちょっとお伺いしたいと思います。そういう意見を聞く方法というのはどう考えているのか。利用者から聞くのが一番いいと思いますので、利用した都度に利用者カードか何かで集約すれば、そうかからないのではないかなと思いますけれども、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 今お話ありました6カ月も必要かというようなことではございますけれども、これから始めるに当たっては、当然冬もありますし、春もあるし、夏もあるということで、ちょっと若干その辺の季節に応じて使う人の足もまた変わっ

てくるのかなというふうにも考えてございまして、ここでの答弁は半年と言わせていただきましたけれども、やはりすぐ状況がつかめることであれば、それが3カ月だったり、短くすることは可能でございます。そこは十分こちらも柔軟に対応しながら先ほどお話ありました利用者から直接カードか何か、利用カードか何かやってアンケート、使い勝手を聞くなりということも一つの手だてだと思いますので、その辺も参考にしながら早目に利用者の声を聞くなり、これから利用する方の声を聞きながら見直しをよりよい見直し、早目の見直しにつなげていきたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 次は、当町の交通に対する負担額なのですけれども、通常運行のタクシー料金の負担になるというような答弁でありましたけれども、1日8便予定しているわけなのですけれども、そうしますと、この利用者数というのは、どの程度の人数に試算しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 答弁にございます経費1便当たり7,000円というふうに答弁してございますけれども、7,000円に関しましては、収入のことは除いて経費のみのことであってございます。それでこちらの7,000円の根拠は何といいますと、大体10キロを3,500円というふうに考えた場合に、それが東西ということで走ってまいりますので、それが3,500円の10キロ、7,000円ということで1便当たり7,000円という、タクシーの通常料金、大体10キロ3,500円だった、妥当なところだとは思いますが、そこをもとにして積算をしております。

以上でございます。

（「利用者数」の声あり）

○議長（廣田光男議員） はい。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 利用者数の見込みにつきましては、ちょっとここはふたをあけてみないとわかりませんが、さわやか号を1便当たり平均4、5名ほど乗っている一応実績にはなっておりますけれども、それに準じた形での利用者数というふうに見てございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

○5番（齊藤正範議員） そうしますと、8便予定しているのですけれども、予約がなかった

便については、運行しなくて費用の支払いはないということでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） お見込みのとおりでございます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） これに加えて事務処理経費が発生するという答弁ありましたけれども、その発生経費というのは、運賃に対して何%かという部分なのか。それともやっぱりそういう予約を受け付ける事務員を用意しておかなければ常態的に業務を受けられないということから定額になるのかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 運賃に対してではなくて、1便当たりというか、一定額の経費となります。

○議長（廣田光男議員） 大分苦しい答弁が続いておりますが、それよりはやってみなければわからないと言ったほうがまだ早いのではないの。ただその辺のところをきちっと答えないと。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 私がちょっと聞きたかった部分については、デマンド交通で対応するほうが費用が安いのか。もしくはその人数が少なかったら黙ってタクシーのほうが自宅から目的地まで行ける制度がありますので、それという、その検討にも入るのかどうか、ちょっとその件があって委託費とか、普通のタクシー利用だと普通のタクシーですので、いろんな経費発生しませんので、利用数によっては、普通のタクシーのほうが、あと町の補助とかというのを考えればいいかなと思って聞いている部分でありまして、利用者数によってはデマンド交通にはこだわらないという姿勢なのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、タクシーの利用形態というのはいろいろあるわけです。例えば今もう介護タクシーとか、私らも病院に行くと、何でおいでになりましたと、いや実はこういうのが今あるので、タクシーを利用してきましたと。だから、私は今度のデマンド型交通は、やはり町民の皆さん方の使い勝手、これが最優先課題なのです。そうでなければ、せっかくやる意味がないわけです。私は、この基本的なことについて、例えば町民サービス、タクシーを使うとき、それから福祉サービスと、もう今でさえも福祉

タクシーで利用助成金を出しているわけです。だから、私きょうの答弁の中にもあったのですが、身障者の方とか、いわゆる介護認定された方々の400円と言っているのですが、これは例えば身障でも介護の認定を受けている方でも、自力で歩くことができる、そうでない人もある。だから、私はそういうところをしっかりと基準を示してあれしなければ、利用者の方々が困るわけです。

だから、私きょうは必ず今回デマンド型タクシーのことは皆さんからも質問が出るということで、私は今後の利用形態、今現行のそれよりもマイナスになるようなことをやったら、これは恥ずかしいことなのです。だから、私はそういったことで利用料金から利用形態から、そういうふうなもの、今まさに齊藤正範議員がおっしゃるとおり、まず早く言えば初めての試みですから、いろいろ課題も問題も出てくると思うのです。それを利用者からしっかり聞くことによってどのようにして解決をして、正規な形にもっていくか、そういうふうなことにしたいなと思っておるので、私はこの試験運行は、これからのデマンド型交通の、いわゆるタクシーの命運を左右するあれだということで、この試験運行のところに細心の注意を払ってやっていきたいなと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいし、何回も言うように、いわゆる福祉サービスで使っているかどうかとか、今家まで来てもらっている。そのほかにも助成金が出ているわけです。その方々が今度新たに400円の利用料金を払うということになったら、誰も利用しません。だから、そここのところの基準をしっかりと明確化をしてやっていかなければならないと。

だから、先ほどの地域おこし協力隊のこともそうなのですが、当事者、利用者の方々の意見を聞くことが問題を解決する本当に大事なところなのです。だから、まさに試験運行、ここに余り時間をかけないで結論を出して、皆さん方に本当によかったと言われるような利用形態にしてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 議長からもお願いがありますが、交通特別委員会というのを今設置しておるわけで、議会からの提案もあるわけですから、そここのところはきちっとやりとりをしてほしい。そして、今提案もする予定になっておりますので、その辺も含めて検討をいただければと思いますが、再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） デマンド交通については、町長からの答弁で利用者、住民が使い勝手がよいようにするという力強い表明がありましたので、ぜひその方向で検討してもらいようにお願いして終わります。

次に、徳丹城の整備についてなのですが、10月末に作業指導委員会が開催されたわけなのですが、来年はとりあえずは実施計画をつくるということで、直接整備には多分入らないと思うのですが、その作業指導委員会はあと何回開催して、その本計画をつくるのかどうか。その中で住民意見のメンバーはあと何回ぐらい発言する機会があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたします。

計画としては、あとことし1回、3月ごろに予定してございます。そのところで整備活用指導委員会に地元の方も入ってございますので、その中で前回10月に行った意見をいただいたものを修正しながら3月にもう一度協議していただくという形になってございます。一応そこでまとまれば、文科省のほうの協議に入りますし、まだ修正点があるというのであれば、また31年度に引き続きという形になると思いますが、計画としては、一応30年度で見直しを終えて31年度で実施計画のほうに入りたいと考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） そうしますと、あと1回開催される3月には、その整備する、町としての方針がどのように整備したいのだという素案がその場で話されるか、それとももって素案は委員のメンバーの方に回されて検討する場面があるのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

というのは、私どもの地域では徳丹城周辺活性化委員会という協議会が設立されていて、そのメンバーの方々が委員会に何名か入っているとは思いますが、急にその場で話しされて意見を求められても、やっぱり協議会としても意見もあると思いますので、その辺はどのような計画になっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたします。

前回の会議もそうだったので、やはり事前に送付いたしまして、その後会議に臨むという形で臨んでおりますので、今回もちょっと何日ぐらい前に直したものが送れるかあれですが、必ず事前に送付してお目通しいただいて、会議に臨むという形で考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） その協議会での話については、遺跡の整備はもちろんですが、整備より活用方法について多くの意見が出されておりますけれども、その辺の意見も今度の整備計画に盛り込めるのかどうかちょっとお伺いいたしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたします。

今回のものにつきましては、第2次の計画の見直しということで今に合った形に直すということで前のものを確認というか、内容について精査してもらっておりまして、今回整備につきましては、先ほど答弁したとおり、西門のところの復元、あとはARを活用しながら状況がわかるような形で行っていくと。そのほかに前の計画のとおり公園的な整備もあわせて計画しているという形でございますので、あと周辺の活用につきましては、それも含めて今回の委員会で協議してございますが、具体的なところでちょっとこの前会議で結論まで至りませんでしたので、今回次の会議でまた委員さんのご意見をいただきたいと考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） わかりました。ぜひ前もって町で文化庁と協議する項目について具体的な部分も示してもらえれば協議会での話も進むのかなというように思っているのですが、ぜひお願いしたいと思いますけれども、この前の委員会の中で徳田小学校が例えば移転した後の活用について、現状の部分を変更しなければ学校の活用も可能ですよという文化庁の委員の方からの話があったとお聞きしますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたします。

先日の会議の中で小学校が移転した後のものについて取り壊さないでそのまま利用するということができないかという質問に対して文化庁のほうでは、下のほうの遺構をいじらないのであれば、そのままの建物の状態で残してもいいと。また、その活用については、市町村で検討して活用しても問題はないということでお話はいただいております。なので、学校



の跡の建物をどういうふうにするかということについては、市町村で検討していただきたいということでございました。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 非常に地域にとっては、学校の分、耐震補強もしているものですから、ただやっぱり使わないという部分については、非常にもったいないなというような考えもあるものですから、ぜひその部分も含めた中での検討という整備方法についても、そのように決まらなくてもあれですけども、こういう活用法もあるのだよという部分があるとしたら、町のほうで案を出してもらえれば検討できるかなと。特にも道の駅とか、学習体験の施設とかという部分については、非常に可能性があるのではないかなと私個人的には思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まず第一に、地域の皆さんの熱い要望、思いというのを私たちがしっかりと受けとめることだと思っております。いろんな場面でお話を伺って、そしてそれを具体的にどう示すかということ、これが来年の3月に行われる会議で私たちがどう示せるかということだと思っております。いずれ徳田小学校が将来的に移転する、その後どういうふうにするのか、そしてそれをどうするのか。あるいは、その周辺、徳丹城跡を将来的にどういうふうにするしながら地域を活性化させるかということが、これはもう矢巾町の大きな課題でもございますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ちょっと早目ですが、ここで昼食のための休憩をとりたいと思っております。

再開を12時45分とします。

午前11時49分 休憩

-----

午後 0時45分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、齊藤議員の2問目の質問を許します。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 続きまして、新農業委員会の活動方針についてお伺いいたします。

新たに任命された農業委員は、当町の場合、農地利用最適化推進委員も兼務することになっており、報酬は活動状況により3段階に支給する規定になっておりますが、現状はどのような状況かお伺いします。

また、農地利用最適化委員の活動として新たに取り組んだ事案はあるのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 米倉農業委員会会長。

○農業委員会会長（米倉孝一君） 新農業委員会の活動方針についてのご質問にお答えいたします。

活動状況の現状については、委員活動の中で担い手の農地の集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規就農、新規参入の促進など、農地利用の最適化に資する活動を行った時間数について、各委員がそれぞれ毎月分を取りまとめ事務局に報告することとしており、その年度分を合計した時間数に応じ3段階の係数を乗じた額を活動実績に相当する報酬として年度完了後に支給することとしており、現在事務局においてその取りまとめをしているところであります。

農地利用最適化推進員の活動として新たに取り組んでいる事案といたしましては、人・農地プランの見直しを推進するため、各地域に出向き、新たに中心経営体となり得る農業者の掘り起こし、矢巾町農業経営体連絡協議会を通じ、町内の生産者に対して行った農業経営について意向調査において、今後廃業を検討していると回答した生産者を訪問し、今後の経営計画や農地の貸借等の意向について再度アンケートにより聞き取りを行うなど、各地域におけるさらなる集積、集約が進むよう取り組みを進めております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 新しい農業委員は、活動範囲も分野も広がって、非常に前と違って専業の傍ら忙しく活動しているというお話は聞きます。その中で最適化委員としての報酬の

部分は、毎月活動報告を受けた中でそれを集計し、年度末に支給額が決定するという答弁を受けたわけなのですけれども、活動実績としての報酬月6,000円、それから評価としての部分、年間12カ月分で最高17万3,000円という規定があるわけなのですけれども、その部分については、国からの交付金はいつの段階で町のほうに交付されるのかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 佐々木農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（佐々木忠道君） お答えをさせていただきます。

国からの額が示される時期につきましては、年度完了後ということになってございまして、年度分を私どものほうで取りまとめをさせていただいた上で、それを県を通じ国のほうに報告をします。その上で国のほうでは、国の予算、あとは県の配分がございまして、そういった形の中で今後事務を進めていくというふうな形になってございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） そうしますと、最適化委員としての活動報酬については、年度が終わってからまとめて支給になるということでしょうか。というのは、毎月忙しく活動していただいているわけなのですけれども、その分の見合った分は1年後というような支給方法なのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 佐々木農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（佐々木忠道君） お答えをさせていただきます。

そのとおり農業委員は、毎月最適化に関する活動をさせていただいております。その上で財源につきまして国からの、いわゆる最適化交付金、これを財源としておるものでございまして、国からの支給が年度完了後ということになっておりましたので、その財源の収入後速やかに各委員に配分といいますか、支給といいますか、そういった形で支給といいますか、そういった形でしたいと考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 1年に1遍しか払わないということですか。

○農業委員会事務局長（佐々木忠道君） 申しわけございません。1年に1遍でございます。年度完了後の1年1遍ということで考えております。

○議長（廣田光男議員） ふだんの報酬と成功報酬分というのを分けて払うのではないの。

○農業委員会事務局長（佐々木忠道君） ふだんの報酬につきましては、半年分、いわゆる9月に1度半年分ということでお支払いをさせていただいて、残りの半年分につきましては、3月にお支払いをさせていただくという、これはいわゆる会長職、職務代理職、通常の農業委員職のそれぞれに区分された定額の部分がございますので、それは半年に1回、こちらの最適化に関する部分のいわゆる成果報酬といいますか、そっちについては年度完了後1回の支給ということで考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） ありがとうございます。

再質問、どうぞ。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） わかりました。忙しく活動していただいております関係上、やっぱりモチベーションを上げるためにもきめ細やかな支払いのほうモチベーションが上がるのかなと思ってお聞きしたわけなのですけれども、決まりでしょうからわかりました。それで新たな取り組みとしまして、地域の経営中心体となる農業者の掘り起こしを行っているというお話なのですけれども、例えば掘り起こされた農業者が経営の中心体となったときに、なったメリットというのはどういう点がメリットとして出てくるのかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 佐々木農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（佐々木忠道君） お答えをさせていただきます。

今は、それこそ各委員で掘り起こしを行っております、いわゆる人・農地プラン、地域の農業の未来像ということで位置づけられている人・農地プランですけれども、その中で中心経営体に位置づけられた場合には、例えば中間管理事業等々の中で借り主を捜す上では優先的な部分はそういった中心経営体には設けられているというようなところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 現在水田等に関しましては、ある程度もう中心経営体に集約されていると思っておりますけれども、水田以外の畑地とか果樹園など、例えば経営が難しくなった農業者の経営を引き継ぐという部分についての受け皿については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 佐々木農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（佐々木忠道君） お答えをさせていただきます。

今議員さんおっしゃられたとおり畑地の引き受け手が少ないというのは当町の現状でもあることは、そのとおりでございます。今現在農業委員の中で答弁申し上げたとおり、廃業等々検討していて、例えば5年後はもうできない、例えば10年後はもうできないというよう方々に対しまして臨戸訪問させていただいた中で、ではどういう状況なのかというところを細かに訪問させていただいた上で聞き取りをさせていただいている現状がございます。それを今度はその人・農地プランの話し合い等々に結びつけていながら遊休農地をふやさない、可能な限りその地域の農地につきましては、可能であれば、その地域の中で担い手さん、いわゆる先ほどの中心経営体さんに担っていただけるような、そういった中間的といいますか、そういった仲立ち的な役割につなげていければなということで活動をさせていただいている状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 農業委員の方々は、それぞれ地域割をしていて、割当たった地域でそれぞれ就農関係を維持できるように活動しているようなのですが、例えばそういう困難な農地の経営をうまく引き継いだ実績等を出した農業委員には成果配分として新たに何か加点するとかという部分は、今は考えていないでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 佐々木農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（佐々木忠道君） お答えをさせていただきます。

現在私どもにございますその支給の規定につきましては、活動時間についての規定になってございまして、今おっしゃられた成果についての部分ではございません。今現在は、その活動時間に応じた傾斜配分といいますか、そういった形の支給となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 制度なのでしょうから、ちょっと難しいとは思いますが、やっぱり農業委員の活動のモチベーションを上げるためにも、そういう難しい部分の仕事に関してもちょっと評価できる点があればいいのかなというように希望だけですのであれです。

けれども、考えられる要素があるのかどうか最後にお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 佐々木農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（佐々木忠道君） お答えをさせていただきます。

済みません、先ほどの答弁でちょっと漏らした点がございました。今おっしゃられた1人6,000円掛ける12カ月分ということで、これは活動実績に応じた支給という形でございます。それで今度は農業委員会として、その市町村ごとの農業委員会としての成果の部分でも今調査が県のほうから進められておまして、その成果に対する部分は、農業委員会に対しての成果実績というのもございます。例えば遊休農地を私どもでは1%未満ですので、それを維持した場合には加点が与えられるでありますとか、さらなる集積率を上げた場合には、加点が与えられた中で各市町村間で傾斜配分されるというような制度にもなっておりますので、その上では一丸となってそういった部分で取り組んでいけるような形の活動にしたいと考えておるところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、以上で5番、齊藤正範議員の質問を終わります。

次に、1番、赤丸秀雄議員。

1問目の質問を許します。

（1番 赤丸秀雄議員 登壇）

○1番（赤丸秀雄議員） 議席番号1番、一心会、赤丸秀雄です。本日は、大きく3つの項目について質問します。

1問目は、義務教育環境における現状と課題について伺います。初めは、小学校へのエアコン設置についてであります。ことしの夏は異常な暑さであり、全国的に熱中症対策が叫ばれたシーズンでもありました。先ごろ発表された流行語大賞候補でも災害級の暑さと称されました。当町でも9月議会では、一心会の同僚議員が小中学校への教室にエアコン設置の質問、提案を行いました。国会でもそのことが認識され、補正予算を組み、小中学校等へエアコンを設置する場合は、助成金申請を受け付けることとしています。

そこで質問ですが、1つ、新聞報道では、本町は来年の6月設置を目標に取り組むとしていますが、今後のスケジュールはどのようになっているか伺います。

2、国の補正予算が承認されましたが、町で申請した場合の助成額はどのようになるのか

伺います。

次に、小中学生の学力向上等への取り組みについて伺います。1、教育振興運動の推進をもっと活性化するなど、各小学校の特色ある教育をさらに推進する取り組みを町ではどのように考えているでしょうか。

2、経済的な事情等により塾に通えない中学生にもっと学びたい生徒への支援を充実する取り組みが必要と考えるが、町はどう検討されているか伺います。また、ことし7月から4カ月間ボランティアでやはば一くで開催した塾の状況はどうであったか伺います。

3、教育の基礎は読書と言われていています。読書の習慣づけを幼児期から推進する取り組みとして図書センターの活用推進と蔵書の充実を図る必要を感じますが、そのことについて町の考えを伺います。

4、町の中学校への部活指導員の配置について、日程など進捗状況について伺います。

次に、いじめ対策に関する条例の検証と不登校児童生徒の対応について以下伺います。

1、いじめ防止対策に関する条例の検証はおおむね2年としておりますので、我々議員の任期中に報告される予定でしょうか伺います。

2、小中学生の不登校について人数と理由の把握内容をお知らせ願いたい。また、その後の対象者対応として三者面談の状況などはどうなっているでしょうか。

3点目、いじめ件数の増加時期と教師繁忙期との因果関係についてどのように捉えているか伺います。

以上、1問目の質問を終わります。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 1番、赤丸秀雄議員の義務教育環境における現状と課題についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、小中学校へのエアコン設置については、ことしの夏のような酷暑の状況に早期に対応するため、来年のエアコンが必要となる時期を目標に取り組むこととしたもので、このたびの補正予算において予算の5カ月をお願いし、その後設計、施工を発注する予定としております。今回の特例交付金については、国の補正予算が可決された後、各市町村に対し内示額が示され、交付決定は今月中旬となる予定となっております。

2点目についてですが、特色ある教育を推進する取り組みとして現在実現に向けて構想を練っておりますコミュニティスクールを導入することにより、地域と学校の連携、共同関係

を発展させ、学校だけでなく地域住民、保護者等が力を合わせて子どもたちの学びや育ちを支援していく体制を整えてまいります。そして、その中で教育振興運動の活性化を初め、それぞれの地域の特色に合わせた教育をさらに推進していきたいと考えております。

次に、もっと学びたい生徒への支援については、現在盛岡広域振興局が本町で実施している学習支援事業や岩手大学との共同事業として実施しているラーニングサポート事業で支援しておりますが、今後も本事業を積極的に推進していきたいと考えております。また、やはば一くでの塾は、矢巾北中学校の元保護者で教員経験がある方が、現在は教育機関に勤務している方ではございますが、講師となって定期テスト対策を目的とした英語のボランティア講座を開催しているものであります。講座の期間は、7月から11月まで週2回、午前7時から90分の授業を行っており、現在17名の中学3年生が受講しております。当初11月で終了する予定でしたが、受講生や保護者から強い要望があり、内容を岩手県の公立高等学校入学者選抜学力検査の英語対策として2月まで継続することとなっております。

次に、読書の習慣づけを幼児期から推進する取り組みについては、図書センターの10月末現在での蔵書数は5万3,253冊となっており、その約4割が児童書であります。図書センター内には、子どもコーナー、おはなし広場を配置し、幼児に配慮しているほか、毎月2回の絵本の読み聞かせを行っております。やはば一くに図書センターが開設してからは、年間約5,200冊の図書を購入し、蔵書の充実に取り組んでおります。

次に、部活動指導員の配置については、矢巾中学校のバスケットボール部、矢巾北中学校のハンドボール部へ、それぞれ1名ずつ配置しており、平日は4日以内、休日は1日以内の勤務体制で部活動の指導に当たっております。

3点目についてですが、いじめ防止対策に関する条例の検証については、まず現場の声を把握することが重要であることから、各学校からの聞き取りを行い、町民の皆さんへのパブリックコメントの実施、いじめ問題対策連絡協議会や教育委員会議、総合教育会議を経て検証結果について議員の皆様へ報告するとともに、改正が必要であれば、議会定例会3月会議に提出したいと考えております。

次に、小中学校の不登校児童・生徒の人数と理由につきましては、毎月の各学校からの報告により把握しており、小学校で4人、中学校で19人となっており、不登校な主な理由としては、学校での人間関係や学校生活への不適應及びさまざまな要因からの体調不良となっております。また、三者面談については、登校しぶりの段階では学校や家庭で実施しておりますが、全欠の、もう1日も出席をしないというふうな段階になったときは、本人との面談が



困難なケースになります。その場合には、保護者との二者面談を実施している、そういう状況でございます。

次に、いじめ件数の増加時期と教師の繁忙期との因果関係については、一般的に各学校の運動会や文化祭等大きな行事が終わった後の月にふえる傾向が見られるほか、いじめアンケートを実施した際に増加しますが、教師の繁忙期との因果関係については、特にないものと捉えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） エアコンの部分でちょっと何点か質問します。

まず昨日夕方のテレビニュースで県内のエアコン設置の予定状況が報道されておりました。久慈市を除く県内32市町村で92%に当たる3,990の普通教室と職員室を含む780の特別教室に設置予定であり、90億円を見込むとのことでありました。国は3分の1を支給するような報道でした。エアコン設置に向け、ランニングコストの話の前に何点か確認の質問をさせていただきます。

町内の小学校に設置する数はどれぐらいになるでしょうか。特別教室にも設置するのでしょうか、体育館の設置はどうなるか伺います。

また、不動小、徳田小学校は、空き教室もあるが、そのところへの設置はどうなるか伺います。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） お答えいたします。

まず教育長答弁で今後の見通しを述べましたけれども、その状況がちょっと変わりましたので、そこをご説明したいと思います。11月中に内定が出る予定でございましたが、おくれまして12月4日に内定が出ました。今後の予定ですけれども、12月上、中旬に交付要綱及び事業概要数値が送付されてきます。そして、12月中、下旬に交付申請書をこちらから提出いたしまして、交付決定は今月と先ほど申し上げましたけれども、1月上旬となるという通知が参っております。

それから、今回内示の対象になったのは、当初は普通教室のみの可能性もあったのですが、普通教室と特別教室の新設、これについて対象となりました。その結果、矢巾町は、内定額ですけれども、1億407万7,000円の内示額がつかしました。ここが答弁書作成時点と変わって

いるところでしたので、最初にご説明したいと思います。

エアコンの設置につきましては、当該課のみならず現業課を含めた全庁的な体制で取り組むようにというような通知も文科省から来ておりまして、町では入札審査委員会といたしまして副町長を会長としました現業課の課長さんたちで組織された入札等に関する諸問題を討議する場があります。そこでエアコン設置をどのようにしたらいいかということをいろいろもんでいただきました。その結果、設計、施工一括方式でプロポーザル募集ということがコスト的にも、それから時間的にも有利であるということで、その方向でいこうというふうに考えているところがございます。今最終段階でそのプロポーザルのための要求水準書を作成しているところがございます。最後の詰めなのですけれども、設置する部屋の数でございますが、およそ180前後になるかと思われまして、今精査しておりますので、多少動きがあるところがございます。

それから、体育館につきましては、設置の予定はございません。そして、不動、徳田では、空き教室はございますけれども、そこに設置するのかというお話でしたが、普通教室として使用していない教室につきましても特別教室またはサポート教室としてふだんから使用しておりますので、そちらの教室にも設置する予定でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 状況はわかりました。金額の話ですが1億400万円という内示額ですが、新聞報道では、当町は6億7,500万円想定して、それから見れば15.4%の補助で、それ以外は町の持ち出しのような形になります。それでも、今お話しされた180教室ぐらいはつけるという方針でいくのかどうか、まず後で答弁いただきます。

それでエアコンの機種、これ冷房タイプなのか、冷暖房タイプなのか。それから、大きく取りつけ方針によっては、天井吊りなのか、それから壁かけなのか、据え置き型なのか、天井吊り型なのかとか4種類ぐらい大きく分けてあるのですが、どれを考えているのか、そのところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） お答えいたします。

冷房のみの機種なのか、冷暖房タイプなのかということでございますが、冷房も暖房もできる機種を選定したいというふうに考えております。

それから、各学校に導入するエアコンのタイプです。壁かけタイプを考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 冷暖房タイプで大変よかったなと思っておりますが、壁かけタイプであれば、教室には少なくとも2つぐらいはつけなければならないと思っておりますが、その数で180ですか。それでも、180教室だから2つつければその倍になるという形でしょうか。それも一緒に後で答弁願います。

それで報道のように県内市町村でも同時期に設置工事が想定されます。先ほど契約方式もプロポーザル方式とかという話もしていましたが、町内6校、来年6月から利用するような方針でいけば、契約時期のリミットはいつごろになるでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） お答えいたします。

契約時期のリミットでございますけれども、これはプロポーザルになりますと、委託料ということになりますが、中身は工事請負費が含まれておりますので、議会の議決が必要になります。その議会の議決の日をもって翌日からもう着工したいというふうに考えておりました、時期的には来年早々にはというふうには考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 来年早々、1月か。

○学務課長（村松康志君） 来年早々でございます。大変失礼いたしました。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） プロポーザル方式でどうしてもという話であれば、また後で質問します。そして、今現在役場庁舎もこういうふうに快適にエアコン運用されて大変よろしいのですが、庁舎内に入れたときに今運用しているわけですが、改善点はないのでしょうか。もし、改善点があれば、その辺も幾らプロポーザルと言いつつも、きちっと指示しなければ施工業者に反映されないのですが、その辺も考慮した方式をとるのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 改善点を聞くのですね。

○1番（赤丸秀雄議員） 改善点があるか、ないのか。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

庁舎分のエアコンの関係で改善点はということですが、今考えているというのか、対応しなければならない改善点については、特にございません。結果的に今までは、ご存じのようにボイラー暖房を使っていました。重油を使ってファンから出るような形の中で暖房を使用してございましたけれども、なぜエアコンに暖房を変えたかというのも含めて今ちょっと試験中というか、試行を行っているところですが、重油の料金よりも電気料のほうが、今の計算ですけれども、実際的に言うと11月から3月までの5カ月間、重油代で延べ大体年度の平均でリッターは単価の上下ありますからあれですけれども、金額的に大体5カ月で250万円から300万円ぐらい重油代がかかっていました。これを電気料に換算した場合に、大体1カ月単純に5で割れば50万円から60万円、これを電気エアコンのほうに変えた場合に重油代の250万円、300万円から安くなるなというような一つのめどで今年度からちょっと始めた、済みません、ことしの11月あたりから、先月から始めたもので結果的には、なかなかちょっと様子を見なければわかりませんが、ちなみに11月分の電気料金については、逆に昨年度よりちょっと下がっているような状況なのです。昨年度は大体74万円ぐらい、先月は73万円ぐらい、LED化の影響とか、新電力、電力供給の部分の契約変更、これも要因であるというふうな捉え方はしていますけれども、それに伴っての経費の部分、こちらの部分を勘案してちょっと弱いようなあれですけれども、試行的な形の中でちょっと出してみたいなということで今継続して重油は使わず電気のみでやっているということで庁舎の部分については、特に何か問題あるかということになってくれば、ありませんということなのですけれども、暖房の熱量とはやっぱりちょっと違いますので、各家庭でもおわかりのように真冬になったときに、これなかなか暖房の効果が果たしてという、これは懸念はありますけれども、それもやっぱりちょっと試行的にやってみたいというような本音ございますので、そこら辺の節約も含めての考え方で庁舎分はとり進んでおりますので、特に今の時点での問題改善点はちょっとないかなと、進めさせていただきたいなというふうな思いでおります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 私も先ほど冷暖房タイプということで、今総務課長から答弁いただ

いた部分を答えていただければ質問しようかなと思っただけで、数値までも答えていただけて大変ありがとうございました。

それでここからが質問なのです。今までいろいろ伺いましたが、エアコン設置は、設置数や工事方法に目が向きがちです。重要なことは、今総務課長も一部言っていたのですが、ランニングコストを意識した設置であります。エアコンは、四季折々あって、少なくとも半分使っても6カ月、特に小中学校であれば、夏、冬休み、春休みあれば、6カ月は使わないわけです。それなのに、先ほどのような工事発注した場合、想定されますが、そのことでちょっと提案的なことを言いたかったのです。エアコンは、数カ月の運用、利用であるから、毎月の電気基本料金を抑える工夫を行うことと。そこで提案ですが、学校は建物構造が大きく、電気配線が膨大でありますと、配線する上で電圧の安定を図るためには、起動電力、コンデンサー、トランス、インバーターなどの配慮をした配線が必要であります。こういうことをやって効率よく電力供給を行うことが重要なのです。そのことを施工業者に指示するスキルがなければ、施工業者は工事がしやすい形の施工を心がけます。そうすれば、発注した当時の当初は、その施工費については余り変わらないのだけれども、その部分の上乗せ分が結局基本料金にはね返ると。ですから、基本料金を抑える工夫が必要。この基本料金を抑えるものには、業者で特許を取ってコンサルタントをやっているようなところもあるのです。

ですから、今回役場の場合は、省エネの取り組み、太陽光発電を利用したり、いろんなことをやっていますが、多分小学校ではやっていないと思います。単純計算では、重油を使っている部分がそういう形で総務課長が答弁されたように、幾らかでも減るかとは思いますが、でも基本料を使わない月の分まで高くして払う必要は私はないと思うので、その辺をこの契約方式をもってやってもいいのですが、そこを施工業者にきちっと指示する体制を望むのですが、それについての答弁をお願いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

まず契約方法の関係でご質問があったわけですが、教育委員会のほうで先ほど答弁しましたプロポーザル方式、今なかなか耳にすることないのですけれども、これも入札の一つなわけですが、今考えている部分は、赤丸議員さんがおっしゃったように、コスト面、経費、ここら辺の部分合わせた、いわゆる設計、施工管理、ここの部分の提案をいただいて、それとこちら発注者側との思いが合った場合の、いわゆる契約という形の方式があく

までもプロポーザル方式という形で言われておりますので、なかなかエアコンを各小学校6校の部分の設計、施工を分けて考えました、これも。そうした場合に、設計だけで3カ月から6カ月というふうな基準というのか日程を示されたこともありまして、そうであれば、一括して今のところ設計、施工管理を一括した形の業者の先ほど言ったプロポーザル方式という、お互いに町の発注側の内容と業者が提案する部分、これを一致させた上での契約という形ですので、議員さんおっしゃったような、ではいわゆる何を選定基準にするかというのを今決めておりますので、例えば経費の面とか、価格の面、いろんなものがありますので、そこを今まとめているところでございますし、現在行っているのは、町で発注する部分の仕様書、先ほど課長申しました要求水準書、こちらがなければ何が判断基準も審査基準もありませんので、今これを策定してございます。それに基づいて早々に業者のほうの選定に入りたいというふうな形ですので、何回も言うように価格のみならず審査する部分、盛り込んでいただく部分、こちらを今詰めて入札審査委員会、来週開催いたしますけれども、その部分で確認をしながら発注をしてまいりたいというふうな形で考えてございますので、何回も言うように、コスト的のものも含めた中での選定ができるように取り組んでまいりたいというふうにとり進めております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） エアコンについての最後の質問にしたいのですが、今総務課長のほうから答弁ありましたことは、言っていることは納得します。でも、先ほど1月の来年早々という、1月の承認を得て発注して、戻ってきたものを審査して、ゴーサインしかないのではないかと。もう6月の末でもいいのですが、運用をしたいのであれば、そういう形を危惧します。私も電気屋ではないので余り詳しく追求しませんが、電話の世界ではそうなのです。ということで、まず先ほど保留させていただいた部分についての回答をお願いします。例えば180個というのは、どういう形の数なのかとか、その辺よろしくをお願いします。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） お答えいたします。

180というのは、部屋の数でございます。それから、部屋によっては、今考えているのは、設計書を今作成しておりますけれども、考えているのは、ツインで1部屋に2基設置したいなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） 先ほどの工事発注の関係の部分、契約の部分でございますけれども、1月早々というふうな発言があったわけですが、1月早々の部分については、今のスケジュールでは、これはとてもプロポーザルは、やはり業者選定の部分、お互いにこちらの仕様と向こうの提案が一致しなければなかなかできませんので、これは1月早々というのは、ちょっと厳しいあれなのですけれども、できるだけ早くこれは進む予定はしてございまして、終了のほう、いわゆる完成のほう、こちらの部分については6月めどというふうな形だったわけですが、できるだけ早く設置できるようにはしたいわけなのですけれども、ただうちら今入札審査委員会で検討やっている部分について一番懸念しているのが電気工事なのです。エアコン本体そのものについては、これはいろいろ市場でいろいろ言われています。確かに日本全国やったならば、数足りないのではないのと。それはそれなのですけれども、一番今現場当たるに当たっては、電気工事、これがただつけばいいという形でスタートしたら、みんなどどどといくような形が考えられますので、これは当然あってはならないですので、今電気工事の積算を、設計をやっているところですし、設置については、壁かけそのとおりのわけですが、イメージ的には、役場のように天井裏をはわせるような配線は今のところ考えていません。あくまでもざっくりと、そういう方式あるかどうかあれですが、マンション方式、各マンションが部屋ごとにあるのかどうか分かりませんが、よく全部ベランダに室外機ありますけれども、恐らく今の設計の最終的なもの出ておりませんが、いわゆるエアコンの数だけ室外機もあると。したがって、電気使用の部分、こちらについても果たしてそれで対応できなければ非常にまずいですので、そこを今吟味してやっているとありますし、工事的内容については、私ちょっと工事内容は専門ではないのですけれども、難しいような工事内容にはならないのかなというふうな発想であります。したがって、先ほど言った完成期間の部分の工期、長ければ長いほどこれはいいわけですが、うちらもそれで進めておりますけれども、そういう工事関係の部分もうちらにらんだ形の中で工事発注、業者選定のほうを行って進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解のほうお願いしたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 先ほど聞いたのは、1月早々、年度かという話を聞いたのはそこなのです。だから、時系列的なことを整理してきちっと説明できるようにやればいいのかはな

いでしょうか。

そのほか再質問はいいですか。

赤丸議員。

- 1番（赤丸秀雄議員） エアコンについては、契約トップであります副町長がプロでありますからお任せするにして、次の学力向上についての質問をさせていただきます。

前回9月議会で町内児童・生徒の学力テスト平均値のお話の中で教育長は、中学校で学力を出していない生徒が高校で能力を伸ばすケースが多いと発言されました。私は、その言葉の真意についてそのときは、えっと思いました。そこで教育長に伺いますが、義務教育における学力向上について真意並びに熱意など、今ご自身の立場で考えを再度伺いたいと思います。

- 議長（廣田光男議員） 和田教育長。

- 教育長（和田 修君） お答えいたします。

9月会議のときに、まず答弁したことについてですけれども、それについては、まず高校に行って一番最初のテストのときに、矢巾町出身の高校生が非常に成績がよかったと、これは高校に入ってから勉強ではなくて、中学校時代の学習がそこであらわれたというのは、中学校3年生のときのテストというのは、2年間の中1、中2の学習の能力の検査です。そして、全部の3年間の学習の結果というのは、高校に入ってから結果と。そうすると、本町の中学生は、部活動に全員入っています、基本的に。そうすると、部活動が終了した後に集中的に学習する、その集中力が養われているというふうに考えています。

ただそうは言っても、各中学校1年生、中学校3年生で行われる、いわゆる全国学調とか県学調、そのときの結果が平均よりも下がっているというのは、これは現実問題として取り組まなければいけないことと思っています。ただ私は、それが全てではないと思っています。非認知能力、認知能力という言葉が今いろんなところで叫ばれています。認知能力というのは、知的知識です。非認知というのは、これは挨拶ができるとか、それから意欲があるとか、そういったことになっています。社会に出て通用する力というのは、非認知能力だと今言われています。私は、矢巾の子どもたちは非認知能力が高いと思います。それがあれば、認知能力につながるができる。それを証明しているのだと思います。ただこれは、客観的な数字でたくさん出てくるので、それについては取り組まなければいけないということで、いろんな取り組みを各小中学校にお願いをしています。さらにお願いをしていかなければいけない、そう思っています。



以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 今のお話を聞いて安心しました。ぜひよろしく願います。

以前にもお話ししましたが、学ぶ意欲のある生徒には、貧困格差による教育格差をつくらぬよう配慮願いたいと思っております。18歳まで平等に教育を受けさせれば、人間は納得すると言われております。午前中にも同僚議員への答弁にもありましたが、ぜひ課外授業の支援体制に今後も積極的支援をお願いしたいと思っておりますが、それについての所感を願います。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

先ほど答弁の中にもございましたけれども、地方振興局あるいは岩手大学との連携、さらには私は考えているのは、当町は大学、そして産技短という短大のあるまれな町だと思っております。ぜひ岩手医科大学の学生さんにもボランティアでということで申し入れをしております。何とかそれを実現させたいと。ただ医大の学生は忙しいのです。もう夜の7時、8時までコマが入っていて、そういう中でそういうボランティア、ましてやアルバイトで塾の講師をやったりとか、家庭教師をやっている人はいるけれども、ボランティアというのは、なかなか難しいと言われました。ただその中でも矢巾町と連携の中で矢巾町に貢献をしたいという学生もいると思うのでということで、そういう方向で何とか進めていきたいですし、あるいは産技短のほうには理系の形で理系として何かしらのかわりを持っていただけないかとかそういった、あるいは不来方高校さんとか、いろんなところを活用しながら小中学校のほうにかかわっていただいて、子どもたちの教育、そして学力向上につなげられるような取り組みをしてまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） ぜひそのようにお願いしたいし、また今ボランティアでやられている方へ足代程度は払っているかと思いますが、私はぜひ無償という形ではなく、足代プラス夜ですから、弁当代ぐらい出して、90分授業であれば2,000円ぐらい出してもいいのかなというふうな考えもしています。その辺はお任せしますが、ぜひ今の取り組みはよろしく願

いしたいと思います。

次、図書センターの蔵書は年間5,200冊購入とのことでありますが、これいつまで続けて蔵書の確保というか、充実を図っていかれるのか。最終的には図書センターのスペースの問題もあるかと思いますが、どれぐらいを目標にそろえようとしているのか、その辺を伺います。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたします。

目標年次ということですが、最終的に今の図書センターが9万冊の蔵書が置けるということで、ただ後ろのバックヤードも含めてなので、前に出るのは大体7万冊ぐらいになるかと思えます。今5,000冊ぐらいずつ購入していきまして、その中では、そのうちには、やはり古くなって廃棄になる分もございますので、5,000冊ずつ常に毎年ふえるというわけではなく、だめになるのもあるのも考慮して、何年というよりも、この5,000冊を維持して、できるだけ早い時期にあそこのセンターが充実した形にできればなと思っておりますので、ちょっと何年というよりは、今の状況が続けて購入していきたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） ぜひ図書センター、1カ所しかないですから、そのような形をお願いします。

次、部活指導員、もう配置済みということで、私勉強不足で大変失礼しました。大変感謝しております。これは、いつからやっていたのか。それから、活動については、答弁書にありましたが、今後の増員計画とか将来展望についてお聞かせ願いたい。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

いつからということについては、実際問題としては8月、9月のところからもう始めていました、先駆けて。県のほうからの認可等なくても、もう進めようということで始めておりました。これは学校からの要望を聞いて、そしてこれはなかなか人を見つけるというのが大変でした。けれども、そういった形で協力してくれる方がたまたまいましたので、こういう形をとっています。また、今後についても県のほうに希望して、できるだけ多くの職場、部活動指導員ということで教員の多忙化解消に向けて少しでも役に立てるように私たちも努力してまいりたいなど、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 一番運動しやすい9月からということで大変ありがとうございます。

次に、いじめ条例の検証であります。生徒、保護者、教師から声を丁寧に聴取することによって、また今は中学生にスマホを使わせないといいますが、実際使っているわけでありますので、その辺を検証すれば、必ず改正点が出るはずなのです。ここでは、私はここがどうだあだのとはいいませんが、そういうことをぜひ検証されて、答弁では3月にはという話でありましたので、ぜひそこに向けて取り組んでいただきたいと思います。これについての所見を再度お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まず今赤丸議員さんのほうからお話のあったスマホについて、町としては小学生、中学生には持たせないという方向性は、これは理想論として私たちは実際問題としてそういうふうにしていきたいと思っています。ただ現実問題として、それを保持している子どもたちがいるというのも現実です。その現実はどうやって即しながら、そして理想に向かっていくかということ、これがジレンマのところ。それを検証していくということが大事だということも議員さんおっしゃるとおりだと思います。そういうことを含めながら検証してまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 最後の質問になるかと思えます。不登校生の対応ですが、昨日も議論となっておりました引きこもりにつながるケースがあると思えますので、ぜひ全欠した場合は対応が難しいと言いますが、これが大人になれば、もっと難しくなるかと私は感じています。ですので、初期対応として担任教師ばかりでなく、教育研究所という組織もあるし、また充実したメンバーでもありますので、そこの協力を得ながら早期対応を考えていただきたいと思います。その辺の所見をお願いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まず引きこもりについて、その関係として中学生の不登校、小学生の不登校、全欠の子どもたちが実際におります。でも、学校の取り組みとして、その家庭に担任が行き、あるいは学年長が行き、生徒指導が行き、あるいはそういったことがかなわない場合には、スクールソーシャルワーカーというふうなものも配置がありますので、そういう取り組みをしています。そして、それ以外にも保護者の方への相談、まず保護者の意識の改革、そして子どもへのかかわり方を保護者と一緒に考える、そういう組織が大事だと思っています。そういう意味での庁舎内での連携、今お話出ました教育研究所と福祉・子ども課、そして支援センター、この三者の連携によって子どもの引きこもり対策をしてまいりたいと思いますし、不登校対策も含めてやっていきたいと思っています。それがつながると思いますので、以上お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、休憩をとりたいと思います。

再開を2時5分とします。

午後 1時52分 休憩

-----  
午後 2時05分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、2問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 2問目の質問は、健康にかかわる町の取り組みについて伺います。

当町は、「日本一健康なまち やはば」をスローガンにしていますが、具体的な取り組み強化を図る必要性があることから、以下伺います。

1つ、地域の自治公民館をもっと活用して、健康づくりの取り組みを推進する考えについて伺います。

2点目、シルバーリハビリ体操実施と組み合わせて、お茶っこの会開催を併用する考えを伺います。

3点目、楽々クラブについてであります。サッカーくじtotoからの助成がなくなると聞いていますが、町では助成支援する考えについて伺います。

4点目、冬期間は運動する施設が限られ、活動に支障を来しています。冬期間でも利用で

きる運動施設が必要であると考えますが、町の将来計画はどのように検討されているのか伺います。

5点目、岩手医科大学附属病院移転開業が間近となりました。町民の健康への直接的メリットを病院側と検討されているのか伺います。

以上、2点目を終わります。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 健康にかかわる町の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、各地域の自治公民館を拠点として高齢者の介護予防や健康づくりを初め子どもから障がい者、高齢者までの多世代型にわたる地域包括支援体制を構築してまいります。また、事業の実施に当たりましては、今年度中にモデル地区を選定し、コミュニティ会長、公民館長、民生児童委員、老人クラブ会長等の主要役員の方々との協議検討や福祉座談会を開催して、さまざまな地域のニーズの把握及び課題解決を図り、町内全域での事業展開につなげてまいります。

2点目についてですが、一般介護予防事業の通いの場体操クラブにおいてシルバーリハビリ体操を7カ所で社会福祉協議会の委託事業としてこびりっこサロンを15カ所で実施しており、これらのうち3カ所において両方の事業を実施しておりますが、同時開催が理想であるものと認識しておりますので、社会福祉協議会と連携しつつ働きかけをしてまいります。

5点目についてですが、岩手医科大学附属病院が町民を対象とした研究の一環で生活習慣、基礎疾患、遺伝的要因等の諸要因が及ぼす影響を研究する岩手メディカルメガバンク事業に平成25年から取り組んでいるところであります。さらに、平成28年から実施されております矢巾脳とからだのいきいき健診では、13行政区の65歳以上の方952名を対象とし、健康長寿に向けた研究調査を兼ねた脳卒中や物忘れなどの早期発見に資する健診事業を実施し、今年度は2カ年の対象者の追跡調査を予定し、それぞれ岩手医科大学附属病院と協定を締結した上、実施しているところであり、町民の健康増進に大きなメリットがあるものと認識しております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 引き続き、健康にかかわる町の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

3点目についてですが、今年度でスポーツくじt o t oの助成事業が終了することを受け、会員の代表により適正な会費のあり方について検討しているところであります。また、同クラブについては、総合型地域スポーツクラブに期待される多世代、多種目、多志向という生涯スポーツに取り組む上で重要な役割を担っていることから、クラブの運営をより充実したものにしていくための支援が必要と考えております。

4点目についてですが、冬期間でも利用できる運動施設については、ドーム型競技場のような全天候型の施設が考えられます。そのような施設の整備及び維持管理には、膨大な費用と管理運営などの課題も考えられることから、町単独ではなく、県や盛岡広域市町等との協議を進め、広域的な施設という位置づけによる町内への整備の可能性について検討を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 「日本一健康なまち やはば」を掲げて前向きに取り組んでいることに感謝しております。また、役場北側道路前に「健康は町の財産、家庭の宝」のスローガンがあります。私は、非常に気に入っているフレーズであります。そこで質問をしますが、健康長寿を考慮し、健康を継続させるためには、高齢者と言われる方々を家から引っ張り出さないことには、よいプランも計画倒れ、絵に描いた餅となると私は思っております。健康は、食べること、笑うこと、しゃべることです。そこで提案ですが、75歳以上の方々は戦時中食べ物にひもじい思いをしたとよく聞かされました。自治公民館を活用するために、そこまでの足の確保と食べ物を用意することが一番であります。ぜひ知恵を出し合い、行動することをお勧めしますが、その考えについて所感をお願いします。

○議長（廣田光男議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

多世代型の活動ということでは、できれば全地区、全公民館に向けて取り組んでいきたいというふうに考えておりますし、そういった形で地域の公民館に高齢者の皆さんを何とか誘導していろいろな活動に参加していただけることということが健康づくりにもつながるのかなというふうに考えてございます。

参考までに紹介させていただきますと、11月の国保新聞の中でも統計的なデータが紹介されておまして、ひとり暮らしで人つき合いが少なく、社会的に孤立した高齢者は、そうで

ない方に比べて介護の状態になったり、死亡したりするリスクが1.7倍高いというような全国的な公表もございます。そういった点でご家庭に閉じこもらずという表現が正しいかどうか分かりませんが、地域に出ていただいて、あるいは活動していただいて、そしてさまざまな実りある人生を送っていただきたいという意味では、我々も気持ちは一緒でございます。

それに伴いましてご質問の足、手段、例えば地域の公民館あるいはいろんな芸術文化に行くための足の手段ということでございますが、それにつきましては、先ほどの議員さんからのご質問でデマンド交通、デマンド型交通などもそのとおりでございますし、福祉タクシーなども利用していただくことも一つかと思えます。

それから、まだちょっと町のほうではそこまでのサービスの準備ができておりませんが、例えば免許返納者、それから高齢者の方については、介護保険の総合事業の中のサービスのD型というものがございまして、その中で福祉、介護タクシーや、それからいわゆる緑ナンバー、2種のナンバーを持っている、要するに営業のできる業者などに限定されるのですが、そういった方々に対して町の独自サービスで、要するに移送サービスなども検討することはどうかということで、実は国のほうからそういった指針も示されておりますが、なかなか緑ナンバーを持っている業者というのも少ないということ、それからちょっと話がまざりますが、総合事業の中でやるということになると、ボランティアの方がメインに活動することになると、ボランティアの方がお金をもらうわけにはいかないといった事情も出てきますので、そこら辺の調整も今後必要になってくるかと思われませんが、いずれそういった介護保険の中の総合事業の中でできるだけことはこれから考えていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 今の答弁では私は不満であります。いろいろ当局側でプランは出します。プランというか、やりたい内容、こういうものは受けるのではないか。だけれども、そこに人が集まれない、集まらなければ何もできないということです。きのうのお話にもありましたのではないですか。地域というか、自治公民館にも歩いていけない、お年寄りから話聞いたことございますでしょうか。私のおふくろのことで恐縮ですが、うちのおふくろ、300メートルぐらいしか歩けないときもシルバーカーひいて自治公民館に行こうとしたのです。行っていたのです、途中、1回か2回休んで。でも私、800メートル近くあるからタク

シー呼べといつも言っていたのです。それを話を聞かないで行って転んで、それが原因で手術した結果、亡くなるという部分もありますので、少し私は介護タクシーを使う人たちを集めて何かやれというのではないのです。介護にお世話になる手前の方の健康寿命を延ばすためにやるべきことがあるのではないですかと、それを公民館を活用して、皆さんさわやかハウスでやっていますとか、町の公民館でやっていますとか、体育館使っていますとかとよく言うのだけれども、80歳前後の方、そこまで来るとき、どういう思いであるのか、私そのところが全然、対象者を無視した計画ではないかと思っていますが、もう一回答弁をお願いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

型通りの答弁で、これまでの積み重ねでこういう答弁しかできないと。私が自治公民館を最大限に利活用してやらなければならないと言ったのは、私がしかけたことなのです、はっきり言って。ということは、これからもう人生80年時代ではない、もう100年時代です。議長さんはただ寝ていれば120まで生きると、こう言っているのですが、いずれそういうときに、だから私はもう地域の核となる自治公民館を中心に、拠点にして、そこでいろんな活動ができる拠点にして、私はこの間青松学園大学とのときも5つのことを言ったのです。まず1つは、健康だと。これはもう一病息災で笑い、まず長生きするのの秘訣は、もう苦虫潰しておってはおだめなのだとということで、笑いなのだと。

2つ目には、近友をつくることだと。この近友というのは、人間関係の中で、もう昔から遠い親戚よりも近くの他人と、いわゆる近所の友だち、助けたり、助けられたり、支えたり、支えられたり、だから皆さん、近友をつくってくださいと。そして、あとはもちろんお金、それから住まい、自分の住む、もう活動する範囲内で今いろんな介護保険とか何かも使えるので、もう手すりをつけたり、一番転ぶのが、一番転んで骨折するのがあれなので、もう元気なうちから自分の動ける範囲内でお風呂に入るまでのお手洗いまで行くののあれをリフォームをやってくださいと。

最後に、やっぱり生きがいなのです。この生きがいを1人ではなく、みんなでもう楽しんで。だから、認知症というのもテレビとにらめっこしておると、もうそういうふうになってしまうのです。だから私は、青松学園大学のときもお話ししたのですが、そういう活動拠点を自治公民館でやっていくと。そして、余り無理はさせないことです。自由にもう自分たちのやりたいことをやらせると。もう役場の保健師とかは画一的に必ず何時にはリハビリ体操、



何曜日は何をやるのか、もう自由にやらさせていいのです。だから、そういうことを考えていきたいなど。だから、私は今回の赤丸秀雄議員の健康、この質問で自治公民館を最大限に利活用していくということで、今そのしくみづくりを、そしてできる限り地元の方のご負担をさせない、もう形ができるまでは私ら町なり、町の社会福祉協議会でしっかり支えていくということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 今町長から答弁いただきましたが、ぜひそのようにやってもらいたいし、また先ほど私質問した中で、ぜひ知恵を出し合つてと、ここは皆さん、課長さん方とか、担当課にお願いするという意味ではございませんので、地域の方を巻き込んでやれば、きのうの話ではないのですけれども、やれる行政区からでいいのです。そういうことをぜひお願いしたいと。

次の質問ですが、楽々クラブのこたしの会員数は約350人、それから6割が65歳以上のことということになっておりました。生涯スポーツを推奨し、体力面から健康をサポートする組織であります。ぜひ新年度の予算に強い支援をお願いしたいと思って再質問しております。

ちなみに、支援がない場合、2.5倍ほどの会費負担増になるそうですが、これでは何人入ってくれるかという心配も当然ありますし、また2.5倍の会費を提示したら大変なことになるかと思っております。組織の存亡です。ですので、その辺も踏まえて、これから日本一健康な町を目指す一つの施策というのですか、ツールですか、そういうところを踏まえて、この組織はやっとここまで盛り上がっているのですから、検討していただきたい。よろしく申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたします。

楽々クラブにつきましては、今お話ししたとおり高齢者が60%ぐらい押さえております。また、小学校についても20%ぐらいということで、若い世代、そして高齢者の方が中心となって活動している団体でもございます。生涯スポーツ、またこたしからちょっと障がい者スポーツにも取り組んでおりますが、そういったところを担っている重大な組織ということでt o t oの助成がなくなることにはなりますが、その分町のほうで31年度につきましては助成して今までどおりの活動を維持できるように、またやはり多少は、負担はふえるかもしれませんが、そういったところも楽々クラブと相談しながら充実した活動ができるように支援

してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） ぜひ社会教育課でそのように予算計上していただき、関係担当課並びに町長は、ぜひ出していただきたいと考えております。

この項目の最後の質問になると思いますが、冬場の運動施設確保であります。確かにドーム建設には、多大な経費と維持費、また時間を要することは当然わかっております。しかし、そのドーム的なものをつくって、そこで大会を開こうなんて全然想定していません。冬場に体を動かす場を提供する形をとれないかという部分で、現在南昌にあります屋内ゲートボール場あります。ああいうテントをあと2基ぐらいつくれば、それなりの床というのですか、地面というのですか、その辺を工夫すれば、ああいうものをあと2つもあれば、何とかできると思うし、今南昌にある部分は、ゲートボール場、コート2面なのです。6人いても7人いても2面は使わないで1面でやっていますが、なかなかあそこ穴ぼこすれば、すごく怒られるので、使わせてもらえないというのが現状なのです。そういうあと2つぐらいふやして、あそこも3つで活用しながら今の体育館を活用すれば、結構な運動できる場がつかれるかと思えます。それでこれの構想についてお伺いしたいのですが、ちなみにあちらにつくったテント型の施設は幾らぐらいかかったのか、この2点について質問します。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

今当時の屋内ゲートボール場の建設費の関係はちょっとすぐ調べますので、それでも今矢巾町もあちこちに総合グラウンドがあれば、屋内ゲートボール場もあれば、今度の町民総合体育館もいずれは建てかえの時期が来るわけです。それで、またここのかっこうグラウンドもそのとおりなのですが、いずれこういうことの総合的な、やはり運動公園構想、これを考えていかなければならない、もう時期に来ていると思うのです。今県の水泳連盟からもぜひ矢巾町で屋内プールをつくってほしいというような要望もあるわけなのです。だから、ただそのお金の工面と、どういう手法でやっていくかということで、いわゆる公共施設の個別管理計画の中でも、いずれ統廃合できるものは統廃合して1カ所にまとめていくというようなことも議員の皆さん方とも相談しながら、またスポーツ関係者とも、そして今 t o t o、楽々クラブのあれも今度もう補助が出なくなるということなのですが、いずれ東京オリンピックが終われば、もういわゆるスポーツ関係の補助もやはり元に戻ると思うので、そういう

ところに合わせて町のスポーツ振興の関係の計画をやはり考えていかなければならないということで、ただ議長さん初め、いわゆる屋内ドームは、これなかなか、でもまだ夢も捨て切れないところもあるのです。ということは、実際民間企業、固有名詞を出すとあれなのですが、いずれそういうところのお話なんかも来ておるのですが、ただ今県と市でやっている野球場でさえこの間の県議会の答弁では、なかなか難しいと、ドーム型にするのは。だから、そういったことも含めて、いずれ総合的にやはりスポーツ関係の施設は考えていかなければならないということで、今そういったことを内部で検討してまいりたいと、こう思っておるところです。

○議長（廣田光男議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） 先ほどの保留にしていた屋内ゲートボール場の建設費用の金額についてお答えします。昭和63年1月25日の供用開始でございます。用地費が入っているかどうかちょっと不明でございますが、総事業費が2,970万円ということで991平米の面積ということになります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） それでは、最後の質問は、地域公共交通の方針について伺います。

町と議会で見直しを実施しながら町内の地域公共交通のあり方を検討してきました。運行方針がまとまった現段階でありますので、以下について伺います。

1、運営、運行内容を町民の多くに説明願いたいと思っておりますが、説明会の開催時期と開催回数、また高齢者等の交通弱者への説明、周知はどう実施しようとしているのか伺います。

2点目、町民と議会との懇談会や町民から直接停留所や料金、運行時間について要望を聞くが、どのように対応するのか伺います。

3点目、巡回ルート型コミュニティバス運行と遠隔地域等のデマンド型タクシー運行をどう考え、いつからの運行体制になるのか伺います。

4点目、岩手医科大学附属病院開院を踏まえ、運行体制について、岩手医大や県交通に確認した結果がどうであったのか伺います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 地域公共交通の方針についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、説明会の実施につきましては、運営局の許可等を取得でき次第、日程等を調整させていただきながらデマンド型タクシーの試験運行の前に、地域に出向いて説明会を開催するほか、試験運行中には、自治会長などを通じて乗降場所の設定等を地域で話し合う機会を設けることとしております。

交通弱者の方などへの施策を含め、本町の公共交通を身近に考え、みんなで育てていく事業形態として進めてまいりたいと考えております。

また、さわやか号をご利用になられている高齢者等の交通弱者の方々につきましては、バス車内での広報周知により、円滑な移行に配慮したいと考えておりますし、利用者の認知度向上のためにデマンド型交通に係るパンフレットを作成し、全戸配布による広報も行うこととしております。

2点目についてですが、本町の公共交通に係る住民ニーズを捉えた上で地域公共交通網形成計画を本年1月に策定し、その内容を実現するべく現在デマンド型交通に係る事業化を進めてきており、今後デマンド型交通の利用者に対するヒアリングやアンケートなどを通じて、さらに詳細な要望等を把握したいと考えており、試験運行に係る運行情報などの蓄積により、移動ニーズを捉えてまいりたいと考えております。

3点目についてですが、デマンド型交通に係る事業につきましては、今年度中に事業立ち上げを行う予定であり、コミュニティバスの運行内容の変更につきましては、岩手医科大学附属病院の開院による利用形態の変化を分析する必要があるため、開院時期までの対応が適切と考えますが、さまざまな規制のある事業領域でありますことから、引き続き鋭意努力してまいります。

4点目についてですが、現時点では、岩手県交通における具体的な運行体制は未定と伺っております。つきましては、岩手医科大学と連携しながら引き続き町から働きかけを行い、町民のみならず利用者の視点に立った運行体制となるよう努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） まず試行運転期間について確認しておきたいと思います。最初説明

を受けたときは、3カ月程度というお話でありましたが、きょうの午前中の答弁では6カ月ほどは必要という話で私踏まえまして。3カ月にせよ、6カ月にせよ、運行形態をそんなにすぐ変えることが可能なのか疑問であり、現在その辺も踏まえて今1月からの運行は、当然無理で2月か3月という話もしていますので、その辺を考えて、今後何か行動するのか、まずそこを確認しておきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 全員協議会の中でもお話をさせていただいておりますけれども、まずもって当初見積もっておりました開始時期がおくれるということをご心配申し上げます。それを踏まえまして試行期間、こちらの考え方なのですが、まず試行でございますので、その中で発信させながら住民の意見を聞き、不都合があれば、それを見直しをかけていくといったことをごさいますして、午前中の齊藤議員からお話がありました立ち上げ後、半年はみたいと、見直しまでに半年はみたいといった答弁をしたわけでございますけれども、それにつきましても、やはり今後医大の開院ということもございまして、季節的な部分もございまして、利用形態がどのように変化していくかということもやはり見定めたいというところがございまして関係上から、そういった半年は見直しを見たいといった内容でございますし、そう簡単に変えることはできないのではないかといた今赤丸議員からのお話でございますけれども、やはりそこは住民ニーズに沿った形で動かしていくのが公共交通という考え方でございますので、うちのほうでも町長何回もお話しているのですが、スピード感を持ってそこは対応してまいりながら、事業手続にも3カ月程度かかるということもございまして、そこも踏まえながら事業調整を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 6カ月の試行期間ということは、まず理解しました。それで今まだ運行するまで2カ月あるのか、2カ月しかないのかというようになるかと思いますが、この期間を利用して答弁にもありましたヒアリングやアンケートを実施し、やっぱり私前からお話ししているように、実際に利用する方の意見を聞かないとだめなのです、直接。皆さんは、さわやか号を利用している方、その方は停留所まで歩いていける方なのです。デマンド型タクシーを利用する方は、それさえもできない。だから、今自腹気ってタクシーを使っているのです。その把握は当然していないと思うのです。そういう方にヒアリングしなければ、試

行実施をやっても同じ課題が残ると私は踏まえるので、課題を先につかむことが重要であると思うのですが、その辺の考えを再度お聞きします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 答弁にも書いておりますとおり、試行期間までに今赤丸議員がお話ししたとおり、2カ月、3カ月ございます。その期間を利用しまして、当然ながら公共交通、デマンド型タクシーを含めまして地域に入りまして、そこはヒアリング、住民の声に耳を傾けるといった活動を進めたいというふうに思っております。

ちなみに、さわやか号の意見につきましては、直接うちの職員がヒアリング等も行ってきた経緯もございますし、今後もそういった身近な声のほうに耳を傾けながら進めてまいりたいので、ご指導方よろしくお願いたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） では、ちょっと時間もないので、まとめて質問します。

まず1つは、交通弱者という対象の捉え方が、議会と当局側で大いにずれがあったと私自身は思っています。皆さんは、買い物支援をやっている方とか、介護タクシー利用の方まで含めたものも考えたりしていますが、我々当初考えたときは、ここに去年の9月の資料あるのですが、免許のない高齢者世帯や車のない生活者を想定した取り組みだったのです。ですから、戸口から戸口という、ドア・ツー・ドア、それを考えていましたというのがまず1つです。

それから、あと説明会、ヒアリングとありますが、私は町の中心部は、まずよしとして、やっぱり役場から3キロ、4キロ以上離れた地域は、全行政区単位にやってヒアリングをしていただきたい。そのヒアリングの対象者をさっき言った車で来られる人はいいと、将来車なくなるかもしれないですが、私はそこに来られないような、タクシーを使っているような人のことを集めて説明会をやってほしい。それについて考えを伺います。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 今お話ありました介護もしくは買い物支援ということでの考え方と、あと免許のない高齢者の方、運行の手段のない方ということで、それらみんなひっくるめて公共交通、今回のデマンド型交通は考えてございまして、ただ利用形態によっては、そこは公共交通で補うものか、もしくはそれは福祉的なサービスとして考えていくものか。そこは、やはりちょっと調整をする期間をいただきたいと思います。

ある意味、やはり公共交通を超えて福祉的なもうサービスになってしまうと、それこそ今議員がお話ししました戸口から戸口というようなことが、やはり理想的なサービスでございますので、それ以外の部分については、公共交通、今回のデマンド型交通なり、さわやか号の代替となる循環型バスのほうで対応していきたいというふうに考えてございますので、そこはご理解いただきたいと思えます

あとは説明会のほう、こちらについては、中心部以外の全行政区単位というようなお話ございました。できれば、うちのほうでもそういうふうなことで対応してまいりたいと思えますし、ただ行政区単位でやる場合、やはり公民館とか、そういうところでの開催になるかとは思いますが、そうすると公民館まで歩けない、そういった方も中には当然出てくるかと思えますので、そこはやはり地域のリーダーの方、行政区長さんなり、コミュニティ会長さん、そういった方が地域の声というものをより多く聞いていると思えますので、その辺、代表者の方集めて聞くなり、もしくはこちらから個別に足を運んでヒアリングをするなり、その辺ちょっと考えながら今後の説明会に当たって進めてまいりたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 行政区長とか、公民館長とかという、そういう方は、はっきり言って上辺だけつかんでいると思えます、私もそうですから。大体さっき言ったように、公民館に来られないような人が買い物をどうしているかという調べることから必要ではないですか。病院にはどうしているのと。家に送る方がいればいいです。その方だって、病院に行くとき休んで送り迎えするのですか。私の隣の方は、朝7時15分ごろ送っていってもらうのです。本当は8時ごろ行きたいのだけれども、タクシー代片道削減するためにそうやっているのです。早く行って受け付けて、また11時半ごろ帰ってくる時、そのときはタクシー使って帰ってくるのです。それが町外であればなおさらです。そういう形なのです。だから、そういうところをこれは答弁要りませんが、考えてほしいというのと。

それから、ちょっと時間もあれなので、あと2点質問しますが、まず地域というか、町民からの要望には、まずドア・ツー・ドアを強く要望します。なぜならば、高齢者は二、三分立つこと、待つことが大変だと。通常はシルバーカーを持ってそこに座ります。ところが、タクシーを利用するとき、そんなものを持って乗りますか、乗らないでしょう。だから、ベンチも屋根もない場所で今の時期、雪、雨、風の強い日、不便で困ると。だから、ドア・ツ

一・ドアにしてほしいという要望。それから、買い物でも停留所からまた荷物、普通は、その方たちは1週間分、余り食べないでしょうからそんなに重くはないけれども、やっぱり雑貨品も買うときがあると、そうしたときは重いと。そういうときも停留所から歩けというのですかと。それから、他の県の市町村では、ドア・ツー・ドア運行しているところ多いのです。これは個人負担少し高いです。でも、使っている方からは好評ですと、どこの自治体も言います。

あと料金の話もあるので、これは次の質問にしますが、運行時間、確かに今人手不足で運転手の確保が大変だと思います。8時から運行という話ですが、病院に行く方は、もっと早く行きたいと、8時から受け付けが多いからです。それから、小学生、8時過ぎからホームルーム始まります。それに間に合うように、特に冬期間とか雨が降った日は、毎回、毎回送り迎えが大変だという部分もあります。そういった利用者のニーズを考えれば、ちょっと課題がわかっているのに対応しないで試行運転するのですかと本当に言いたくなります。それについて所見を伺います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、先ほどの齊藤正範議員の地域おこし協力隊の当事者の意見を聞いてと、そのことと同じで今回のデマンド型のタクシーについても、これはやはり利用者の声をしっかり受けとめなければならないことなので、もうご指摘のことはそのとおりで、そこで試験運行の中で課題を解決していく努力をしております。それで、もうあとは私どものちょっと説明責任の足りなさもあったのですが、いわゆるデマンド型交通のタクシーの利活用もどういうふうな形で、もう今現代福祉サービスでいわゆる身体障がい者1級、2級とか、例えばそのほかにもいろいろ療育のA、Bとか、精神の1級とかが対象になっているのですが、いずれそういった今赤丸秀雄議員がおっしゃっているとおり、決められた場所にも行けないのを、それを何たって押し通してやらなければならないということは何もないわけですので、だから利用者本位で私どもはデマンド型タクシーを考えていかなければならないので、だからこのことについては、もう一度その利用の時間とか、それから例えばお家まで来てもらう、またこういう方々だったならば、決められた場所とか、そういうことをやはり利用する方々の意見をしっかり受けとめて決めていきたいと。そのための試験運行でもあるわけですので、最初からうちのほうの考え方を押し通して、もうこういうふうにするのだということではないので、そこはひとつご理解していただきたいし、もうその試験運行、ここで入る前にできればもう1月の初めからの予定だったのですが、こ



れがもう2月にずれ込むということなので、できる限り地域に入って、さっき課長は自治会長さんとか公民館長さんからと、これでは話にならないわけですので、利用者の方々に集まっていたいで、利用者の声を聞くという、そういう丁寧な取り組みをしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 最後に、料金の話、先ほど午前中に町長答弁もありましたが、このデマンド型タクシーを否定するわけではないのですが、先ほど経費の話、私けさ答弁書を見たので、ちょっと計算してみました。年経費が1,350万円ほどであって、それにプラスアルファの手数料がかかるような、このお金で230日ぐらい運行すれば、1日20人ないし25人、最大で30人ぐらい利用できます。これは、片道を2,000円の距離と仮定して往復4,000円、1人から500円徴収すれば、町の負担が1,500円とかとすればこれぐらいで済むという形です。これ概算ですが、そんなことを考えれば、3.2人が1便に乗る形の今のデマンド型タクシーと、それから町長が先ほど話したように、もう少し料金を下げるためにボリュームディスカウントで矢巾タクシーと折衝したほうが、今の通常の料金の部分の1,500円を補填するような形で、それ以上かかったら利用者負担よといったほうがすごく便利いいツールとなると思うので、その辺を最後の考えを聞いて私の質問といたします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 今の赤丸議員のお話も参考にさせていただきながら料金については検討させていただくとともに、ただ料金については、あくまでも試行期間でございますので、そこは当初どおり1人、障がいを持った方とか、小学生未満とか、そういった方は除いて500円という形で進めさせていただきたいというふうに思います。

○議長（廣田光男議員） これで赤丸秀雄議員の質問を終わりますけれども、やっぱり当局のほう、町長さんがしゃべっていることと否定するようなことでなくて、検討するというならば検討しますと言ったほうがいいのだ。そういう受け答えをしてもらわないと、議会の権威も何もなくなります。

それでは、これをもちまして1番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を3時5分とします。

午後 2時55分 休憩

午後 3時05分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、3番、廣田清実議員。

1 問目の質問を許します。

（3番 廣田清実議員 登壇）

○3番（廣田清実議員） 議席番号3番、町民の会、廣田清実でございます。本日は、いろいろな部分で歳出の部分の質問が多いのですが、矢巾町はやはり限りなく力がある部分があると思いますので、歳出を含めながら私は質問させていただきたいと思います。

それでは、1問目なのですが、町営住宅において今各施設において問題があると思います。戸建て住宅においては、老朽化により地震等の耐震問題、火災による防災対策に問題があると思います。また、町営三堤住宅の入居の際、風呂場の購入など問題があり、入居を辞退する場合があると聞いている。そこで町の町営住宅に対する今後の方針を下記についてお伺いいたします。

1、戸建て住宅の建てかえの構想はないか問う。

2、三堤住宅の風呂場のユニット化の考えはないのか問う。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 3番、廣田清実議員の町営住宅についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、現在行っている矢巾町町営住宅整備方針検討業務委託において、年数が経過した戸建ての町営住宅の整備方針について、建てかえや用途廃止を視野に入れつつ修繕を行いながら長寿命化を図る住宅の方向づけを行おうとしており、現状課題の整理や町営住宅入居者の意向を把握するためのアンケート調査を実施し、今後の町営住宅全体の整備方針について検討しているところであります。

2点目についてですが、三堤住宅に入居する際には、浴槽と風呂釜の購入が条件であることを説明して、また納得して入居していただいております。現時点では浴室のユニット化は考えておりませんが、浴室も老朽化してきており、今後入居者の意向や状況を注視しながら財政面も含めて検討してまいります。

以上、お答えと点させていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 長谷川議員さんも詳しいことを言っておられたので、私はそこをちょっと省いて質問させていただきます。

町営住宅整備方針検討業務を委託している中で、適正な管理戸数というのを矢巾町ではあると長谷川議員さんの中で回答されておりますけれども、矢巾町の場合は、適正管理戸数は幾らぐらいの数を考えているのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松 亮君） お答えをいたします。

町営住宅の管理戸数につきましては、今現在検討しておりますが、現在の状況から申し上げますと、管理戸数今242戸になってございます。そして、これは入居率はほぼ100%となっておりますので、現在の戸数が今後とも必要になってくるものと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 戸建て住宅、木造です。50年、52年という歳月がたっているわけなのですけれども、今回30年度の予算を含めて戸建ての修繕費はどのくらいかかっているかお知らせをお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松 亮君） お答えをいたします。

平成29年度は、決算で1,180万円ほどの修繕費がかかってございます。そして、28年度が約670万円、それから27年度は450万円ということで、いずれ右肩上がりに上がっているということで、今年度は当初予算、今812万4,000円の予算でございましてけれども、今回12月補正で150万円ほどお願いをしてございますので1,000万円近いお金ということで、やはり修繕のほうには1,000万円ぐらいかかっていくのかなというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 30年度の予算書を見ますと、1,700万円の修繕費を請求しているようになっておりますけれども、それは風張住宅だけで1,700万円というふうに説明を受けておりますけれども、それは間違いでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松 亮君） お答えをいたします。

今の決算の歳出につきましては、住宅の修繕料のみを、本当に例えば簡単に言えばドアノブが壊れたとか、それからあとは換気扇が壊れたとか、そういうものの本当の修繕料の部分のみの金額でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） やはり50年も経過するとかかるのです、このくらい。もしかしたら毎年かかっているのです、私たちも総務で行ったところ、やっぱり戸建て住宅を集約化して、さっき体育施設とかの話でPFIを利用してという話で施設はありましたけれども、実質的に矢巾町の場合は、矢巾町の今ある住宅地というのは、価値的に考えるとすごく価値のある土地だと思うのです。それでPFIを利用して、やっぱり一戸建てというか、集約するべきではないかなと私は思うのです。

そして、私たちが一番危惧したところは、入居している方々にどうやって移動していただくか、移転していただくかというのが大変な課題だなと思って、いろんな部分のところにも行ってきましたけれども、その中で、やはり今ある住宅の費用で新しいところに入られるという部分を検討すれば、皆さん快く移っていただけると。きのう長谷川さんも言いましたけれども、やっぱりその地域に固執する方もいるらしいのですけれども、その場合は、民間の住宅を家賃補償しながら移っていただいて、矢巾住宅だけを考えますと、長谷川さんの説明にありましたけれども1,450坪、開発行為がかかって、もしもそれが売却されるとすれば、一般住宅の売却すれば17万円から20万円ぐらいだと思います。ただ矢巾町の場合は、まだ管理はされていない部分なのですけれども、それでも10万円であれば1億4,500万円、すごい価値のある土地だと思うのですけれども、やはり今考えないと、PFIをやるためには、町の計画があって、それに民間が乗っかって、結局Fという部分は、ファイナンスなのです。当矢巾町には、銀行さんも、それからJAさんもありますし、郵便局さんも積極的にそういう部分は応援してくれると思うのです。

ただ、矢巾町さんがある程度一戸建てを集約するとか、そういうPFIを利用するための計画が出てこない限りには、何も始まらないのです。民間のほうで特に矢巾町さんの所有する土地で住宅に適している土地、そういう部分を考えなければならぬし、矢巾町の場合は、

今戸建てにある部分に関しましては、本当に価値のある土地でありまして、そういう部分で費用も捻出できるのではないかなと思いますけれども、今後その一戸建てを集約するPFIの考えはないのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松 亮君） 今戸建て住宅を集合しないかということでございますけれども、今現在それに向かって、先ほどから言っていますけれども、検討業務を行っているということで、それも含めて確かに今言ったように価値のある土地があるということで、そこも含めて他県の例でいきますと、やはりハウスメーカーのほうに頼んでというか、そこをお願いして建ててもらって、そしてあとは何十年か、30年でそれを払っていくとかという、その初期投資をかけないでやっているようなところもございますので、その辺も検討いたしまして進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 確かに検討されているということで、1年前からもうその話は出ておりましたけれども、実質的に考えますと、まず移転の交渉したり説明をするので5年はかかるのです。それで私が危惧する中で、やはり医大が11階建ての建物のときに、上から見たときに、本当にこれでいいのかなという部分がみんな危惧するところでありましょうし、やっぱりそこに住んでいる方の環境をよくするという立場を考えれば、家賃補償はしなければならないと思いますし、今の状態のことを考えてやるためには5年はかかると思うのですけれども、PFIというのは資金がなくてやるわけなのですけれども、ある程度今ある土地を担保に入れるなりなにする、それなりにもう早くできるのではないかと思いますし、今特命課長さんもできましたので、そういう部分の考え方というのは、進めるためには、ただ単にPFI、私たちが見てきたところは、行政にお金がなくてPFIに頼るという形をとっておりましたけれども、矢巾町の場合は、それとはまた違う環境ではあると思うのです。

なぜなら、やはり市街化区域にあるものですから、であれば土地の利用、転用しなくてもできる場所にあるし、もしかしたら中村地区を見ましても、600世帯が半年で売れる、これはほかの地域ではないのです。3年かけてようやく売れるような状態のところ矢巾は今しか、今が売りどきなのです。これがもしも5年、今考えて動かなければ、価値は2割、3割と下がってくると思います。その中で今検討されているというところなのですけれども、今

ほどの段階にあるかちょっとお知らせをお願いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

実は、PFIのお話もそうですし、今大手のハウスメーカーが、例えば宮城の色麻とか、秋田の大潟、私もこの間大潟の高橋村長とも会う機会があつて、やはり子育て世帯とか、そういうことを考えたときに、公有地を提供して、あとはハウスメーカーが募集というか、入居まで、そしてもう20年なり、30年責任を持ってやると。固定資産税はもちろん納めてくれるということなので、だからそういうことを私も早く視察に行つてこいと。これもなかなか行かないわけです。もうわかんねと、俺行くじゃと言つたら、それからようやくこの間宮城の色麻に行つてきたのですが、いずれもうよそではいろんな手法、導入手法を考えてやっているのです。そういった先進事例もあるわけですので、やはりそういったことをしっかり受けとめて、だから今言うように5年というのはもうかかり過ぎで、私らにすれば早くアクションを起こして、今まず入っている方々の了解をいただいて、そして進めていくと。もう大手は言っていますから、募集からあれしたものは全部責任を持って、家賃で償却していくということを今お話をお聞きしておりますので、ぜひそういう手法を採用していきたいと。これも今後議会ともよく相談しながらやっていきたいと思ひます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 町長の考えはそのとおりで確かに、やはり今需要があるときに、その部分を考えなければならないし、私は建物を一戸建ての部分をやはりこのまま維持補修に大きなお金をかけてやるよりは、やはりそういう部分で。今町営住宅、いろいろな部分のところを見てきましたけれども、みんな1LDK、子育てとか、そういう部分で形が違います。なぜかという、そこはやっぱり人口減少があるから、とにかく入れたいと、町営住宅に入つていただいて、それで今いる人たちも入つていただいて、それが退去した場合は、新しい人たちを入れるという部分のところなのですけれども、矢巾町の場合は、くしくも本当に条件がいいというか、そういう部分で黙つていてもふえている状況では、自然減のほうが多いので、努力はされているとも思ひますけれども、やはり私たちが見に行つたところは、何としても人口を維持したいのだと、そういう部分の思ひがあつてやっている部分なので、やっぱり減つてきてからでは何ともならないです。維持するとかという、減つてきてからそれを盛り返すというのは、かなり10倍も力が要るのですけれども、今の段階でやっぱり3

万人、3万人を超える以上の人口をやるためには、この町営住宅もしかり、戸建ての住宅に、そしてあと子育て世代が入られるような部分でできないのかと。

そして、私も思うのですけれども、今不働地区とか徳田地区、町の土地があるわけなので、すけれども、そこを利用して、逆に言えば1階にコンビニとか、そういう部分の生活の部分をつくってやることによって地元の人たちも、不働なのか、徳田なのか、私はまだちょっとそういう部分の検討は町のほうで考えていただければいいと思うのですけれども、そういう部分になって、住宅も建つ、お店もできるという部分の開発を考えていったらどうなのかと思いますけれども、その考えはないかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず今市街化区域の拡大、まずこれは盛岡、滝沢からもご理解いただいて77ヘクタールと。それから、今まで担当課は、市街化調整区域の地区計画で、だから私は地区計画は、やっぱり徳田、煙山、不働、旧村の役場があったところの、いわゆる旧村の中心地というか、そういうところは、今もう市街化調整区域の地区計画、私はだから市街化区域の拡大とあわせて地区計画とセットでやはり考えていきたいということで、もう本当にこれは私ども都市計画マスタープランの作成に時間がかかったのですが、いずれ今後特にも岩手医大、そして附属病院が来るということになると、それなりの受け皿をつくらなければならないと。

それから、今は偏りが出てきて、例えば徳田、不働小学校は、もう児童数が減って今後どうなるのかということも、だから今教育長にも指示しているのですが、これからの学校のあり方、小中学校の。こういうふうなものももう早くやらなければだめだと。だから、私らのこういったまちづくりとあわせて学校建設もどうしていくか、小中学校。だから、そういったことを一つ一つ整合性を図りながら積み重ねていきたいということで、もう私どもとすれば、市街化区域の拡大は、これは住宅だけではなく、企業誘致のまず目玉にもしたいわけですので、そういう取り組みをしながら人口3万人構想をぜひ達成できるように、だから人口3万人ということは、3万5,000人から4万人ぐらいのあれでやらなければ実現できないのです。3万人を3万人でできるはずがないので、やはりそういった土地利用、住宅政策を進めていきたいなと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 1点目の戸建て住宅に関しましては、これは考えれば考えるほどい

い施策が出てくると思いますし、保育園だけ見れば、煙山保育園が160、今不動保育園、何もないところで小学校の隣ですけれども、そこだって160人近くいるということを考えれば、今までの子育てとかという部分、それから住宅の状況は、車の家に必ず1台、2台はありますので、そのくらい変わってきているのではないかなと思いますので、ぜひ戸建てのほうは進めていただきたいと思います。

次は、三堤住宅のことについてお伺いいたします。三堤住宅も大分古くなっているのは確かではありますけれども、町のほうとしては長寿命化という施設の中で三堤住宅はどのくらいの年数を考えているのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松 亮君） お答えをいたします。

三堤住宅につきましては、今現在アンケートをしているのですけれども、やっぱりアンケートの結果を見ますと、やはりリフォームをして住み続けたいと、そういう意見が大多数でございます。したがって、三堤住宅につきましては、長寿命化を図りまして、いずれ存続していくというのが今私たちの考えでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問は、廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 確かに100年、鉄筋コンクリートですから、100年はもつという部分で、ただユニット化は考えていないということなのですけれども、実はお風呂、あれは個人のものなのですよね、ちょっとお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松 亮君） 入居の際に、お風呂は持ってきてもらうということで、個人のものになってございます。

○議長（廣田光男議員） 再質問。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） あのお風呂って、風呂釜と、それからたくほうと、両方、今生産していないのです、実は。注文生産なのです。入居が決まってから1カ月間ぐらいでないと、もしもなかった場合はお風呂に入られないのです。ということは、入居が決まって、契約して入るまでに1週間で入れたとすれば、あとの2週間は、そのときから発注して、1カ月間はお風呂に入られないという状況なのです。

それで、確かに今入居している方々にそこを工事しろとは私はできないと思うのですけれ



ども、今後退出があつてやる場合は、やっぱりちょっと常識で考えて、風呂釜だけは個人の持ち物ですよというのは、もう時代錯誤ではないかなと思うのです。やはりそこは住宅の中で必要なものとするれば、お風呂は必ず必要なものですから、リフォームをするときにそこも、お風呂も一体として若干の家賃を上げたとしてもするべきではないかなと思いますし、もしもリフォーム業者がそこをやるとするれば、その部材はあるのです、生産していますから。ただ風呂おけと風呂釜は、実質今は生産していないで、そういう古いものをまた買えという部分の財産にしろというのは、ちょっとナンセンスだと思うのです。そこでやはり全部を一気にやれとは、あそこ96世帯ぐらいあります。それは無理だと思うし、今住んでいる人のところをやるというのは、やっぱり無理だと思うのですけれども、その退去した後にやるという考えはないのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松 亮君） お答えをいたします。

確かにユニットバスということなのですけれども、多分100万円近いお金かなというふうには考えてございます。それで確かに一回にやろうと思えば1億円近くということでありませけれども、今議員さんおっしゃったとおり、では退去したときにとということにつきましては、これからの時代でございますので、その辺はちょっと、私もちょっと一回にという考えを持っていましたので、その辺は退去の都度、1年にそうすると、まず今でいうと五、六世帯、10世帯ないと思いますが、その辺はちょっと検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 100万円もするものでなくても、狭いと思ったので、そういう部分はもう少しできると思いますし、やっぱりそうすると、子育て世代とか、そういう部分の入居がふえるのではないかなと思いますし、やっぱり便利性を考えたとき、実は矢巾に住んでほしい、住んでほしいと言いながら時代おくれのものを使っているというのは、やっぱりちょっとナンセンスだと思いますので、ぜひ考えていただきたいと思います。前向きに検討していただくということによろしいのですよね。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松 亮君） 予算の都合もありますけれども、例えば年に退去のときにということで予算確保ができれば、そのようにしてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

○3番（廣田清実議員） いろいろ私たちの中には情報が入ってこないのですけれども、イセファームさんの臭気問題で移転を申し入れているという話を聞いております。現状と今後の課題についてお伺いいたします。

①、現在、事業者は事業税等町に納税している金額はどのくらいかお伺いいたします。

②、町民の雇用状況についてどうなっているのか伺いいたします。

③、今後移転の場合は、現在の土地は買い戻さなければならないというのか、またその場合、どのくらいの金額を想定しているのか問う。

④、移転可能な場合の新施設の可能性はないのか問う。

⑤ですけれども、新設可能な場合、土地利用計画で支障はないのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 異臭問題の解決についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、法人町民税及び固定資産税につきましては、税額は法人に関する情報に当たることから、具体的な金額の答弁は差し控えさせていただきますが、これまでも適正な申告及び納税をいただいているものであります。

2点目についてですが、現在37名の方々が徳田農場に勤めておりますが、そのうち8名が町民の方々となっております。

3点目についてですが、現在徳田農場の移転を踏まえた跡地の購入について、イセファーム東北から申し出はありませんので、本町が当該跡地を購入するものとは考えておりません。また、当該跡地の購入に係る金額ですが、鑑定評価を行っていないため現在は想定ができません。なお、状況は異なりますが、当該土地近傍の住宅用地の評価単価は、平方メートル9,000円となっております。

4点目についてですが、徳田農場の移転が不可能な場合には、イセファーム東北は、徳田農場の現施設を臭気対策が施された新施設に建てかえるとのことでありますが、現在県北への徳田農場の移転を前向きに検討していることでありますので、本町としましても県、受け入れ自治体と連携し、当該移転を支援してまいりたいと思います。

5点目についてですが、現在と同様の養豚業を営むのであれば、徳田農場の現施設を建て

かえても土地利用計画においては支障はございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） やはり税金的にも矢巾町には貢献していただいているという部分、それから8名も雇用していただいているという部分を考えますと、なかなか移転をお願いするのは大変だったのではないかなと思いますけれども、私たちは移転を要求しているという話は議会では聞いております。イセファームのほうとしては、いろんな部分、何も要求していないという話で答弁していただきましたけれども、それから徳田農協さんからイセファームが譲り受けたわけなのですけれども、今現在評価額はできないという話ですけれども、当時の話ですけれども、当時徳田農協さんからイセファームさんにどのくらいの金額で売却されたのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをしたいと思います。

当時、昭和61年ころになります。当時売却価格は4億円ということでお聞きしております。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 当時は4億円ということで、やっぱり交渉ごとですから、イセファームさんが今何も言ってこないということは、何も条件をつけて、普通であれば矢巾町とすれば、こういう条件をもって移転してほしいというのが交渉ごととすれば当然なことだと思います。私たちに言われているのは、移転の申し出をしている、それが遠野だったり、県北だったりという話は聞いておりますけれども、現時点でイセファームさんのほうは何も要求していないでいるというのは、私からすればちょっと不自然に思うのですけれども、直接これを交渉しているのは町長さんだと思うのですけれども、矢巾町としてはこういう条件でという話はしていないのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） このことについては、イセファーム東北とは、私どものほうから条件を提示して交渉はしておらないところでありますし、実は今年20日前後になります。イセ

ファーム東北の社長とお会いして協議をしたいということで今そういう段階に来ておりますので、私らにすれば、このことについては、やはりイセファーム東北の意向をしっかりと聞きして、そしてその条件提示をするときは何があっても議会の皆さんとも協議をしなければならない。もう全員協議会か何かでご説明をしなければ、私の条件提示はできないわけですので、もし先方のほうから条件が示されたときは、それは持ち帰ってそこで結論を出さないと皆さんと協議をさせていただきたいと、こう考えておりますので、いずれ私らにすれば、今回の廣田清実議員の質問、悪臭でなく異臭というところに私は何となく鋭い質問をされたなということで、いずれその辺のところも踏まえながら、まずできるのであれば移転をしてもらえるような方向で全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 異臭も悪臭も同じものだと思いますので、これからは20日前後に条件が提示されるのであれば、これから議会のほうにもあるのではないかなと思いますし、私は町民としてやっぱり近代的な工場をつくっていただいて、やはり残っていただきたいというのは、私個人で。やはり雇用8名もありますし、税金的な部分。どうしても私は民間の人間ですから入るお金を勘定してまいりますので、そういう部分でぜひもしも移転できないという部分であれば、新工場を建てるほうにも矢巾町として協力するというものの考えはないか伺います、最後に。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、これまでのイセファーム東北の悪臭には悩まされてきたわけでごさいます、もう今後、今のいわゆる悪臭問題を解決できる技術も当然あると思いますが、いずれ今のところは移転の方向で前向きにイセファーム東北も検討しておるところなので、そこにまたそういうお話を私らのほうからまたすると、またびっくりされると思うので、まず第一段階は移転をしていただくことで、そしてもし移転ができないときは、今ご指摘のあったことも含めて検討させていただきたいということで、まずこのことについては交渉ごとですのであれですが、私ら町としては移転でまず交渉させていただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。これで2問目はいいですか。

（「はい、いいです」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 2問目の部分は、移転を前提ということなので、ただやはり大きな矢巾町に負の部分を押つけられた部分はまた考えなければならないと思いますので、そこも考えていただきたいと思います。

3点目ですけれども、3万人構想を実現するためには、今後予定される600世帯の造成では不足だと予想されます。また、現時点においても住民登録していない学生が多いと聞きますが、その対応についてお伺いいたします。

さらに、道の駅構想の実現のためには、町所有の土地が必要と思われます。その費用を捻出するため、上記を実現するためにも方針として下記をお伺いいたします。

1、現在町所有地の土地で町営住宅の建設可能な土地はないのか問う。

2、学生の住民登録の増加を図るため、岩手医科大学構内に期間限定で出向機関を設置する考えはないのか問う。

3、旧矢巾中学校跡地の売却を含めた利用の考えについてお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 人口3万人構想についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、町所有の土地で町営住宅の建設可能な土地を市街化区域内、市街化区域近隣及び旧村の中心地でおおむね400平方メートル以上の成形の土地を想定すると、旧矢巾中学校跡地、室岡のゆうゆう広場及びその周辺など7カ所、面積にして4万8,000平方メートルが建設可能と思われます。

2点目についてですが、住民登録は、住民登録することで種々さまざまな行政サービスの提供や選挙人名簿への登録などにつながる大切な情報であり、行政運営の基礎になっていることから、届け出の必要性を理解していただき、登録の増加を図るため、岩手医科大学を初め不動産業者及び公共機関に対して趣旨を説明するとともに、ポスター掲示を依頼し、啓発を行っております。このことから現在のところ岩手医科大学への出先機関を設置する考えはありませんが、今後も関係機関の協力を得ながら、正確な住民登録の届け出を行うよう啓発をしてまいります。

3点目についてですが、遊休町有地の利活用の方法としては、広場などとして使う、売却して財源とする。一部を売却しつつ、それを財源として何らかの施設を建設する、必要な施設をPFIなど民間主権を活用して建設するなど、幾つかの手法が考えられます。また、利

活用についての方針は、第一にその土地の用途として町民の皆さんが何を求めているのか。次に、町の政策実現のための必要性を検討し、さらにその必要性がないと判断された場合には売却を検討するといったように利活用については、売却も含めて段階的に判断していく考え方としております。

なお、旧矢巾中学校跡地につきましては、町有地となった経緯や旧矢巾中学校敷地利用基本方針検討委員会から、平成29年3月にいただいた答申の内容を踏まえ、岩手医科大学附属病院開院後の状況や国道4号南道路延伸ルートの変向を見据えながら今後議員各位との協議を経た上で利活用について決定してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありませんか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 1点目について、矢巾中学校跡地と室岡のゆうゆう広場という話が出てきましたけれども、先ほど言ったとおりやはりそういう部分を利用して、これからやっぱり矢巾町もこんな小さい岩手県で2番目に小さい町ですけれども、バランスが崩れているのは確かなのです。人口の比率、そういう部分でやはりそういうのを考えれば、室岡の土地も有効でありますし、ここの中学校跡地に関しましては、本当に有効な土地だと思っておりますし、これを担保にしながらいろんな施設もできるのではないかなと私は思うのです。その土地にはいろんな部分の利用する価値と、それから物品的な価値があると思うのですけれども、やはりその部分で今人口が減っている部分に関しましても、町の施設とか、そういう部分で皆さんに全て平等とはいきませんが、そういう公共サービスを受けられるような考えになればいいのではないかなと私は思うのです。それで旧跡地、これを見ると、4万8,000平方メートルということなのですけれども、この中で今現在市街化区域はどのくらいあるのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原特命課長。

○特命担当課長（藤原道明君） お答えいたします。

市街化区域につきましては、済みません、ちょっとそういうくくりで計算をしておりますので、今ちょっと暗算で考えますが1万5,000平米ぐらいになるかと思われま。

○議長（廣田光男議員） 市街化区域だけの話、今そのくらいあるということ。それ以外は市街化調整区域。

○特命担当課長（藤原道明君） そうです。

○議長（廣田光男議員） そのようですが、よろしいですか。

他に再質問。

○3番（廣田清実議員） これきっと室岡のゆうゆう広場は、市街化調整区域に当たると思うのですけれども、それでも住宅として利用することはできるという考えでよろしいでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原特命課長。

○特命担当課長（藤原道明君） 申しわけございません。室岡のところですが、市街化調整区域ですので、市街化調整区域につきましては、現在の法律上は、地区計画なりを設定しないことには住宅は建設をできないものというふうに考えておりますが、町営住宅ということであれば、それは町が直接業務としてやることですので、それは許可の対象にはなりません。許可が必要ですが、対象にはなるものというふうに考えられます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますね。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 1点目は、安心しましたし、可能性はあるのではないかなと思っておりますので、ぜひそこも含めて一戸建ての建てかえの部分の一つの可能性として考えていただければなと思っております。

2点目なのですが、大学の出先機関を考えてはどうかという部分なのですが、私一番初めに議員になったときに行ったところが千葉の銚子で千葉総合大学、くしくも騒がれました岡山理大の関係の大学でありますけれども、あそこを誘致するのに100億円出して、100年間無償で大学をつくったと。ああすごいなと、そのくらい大学というのはのどから手が出るくらい行政からすれば欲しいものなのだなと思いましたがけれども、その中でやっぱり銚子は、私も関東ですから、すごい便利がいいと思いましたがけれども、成田から単線になって、いつつくのかなと思うくらい不便なところでした。矢巾町のほうがずっと便利だと思いましたがけれども、そこで100億円も出して100年間無償で貸したと。それでもやっぱり学生が住民登録をしてくれなかったそうなのです。

それを考えたときに、何で来ないのだろうと。今の子どもたちというわけではないのですけれども、なぜか住民登録の機会に市役所に行くとかというのがないみたいなので、それでどうしても欲しくて欲しくてそういうのをやったそうなのですけれども、それでちょっと聞きたいのですけれども、大学側は、きっと個人情報でどこに住んでいるかは知っていると思うのです。でも、矢巾町に対しては個々の誰がどこに住んでいるという情報は流せないと思

うのです。ただ矢巾町にいて、矢巾町に何人住んでいるかという情報は大学から得ているのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） この件につきましては、押さえてございました。それで学生数につきましては、それぞれ医学部、歯学部、薬学部、看護学部がありまして、総体で学生数は2,118名と聞いております。その中で矢巾に在住している割合につきましては、大体61%ぐらいというふうに聞いておりました。これは、住民票、みんな置いているかと言われると、そうではなくて、ただ医大のほうで押さえている矢巾町在住者ということでの61%という割合になってございます。

○議長（廣田光男議員） 再質問は。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 驚きました。61%は1,200人ですよね。単純計算ですけれども、私も概算でしか計算できませんから。1,200人の中で、その中で住民登録している人数って逆を言えば把握できるのではないのでしょうか。1,200人はあっちの情報として矢巾町に住んでいますよという話はあるのでしょうか。住民登録の関係ではどのぐらいの住民登録をしているのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） お答えいたします。

正確な数字というのは、当然私どものほうでは住民登録をしていない限りはわからないのですけれども、まず平成27年の国勢調査の状況と住民基本台帳の状況を比較した場合でございますが、これは完全に恐らくということの範囲にしかならないのですが、当時500人ぐらいの住基人口と国勢調査の人口の差がございまして、その中の学生は恐らく半分以下ではないかというふうな、年代のところの人口の差を見ると、20代前後のところを見ると200人ぐらいのかなというようなことでは押さえておりますが、当時のことなので、またそれから変わっているかと思っております。

住民登録につきましては、答弁にも書いているとおり我々のほうでも危惧しておりまして、以前長谷川議員からもごみのこともありましたし、不動産屋を回ってきどうかというご指導もありましたので、私のほうでも町内については、住民登録のお願いとごみのお願いをあわせまして回っておりますし、近隣の不動産屋につきましても、これは郵送ですけれども、お願いをしております。



ただ、どうしても住民登録、学生の場合は例外というような形もありまして、基本的には住民基本台帳法の中では、生活の本拠地が移ったところが住所だよと、民法でもそうなっております。ただ学生については、卒業後に帰るといような意思表示をした場合は、これは凡例上は解釈がいろいろあるのですけれども、登録しなくてもいいよというようなこともありまして、なかなか強制力はないものと考えております。いずれ周知を図りまして、できるだけ登録をするというような形にもっていきたいというように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 数字的には大変な数字だと思いますけれども、私住民登録も大事だと思うのですけれども、国勢調査で国勢調査員の方が大変苦勞していると。朝行って、いるのもわかっても出てきてくれないと。結局住民登録よりも矢巾町とすれば、国勢調査の人数が交付金等の重要な数字となりますので、私はやっぱり出向き機関をやることによって住民登録する。そうすると、国勢調査にも協力していただけるのではないかなと思いますし、今は住民登録してくれという部分のパンフレットとか、そういう部分があると答弁していただきましたので、やっぱり日本人としては国勢調査にも協力してほしいみたいなのを強くするべきだと思うのですけれども、それはどうなのでしょう。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 国勢調査の関係でございますので、私のほうから答弁させていただきます。

今お話がありましたとおり、一番いいのは住民票を学生さんに矢巾町内に持っていただいた中でこういった国勢調査にもご協力いただけるのが一番なところでございますけれども、やはりそこは統計調査員、各地区にお願いして頑張っているところでございますけれども、そこは何とか医大側とそこはお話を、協力体制をとっていただくような形で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） その協力していただきたいという部分は切にお願いして、でなければやっぱり国勢調査員も大変だと思います。そのこの地区を担当している人は、もう本当に死に物狂いでやらなければならないと思いますし、公共施設の体育施設とか、そういう部分の

住宅もしかりなのですけれども、P F I で今後いろんな部分の開発をしたいという部分が出ておりますけれども、必要に応じては売却もするという部分ですけれども、くしくも今100%補助という部分の事業はありません。逆に言えば、ちょっと午前中のエアコンの話で3分の1補助ってすごい少ないなと私は思ったのです。きっとこれは工事部分は入っていないと思いますし、環境整備とその他の部分で機械だけで3分の1、いやこれは少ないなと私思ったのですけれども、国の方針に載ってしまった部分もありますし、子どもたちの生活を守るということを考えればしようがないのかなと思いますけれども、やはり100%補助がない限り、やはり矢巾町で夢を語る、そういう部分ではあるのですけれども、やはり財源を考える、そういう部分が必要ではないかと思えますし、財源も一つだけではなくて、今回C O<sub>2</sub>の関係は、本当に立派なものだと思います。私は、このことに関してはすごく評価しておりますし、矢巾町は先駆だと思っておりますし、そのエネルギーに関しても実は電気は減っているのだよという話を聞くと、すごいと思います。

ただこれから施設を考えるときには、やはり財源も先に手だてして、というか財源も考えてやらないと、結局絵に描いた餅になってしまうのですけれども、それを考えていて、財源、これからやっぱり矢巾町に本当にどのくらいの価値のものがあるかという部分の試算をする気はないのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） ただいまC O<sub>2</sub>、エネルギーの関係のお話ありがとうございました。たしかに導入したことによってL E D なり、かなり電気の節減につながっているということで、これからはバルクリースということでそれぞれ不動小学校、共同調理場を中心としたところ、あと役場庁舎、さわやかハウス、体育館ということで、そこをまた一つの核としてエネルギーの消費の仕方についてまた今委託しながらエネルギー関係の消費を幾らかでも削減できるように努めてきているわけでございますけれども、そういったものを始める段階においても、やはり町単費ではできないというのは、当然かなりの負担になりますから、一気にこういった形でL E D に変えることはできなかったわけでございます、そこはやはり町長初め周りの議員各位ほか、いろんな方々のご指導をいただきながら国の補助というものを獲得して今日に至るといふうな形になってございますので、今後もそういったできる限り町にとってよりよい方向となる取り組みにつきましては、国、県含めましていろんな財源を確保しつつ、幾らかでも公債費なり、そういった比率が高くなならないような形で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 最後に、交付金の考え方なのですけれども、交付金があるから、それに手を挙げるという部分ではなくて、これが必要だから交付金をもらおうという考え方に変えないと、地方創生の部分も確かにほかの自治体では100%補助のときは、手をいっぱい挙げて2分の1補助のときは、もう手を下げた自治体がいっぱいあるということを考えれば、やはり必要なものができたときに交付金を活用する、その部分をいろんな部分で探すという部分の考えはないのか。

これ間違えると大変なことになりますので、やっぱり国だってお金、どんどん出るわけではないので、矢巾町として必要な部分が出た部分を交付金を探すという部分の考え方に変える考えはというか、考えていただきたいと思うのですけれども、その考えをお願いします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 今お話がありましたとおり町の施策に合ったもの、そういったものは、やはり広くアンテナを高くして国の施策があれば、それはやはりうちのほうでも飛びついて積極的に進めてまいりたいと、今後もそのように考えてございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問は。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で3番、廣田清実議員の質問を終わります。

---

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は、全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日、あさっては休日休会、10日は引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでございました。

午後 4時04分 散会

平成30年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第4号）

平成30年12月10日（月）午前10時00分開議

議事日程（第4号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
18番	廣田光男	議員			

欠席議員（1名）

17番 米倉清志 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	水本良則	君
総務課長	山本良司	君	企画財政課長 兼政策推進室	佐藤健一	君
会計管理課長 兼出納室	稲垣讓治	君	住民課長	浅沼	仁君

福祉・	菊池由紀君	健康長寿課長	田村英典君
子ども課長			
産業振興課長	菅原弘範君	道路都市課長	村松亮君
農業委員会			
事務局長	佐々木忠道君	上下水道課長	山本勝美君
教育長	和田修君	学務課長	村松康志君
社会教育課長	野中伸悦君	特命担当課長	村松徹君
代表監査委員	吉田功君	農業委員会会長	米倉孝一君

**職務のために出席した職員**

議会事務局長	吉田孝君	係長	藤原和久君
主査	佐々木睦子君		

---

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、17番、米倉清志議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。  
これより本日の議事日程に入ります。

---

日程第1 一般質問

○議長（廣田光男議員） 日程第1、引き続き本日も一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

9番、川村農夫議員。

1問目の質問を許します。

（9番 川村農夫議員 登壇）

○9番（川村農夫議員） 議席番号9番、一心会の川村農夫でございます。通告に従い順次質問をさせていただきます。

第1問目であります。開発行為に伴う治水対策について質問いたします。岩手医科大学附属病院開院と将来の住宅需要を見込んだ市街化区域の開発増大を目指すという高橋町長の力強い姿勢を打ち出されまして、土地利用に関しての特命課長の早速の専任配置を行うなど、大きく前進との期待と希望が膨らむところであります。そうした中で治水の観点から、私がこれまで見てきたことをお示ししながら取り組みの要点を当局の皆様とともに、そして議員にも認識をしていただく必要があるとの思いから水本副町長の専門分野でありますことを承知の上で釈迦に説法となりましようが、事例を述べさせていただきます。よろしく申し上げます。治水事業での悲劇的災害をこうむることのないように水路計画上の水利的視点をお示ししながら今後の取り組みについて所感を伺うものであります。

①といたしまして、紫波町古館地区の国道4号線東側に位置する赤沼川左岸の宅地開発の教訓であります。この赤沼川は、25年ほど前に排水対策特別事業等の導入によりまして、

農水省の補助事業で水路の舗装整備が行われました。ご承知のとおり、農水省の事業は、すなわち土地改良事業は、洪水対策流量が2年に1回の確率洪水位までをブロック積みやコンクリートフリームで護岸、水路面の舗装ができるものであります。さらに、10年に1回の確率で発生する洪水は、その溝畔土手、堤防内で流すことを基本としております。それ以上の確率での大雨洪水が発生した場合には、稲や農作物は浸水してもやむを得ないという考え方であります。

古舘では、その農業排水路がコンクリートフリームで舗装された途端に宅地開発業者が宅地開発に着手して、資料写真1のように分譲を行いました。資料の写真1、タブレットでは今配信されたと思いますが、2枚目の写真①であります。これは、正面奥に見えるのがその宅地開発であります。あっという間に住宅地として完売したのですが、その後間もなく洪水に見舞われました。10年確率を超える雨が降ったことありますが、基本的に10年確率を超える雨では、洪水になる可能性のある水路なのであります。手前に見えるフリームがその水路であります。その区域は、住宅地の外周をコンクリート擁壁で囲っておりますが、実は盛り土そのものは非常に少なくて擁壁の中は低い宅地がたくさんあります。写真1のシールの右側、流水方向から見れば左側ですが、ここは農地、水田であります。フリームの上に低い土手が若干見えますが、これは10年確率を流すために必要な土手の高さであります。右岸、左手のほうは、地域の古くからの家ではありますが、皆高台に家屋を構えております。要は、この右側の農地は10年確率を超えた雨の場合は、水をかぶって当たり前の基準で設計された水路であります。こうした水路の脇に宅地開発したものですから、床下、床上浸水が頻繁に起きて当たり前です。新築住宅にとって最悪の状態が頻発しました。

写真②は、10年ほど前に設置された洪水排水のポンプ場であります。それまでは県の土木部、県道整備部や国交省のポンプが緊急に搬入され、強制排水を行うことが頻繁でありました。堤防の上に軽トラックがありますが、岩崎川の本流、五内川の堤防であります。流れ込む赤沼川の水路と河川本流の溝畔堤防といいますか、土手との高さの違いは歴然としております。間野々堰や逆堰の教訓ではありますが、逆堰や間野々堰の吐き出し地点も全く同じ状況です。間野々堰の吐き出し地点の北上川洪水水面は、標高99.6メートル、国土交通省の浸水区域のマップは99.6メートルの農地までを浸水区域として塗り潰しております。ただ救いなのが本町のハザードマップでは、それ以上の地域も浸水区域にしておりません。

③の図説、解説図ナンバー1をごらんください。私の手書きで非常に見にくいことはお許しいただきたいと思いますが、この図の左側、基幹水路河川が北上川あるいは五内川とします。右側の排水路が3つありますけれども、ピンクが逆堰、赤沼川で北上川の水面より格段に低い状態であります。ポンプの力をかりなければ全く排水できません。この図に赤い点斜線で示しているのが水のエネルギー標高です。水は、水面の標高の差ではなくて、水の持つエネルギー標高の差で、その勾配で高いほうから低いほうへ流れるということがあります。では、エネルギー標高はどこにあるのかとなりますが、中央の緑の枠をご覧ください。エクザンプルとしてありますが、例えば $V_1$ 、すなわち基幹水路の流速が毎秒4メートルだとします。流れ込む小排水路の流速が $V_2$ が1.5メートルだとします。そうすると $V_1$ のほう、4メートルの流速のほうでは、すなわち例えば北上川の水面の上2 g分の $V_1$  2乗でエネルギー高があらわされますが、水面の上82センチメートル上にエネルギーの高さがあるということになります。流れ込む排水路は、水面の11センチ上にエネルギーの高さがあるということになります。この小水路の水を吐き出すには、エネルギーの高さを北上川のエネルギー高さよりも高い位置にしなければなりません。この場合、簡単に考えれば、水面で71センチ高い位置で吐き出さないと流れないということになります。黄色の間野々堰は、水面は合わせてもエネルギーの位置が低いので流れ出すことができません。右端のモデルAの水色で書かれた部分ですが、そこが初めて吐き出しができるということになります。このことをイメージとして意識を持っていただきたいと考え、述べさせていただきました。

よく洪水の被害地の現地視察に行きますと、川幅を広くすればいいのにという声が議員からも出る場合がありますけれども、図の右の囲みにあります水色で書いた部分であります。流量は断面積と流速で流れます。川幅を広くすればいいのにというのは、幅を広げれば面積が大きくなって流速が小さくなります。すると、水面がもっと上がってくるようになりますので、もっと浸水する範囲が広がるということになります。

以上述べましたことも踏まえて、宅地開発や造成には十分な技術的検討やチェック、審査をおろそかにしないよう願うものであります。

徳田地区の議会との懇談会でも藤沢地区で排水不良の不安解消を求める声もありましたので、コンサルタントとの慎重な取り組みも期待するものであります。

以上述べました水利的視点でのミスのない、水害被害を及ぼすことのないしっかりとした取り組みを願うものであります。これからの取り組みについて、その考えと取り組み姿



勢についてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 9番、川村農夫議員の開発行為に伴う治水対策についてのご質問にお答えいたします。

一定規模以上の開発行為申請につきましては、町で内容の事前審査を行いますが、基本的には岩手県開発許可審査基準に基づき、岩手県により内容や技術的な審査がなされ、それぞれ基準を満たしているものは、岩手県が許可するものとなっております。開発業者に対して基準以上の技術的な内容を求めることはできませんが、特にも雨水排水については、近年の異常気象により河川の氾濫が懸念され、ご質問にあったように宅地開発後に大雨のたびに浸水したところもあると聞いておりますので、これを教訓に事前協議の際に周辺の状態をよく確認して計画するよう指導し、開発行為に係る治水対策に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） 事務手続上、全くそのとおりの答弁のとおりであります。古館の赤沼地区も同じように許可を得て開発しているわけです。ですから、やっぱりそこで先ほど述べましたような視点を必ずそういう意識を持ってチェックするように考えるものですが、矢巾町の場合、こういった赤沼川のようなことはないでしょうし、それから逆堰の一番下流に宅地開発というのもちよっと考えにくい状況ではありますけれども、いずれ県の許可に頼らず、それを過信することなく、しっかりと主体的に取り組むということをもう一度お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） いずれ今後矢巾町でも市街化区域の拡大または市街化調整区域の地区計画でもいろいろな開発行為があるわけですが、先ほどご指摘ありました宅地開発、造成の際には、今答弁させていただいた内容のほかに、やはり水利的ないろんな取り組み。特にも私は、逆堰、これまではもう逆堰の周辺の田んぼが冠水すると。ところが、これは上流には下田工業団地、そしてそのほかにも住宅地もあるわけです。だから、私どもは、そのところだけに目が奪われて肝心な、いわゆる上流側の逆堰であれば、下田工業団地または藤沢地区、こういうところをもう少し今後考えながら、だから私どもといた

しましては、岩手河川国道事務所にももういわゆる環境施設組合周辺の水没の状況だけではなく、その奥にある上流に実態をしっかり説明して現地を見ていただいて、だから私どももいたしましては、排水ポンプ車、これはもうご存じのとおりやはり人命にかかわるところが最優先されるわけですが、今後岩手河川国道事務所なんかにもそういった実態をつぶさに見ていただく、または報告して、前一度やはり排水ポンプ車来たときの威力というのをすごい目の当たりにしておりますので、いずれ今後そういうことも踏まえながら対応してまいりたいと。

それから、今もう言われておりますことは、本当に私どもとしては、もう想定外と。ただそれを想定外で済ますことはできない、今いろんな大きな災害があるわけですので、そういうことをしっかり教訓として、だからハザードマップの見直しとか、そういうこともしっかり踏まえながら、今ご指摘あったことを今後の治水対策に取り入れていきたいと、こう考えておりますので、特にもこれからの開発行為については慎重に取り組んでまいり覚悟でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

それでは次に、2問目の質問を許します。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） 実は、議員にはこの写真とか何か全部タブレットで配信されて、見にくいところを広げて大きくして見られるのですけれども、皆さんのために写真にしました。本当は動画にすれば、その景色も全部見られたのですけれども、いずれそのタブレットの導入もこういったメリットがありますので、深くご理解をいただきたいと思っております。

それで2問目でございますが、地域計画の視点欠落の質問であります。都市計画マスタープランがさきの議会で議決されましたが、今後留意すべき点を指摘して町長の考えを伺います。矢巾町の境界を、紫波町との境あるいは盛岡市との境、そういった境界を枠とした箱庭づくりのごとき計画に見えて仕方がありません。都南、古館、紫波あるいは雫石とは、一切かかわらないという宣言のようともとれる計画でひがみ根性が大きくなって仕方がないのであります。

私は、30年以上前に、第4次総合計画だったと思いますが、川原博課長の時代、公募委員として参加したことがあります。そのときも全く同じ発言をした記憶があります。矢幅駅中心で地図、図面でいえば重心といいますか、図心から全ては始めようという発想にしか思えないのであります。西部地域の活性化志向はしきりに耳にするのですが、町の周辺

は全く目に入っていないのではないかと思わざるを得ないのであります。写真の3を見ていただきたいと思います。城山公園から古館ニュータウンを写したものであります。タブレットでは、新幹線のあたりを大きく拡大してみると古館駅が見えてくるかと思いますが、古館ニュータウンは認識できましたでしょうか、新幹線の線がわかりますでしょうか。副町長は、自分の家がわかったと思います。古館ニュータウンがおわかりになった皆さん、その右上のほうに、あるいはその上のほうに田んぼが見えるのが全て矢巾町です。この差は何なのでしょう。時間的、平面的距離を古館駅から見たときに矢巾分のほうがずっと古館駅から便利な位置にあることが明らかであります。そして、土橋、北郡山、太田あるいは岩清水の地域は、買い物、商圈は古館、日詰に依存している方も多くあります。これは、買い物ばかりでなく医療機関についても古館ニュータウン内の医療機関に大きく依存している方々も数多くあります。

本町の基幹産業は農業ですと言われて、JR駅という社会的大きな資本を持ちながら活用に目を向けず、受け付けず、古館ニュータウンの川向かいで田んぼに肥料張り、こやし張りをして励むのが矢巾町の人でいいのでしょうかと私はいつも思います。古館駅周辺の整備開発を紫波町の取り組みとともに相乗効果を生み出すという発想が今までは全く感じることができません。矢巾町の境界線の川向かいに2,000戸以上もの住宅地があり、国道の東までニュータウンが広がっております。JRへの依存度は、通勤、通学者にとって高いことをあらわしております。矢巾も例外ではありません。花やはばニュータウンの南端、その半径で古館駅からコンパスをふりますと、そこにできるすき間は二、三百メートルであります。そういった頼れる古館駅があるのに誰もそこを見ない。紫波町との縄張り意識がそうさせるのか、役場周辺の皆さんの考えがそうさせるのかわかりません。そうした周辺部を十分視野に入れて、その上での構想とは全く思えないのであります。そして、矢巾町のマスタープランの地図、図面にも古館駅の表示もされない場合が多々あります。私たち南端の住民にとっては、古館駅が皆さんの矢幅駅と同じくらい大切な存在なのです。飯岡駅についても同じ見方が必要な部分もあるかと思えます。町長は、そういった周辺をきちんと視野に入れて構想を練っておられるのか伺います。

同じように花やはばとの半径でという先ほどお話ししました点は、7年以上前、私町議会議員として初めての質問、ここでも全く同じ質問をしております。第4次総合計画のときからすればもう何年たっているかと。いずれこれからの町政策プランの策定に当たっては、周辺部にもしっかりと目を配った取り組みを望むものですが、答弁をお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 地域計画の視点欠落のご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、都市計画マスタープランは、上位計画となる県が定める岩手県都市計画ビジョンや盛岡広域都市計画区域マスタープラン、そして町が定める矢巾町総合計画や国土利用計画矢巾計画に則して本町の将来の都市の姿、都市計画の目標を示すことが観点となっております。総体的なまちづくりとしての周辺市町とのかかわりは、さきに申し上げた上位計画で示すものと考えており、都市計画マスタープランとしての周辺市町とのかかわりは、広域幹線道路など都市づくりの骨格を形成する道路網であらわしているところであります。

2点目についてですが、1点目で申し上げたとおり都市計画マスタープランは、それぞれの上位計画に則すこととなっております、市街化調整区域でもある当該地について都市計画の政策展開を直接的に位置づけることはできませんが、盛岡広域圏として交通や生活サービスの利用など、盛岡市との境の住民は盛岡市、紫波町との境の住民は紫波町に求めることについて、その住民にとって合理的で利便性があることも事実ですので、両市町とも連携しながら町総合計画後期計画策定の中でも検討し、当該地住民も含め、住民全体の生活利便性の向上に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） 上位計画云々という答弁でありますけれども、実は古館駅周辺の開発が近い将来区画整理も含めて行いたいという報道が前にありました。そういったときに、紫波町役場内だけにその構想を委ねるのではなくて、やはり矢巾町側としてもそこに参画させていただく、意見を申し述べるというふうな、やっぱり取り組み姿勢が必要であろうと思うのです。盛岡広域都市計画の中に紫波町は入っていない。だから紫波町はどんどんニュータウンも宅地開発もどんどん進めていいのだというような答弁にしか聞こえないのです。古館駅の社会資本としての有用性を矢巾町に生かす、人口3万人構想云々の中でも、例えば古館駅周辺に宅地開発なり、そういったものが取り込めるような発想をやっぱりチャレンジしていくべきだと思うのです。古館駅ニュータウンには、大型ショッピングセンターイオンも建ちました。矢巾のショッピングセンターに来るより、多分古館のイオンのほうが便利になるという方々がますますふえることも考えられます。ですから、そ

ういった観点で紫波町とのこれからの連携模索についてきちんとしたやっぱり姿勢を示していただきたいと思います。その点についてお答え願います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

手厳しいご指摘があったわけですし、また答弁がちょっと抽象的な、上位計画との整合性ということなのですが、実は今国道4号盛岡南道路、これはもう盛岡市も紫波町も矢巾町も、やはりまちづくりの一つの根幹をなす大きな取り組みだと思っておるのです。だから、今いわゆる盛岡と紫波町境にご指摘があったのですが、今私どもも国土交通省にもお願いしておるのは、これは矢巾町だけのことではないのですと。

2つありまして、1つは、盛岡広域のまちづくりにとって南道路の果たす役割というのは、非常に大きいのだということをお話をさせていただいております。あともう一つは、県民医療のまさに根幹をなすネットワークの起点になる道路なわけでございます、私どもとしては今後盛岡市とも今合同要望なんかも一緒にさせていただいているし、また紫波町を含めた盛岡広域8市町の首長たちも一緒になって取り組んでおるのですが、まさにただいまご指摘いただいたこれからのまちづくり、やはり周辺部のことについては、今後紫波町とも盛岡市ともさらに今度の南道路を含めて進化をさせなければならない。そして、今ご指摘のあったとおり、一緒になってまちづくりすることによっての優位性、有用性というのが出てくるわけでございますので、ご指摘のことについては、まさにそのとおりでございます。

だからこそ、そして今私ども盛岡駅から新花巻までの新幹線、それから新花巻から北上での新幹線の駅、本当はいわゆる矢巾町と紫波町あたりに1カ所ぐらい新幹線の駅を誘致するぐらいのことを、もうそれがちょうど今お話ある間野々、北郡山、そして古館地域、そういう構想もまず南道路のルートが確定したならば、そういうことも盛岡、紫波、矢巾で話し合いしていくことも一つの考え方ではないのかなということで、いずれ今後やはり夢のあるまちづくりを推進していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） 南道路に対する熱い思いはわかりましたが、答弁の中に古館駅という言葉が一言も入ってこないのです。やっぱりここが問題だと思うのです。私は、それ

を言っているわけです。その点についてももう一度答弁ください。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

今ご質問の中にも古舘駅、それから飯岡駅のお話もあったわけです。特にも岩手飯岡駅は、これはもうご存じのとおり周辺はもう今度南運動公園から、それからいわゆる貨物ターミナルとか、そういったいわゆる物流のところ、紫波町はご指摘のとおり古舘駅はニュータウンがあるわけでございますので、それは当然私も、そして今私もは南道路のこれは矢巾スマートインターチェンジ、そして医大の附属病院、できれば長徳橋にタッチできるようなことができないのかということ、もうあそここのところの周辺は、もう古舘も紫波町もあるわけですし、そして川東の長岡、赤沢、彦部、佐比内にこれは456、396、そして106号にもつながる、今タッチの考え方は、矢巾口と旧徳田農協と、今お話し申し上げた南部屋敷のところの長徳につなぐ、そういう考え方もあるわけですが、いずれも私どもとしては、そういったことを総合的に勘案しながらまちづくり、それも本町だけでなく、岩手医大が来ることによつての土地利用とか住宅政策は、矢巾町だけではできないはずがないのです。これは、周辺の紫波町、そして盛岡市の都南地域と一緒に考えていかなければならないということでございますので、そここのところをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） 南道路の話は十分わかりました。例えば太田地区の皆さんが高校に通うあるいは今兼業農家がほとんどですから、盛岡に勤めに出る、そうした方々はJR古舘駅を使っているということです。古舘駅周辺開発が行われるときには、西側からもきちんとした駐車場なり、乗降口が整備されるようなことも含めて古舘駅をもっと重要な存在として活用していくという姿勢ありましたら、もう一度お答えください。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

実はJRの、いわゆる東北本線の先ほどからお話ししている岩手飯岡、矢幅駅、古舘駅、そして紫波中央駅、日詰駅と、こうあるわけですので、私どもとしてはそういったJRとしての利便性も当然考えていかなければならないわけですし、だから川村農夫議員の古舘駅にあれする熱き思いは私もよくわかりますので、だからそここのところはこれから今後紫

波町と、今いろんな古館駅を中心にいろんな開発に取り組むということもお聞きしておりますので、そのところは紫波町ともよく、そしてあそこのもうすぐそばの北郡山とか間野々、そういったところも含めてしっかり考えていきたいと思っておりますので、全然ないがしろにしておるのではなく、今後も一緒に一体的に先進的に取り組みたいということで、これはもう今後機会があるたびに紫波町とも協議してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） 3問目の質問であります。中心中核の施策に周縁弱者は切り捨てかという題で趣意書はつくらせていただきましたが、この古館駅の話と同じような観点、共通する観点もあります。私たちは、実はデマンドタクシーにつきまして総務委員会として研修視察を踏まえ、今なお熱い思いを抱きながら交通対策特別委員会報告に盛り込んだものであります。思いは委員皆同じく声を大にして訴えているものです。

例えば地方交付税の趣旨あるいは富みの再配分の視点もあわせて町財源の中で交通弱者に的を絞って安価な料金で交通手段の保障をしますと手を差し伸べて笑顔とともに「和といたわりの町」を謳歌する、そうした高橋町政、これを強く進めていただきたいのであります。重点的にさらに積極的に推進すべきと思っておりますが、交通弱者に的を絞ったデマンドタクシー活用についてのお考えをお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 中心中核の施策に周縁弱者は切り捨てかのご質問にお答えいたします。

デマンド型交通につきましては、福祉タクシー事業や他の施策と調整を図りながら本町にとってよりよい形で展開できるよう交通弱者を対象とした施策を利用者負担も含め試験運行期間中に一定の結論を得たいと思っております。

なお、本事業につきましては、着実に公共交通を取り巻く状況を把握しつつ、周縁の利用者の方々を初め住民視点に立った施策に向けていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） このデマンドタクシーにつきましては、一般質問当初から各議員もいろいろ質問を重ねております。でも、弱者対策という視点がいまだにはっきりしないのです。それでなぜここまで開きが大きくなったかといいますと、7月か8月ごろ総務常任委員会で当局の担当課長並びに担当の方を委員会に説明員として来ていただいて、基本的な考え方をまず聞かせてくれと。そうしたところ、プランはできています。ただ町長にまだ示しておりませんので公表できませんという答弁で、結局中身について基本的な部分をはっきりさせることができないまま時間が経過してきました。

その後、委員会には説明できませんが、個人で聞きに来るならお話してお知らせしようという話までであったのです。こういう答弁があっていいものかと、個人で来たらお知らせしますよというのは何たることだと、非常に腹立たしい思いであります。そういう答弁があつてよいと思うのかどうか、その点まず1点。

ここで基本的考え方を示さなかったことから、出発点が全く離れたところになってしまったと。公共交通、一般の人方も乗せますよという考え方のスタート。我々総務委員会では、もうことしの2月末時点で中間報告書をちゃんとまとめております。その中で対象にするのはどういう人たちを対象にしようかということで、高齢による歩行運動機能の低下した者あるいは運転免許返納者、病気等健康上の理由から自力で運転できない者、公共交通機関の乗車場所まで行くことが困難な者、買い物をしても持ち帰ることができない者、それから通常のタクシー料金を支払うことが困難な者、乳幼児等を抱えた妊産婦のお母さん方というところまで交通弱者の定義づけをしてこれを訴えてきているわけなのです。ところが、全然それと離れたところからスタートしてしまつて、しかも9月になってならなければ、町長に報告できないような回答で、もっと早く基本的な考え方を協議、議論していれば、どこかで議会議員側も、それから当局も着陸地点が見えたのではないかなと思うのですけれども、それが全くできなかったことは非常に残念であります。町長答弁と課長答弁の食い違いなのか、その辺も疑問に残るところであります。まずそういった経緯について1つお伺いします。

それから、赤丸議員の質問に対しての答弁で試験運行の中で検討を重ねていく、利用者本位で考えていくという答弁がなされましたけれども、試験運行はドア・ツー・ドアではないわけです。では、ドア・ツー・ドアでなければ乗れない人の意見はどこでどういうふうにして聞くのですか。利用した人は、決められた乗車場所に行って、そこに行って乗れ



る人しか利用者にならないのです。歩行運動機能に障がいの、障がいというか老齢によって運動機能が低下している方、免許返納者、幼児を抱えた妊産婦のお母さんとか、そうした方々の意見はどのようにして聞くのですかと。ですから、我々が総務委員会の中で提案してきたことは、利用者の許可カード制度、パスポート制度という委員会ではそういう言葉で話を重ねてきたのですが、パスポート制度を設けて、すぐ個人が特定できて、そしてタクシー業界もその個人特定がすぐできるというような制度にしてやったらいいのではないかと。それから、もう一つ、町の中心部に向かう方だけではなくて、やはり土橋、古舘、北郡山、太田と、古舘に向かう方々だって多くあるわけです。加藤内科とか、肛門科とか、いろいろあります。歯医者とか。そういう方々は、医者を矢巾に変えなければならないのか。その辺の具体的な策も全然示されないのです。ですから、ここをリセットしてもう一度きちんと誰のために運行するデマンドタクシーなのかという原点に戻って、もう一度慎重な審議を求めますが、お考えはいかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、まず1つは、私に対する報告、このことについては、やはりこれは私の責任もありますので、そういった報告をきちんとさせる、それが私の役目なわけでごさいます、これは担当する職員よりも私のほうが今後そういうすれ違いのないように。

それから、2つ目の答弁の食い違いもそのとおりでごさいます、いずれもう課長たちにすれば慎重な答弁に終始すると。やはりそういうことであってはならないわけでごさいますので、今後そういった報告事項なり、答弁事項については、これは私の責任でしっかり対応してまいりたいと、こう考えておりますので。

それで今お話しあった、やはりデマンド型交通に対する基本的な考え方、これは私はもう担当課長たちにも言っているのですが、いわゆる町民の皆さん方に対するサービスと、そして福祉サービス、まさにもうこれはしっかり切り離して説明しなければ、福祉サービスは今もあるわけですし、例えば介護保険なんかの対象になっている方は、もう介護保険料を使えるわけですし、細かいことを言うと、例えば福祉タクシーなんかも国土交通大臣の許可を受けてできるわけです。だから、介護タクシーとか福祉タクシー、私はそういうまさにお家からお家までのこれはもう福祉サービスの、また町が今福祉タクシー券の助成券も出しているのですが、そのことについては今よりもサービスが落ちることがあってはならないことなのです。

だから、私はなぜこれまでデマンド型交通の説明する中で福祉サービスと町民サービスということを切り離して、だからもう福祉サービスは歩けない人まで一定の場所に集まっていたら、それから乗り合いで一緒に行きましょうといったって、これは無理なのです。その無理なことをやるということ自体が利用者または町民の皆さん方を無視した対応なわけで、だからこれは私も担当課長には、もうそのところをしっかりと説明を果たさないと理解していただけない、または誤解もされているのだということはこの答弁のすり合わせのときに厳しく言わせていただいたのですが、いずれそういったことで、もう利用するのが町民の皆さん方なわけですから、その利用しやすい環境づくりをつくるのが私たちの仕事なのです。

試験運行も今おっしゃるとおり矢幅駅だけではないわけです。まさに古舘駅もあれば、赤林、上赤林とか、岩手飯岡のほうが近いわけです。だから、そういう議論をやはり町民の皆さん方にもしっかりと説明して、今担当の考え方は、しっかりと計画ができてから説明に入りたい。だから、そういうことではなく経過の説明も大事なのだと、デマンド型タクシーというのはどういうことかということを知ってもらうことが大事なのです。だから、今回私は、佐藤課長にもそこをしっかりとやれと、それが町民の皆さん方にわかっていただいて、そして町民の皆さん方、実際利用する方々の声が一番大事なわけです。私らが主導的な役割を果たしていいところと、また町民の皆さんの声を聞いて、しっかりとそれに声を受けとめて反映できる、これが町政のあり方なわけです。

だから今回デマンド型タクシーについては、4人の方々からご質問をいただいている。これは、議会の皆さん方の理解、議員の皆さんも理解していないということは、当然町民の皆さん方にも理解されておらないことだから、これはもう徹底してやれということで試験運行の期間中でもいいから、しっかりと説明責任を果たしていかなければならないということで、このことについては、私はもうちょっと深く入って説明しておったというような考え方をしておったのですが、まさにご指摘のとおり基本的な考え方で大変皆さん方にご迷惑をおかけしたということは、これはもう私の責任でございますので、おわびをさせていただくとともに、今後こういうことのないようにしっかりと対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） 最後になります。昔町営の診療所があったときには、煙山診療所

あるいは前は徳田診療所も不動診療所もあったわけですがけれども、そうしたときには、役場に電話すれば迎えに来ていただいたのです。きょう診療所に行きたいと言えば、昔のセドリックバンで迎えに来ていただいたのです。そういう弱者サービスがちゃんとあった時代があるわけです。だから、そういった弱者対策という視点は、今でも外してはだめだと思うのです。

ただいまの答弁で今後見直しといいますか、考え方をまた精査していくという答弁だろうと解釈しましたので、その点は理解しますが、いずれ議会答弁で課長と町長の考え方が何か一致していないような答弁が多く感じられます。やっぱり何か欠けていると思うのです。そこに対してきちんとやっていかなければ、出された議案そのものが本当に練り上げられたものなのかどうか、これから出てくる議案に対して私最初からもう疑問を持って見ていかなければならない。本当に町長の考えと一致しているのか、そういう視点について非常な不安があります。そういう観点から町長、もう一言お願いします。

○議長（廣田光男議員） 前から議長も話ししているとおり、特別委員会でも議論しているわけですが、かみ合わないことは私も指摘しておりましたので、やはり今町長さんが答えたとおりにやると言っていますから今度はやると思いますがけれども、担当課長からも一言所見があれば、担当課長としての考え方を今、逆らうのならば逆らってもらってもいいですから、何かありましたら、佐藤課長、佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 町長が言ったことが全てでございます。私もその考えでこれから進めたいと思っておりますし、先ほど今川村議員からお話がありました町営診療所があったときには、そういったサービスがあったということも私知っていますし、実際私利用していましたので、そういったやはり住民目線に立ったサービス、こういった交通政策、必要になると思しますので、真摯にその辺は住民の意見を真摯に受けとめて対応したいというふうに考えてございます。

○議長（廣田光男議員） 最後に高橋町長、所見。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

川村農夫議員には、ひとつ私から提案される議案は、基本的にはもう意思疎通してやっておりますので、どうか疑わないようにひとつ。ただ今私このそろそろ4年間役場にまたお世話になって非常に課長たちが慎重に構えると。それから、一つは前向きでないと、勉強していないと。もう昔は私どもやはり大変あれなわけですけれども、先輩の町長たちには、もう苦言を呈したり、そういうことは今誰一人私に対して反発する者がいないので、寂しい

ところもあるのですが、そういったことがあって、なかなかすれ違いがあったと思うのですが、今後そういうことのないように今企画財政課長が答弁したとおり、もうやはりこれからは連携しながら、やっぱり何回も言うように町民本意の町政を推進していかなければならない。だから、例えば不動盛岡線に花っこを植えるべと、それでさえもなかなか前向きな答弁をしない。だから、そういうことのないように今後はしっかり取り組んでまいりたいなど。

だから、きょうご指摘あった3つの大きな質問項目について私らも内部でしっかり精査をして対応してまいります。特にデマンド型交通については、今後後顧に憂いを残すことのないような対策をしてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） よろしゅうございますか。

それでは、これで川村農夫議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を11時15分とします。

午前11時05分 休憩

-----  
午前11時15分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、14番、小川文子議員。

1問目の質問を許します。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。

それでは、1問目の質問をさせていただきます。1問目は、ふるさと納税についてでございます。ふるさと納税は、2008年に創設され、15年には寄附上の上限額の引き上げや手続の簡素化が行われましたことで寄附額が14年度の388億円から16年度は2,854億円に急増しています。この制度は、地方自治体に寄附をした場合に、所得に応じた一定額までは寄附のほぼ全額が税の還付で戻ってくるしくみです。ふるさとへの応援、被災地支援など、それ自体としては積極的な意味を持っていますが、高額所得者に有利なしくみであり、高価な返礼品を用意した自治体に寄附が集中するなど、また寄附額の半分ぐらいが返礼品の費用で消えてしまうといった弊害も目立っております。

そこで総務省は、ことし4月1日に総務省としてふるさと納税にかかわる返礼品の送付等

について、各都道府県知事に対し声明を発表してございます。その中では、返礼率は30%守っていただくように、また地域資源を活用して地域の活性化を図ることがふるさと納税の重要な役割でもあることを踏まえれば、返礼品を送付する場合であっても、地方団体の区域内で生産されたものや提供されるサービスとすることが適切であると良識のある対応をお願いいたしますということをお話をしています。それらに基づいて質問を以下してまいります。

1 番目、11月1日までの見直しの経過についてお伺いをいたします。

2 番目、11月1日時点でビール類が全て削除になりましたけれども、その後ベアレンビールを取り扱うことになった経緯についてお伺いをいたします。

3 番目、町でつくっているクラフトビール、YBの今後の扱いについてお伺いをいたします。

4 番目、小形牧場の前沢牛が載っておりますけれども、これは地場産品としてふさわしくないのではないかとということについて質問をいたします。

5 番目、今後の地場産品の取り組みの方向性についてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 14番、小川文子議員のふるさと納税についてのご質問にお答えいたします。

1 点目についてですが、本年4月1日付総務大臣通知に示された内容に基づいた返礼品の見直しを検討し、作業を進め、総務省と直接見直しの内容について協議を進めた上で10月31日に全てのポータルサイトの返礼品見直しを完了いたしましたところであります。

2 点目についてですが、ベアレンビールには全量ではないものの矢巾町産の原料が使用されており、取り扱いに問題ないと判断し、本年7月17日から返礼品として取り扱っております。なお、ベアレンビールには、さらに矢巾町産原料の使用拡大を働きかけるとともに、相互に協力して地域の活性化に取り組みたいと考えております。

3 点目についてですが、いわゆるプライベートブランドとして矢巾町の地ビール、YBを製作しており、今後ふるさと納税の返礼品として採用するとともに、町内外の飲食店で飲むことができるように取扱店の拡大を図ってまいります。

4 点目についてですが、本町の畜産は、繁殖が中心であり、本町における重要な産業と考えております。子牛は、肥育農家に出荷され、最終的に市場に流通いたしますので、全量ではないにしろ、前沢牛や岩手牛等のブランド牛として本町の畜産農家から出荷された牛が含

まれることから総務省との見直し協議を経て問題ないと判断しております。

5点目についてですが、ふるさと納税の返礼品は、これが地場産品だと胸を張って説明できる取り組みと、その取り組みから生まれた特産品が寄附される方の寄附者に対しての感謝の気持ちとして伝わるものであることが重要でありますので、いかにふるさと納税を通じて矢巾町を知っていただき、応援団となってもらえるかが取り組みの方向性であり、そのための魅力ある返礼品の開発は今後も引き続き積極的に進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それでは、1問目です。総務省では、ことし4月1日に見直しの通知を出しました。そして、9月の段階で本町は返礼品の返礼率が30%の指導内容の中で50%近い状況であり、そして返礼品としても町産でないものが含まれているということで返礼率、返礼品とも問題があるという指摘を受けました。そして、これは新聞報道でも広くされましたので、町民の方々もよく知っています。それで、ほかの市町村が10月の初めにもうそういうものは扱いませんと早々と見直しをしたのに対して、本町は10月の末までそのまま持続をいたしました。この対応が大変遅い、4月1日に出されたのに9月の段階で指摘されるまでそのままにしておき、さらに指摘された段階でも10月いっぱいまで引きずったということについての考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） ただいまのご質問ですが、10月末とした今回の返礼品の見直しの理由でございますけれども、他の市町村の理由につきましては承知しておりませんが、県内で最も多い5つのポータルサイトをふるさと納税の窓口というか、そういう形で寄附の受付を実施しているのが本町の取り組みになるわけでございますけれども、その見直しの対象となる返礼品の数、これがサイトのページでいうと800ページ、160品目になるわけですが、その見直し一つ一つ返礼品を取り扱う町内の業者、事業者との協議を見直すためには、やっぱりちょっとお時間をいただかなければ協議を進めることができないということで今回10月いっぱいまでかかったといったところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　そういう事情であったということはまずわかりますけれども、なぜ800品目もあったのかということがまずあります。1つには、薬王堂を通じて出したものの中に数が多かったと。その中には、いわゆるイタリア製のスリッパ等も含まれていて、本当にこれが矢巾町のふるさと納税でいいのかと首をかしげたくなるようなものまでたくさん含まれていまして、これが800もあったということ自体がまず問題であるということをおは指摘をしたいと思うのですけれども、その点についてどうでしょうか。

○議長（廣田光男議員）　佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君）　薬王堂さんは小売店ということで、その小売店の事業者さんの収入になればということで、そういった地場産品というわけではないのですけれども、そういった小売業者の商業振興も含めてこれまではふるさと納税に活用させていただいたものですが、やはり総務省の指導があったものですから、その辺は見直しを図って、地場産品に限ったものといった形で方向を転換させていただいたものでございます。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　それでは次に、ベアレンビールも中に矢巾町産のものが含まれているということでしたけれども、何がどのように含まれているのかということと、前沢牛に対しても、本町の子牛が前沢牛のもとになっているという理解だと思えるのですけれども、一年間どれくらいの本町の子牛が前沢牛のもとになっているのかについてお知らせ願います。

○議長（廣田光男議員）　佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君）　ベアレンビールにつきましては、小麦等その辺町産の原材料が使われているというふうには伺ってございますし、前沢牛につきましては、どのくらいかちょっとうちのほうでは把握できませんので、内容を精査して後ほど回答させていただきます。

○議長（廣田光男議員）　前沢は後刻と。他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　多少はあるかもしれませんが。後で聞きますけれども、いわゆる小形牧場の高級ブランドの前沢牛が矢巾町のふるさと納税の返礼品となっていることに対して、町民でもそうそう楽々食べられるものではない高級品が町のいわゆる言ってみればシンボリックな返礼品になっていることに町民から違和感が出ております。しかも、高額のふるさと

納税ができる方は、こういう高級品をまずいわゆる返礼品として受け取りたいがためのまずそういう狙いもあるわけで、そういう返礼品に頼るといいますか、そういう考え方についてどうなのかという疑問があります。そのことについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） ただいまのご質問、ごもっともだと思います。確かにふるさと納税をこれまでは集めるためにこういった高級品なども取り扱わせていただいておりますけれども、今後につきましては、議員各位からご指摘のございました話もあるのですが、例えばお墓をこちらに持っていて、例えば違う場所に住んでいる方の例えばお墓を見守る掃除とか、そういったものをできるようなサービスとか、そういった物だけではなくてそういったサービスのほうにも目を向けて今後は考えながらそういった事業者の方が町内にいらっしゃれば、取り組みたいなというふうに考えてございますので、今後の方向性としてご理解のほどをいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 次に、Y B、矢巾のクラフト、いわゆるプライベートビールという名前で称されておりますけれども、このビールは、地ビールの横浜ビールでございます。そこに地方創生のいわゆるローカルブランディングといいますが、そういう補助金の中から半分補助で、国が半分、本町が半分ですけれども、その中からラベルの印刷をこれ60万円使っております。そして、その100万円程度で横浜ビールにY Bとして依頼をしているわけですが、原材料の中に本町のものが入っているとは聞いておりません。これがいまだにふるさと納税の返礼品としてさらに続けるということについての考えがなぜ生じるのか、それについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 当初横浜市ともつながってございますけれども、その辺は矢巾町と水道事業も含めまして、いろいろと連携をさせていただいている中で今回横浜ビールの社長さんのほうにも実際に矢巾町のほうに足を運んでいただいて、こういった矢巾町産のものも使えないかということでこれまで取り組んできたわけですが、そこは今後横浜ビールさんのほうには矢巾町産のものを一部でも使ってもらえるような形で今検討を進めているところでございますし、やはり地方創生の中で取り組んでおりますローカルブランディングという中で矢巾町にとって皆さんのほうにアピールできる



もの、そういったものやってきたというストーリーがこれまでございますので、今後ともY Bが親しまれるような形で取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 今後何かお願いするという、そういう方向性はわかりましたけれども、現時点で入っていないものがことし生産されるわけです。これをふるさと納税として扱うのかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まずこのことについては、県なり総務省とも協議して、まずお墨つきはいただいておりますが、ただいま小川文子議員からご指摘があったことも踏まえてもう一度精査をして、そして問題がないのか。あるのであれば、これはご指摘いただいたことにこれはしっかり対応すればいいことなので、その辺のところは私らもご指摘あったことについては、今後真摯に受けとめて対応させていただきたいということと。

それから、小川文子議員のご質問の私、きょうやはり5番目の今後の地場製品の取り組み、やはり矢巾町はそういった意味では、やはり地場製品、このことがふるさと納税を今後とも進めていく中で非常に大切であり、重要な最優先課題でありますので、地場製品のあれをいかにして皆さんと知恵を出し合って、特にも6次産業化の中で取り組んでいきたいなど。そうすると、もう小川文子議員さんからご指摘されることのないように全てが解決できるわけでございますので、そういうことにも先進的に取り組んでいきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 私もそれが大事かと思えます。ベアレンビールにしても、前沢牛にしても、横浜ビールにしても、ブランド化するまでには大変なご苦労があったと聞いております。それを一部をただまぜただけで矢巾町のふるさと納税にするという、その考え方が実に安易であり、もっと地道な努力を重ねるといふ、そういう姿勢が今後のまちづくりの上で非常に重要であります。この間の取り組みを見ておきますと、とにかくふるさと納税のお金を初めにゲットしたいと。そのためには、どういう方法がいいのか、てっとり早い方法はないかと、そこから始まったように考えられて、目先のいわゆるお金をどうゲットするかと。

それはもういわゆる企業の営業努力の範囲であって、行政がやることではないと考えるのです。やっぱりもっと長い視点の中でそのブランドを育てていく努力をやっぱりしてほしい、それがもとだと思います。

そして矢巾には何もないとかという言葉もありますけれども、たくさん宝があると思うのです。先ほどのお墓のことも私もいいアイデアだと思いますし、矢巾町にはおいしい米もあるし、きりせんしょ、これも大変おいしいものでございます。立派なハトムギもあります。もっともっと矢巾町の地場の魅力を再発見、発掘していくと、そういうふうな努力を、やっぱり地道な努力をしていただきたい。そのことを再度質問いたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、今小川文子議員からご指摘があったとおり、そのとおりでございまして、きょうからその思いを起点としてしっかり取り組んでまいりたいと。そして、何よりも平成20年の4月からスタートして、このことも当初は、今の産業振興課でふるさと納税をやれと、そこからスタートしたのです。しかし、これがなかなか定着しないで、今企画財政課でやっておるのですが、もう所感も含めて今ご指摘なことも含めて総合的に勘案しながらしっかり対応してまいりたいし、それから矢巾には本当にいいものがたくさんあるわけです。だから、もう今銀河のしずくなんかも非常にあれだという評判にもなっているということでございますし、この間認定農業者の方ともお会いする機会があって、だから昔の徳田米もあるわけです。そういったことを昔からあるものをもう一度掘り起こして返礼品に積み重ねていきたいなど、こう思っておりますので、小川文子議員のおっしゃるところと私の考えていることがぴたっと一致しましたので、今後ふるさと納税については、ご指摘のあったことも踏まえてしっかり対応してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、小川文子議員の2問目の質問を許します。

○14番（小川文子議員） それでは、2問目の質問に移ります。2問目は、デマンドタクシーについてお伺いをいたします。

デマンドタクシーについては、私が4人目の質問となります。大変議員としてもしっかりと取り組んでいただきたいという思いから発言をいたします。今後さらなる高齢化が進む中、地域で安心して買い物や通院ができるためにデマンドタクシーの運行が待ち望まれています。

す。特にも停留所まで歩くのが困難になった、年金生活で余裕がない等といった町民の声に応える交通弱者対策が重要と考えることから以下お伺いいたします。

1 番目、全町民が利用対象となっておりますけれども、最も必要とする方が使えるような登録制としたほうがいいのではないか。

2 番目、停留所ではなく、戸口から戸口とするべきではないか。

3 番目、1 回の利用料がおとな500円、子ども300円は高過ぎるのではないか。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） デマンドタクシーについてのご質問にお答えをいたします。

1 点目についてですが、交通弱者への対応を主眼としつつ、本町の公共交通を取り巻く環境を改善するという目的などもございますので、登録制を含め利用しやすいシステム構築を試験運行の状況を見ながら検討してまいります。

2 点目についてですが、本来のタクシー事業との区別が難しくなること、及び本町の持続可能な公共交通網を形成する上で現段階では難しいものと考えておりますが、本事業内容を見直しする際には、戸口までのサービスを必要とする住民に対する対応策を継続して検討してまいります。

3 点目についてですが、デマンド型交通に係る事業の継続性などを重視した料金設定であり、試験運行に係る結果を見ながら今後検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） まず1 点目は、いよいよ試験運行という段階になっておりますけれども、その中身の全容がまだ明らかになっておりません。どこから出発してどういうふうな経路になっていくのか。まだまだ具体的なことが見えてこないであります。なので、これらの試験運行の前に示されたのは、全町民が対象であるということ、停留所に集まっていただく、それはごみ集積所等を考えて、あとは周辺では区長さんたちが中心となってどこがいかにまず考えてもらうということとか、料金は大人が500円、子ども300円、そういうことぐらいしか示されていないで、朝から8時、9時と1時間おきに運行して皆さんを集めていくという予約型のシステムであることはわかっていますけれども、まだまだどこから行ってどこにたどりつくのか、それらを含めた、いわゆる全体像がまだ示されていません。これを

いつ示すのかお知らせください。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 赤丸議員のご質問にもお答えしていますとおり、デマンド型タクシーの試行運行が2月以降になる予定でございますけれども、その前までには住民の皆様、議員の皆様含めましてそれぞれ住民の中に入って、地域の中に入って説明をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それは一体いつごろなのでございましょうか。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 1月中には実施したいというふうに考えてございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 先ほどの川村農夫議員さんの非常に感動的な質問もございまして、大体町長には伝わったものと考えております。課長さんにも伝わったものと考えております。それで私は、具体的に停留所、それから料金について試験運行の中で見直すというのでは意味がない、いわゆる試験運行の前に見直して、ここを見直してから試験運行に入らないと意味がないだろうと考えます。これについての見直しの時期をお知らせください。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） ただいま東北運輸局のほうに出している事業計画の中では、かねてより説明してございます料金なりで今事業認可を得ようとしているところでございますので、試験運行前にそういった改定、見直すことはちょっと今残念ながらできない状況でございます。

それによりましてかねてから議員の方々からご質問があったとおりでございますけれども、その答弁の中で半年ぐらいは様子を、皆さんからの意見集約期間として見て、それから最短でも3カ月くらいまた見直しの手続をかかりますということでお話をさせていただいておりますけれども、大体1年、2年くらいの試行期間を経て、完全な移行というふうな形に進めてまいりたいと思っておりますけれども、皆さんのそれこそ来年9月には岩手医科大学附属病院が開院することもございますし、いろいろ生活環境の変化がこれから変わってきますので、

変化がありますので、それに対応した中でデマンド型交通のほうも運行状況を見直していきたいというふうに考えてございますので、1回ばかりではなくて、やはりそこは状況に応じた中で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） その事情はわかりました。赤丸議員の質問でもあったように半年かける必要はない、今からもう問題があるということが指摘されている内容でございますので、スピード感を持って見直しをしていただきたいと思いますと考えます。その点についての考え方を伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） この議論はずっとやってきているのですけれども、やる、やらないのやりとりだよ。さっきは、もう町長さん検討すると言うのだから、すみやかにやると約束したよね、だから佐藤課長もさっきやりますと言ったのだから、だからその観点よりも、むしろ弱者救済というのならば福祉行政の一環でもあるのだから、本来は福祉行政とのやりとりもあっていいのではないの、何かそういう所見はないのですか、福祉行政の中では。ありますか。佐藤課長とだけやりとりしていてもさっぱりなかなか前に。

菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 福祉の立場からお答えいたします。

福祉の立場としても障がい者の方には、タクシー券の給付を行っていたり、あるいはそれでもかなわない方、もっと移動に制限がある方には個別の対応をしている状況がありますので、町が進める生活の中のデマンド型の交通とあわせて福祉の立場からも応援していく体制は、いろいろ協議をしていきたいということをお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 私は、先ほどの川村議員への町長の答えの中にデマンドタクシーは、確かに交通弱者対策ではあるけれども、本当に福祉が必要とする人は福祉タクシーでやっていくという考え方を示されましたけれども、この福祉タクシーというのは、障がい者が対応でございます。年をとったから、歩くのが辛くなったからといって対応になるものではありません。妊産婦、小さい赤ちゃんを抱えた妊産婦も福祉タクシーの対象ではありません。がんを患って冬歩くのが大変だという人も福祉タクシーの対象ではないのです。そして、これから免許を返納していく人ももちろん福祉タクシーの対象ではないのです。ですから、この

デマンドタクシーと福祉タクシーをごっちゃに考えてもらったら困るのです。福祉は福祉として、歴然とこれは障がい者に対する一定の機能を果たしているものでございます。しかし、これから高齢化社会を迎える中で町民が高齢化していったら、この福祉タクシーでは間に合わない、そこでデマンドタクシーが出ているのでございます。なので、福祉タクシーで対応できるものはそこでという、そういう使い分けをすると問題が複雑になってしまうのです。とにかく交通弱者に対応する。そして、全町民を対象にしているために、この範囲が広くなり過ぎていくのです。だから、本当に必要な人を選ばなければいけないのです。予算が潤沢にあるのであれば、全町民が対象でもいいのですけれども、予算がない中で全町民を対象にすることによって肝心の弱者が置き去りにされてしまうのです。そのことの考えを町長にお聞きします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

今小川文子議員から、もう本当に大局的な見地からのご質問で、まさにそのとおりだと思います。そこで今私どもが福祉タクシーの助成金、一つのルールを要綱でつくっておるのですが、例えば身障の方であれば、1級、2級、また療育の方であればA、Bとか、それから精神障がいであれば、1級とかの方々、もうそういうことで、やはりこれからのいわゆる福祉サービスの考え方、今妊産婦さんのお話もあったのですが、そういうことは、やはり内部でしっかり検討して、要綱の中に組み入れることも含めて検討していきたいと。

だから、今まさに大局的な見地からのご質問、そのとおりで、今福祉タクシーの助成金をおあげして、利用率が6割なのです。これ100いっているかと私も目を疑ったのですが、29年度で63.4%です、60%台なのです。だから、私どもはこういうことの周知の徹底も図っていかなければならない。だから、今ご指摘のあったことについては、もう少し内部で大局的な見地からいろいろ。

そして、重なるところも出てくると思うのです。福祉サービスと、また今のデマンド型交通の、そういう重なるところをどのように、それは利用者にとって利用しやすいような方向にシフトしていければいいわけですので、だから先ほど担当課長も答弁しておるように、まず1月に説明会をやって、もしあれなのであれば、模擬的ないろんな取り組みをして、課題の洗い出しをしたいなと思っておりますので、今ご指摘あったことのどういう方々を対象者で福祉サービスでやっていくか。それから、こういう方々については、デマンド型で料金体系で分けていくと。

だから、今回うちのほうで400円に介護とか何かの必要な方をというような表現をしたから、ごっちゃになってしまったのです。だから、こここのところ要介護と要支援とか、もう少し緻密な検討をさせていただきたいと、こう思いますので、そここのところは今ご指摘あったことも踏まえながら、そして何回も言うのですが、もう議員各位にも答弁させていただいているとおり、利用者本位のデマンド型交通でなければならないわけです。それを中途半端に終わらせるようなものであれば、最初からやらないほうがいいわけです。だからやるからにはそういう覚悟を持ってやりたいと、こう思っておりますので、そここのところだけのご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） まだ町長との食い違いがあるかと思うのです。福祉タクシーというのは限界があります。月2枚です。これで全部の用事が済むと思いますか。買い物、それらについていつでもどこでも使えるようにするのがこのデマンドタクシーなのです。福祉タクシーを利用できる人の範囲を広げても、その利用には限界があるのです。その認識が町長と私が一致しないところです。どうですか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、私は一致するように進めていきますので、そこで今おっしゃるとおり、いや福祉サービスを使っている方でもデマンド型交通を使う、いわゆるタクシーを使いたいという方もあると思うし、だから最初からもう区分けして、あなたは福祉サービス、あなたはデマンドタクシーではなく、総合的にどっちも、いわゆるだから何回も言うように、利用者本位にどのような形にやったならば、デマンドタクシーも使ってもらえる、福祉サービスのほうも使ってもらえると。これを線引きやったならば、かえって混乱を来すと思うのです。だから、そここのところはしっかり私どもこれから運営していく中でいろんな課題が出てくると思うのです。ご指摘があったことも含めて。

だから、そここのところを私は計画だけであれするのではなく、もう実際現場に出て利用する人たちの、例えば身体障がい者の方々の集まりもあるわけです。介護をする人、される人もある。そういうところに出向いて、やはり説明をしていかなければならないと。どこそこに集まってくださいということも大事、または介護福祉施設とか障がい者福祉施設とか、そういうところにも足を運んで説明していかなければならない。そうすると、本当に悲痛な声もあると思うのです。それだけでは私らのことを思ってくれているのかと。だから、今この

議場でのやりとりの中以外にこれは現場に出向いて、それぞれ健康長寿課、それから福祉・子ども課または住民課も含めて、企画財政だけの担当ではなくオール矢巾で取り組んでいきたいと、こう思っておりますので、そこは企画財政課長を中心に取りまとめしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） たしかに企画財政課でも担当者1人がデマンド交通と、いわゆる循環バス等を考えているように見受けられます。とてもこの一大事業を企画の中で少人数でできるとは思えないのです。もっと全庁的に、一大事業ですから取り組んでいただかないと、いいアイデアは出ないと思います。

そこでデマンドに結論を出してからさわやか号のいわゆる見直しを含めた循環バスについても医大の開院前までには考えを出していきたい。来年はさわやか号のままで行きたいという答弁でしたけれども、例えば試験運行の中で、皆さんが今までさわやか号に乗っていた方がデマンドに乗りかえて、バスの利用客がゼロとか1とかになったときに、それでも1年間続けるのでしょうか。最後、これを質問いたします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） そこは交通事業者であります岩手県交通と協議しながら状況を見て判断して対応してまいりたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 後刻の話は。佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 先ほど議員からお話がありました前沢牛の件でございますけれども、町内から、これは平成29年度の実績になります。町内の畜産農家から出荷された子牛の頭数につきましては249頭、そのうち前沢牛の取り扱いしている小形に出荷された頭数は5頭となっております。249頭中5頭。

なお、小形が返礼品の取り扱い事業者となった経緯でございますけれども、藤沢、医大の今病院盛んとつくっておりますけれども、その向かいに牛進という小形の前沢牛を取り扱っている業者があるわけでございますけれども、今休止してございまして、来年度は再開すると聞いてございます。町内事業者としてそういった店舗を構えているということからも含めまして問題はないかというふうを考えてございます。



○議長（廣田光男議員） それでは、小川文子議員の質問の途中でございますけれども、給食のための休憩をとりたいと思います。

再開を12時45分とします。

午前 11時58分 休憩

午後 0時45分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

3問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それでは、3問目に移らせていただきます。

町営住宅について質問をいたします。町営住宅の改修について、今年度は風張住宅のサッシ、網戸が設置をされましたけれども、改修済みは18戸のうちわずか7戸でありました。残りの11戸の戸建ても早急に改修するべきではないでしょうか。

また、9月議会で全ての町営住宅の窓に網戸の設置を求めましたけれども、その後の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 町営住宅についてのご質問にお答えいたします。

町営風張住宅の改修については、今年度は18戸中7戸の改修工事を行っており、規模が大きい工事となるため2カ年に分けて実施し、残り11戸は平成31年度改修予定としております。また、町営住宅全ての窓への網戸設置については、来年度は三堤住宅の北側の窓に設置を予定しており、今後も他の町営住宅の改修工事に合わせ計画的に設置してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） まず初めに、ことしは風張住宅が対象だということで説明があったところですが、その風張住宅の皆さんには、今年度は7戸で来年は11戸でどなたが対象になりますという説明はされたのかどうか、これを1点目にお聞きいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松 亮君） お答えをいたします。

風張住宅に住んでいる方については説明をさせていただきます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 大規模な修繕ということでございますけれども、残り11戸をやった場合の予算的な金額はどのくらいになるのか示してください。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松 亮君） 1戸当たり約100万円と予想してございますので、今回残り11戸ですと1,100万円。それから、委託料もちょっとかかりますので200万円ぐらいの委託料を考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 1,100万円プラス200万円で1,300万円、大きいと思えば大きいけれども、そんなに大きいわけではないです。といいますのは、風張住宅は、町営住宅の中で最も老朽化が進んでおりまして、私も3年ほど前にも質問いたしましたけれども、あそこは南側の大きな窓がまだ木の枠でペンキが剥がれているために雨が降ると水が、雨がしみて、水がしみて冬場は凍結して窓があきません。そういう状況に置かれているということでございます。ですので、町営住宅の中では最も緊急性をもって改修しなければならない場所であるということでございます。

そういう状況にありながら来年まで引き伸ばすというのが、これは私は大変問題があつて、スピード感が足りない、このように思うのですけれども、なぜ全額の予算が確保できなかったのか、これについて質問します。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松 亮君） お答えをいたします。

これについては、国の交付金も入ってございまして、実はちょっと満額の補助金がもらえなかったということで、もともと2カ年でしたけれども、その分でちょっとことしは、本当は半分までいけばよかったですけれども、その関係でちょっと今回7戸ということになってしまったのですけれども、来年につきましては全部できるように交付金のほうの要望をしまいたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） これは100%国の補助金でしょうか。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松 亮君） 2分の1になってございます。

○議長（廣田光男議員） 小川文子議員。

○14番（小川文子議員） そういたしますと、例えば1,100万円の場合には、国から500万円なり出して、町も500万円なり出すということでございますので、今回やった500万円というのがそんなに大きい額ではないということです。ですから、交付金がとれなかったということが確かに現実的にはこういうふうになったのでしようけれども、緊急性からいけば、交付金を待っている場合ではないと私は、そういうふうに考えます。

これは町長にお聞きしますけれども、町長さんはこの間の町政報告会の中で国道4号のバイパスを通すに当たり、これは医大の開院に合わせて医大のところも通っていただくこともあって国土交通省には命の道だということを強く強調して認定をしていただいたという経緯があるということが紹介をされました。私は、この町営住宅は、命にかかわる問題でございます。というのは、南側の大きい窓が凍っていれば、救急車等の救急搬送のときに、普通であれば、そこをぱっとあけて出せるものをわざわざ玄関の狭いあそこから出さなければいけないのです。

もう一つは、昨今の灯油高で灯油がなかなか十分にたけない方がもしいらっしゃれば、凍死するまでにいかないにしても、風邪もひきますし、体の弱い人は体調を壊すと思うのです。ほとんど、いわゆる耐寒性もなければ、風で、サッシではないのですき間風も入ります。そんなふうな状況において、町長が国に向かって命の道だと力説したのであれば、この町内において命が脅かされようとしているこの町営住宅を放っておいていいのかと。たった1,000万円ぐらいのところだと私は思います。これについて答弁をお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

いずれ矢巾町は、もうまさにこれからは防災と医療の町ということで、命にかかわることはそのとおりでございます。そこで実は公営住宅の修繕、大規模修繕も含めて、やはり今国なり県に要望しなければならないなと思っておるのは、これは矢巾町だけの問題ではない

のです。もう公営住宅も老朽化しておるので、だから今後このことについては、今小川文子議員からも質問があったわけですが、いずれこの対策としては町村会なんかを通してしっかり国なり県に要望して、そして何よりも今本当に建てかえが非常に厳しい中で、特にも三堤住宅とか何かは、もう本当に老朽化しておりますし、そのための対応、今回の12月会議でも議員の皆さん方からも矢巾住宅の建てかえのこととかも出ておりますので、今後継続して利用する、利活用するところの町営住宅については、そういった修繕費に、やはり国、県からも応援していただくような仕組みをつくっていききたいなど。まさに命にかかわることですので、そここのところはしっかり取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 確かに町営住宅の問題は全国的にもいろいろ課題があります。ただ私が思うのは、国の補助金頼みにしないということでございます。国の補助金がなければつくれないというものではないと思うのです。100%町で出したら国は文句を言いますか。そのことについて質問いたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えしますが、きょう先ほどはふるさと納税のご質問もいただいた、私らにすれば、このふるさと納税は虎の子なのです。本当にこういった私どもとしてできる限りふるさと納税を通してご寄附をいただく、または矢巾町のことを知っていただくと。その中からも財源の捻出をあれしてそういったことにも取り組むと。だから、きょう午前中小川文子議員のふるさと納税のあり方のご質問もいただいたのですが、あるところはお指摘のとおりで、あるところは私も悲しい思いをしたのは、何とでもできるのであれば、ふるさと納税なんかでそのお金を使わせていただいて、そういった弱者の対策、それも町営住宅に入っている方々も含めて、だからそういう思いもありますので、国だけの補助金頼みではなく、私らでできることにもしっかり取り組んで対応していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） ふるさと納税の皆さんが頑張っているのに水を差すような議論はできないなと思って、一時ちょっと静観もしていたのですけれども、ふるさと納税

も関係しますけれども、財政がないからとにかくいかにお金を得て財政運営をよくやっていくかという、そういう発想でございますけれども、本町はそれほど、小さな小さな村でさえ財政運営をやっているわけで、本町は3万人近い人口を有し、これだけコンパクトなシティでありまして、しかも県都盛岡のすぐ近くで便利もいと、こういう中で財政が苦しくて町営住宅も改修できないというのが、いかに財政運営を間違ってきたかという証明ではないかと思うのです。

こんなところでしゃべっては何ですけれども、余りにも大型開発にお金を使い過ぎてきた。私は、議員になった一番の発端はそこでした。駅前開発を初めとして周辺開発、あそこで200億円です。駅の施設で15億円、これだけのお金を使ってきた。そして今は中央1号線、スマートインター、それぞれ必要があってまず建てたとは思いますがけれども、余りにも身の丈を超えた財政運営をやってきた。そのつけが今高橋町長に回っているということで、それからいけば、自分がやったことではないというふうに思うところはあるかと思えますけれども、その流れが依然として続いているということを私はしっかりと見てとらなければならないと思うのです。

なので、しっかりと大きいところを削るには1,000万円ぐらいはどうにかはなるのに、しかしその1,000万円を捻出できないというこの現状。スマートインターでもありました。関連道路、やっぱり5,000万円ほど9月議会で補正を組んで改修しなければならないという、積み増しがありました。その5,000万円は、この町営住宅の改修から比べたら随分と大きい額ではないでしょうか。そういう町の今のやり方でいけば、大きいところはどんどん進むかもしれないけれども、肝心の町営住宅等町民に直結したところは、全国の皆さんの寄附頼みということになります。それでは、本来の財政運営と言えないのではないのでしょうか。そのところについても意見をいただきます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、今ふるさと納税のお金で住宅を改修するといのではなく、これはやはり限られた財源の中で財政運営をしていかなければならない。だから、小川文子議員の住宅の改修に1,000万円出せないのかと。それは、もう私どもやらないということではない、先ほどの答弁でも計画的に進めていくということでお答えをさせていただいているので、これやらないというのであれば、ご指摘のとおりでこれは私の責任でもあるわけですが、いずれ限られた財源の中でやるということですので、そこだけは誤解のないように。

それから、私は例示として、例えばの話でふるさと納税とか、そういうところでもやはり財源を確保していくという私らの思いもあるわけです。だから、今大型開発のお話も出たのですが、矢巾町は、やはりこれから投資しなければならないところにはしっかり投資をしていかなければならないし、そのところはもう私は常にこれから均衡のとれた財政運営をしていくためには、そのところをご理解していただきたいし、やらないということではなくやりますので、だからそのところをもう一度私どもも原点に立ち返っていろいろ検討はさせていただきますが、いずれそういったことに一つ一つ丁寧に、そしてできる限り町民の皆さん方に沿った考え方で進めていきたいと思っておりますので、大型開発ということは、矢巾町の場合はやらなければならない事業だったということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

同じような質問の繰り返しですか。

○14番（小川文子議員） いいえ、次の網戸に参ります。苦しい胸のうちもまずお聞きしましたけれども、ぜひ来年には実行していただきたいということと、やり方として一部ずつやっていくという、こういうふうなやり方ではなく、やはりやるなら全部やると。同じ団地の中でやった人とやらない人が生じるようなやり方は問題であると考えます。これは、次に回します。

そして網戸に移りますけれども、確かに風は2方向でなければ通らない、南だけ網戸があっても北をあけなければ通らないということで北側の窓に網戸設置を進めていただくということでこれも計画性をもってまず進めていただきたいと思っております。

強いて言うならば、私は網戸のことも非常に大事なことでありますけれども、緊急性からいけば、風張住宅が第一だろうなというふうに思います。なので、いずれ緊急性を配慮したやり方をとっていただきたい、そういうふうに考えます。それについての答弁をお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松 亮君） お答えをいたします。

来年度は風張もやります。それから、今答弁したように三堤住宅につきましても4号棟、4つあるわけですがけれども、その全て北側のほうにつけることで31年度予算のほうをお願いしてございますので、いずれ風張だけやったから三堤ができないとかということではなく、両方やることにしてございますので、両方進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、4問目の質問を許します。

○14番（小川文子議員） それでは、4問目について、子どもの医療費助成について質問いたします。

子どもの医療費助成の拡充について検討されていることから以下伺いをいたします。

1 番目、現物給付に向けた検討の状況について伺いをいたします。

2 番目、高校卒業までの医療費助成拡充の検討が示されましたけれども、高校生だけではなく18歳までの対象拡大ができないかについて伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 子ども医療費助成についてのご質問にお答えいたします。

1 点目についてですが、平成28年度から未就学児の医療費は現物給付を実施しており、現物給付化は本町だけの問題ではなく、全県的な対応をしなければ実現できないものでありますので、県への給付対象の拡大について要望してまいりましたが、平成31年度から給付対象を小学生までに拡大することが岩手県議会、平成30年9月定例会で表明され、本町においても準備を進めているところであります。引き続き現物給付の対象拡大について県へ働きかけてまいります。

2 点目についてですが、本年4月時点において、県内16市町村が子育て環境の充実の観点から18歳までを対象とする医療費助成を実施しており、対象期間の期限を18歳に到達した以後の最初の3月31日までとしております。より多くの住民ニーズに応えるため、本町においても対象は同様に設定することとし、高校生の世代を対象とした医療費助成の実現に向けて前向きに検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 県内16の市町村が18歳までの医療費拡充をしているということで約半分もう実施されているということで、いよいよ本町もその検討に入るということで大変これはいいことだと思います。県としても来年から小学校6年生までの現物給付で一部支払いのみで実現できるに至ったことは、大変まず喜ばしいことと考えております。

子どもの医療費については、ここまでこの4年間に進んできたという高橋町政の手腕につ

いては、私は大変敬意を表するものでございます。今回は、医療費は全体の中で質問をいたしておりますので、もしできれば現在のインフルエンザの子どもたちの罹患状況と、それから現在子どもたちには一部補助が出されているわけですが、その状況についてちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

件数については、ちょっとお時間ください。

状況については、12歳未満の子どもさんに対しては2,200円の補助ということでインフルエンザの費用、2回までの補助ということで対応しております。件数については、ちょっとお時間、今お答えします。12歳までということで対応させていただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） 本町では12歳までと、それから65歳以上の方に対して2,200円の補助をしておるわけでございますけれども、中学校まで拡充をして、受検とかもございまして、インフルエンザにならないでまず受検が受けられるように、またどうしても学級閉鎖という事態も毎年生じておりますので、できればこれをもう少し拡充ができないかについて質問したいと思います。

○議長（廣田光男議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） 状況を検討させていただきながら対応させていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 保留はなかったか、それでは後刻ということで。

それでは、これで14番、小川文字議員の質問を終わります。

次に、13番、川村よし子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子でございます。



学校給食無料化の情勢についてお伺いします。学校給食費について無料化や一部助成を実施する自治体が広がってきています。文部科学省は、7月に学校給食の全国調査を行い、結果を発表しましたが、2017年度学校給食の無料化を小中学校で実施している自治体が全国で76自治体、小学校のみが4自治体、中学校のみが2自治体となっております。2012年度から実施している栃木県大田原市は、教育委員会発行の学校給食無料化の概要の中で、趣旨として1、食育推進の必要性和重要性。2、人材の育成。3、地域社会の役割。4、地産地消の取り組みの4点を掲げております。給食費の無料化は、少子化対策や子どもの貧困対策、教育の無償化対策にもつながることから以下2点お伺いします。

1点目、学校給食の集金体制について、現在は学校単位で子ども会の父母を中心に集金する状況であります。収納率100%と報告されておりますが、今後金融機関等の個人の振り込みができないのかどうかお伺いします。

2点目、給食費無料化の経費は、小学校約7,000万円、中学校約4,000万円と答弁がございましたが、さまざまな受けとめ方がありますが、教育の無償化の憲法理念や教育の充実や子育て支援などから我が町でも無償化について考慮することが必要ではないかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 13番、川村よし子議員の学校給食費無料化の情勢についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本町の給食費の集金方法は、小中学校ともに42地区の給食費集金担当者に依頼し、納付書による納付を行っており、その結果、収納状況は、毎年100%となっております。高い収納率を維持することが可能となる地区集金の方法から金融機関等の個人の振り込みへの変更は、集金方法を変更した場合の影響や導入経費、振り込みに係る手数料等の影響を検証し、小中学校保護者からの意見も踏まえながら検討してまいります。

2点目についてですが、学校給食は、教育の一環として位置づけられている食育の推進において重要なことから、今後とも無償化による効果と財源確保を初めとする課題について調査、研究をするとともに、国の学校給食無償化に向けた助成制度の確立について引き続き要望を行ってまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 何点か質問がありますので、順次質問させていただきます。答弁では、小中学校とも42地区の給食集金担当者に対し納付しているということで100%の収納率ということですが、私も二十数年前になります、その集金担当者になった覚えがありません。その集金のときに、やはり給料日前だったりすると何度か近所を訪問することがあって、ああ大変な方もいるのだなということも実感することがありましたけれども、現在もう二十数年たったのですけれども、子どもの貧困率というのも発表され、16%ということも発表されております。そういう、またひとり親の方もたくさん多くなってまいりました。こういう中でPTAからこういう願いとか、質問とか、どのようなことがあるのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

川村議員が26年前ということですが、私も20年前ほど学校の担当として集金にお宅をお邪魔したことがございます。大変な状況もございました。ただそういうことを踏まえながらここずっと100%を続けているというのは、これはもう保護者の皆様のご理解と、そして努力のたまものだと思っております。そういう意味でこの集金方法についての質問というのは、要望というのは、具体的にはいただいておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 私のところに何度かまたアンケートをとったときに、報告用紙で見させていただいたときに、父母の方から集金体制を見直してほしいということがここ数年も見たように感じますけれども、学校側に、教育委員会のほうには、そういう報告はなされていないのですねということとちょっと、ことしの8月に岩手県子どもの生活実態調査を行いまして、その実態調査の目的は、子どもの生活実態、保護者の収入状況、子育て支援施策の利用や意向等についての調査を実施しておりますが、矢巾町の状況をまだ県ではそれを公表していませんけれども、矢巾町でまとめていると思いますが、矢巾町の状況はどうだったのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 大変申しわけありませんが、その状況について私のほうでまだ把握しておりませんので、それはちょっと確認させていただきたいと思えます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

矢巾町の全体像というところはまだ公表されていない状況ですが、個別の案件が緊急的にか、あるいは心配されるということの事案というか、事項につきましては、県のほうからご本人の同意を得た上での案件が町に届いておりまして、その関係者のところには引き継ぎまして、いろいろ対応している状況はあります。全体的な公表はまだでございますことをお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 金融機関の振り込みの方法なのですが、その変更した場合、どのくらいの経費がかかるのか、その状況を、予想している状況をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 例えばATMでの納入を可能にするためにということで、そのためのやつが変更のためには400万円ぐらいのシステム変更、更新のためにも400万円ぐらいということなので、そういうふうなお金がかかるということは聞いております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 次に、就学援助制度を利用している方々が小学校、中学校ございますが、その就学援助の中には給食費が入っておりますが、その就学援助、ことしの入学準備金は前もって3月支給になりましたが、何回就学援助を支給しているのか。何回というのは、年間何回です。そのことを質問したいと思います。毎月支給、給食費は毎月収納ですけども、就学援助は何回支給になっているのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） お答えいたします。

前年度から入学前支給というのが新しくできましたので、まずそれが1回、その後年2回に分けて支給している状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 父母の方々もいろいろ金銭的に大変だと思いますが、その就学援助の給食費の部分も含めて毎月の支給にはできないものなのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） それぞれの状況をしっかりと把握しまして、その上でどういう方法をとることがいいか検討させてくださいということでお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2013年に子どもの貧困対策法というのが制定されました。それに基づいて2014年8月には、子ども貧困対策に対する大綱が閣議決定されておりますが、目標値が数値化されておられません。子どもの貧困改善に向けて運動を進めている団体が子どもの貧困率は16%という、そういう数値を出しております。国では、積極的に子どもの貧困対策を、大綱は出したものの進めようという数字的なものが出されておられません。しかし、私が26年前のことを考えれば、本当にひとり親の方々が多くなってトリプルワークをやっている親の方、ひとり親で、そういう方もおります。ぜひそういう方々の気持ちを酌んで就学援助は毎月支給できるような、そういう体制が必要だと思います。

子ども支援にもなります。給食費を集めるお母さんが、うちではいつも行ってもちょっと待ってくれとか、そういうことを言うと、その子どもさんもまた集金する家庭の子どもさんもいろんな悩みとか考え方が育ってくると思います。それが今いじめに通じているのではないかなという思いがありますので、就学援助制度は毎月支給できるような体制にすることが必要ではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

今議員おっしゃったことについては、本当に検討させていただきますが、いじめにつながるということがちょっとありましたので、その集金については、これはもう各行政区、子ども会の中でしっかりと把握されていることなので、それはもう思いやりの心で集金をしていただいております。それは、各学校で説明会をするときに、そういったことも含めて説明をさせていただきます。子どもの安全、子どもの安心が一番大事ですので、そういうことは配慮させていただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 隣の町、盛岡、紫波町ありますが、矢巾町でも小学校、中学校の子どもたち、幼児の子どもたちかもしれませんが、いじめの実態を見ますと、数字的に2桁になっております。いじめではなくて虐待の問題でも2桁になっております。こういう状況は、ある一端だと思います。

（「給食と関係ないでしょう」の声あり）

○13番（川村よし子議員） 学校給食のそういう食べ物のことですので、やはり子どもに配慮した支援が必要だと思いますので、ぜひ積極的に就学援助制度については、学校給食費が入っておりますので、毎月支給するような方法をとることが必要だと思います。

○議長（廣田光男議員） 質問ですね。最後の質問。

和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

先ほど申し上げたとおり検証させてください。その実態と具体的な部分をこちらのほうでも考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

はい。

○13番（川村よし子議員） それで最後に町長というか、当局にお伺い……

○議長（廣田光男議員） ちょっと通告に従ってやっていますので、今教育長に質問ですよ、今回はね。だから、そこを特化して質問してください。だから、ちょっと通告内容と違いますので。

○13番（川村よし子議員） わかりました。済みません。学校給食にかかわることなのですが、矢巾町では、食材に対する公費負担として米購入代金の3分の1補助で、年間で302万4,000円ほど補助されております。他の市町村を比較しますと、野菜とか、そういうので補助しているところもあります。また、給食費の1食について10円、20円という補助をしておりますので、そういうことも考えて、他の部署と、特に農産物、町内で第6次産業とかでつくられたものを使うとか、そういうふうな助成も考えて、もう少し子どもたちに親を支援する子どもを育てる、そういう姿勢が今必要ではないかと思いますが、そのことについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

今川村議員のほうからお米についての補助ということで300万円ということですが、それ以外にも食材に対して300万円、トータルで650万円補助しております。そういうふうなことも町としてやっておりますので、一応そのことを確認させていただきたいと思います。

なお、いろんな補助は町としてもしておりますし、まずは食の安全を一番として考えております。そして地産地消ということで数値を目標値54.7%、しかしなかなかそこまでいきませんけれども、50%を超えるところで今まで推移しております。というふうなことで子どもたちの食の安全を第一に考えているところをご理解願いたいと、そう思います。ということでお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

○13番（川村よし子議員） 2問目を質問させていただきます。福祉施設、教育施設へのエアコン設置についてお伺いします。

ことは、大阪北部地震で小学校のブロック塀の倒壊で女児が亡くなり、災害級の猛暑により愛知県の小学校1年生が熱中症により亡くなる痛ましい事故が連発、発生しました。県内の公立小学校へのエアコン設置について25市町村が検討と報道されましたが、学校や福祉施設へのエアコン設置は、早期対応が望まれることから、以下2点お伺いします。

1点目、エアコン設置は、来年6月を目安に行うことになるが、経済の地域循環の観点からも町内の小、中事業者を中心に分離発注してはどうか。

2点目、町内の児童福祉施設、介護施設、社会福祉施設、教育施設でエアコン設置がされていない施設はどれほどあり、今後の設置計画はどうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 福祉、教育施設へのエアコン設置についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、現在町営建設工事等競争入札審査委員会で設計及び施工方法等について協議を重ねており、エアコン設置までの期間に限りがあることから、設計、施工を一括発注する方式による施工を検討しております。

2点目についてですが、児童福祉施設については、町内保育園等の保育施設10施設のうち

8施設は、全保育室がエアコンが設置されており、2つの施設はエアコンが未設置の保育室がある状況であります。未設置の保育施設については、活動内容により保育室を移動するなど、暑さ対策を講じておりますが、今後の設置に向けて運営法人内において検討しているところであります。

介護保険施設については、町内入所系及び通所系施設19施設のうち全くエアコンが設置されていない施設はありませんが、2つの施設において未設置の居室があることが確認されております。未設置の2つの施設においては、1つ1の施設が整備を検討中で1つの施設が整備予定なしと伺っております。

障がい者施設を中心とした社会福祉施設については、調査を行った町内21事業所のうち3事業所で利用者の抛出や活動スペースにエアコンが設置されていない状況であります。いずれの施設においても扇風機等で対応しており、当面はエアコン設置の具体的な見込みはないところであります。

教育施設については、各学校の教室へのエアコンは、未設置となっております。今後の設置計画につきましては、国の補助金を利用し、来年のエアコンが必要となる時期までに各教室へエアコンの設置を進めてまいります。

児童館については、ことしの夏に煙山児童館にエアコン3台を設置し、児童の熱中症対策に対応いたしました。それ以外の児童館についてもエアコンの設置はされておりますが、全ての部屋に設置されていないことから、今後各児童館からの聞き取りを行い、必要な場合は対応してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 答弁では一括方式で来年6月までに施工するという事なのですが、また先週の一般質問の中にも赤丸議員の質問の中にもありましたが、180台のエアコン設置を一括でやるということが経費削減にもつながるという答弁でしたけれども、そのことについてお伺いします。

180室に2台ずつ設置するという事で360台になるわけです。そうすると、一括で納入するという事は、6月までに設置することができるのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えします。

180台については、180教室ではなく180台、それぞれ学校によって教育長答弁いたしましたけれども、特別教室も含めてという形の中で約180台の設置ということで1教室、大きさ、温度バランスによっては1教室2台というのも、複数というのもこれは当然出てくるわけですから、180台の設置と。

それから、ご質問のあります6月中までの完成と、めどという形の中で今とり進めておりますので、一括発注というのは、答弁で申しました設計、施工を一括発注と。いわゆる設計と施工、いわゆる業務のほう、これを分けてやるのではなく、設計、施工をその業者に一括して発注したいという考えで今進めておりますので、これは6月と申しますか、来年の夏使えるような形の中で設置を今予定を進めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 3分の1補助ということですので、3分の2は町民の税金を使うことになるわけですので、町内には大小電気業者がおりますが、その業者を使う分離発注というか、そういうふうなことはできないものでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えします。

分離発注、答弁の中で一括方式というのは、先ほど言ったように設計、施工を一括という意味ですので、議員さんの恐らく話ししている分は、請け負う業者、町内業者等も入ることはできないのかというような一点だと思っておりますけれども、答弁申し上げましたとおり、今回の発注形式は設計、施工を一括でできる業者という考え方で進めておりますので、町内業者でもこれから公募、募集、提案になりますので、これは手を挙げてくる業者もあると思えます。現に町内でもできる業者というのは、県のほうの登録になっている業者もございまして、それは結果として最後は金額の入札という形の中での方法になるかと思うのですけれども、町内業者限定のみならず、いずれ広く実施したいなという形で今は考えてございます。

というのは、かなり台数が多いです。多いですので、そこまで確保できる業者として体力があるのかどうか、これから仕様なり、ここら辺を詰めているところですが、ここら辺も踏まえた中で行わなければ、なかなか業者、完成までに月日がかかるという形であれば、うちらとしてもやる上では、ちょっとぐあい悪いところがありますので、ここら辺、入札審査委員会のほうでしっかりと状況のほう見きわめて工事発注、議員さんのおっしゃっており



まず町内業者も入ればうちらも大変助かることですので、そこら辺も含めまして進めさせていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 理解できましたか。施工方式について前々から質問しているから、そこら辺わからないならわからないで質問してもいいですが、わかっていることは割愛していいですよ。他に再質問あれば。

○13番（川村よし子議員） かなり台数が多いことと、それから岩手県内でも施工するということですので、本当に電気製品の中でもつくる業者も大変だと思います。ですので、できるだけ保健室とか学年が低い小学校とか、そういうところを中心に早期にやれるようにしてほしいと思いますが、その段取りとかはどのようになっているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） わかっていないかもしれない。もうちょっとだったらきちっと説明して。山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

段取りなり、流れですけれども、話ありました保健室、特別教室含めてこれは全館稼働できるようにいたしたいということで進んでいます。ただ一つだけ懸念があります。これは学校のほうから言うべきあれですけれども、学校は工事入る、ちょっと特殊な事情があります。というのは、ご存じのよう日中授業やっていますので、役場もここ天井をはわせるのに土日、祭日、夜、これを行った実態はありますけれども、果たしてそこまで今回の小中学校の設置は必要かということになれば、答えはノーかなということで、工事関係についてはそんなに難しい工事ではないのですけれども、日中入られない、工事にかかれないう状況がありますので、幾らかでも工期を長く持ちたいというのは、うちらの実情であって後ろのほうのエアコン改修を夏前までに終わらせたいというふうな状況で今とり進んでおりますので、そういう段取りと普通教室ばかりとか低学年の教室ばかりという考えではなく、いずれ全体的な形で進めさせたいと。

その中には、何でそうなるかといえば、エアコンだけ設置するのはいいのです。エアコン設置だけはこれはできますけれども、電気工事、これがやっぱり一番うちらちょっと大きいなという形で踏んでおりますので、電気工事整わなければ稼働にはなかなか、1台たりともいきませんので、そこら辺をきちっと対応した中で設計、施工のほう、業者にお願いするわけですけれども、対応していただきたい形の中でこちら管理監督のほうをしていきたいというふうな段取りで進めたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今度は福祉施設のことなのですけれども、福祉施設のエアコン設置、答弁では保育園、児童館とか保養センター、福祉施設、答弁ありましたが、今後のそういう福祉施設の台数とかはどのようにお考えなのか、計画はどのようにになっているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。私のほうからは、児童福祉施設と障がい者の関係の施設の内容をお答えいたします。

子どもの児童福祉、保育所の関係でございますが、3歳以上の居室がされていないということは、保育園に出向きながらも確認はしておりますが、そのことに関しましては、やはり園での工夫も十分お聞きはしておりますが、やはりできればということをお願いしている状況がありますので、ただ社会福祉法人でございますので、町からの直接の補助ということではなく、園にできるだけというところをお願いをしている状況はあります。台数等につきましては、居室なので、法人の事情等も踏まえながらということで特にこちらから指導する内容ではございませんでした。

あとは、障がい者の関係でございますが、これも居室というよりも作業所のところが、やはりクリーニングとか、あるいは作業の内容によって扇風機等というところがありましたので、全部出向いて確認したわけではございませんが、事業所とのいろいろと会議等もありますので、そこは経過を追いながら確認していきたいということを担当者と確認しておりますので、そのような状況であるということをお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。介護保険の適用の施設の2施設についてお答えいたします。

1施設については、小規模な施設でございますが、こちらについては全ての施設についてはエアコンが設置されていないという状況でございます。これについては、活動場所、通いの場のホールと、それから一部の居室について、ついていないという状況です。もう一つの施設については、入所施設なのですが、こちらは設置を検討するというので新年度にもエアコンは設置するという状況の報告を受けております。

それから、保養センターというご質問ございましたが、保養センターのほうにつきましては、新年度予算において予算要求をしておりますが、中2階の介護予防施設、体操する場所の大広間の部分についてエアコンの設置について新年度で何とか対応したいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「いいです」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 次に、3問目の質問を許します。

○13番（川村よし子議員） 3問目の質問をさせていただきます。国保税の均等割減免についてお伺いします。

総務省は、10月30日に開いた財政制度審議会の分科会で各市町村が行っている一般会計からの繰り入れは速やかに解消するべきと提起しました。4月から国保の財政運営責任を市町村から県に移行した機会に繰り入れをやめさせるよう求めています。国保加入者は、非正規雇用の収入が低い世帯が多いので、国民皆保険制度の根幹を揺るがしかねないです。子育て世帯を対象に均等割の廃止や減免規定を設ける考えはないかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 国保税の均等割減免についてのご質問にお答えいたします。

国民健康保険税は、多くの被保険者の状況に対応した税負担の公平性を図るため、地方税法の規定により所得割、資産割、均等割、平等割の割合を設け、応分の負担をいただいているものであり、そのうち被保険者ごとに課税される均等割と世帯ごとに課税される平等割においては、所得に応じて7割、5割、2割の軽減が設けられているものであります。国民健康保険税の減免は、災害による場合、前年からの所得減少による場合、疾病等による生活困窮による場合に行っておりますが、地方税法に定める減免の趣旨を超えた過度の減免は、税負担の公平性と国民健康保険財政基盤の安定の根幹を揺るがすものであり、均等割の廃止や新たな均等割に係る減免規定を設ける考えはないものであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 答弁では、税の負担の公平性と国保税財政基盤の安定の根幹を揺るがすものであり、均等割の廃止や新たな均等割に係る減免規定を設ける考えはないという

ようなことが答弁されました。そこでお伺いします。7割、5割、2割の減免の軽減をされている世帯は、国保加入者の何割に値する世帯でしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） お答えいたします。

7割の世帯につきましては、全体の24%、これは29年度でちょっとお答えしております。それから、5割については約15%、2割については12%ということで、全体の軽減世帯の割合については、全世帯のうちの51.8%、まず半分以上は軽減世帯であるというふうに結果が出ております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） ありがとうございます。

7割、5割、2割の世帯の方々は、所得は33万円以下の世帯なのでしょうか。それとも100万円以下の世帯なのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣税務課長。

○会計管理者兼税務課長兼出納室長（稲垣譲治君） お答えいたします。

軽減、7割軽減の世帯は、前年度の総所得金額33万円以下でございます。5割軽減につきましては、33万円プラス27万5,000掛ける加入者プラス特定統一世帯所属者の数から2割の軽減につきましては、基本の33万円プラス50万円プラス加入者特定同一世帯所得者数の数ということで、それぞれの金額で計算されます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 国保に加入している世帯で大体70%、7割の人たちが所得が100万円以下の方が多いというのが全国的な調査です。矢巾町でもそうではないかなと思っております。所得が100万円以下の世帯の方々、今7割、5割、2割の計算が難しくてちょっとできませんけれども、この中で幼児、小学生、中学校がいる世帯はどのくらいいらっしゃるのでしょうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣税務課長。

○会計管理者兼税務課長兼出納室長（稲垣譲治君） お答えいたします。

国保の加入世帯3,000件ちょっと全体でございます。その中の18歳未満を含む世帯につきましては、約1割をちょっと切るくらいです。二百九十何件という数字になってございます。ということで大体1割が含まれる世帯というように認識しております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 私は、質問の中に均等割をなくすとか、減免するとか、そういうことを質問しているのですけれども、子ども、特に幼児、小学生、中学生のところでは、高校生になればアルバイトとかということもあるので、収入がない方が加入者の1割になっているというか、3,152世帯の1割の方々が収入のない方がいるということなのですから、その収入のない方に税を課している、均等割を課しているということをどのようにお考えなのでしょうお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） そういった子育て世帯の方も1割ほどいらっしゃるということで、確かに以前にもそういった質問ございましたけれども、均等割の部分については、これは地方税法で必ずもう課税するというようなことになっておりますので、この部分については、税としては今のところ、そういった減免なり、そういったことはできないのが状況でございます。こういった制度については、やはり国に対して要望していくものというふうに考えております。

なお、やはり子育て世帯の部分については、国保だけではなく、矢巾町として、先ほどの医療費助成もそうですけれども、いろいろな部分でそういった方々の子育てなり少子化対策なりをやっておりますので、そういった意味からもそういった世帯には助成をしていくべきものというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 戦前の話をすると、私は戦後の生まれなのですけれども、戦前均等割は人頭割という形で言われて、一人一人の収入のない方にも割り当てた税金ということなのですけれども、今は名前を変えて均等割になっていますが、収入のない子どもたちにそういう税金を課す、これはいじめに当たるような気がしますけれども、そのことはどのよう

にお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

今それぞれ担当課長たちから地方税法または国保税法の仕組みの中でお答えをさせていただいたのですが、今私、日本共産党では、この国保政策の大きく4つのポイントを挙げているのです。その中に、全国知事会で1兆円の公費を投入できるのであれば、日本共産党では均等割とか平等割を廃止するという政策、これはもう党の政策としてあれしているわけです。

そこで川村よし子議員にお話をいたしたいのは、私らにすれば、全国知事会で1兆円の公費の投入の中で均等割とか平等割を廃止できるような仕組みをつくっていただければ、もう喜んで均等割とか平等割、この均等割と平等割の基本的な考え方は、やはりみんな等しく恩恵を預かる一つのルールなわけです。だから、そのルールを逸脱してまでも、だから私は子育て支援のことで今お話が出ているので、税法上はもうそういうふうなルールがあるから、だから先ほど川村よし子議員からも質問出ている18歳未満の子ども医療費助成とか、形を変えてそういうふうな取り組みをしておるのだということ、または学校であれば準要保護のそういった児童手当とか、だからそういう仕組みの中で税のルールは変えることはできない。

だから、全国知事会の1兆円の公費の投入の中でそういう今議論が日本共産党の大きく4つのポイントで議論されている。これが実現の方向に向かうようであれば、私らも先ほど申し上げたとおり取り組んでまいりたいと、こう考えておりますので、そこのところは川村よし子議員も自分の日本共産党ということの中で枠組みの中でご検討していただければなど、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 町長は、そういう研究しているのだなという、全国の知事会でそういう意見書を国に上げていることは知っております。全国では、前に6月議会でも国保、9月議会でも質問しましたが、6月議会的时候には、埼玉県富士見市の例を挙げましたから、そこは均等割をなくしました、ことしの4月から。いろいろな問題があるけれども、均等割をなくしてやっているところもあります。埼玉県では、そういうのが広がりつつあります。まだ岩手県内ではそういうところがないですけれども、やはり大変だということ、一般会計からの繰り入れをやっている市町村もあります、均等割ではなくて一般会計から繰り入れて、資産割とか、そういうところに助成をする、そういうふうなところも出てきており

ますので、矢巾町としても大変な生活実態の中で助成をするということで均等割を見直すことも今必要ではないかと思いますが、その点ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、今国保が都道府県で保険者単位でやると。その中では、今矢巾町は、ご存じのとおり4方式なわけですが。平等割、均等割と、そして資産割、所得割と。その中で今県では、3方式と資産割を廃止する方向で、もう今そういったことで今後そういうところに課税のあれが収束されていくものだと思います。

だから矢巾町では、まず均等割、平等割の前に、やはり都道府県単位での一元化された中で考えた場合には、まず資産割を廃止をする方向で、まず県内足並みをそろえいかなければならないわけでございます。だから、私らにすれば、川村よし子議員のおっしゃるとおりです、わかります。ただもうこれは、そういう仕組みの中で、そして激変緩和措置でも矢巾町では、いろいろとこの6年間お世話になるわけです。その中で私どもは均等割を廃止してやるということは、これはもう同じ中で国保財政運営をやっていく中では許されることではないということをご理解をいただきたいと。気持ちはよくわかりますが、私らとしては、4方式から3方式は、資産割の廃止の方向で今後検討に入りたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） この間ずっと国保については質問してきたわけですがけれども、今県の集計を見ますと、矢巾町は盛岡市と比較しても短期保険証発行数が多いのです。盛岡がたった5件なのに矢巾町は54件、それから未交付件数が紫波町とか盛岡はゼロなのに矢巾町は22件、幾ら考えても、これは前回の9月議会のときには、税務課の職員の体制がいいと褒めたわけですがけれども、このことについてはどのようにというか、やっぱり短期保険証は1カ月とか3カ月とかの限られた期間の保険証ですので、私は短期保険証は発行しないほうがいいと思うのですがけれども、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、まずご存じのとおり矢巾町では、資格証明の発行はしておらないです。今ご指摘のあったとおり短期保険証、それから前には、小川文子議員からも高校生いる世帯にも配慮をいただきたいということで、そういうことについては、私どももできる限りの対応をしていきたいなということで、滞納者は本当に生活

困窮で困っているのであれば、それなりの手続があるわけです。一番私どもが困っているのは、無理解と、理解しないことと、それから悪質な滞納者なのです。こういうのは、放置できないのです。だから、私どもとしてはそのところは短期の被保険証の発行は、状況をしっかり見きわめながらやっておりますので、だからこれは今後税務課は上下水道とか、または東北電力、そういうところと連携して生活に直結するようなことのあるときは、そこには私どもも光をしっかりと与えていかなければならない。だから、その見きわめをやはりしっかりやっていかなければならないのはそのとおりなのですが、これをただもう短期保険証も発行しないということになると、悪質滞納者がふえるのです。私も税務課長を経験して、実際徴収にも歩いた一人として、ここのところをご理解していただきたいし、その生活困窮者でどうしてもそういうふうな困っている人には、愛の手を差し伸べるのは、これは町政、私らの仕事なので、そこを履き違えないようお願いをいたしたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 国保税の滞納状況を見ますと、それを差し押さえているのが預貯金と税等の還付金とか動産とかあるのですけれども、矢巾町の先ほどの答弁の中に7割、5割、2割の方々、100万円以下と思われる方々が70%いますけれども、その方々の中で差し押さえになっている世帯はどの程度あるのでしょうか。町長がお話する悪質な滞納者というのは、どこの滞納者、どの所得の滞納者なのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣税務課長。

○会計管理者兼税務課長兼出納室長（稲垣譲治君） お答えいたします。

滞納者の方の所得別の集計をしている数字はございませんので、申しわけありませんが、集計はしておりません。

それから、悪質な滞納者ということですが、実際に私どもの窓口に来ていただければ、その人の生活実態すべて聞き取り調査をいたします。その財産調査もいたします。それを全て徴税徴収の係が確認しない限り、ご本人の方が電話で生活が苦しいと申し出されても、それを認めるわけにはいきませんので、とにかく窓口に来ていただいて納税相談をしていただくと。その際は、懇切丁寧に話を聞きますし、その方の生活実態についても調書を提出していただいて確認の作業をしておりますので、とにかく窓口に来ていただくというのが第一条件として徴収業務に当たっております。



以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 悪質滞納者ってわかるかって。稲垣税務課長。

○会計管理者兼税務課長兼出納室長（稲垣譲治君） 先ほど申しました窓口でのその方の生活の実態の聞き取り調査、それから財産の調査をいたします。それで当然その中で私的な理由でお金を使ってなくなっている方とか、それから病気で苦しい方、いろんな状況がわかってきます。その中で納付すべきものを納付していない方なのか、納付したくてもできないでいる方なのかという判断をさせていただいております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） だからしつこいのだけけれども、把握しているかと、何人いますかと聞いている、悪質というのは。

○会計管理者兼税務課長兼出納室長（稲垣譲治君） 悪質な方の人数というのは、正確に集計はしておりませんので、悪質、窓口に来て相談した時点で払えるはずだという判断と、これはちょっと待たなければならないという判断とをしております。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えしますが、今悪質滞納者が何人いるかということ、そういうことではなく、私今税務課長が生活実態から何から把握して、それで税金も納められない、もう大変だと。もう最後の、いわゆる生活保護制度というのがあるわけですから、私どもとしては、ただ税務課が税金を徴収するというのではなく、本当に生活実態がお困りなのであれば、もう生活保護に、福祉・子ども課にもつなぐことができるのです。だから、私は何を言いたいかということは、やはり足を運んでいただいて、そしてこういう状況だということをお話ししていただければ、だから来ないのが一番困るのです。おいでになっていただいて、納税相談でお話をしていただければ、私らはもうすぐ福祉・子ども課とか、それからいろんな手続もあるわけです。だから、そういうことを私ら、今後悪質なというのは、相談に来ない人なのです。来る人はいいのです。だから、問題はそこなのです。

だから、短期とか、そういうふうな証明書も基本的にはなぜ発行するかということは、おいでになってもらいたいということで、でなければ生活実態が把握できないのですもの。だから、私らは短期証明書を発行して期限切れたらまたおいでになっていただいて、大変だというのであれば、いろんな減免制度、保護制度があるわけです。または、社協には助け合い金庫もあるし、一時金、必要なのであれば。または、これは国とか県の制度もあるわけです。

ので、そういうことにつなげておあげするのが私らの仕事なのです。

だから、税務課長は、税金だけを取ればいいということではなく、あらゆるところに配慮しながらやっていかなければならないと。だから、稲垣課長もそういう苦しみを味わいながら仕事をさせていただいているのだということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 悪質滞納者って定義がわかりましたね、来ない人なそうです。そのほかにありますか。

はい。

○13番（川村よし子議員） その悪質なところでちょっとお伺いしますけれども、平成30年9月1日現在で未交付世帯が22になっているのですけれども、この世帯の22の中に子どもの方はいないのですよね。以前にも質問しているのですけれども、子ども世帯には短期保険証は発行しない、資格証明書は発行しないというような答弁をいただいているのですけれども、この未交付世帯数22には入っていないのですよね、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣税務課長。

○会計管理者兼税務課長兼出納室長（稲垣譲治君） お答えいたします。

未交付の世帯につきましては、こちらから交付いたしますのでという連絡は差し上げてございます。窓口に取りに来ない方が未交付になっていると思います。保険証ですので、病院に行かなければ必要としないというか、そういう理由でなかなか取りに来られない方もいらっしゃると思います。うちのほうからは、住民課さんのほうから保険証の交付については、必ず連絡を差し上げておりますが、個々の理由によって取りに来ない方はいらっしゃると思っております。うちのほうでは、来ていただければ必ず交付をいたしますので、先ほど町長が答弁したとおり、納税のご相談に窓口に来ていただきたいという思いで接しておりますが、全員が取りに来ていないのが現状でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員、まだまだ続きますか。大体いいですか。もしあれだったならば休憩をとりたいのですが、まだ続くのであれば。

○13番（川村よし子議員） あと1問。今の私の質問に答えていただきたいのですけれども。

○議長（廣田光男議員） ちょっと待ってください。そこのところだけ確認しますから、まだいっぱいあれば……

○13番（川村よし子議員） あと1問します。

○議長（廣田光男議員） それでは、とりあえずあと1問あるそうですので、それを答えてく

ださい。

○会計管理者兼税務課長兼出納室長（稲垣譲治君） 大変申しわけありません。1点お答えしておりませんでした。取りに来ていない世帯の構成については、全部把握しているわけではございませんので、含まれているか含まれていないかは今ここではわかりませんので、調べさせていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） それでは、最後の質問。

はい、どうぞ、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 最初に意見を申し上げて次の質問に入ります。短期保険証の22名の未交付世帯数22のことを今調べていただけるのですよね。今は把握していないということなのですけれども、その中に子どもさんがいる世帯がありましたら、ぜひ送ってあげてください。子どもは病気をするかもしれないし、歯が痛くても治療に通っていない子どももいるかもしれません。ですので、短期保険証を発行してください。それを意見を述べて、そして盛岡市の例なのですけれども、盛岡のサラリーマン世帯と国保世帯の同じような所得、両親がそろって子どもがいる世帯で国保税が年間で29万円も普通の保険税が高いということがはっきりしております。ですので、国保税を支払えない、その被保険者証の未交付の世帯に子どもがいる場合は困っていると思います。ですので、そういうところにはちゃんと手を差し伸べて、窓口に来なくても手を差し伸べることが今必要だと思います。そのことを質問しますが、福祉・子ども課ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） まず先ほどの日本共産党の国保政策の4つのポイントの中に協会健保に比べて国保税が高いと。だから協会健保と同じぐらいの保険料なり、保険税にしたいということは、これはもう本当にまさに先ほど言った全国知事会が1兆円の公費を投入するということであれば、そういうことも可能かもしれませんが、今の国保制度の仕組みでは、それはまずできないということだけははっきりさせていただきたいと思います。

その中でいわゆる短期証明書を交付している中に子どもさんたちの、それこそ18歳未満のこれについては、子ども医療費助成との兼ね合いもありますので、その実態をしっかりと把握して、そして何回も言うようですが、いわゆる悪質以外の方については、今ご指摘あったことについては、前向きに検討させていただきたいということで、どうせそのことについては子ども医療費助成との関係もあるわけですので、そこは調査をさせていただいて対

応させていただくと。ただ全部等しく全部やるということではなく、悪質滞納者以外のことについては、取り組みを考えていきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） よろしゅうございますね。

後刻の分ですか、はい、どうぞ。

○会計管理者兼税務課長兼出納室長（稲垣譲治君） お答えいたします。

未交付世帯の中に18歳の子どもがいる世帯はございません。

お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） それでは、これで13番、川村よし子議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を2時30分とします。

午後 2時18分 休憩

-----  
午後 2時30分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

先ほど後刻答弁としておりました小川文子議員に対する4問目、インフルエンザの罹患状況についてを説明させます。

田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） ご報告送れまして大変申しわけございませんでした。罹患状況の前に、ちょっと先ほどインフルエンザの助成制度について、ちょっと表現が不適切でしたので、再度説明させていただきます。子どもさんのインフルエンザの予防接種の助成については、生後6カ月から済みません、中学校3年生までの15歳ということで1回当たり2,200円の補助ということで、12歳までは2回接種していただきますので、2回補助という形でございます。大変申しわけございませんでした。

それから、後刻報告でございます。インフルエンザの罹患状況ということで、岩手県の感染症発生動向調査の最新情報でございますが、岩手県内では11月26日から12月2日の間に取りまとめた結果でございますが、岩手県全域では14件、県央保健所管内では3件というふうな罹患状況の報告が入っておりますし、町においては、12月5日時点でございますが、不動小学校で1名、それから保育園等では罹患者なしと、それ以外の福祉施設等の情報等はございません。

以上、ご報告といたします。

○議長(廣田光男議員) 先ほど来議場が少し私の整理がまずいのもあると思いますけれども、あくまでも議長整理権に基づいてやっておりますので、ご協力をいただきたいと思います。それでは次に、10番、山崎道夫議員。

1 問目の質問を許します。

(10番 山崎道夫議員 登壇)

○10番(山崎道夫議員) 一心会、議席番号10番、山崎道夫です。私は、3問の質問を用意しておりますが、まず初めに、1問目の質問に入らせていただきます。

定住人口増に向けた土地利用の取り組みについてお伺いをいたします。本町の継続的發展と活性化を見据えた第7次総合計画における人口3万人のまちづくりに向け、本年12月会議において新たな都市計画マスタープランを議決しました。3万人構想の実現には、新たに策定したマスタープランを最大限に活用し、有効な土地利用を図り、新規の住宅地や工業流通業務地の確保に向け早期に具体的な構想を立て、その実現に向けて全力で取り組むことが強く求められております。今後の新たな土地利用に向けた具体的取り組みについて以下お伺いいたします。

1 点目でございます。市街化調整区域地区計画について、ガイドラインや申し出制度、提案制度に係る条例整備に向けた今後のスケジュールと申し出者となる開発者や住民に対する説明会の実施についてどのように進める考えなのか明らかにされたいと思います。

2 点目でございます。都市計画マスタープランの改定案の説明の際、新規の住宅建設地について民間における開発行為の要請が数カ所あり、現在県などの関係機関と協議を進めているとのことでした。住宅建設地の確保は、長年の検案事項であります。早期実現に向けた今後の取り組みとスケジュールを示されたいと思います。

3 点目でございます。新たな産業用地の造成と企業立地用地の確保に向け、町として企業のニーズについて情報収集を行っているとのことですが、その結果、運送業と製造業の問い合わせが多いとのことでありました。先月の16日の新聞紙上で広宮沢の2,560坪の敷地に特殊車両等整備、販売の盛岡市にありました東和本社が社屋と工場を新築移転したとの報道がありました。従業員は31人で来春2人の採用を予定しているとのことでありました。本町にとっては、大変喜ばしいことではあります。現在企業立地が可能な用地面積はどこにどの程度あるのか。また、過去5年間の企業誘致の数と業種、従業員数を示されたいと思います。

4 点目でございます。岩手医科大学附属病院の開業に向けて関係する企業の進出はあるとのことでありましたが、今後さらに若い人たちの定住促進を図るため、働く場の確保が喫緊の

課題となっていると思います。したがって、3万人構想の実現と密接に関係すると思われる企業誘致に向け、町としての取り組みと新たな工業団地の整備をどう進める考えなのか、今後の取り組みについて具体的にお示しされたいと思います。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 10番、山崎道夫議員の定住人口増に向けた土地利用の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、現在都市計画マスタープランでお示しをした市街化調整区域地区計画制度について市街化調整区域における土地利用方針とガイドラインを策定しているところであり、来年1月以降に内容について県と協議、調整をし、その後に都市計画審議会に諮り、4月から制度活用ができるよう進めております。また、申し出や提案制度の条例は、昨年度制定済みであります。

なお、市街化調整区域は、原則的には市街化を抑制する区域であり、地区計画制度は開発を誘発するものではありませんので、市街化調整区域地区計画制度の住民等への説明会は、現在のところ考えておりませんが、住民みずから地域課題を検討していただき、合意形成が図られた上でその課題の解決手法として制度の活用が適切な場合は、その支援をしていくことを考えているところであります。

2点目についてですが、民間事業者による新規の住宅建設地につきましては、県決定による区域区分、いわゆる市街化区域編入での対応に当たり、開発計画を取りまとめ、諸制度に基づく農業土地利用施策に関する協議、調整を県や関係機関と行い、今後国とも行うことになっており、それらが整い次第、県による市街化区域編入の都市計画決定手続が行われた後、平成32年度中を目途に住宅地開発整備に着手される予定となっております。

3点目についてですが、現在町内の工業団地内の分譲可能な土地は完売しており、その他の土地につきましても企業立地可能なまとまった用地はほぼない状況であります。また、過去5年間の誘致企業は、製造業が2社で、その従業員数は合わせて53名が町内の事業所に勤務されております。

4点目についてですが、人口3万人構想の実現を目標とした企業誘致の取り組みは、県が首都圏等において開催する企業立地セミナーなどに参加し、参加企業から情報収集を行っているほか、立地希望企業からの土地や町の支援等の相談に対応しているところであります。

現在寄せられている企業立地ニーズだけでなく、働く場の確保に結びつく新たな工業団地の整備について検討してまいります。

また、開発に当たりましては、3月に開始しました矢巾スマートインターチェンジや国道4号周辺のほか、既存事業者との連携を図るよう既設団地に接続する形での設置を第一に民間活力の活用により開発整備を行うよう取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 3点についてお伺いをいたしますが、1点ずつ質問をいたします。

1点目でございますが、都市計画マスタープランで示した市街化調整区域地区計画制度について、市街化調整区域における土地利用方針とガイドラインを策定をし、来年1月以降その内容について県と協議、調整をし、その後都市計画審議会に諮り、4月から制度の活用ができるよう進めているとの答弁をいただきました。また、答弁の中にありましたが、市街化調整区域は原則的に市街化を抑制する区域であり、地区計画制度は開発を誘発するものではない。市街化調整区域地区計画制度の住民等への説明会は、現在のところ考えていないとの答弁でございます。

今日まで大変多くの時間をかけて都市計画マスタープランについては検討し、その中で本県では初めてだと思いますが、この地区計画制度をその中に盛り込みました。今までなかった新しい制度でございますので、しかもようやくマスタープランの中に取り入れることができたということで今日まで多くの町民は、市街化調整区域内における土地利用については、制限が厳しいということで半ば諦めかかっているというような状況もこの間あったわけでございますけれども、ようやくその新しい制度で地区計画制度を使えることに、4月からなるわけですが、今日までやっぱり土地利用についての制限が余りにも厳しかったものですから、多くの町民はまだそのことについてはほとんど知り得ていないと。私も地域の中でたまにそういう話をしますが、本当だかじゃという話がまず出ます。それはなじょうにしてそうになったのやという話が出されますが、やっぱり今回地区計画制度を取り入れることによって、今まで本当に厳しかった土地利用に一定の規制が取り除かれるといたしますか、これは条件があるわけですが、ある意味岩盤規制に穴があいたということを表現してもいいようなくらい町民にとっては大変土地利用制度のあり方については、喜ばしいことだなというふうに思うわけですが、しかしやっぱり地区計画制度は、開発を誘発するものではないと

いう先ほどの答弁の中にあつたわけですが、誘発するという事は乱開発を招きかねないという、その裏にはそういうことだというふうに捉えるのですが、やっぱり新しい制度がようやくできましたので、無秩序な開発をやるなんていうのは、ほとんど町民は考えないと思うのです。その無秩序ということは、法律を犯してまでもやるというようなことになるわけですので、そういうことはまずほとんどあり得ないと。しかも、地域住民の合意形成が図られた上でそういう取り扱いができるということになりますので、結構なハードルがあると思うのです。

したがって、やっぱりこの地区計画制度については、多く町民に知らしめて、その対象地域等も明らかにしていくべきだろうというふうに私は考えるわけです。特に4号線の沿道サービスゾーンとか、あるいは市街地化検討ゾーン、これはスマートインター周辺になると思いますけれども、それから農業集落的土地利用ゾーンというのは、煙山小学校、不動小学校の周辺になるのですが、その辺の住民に対してもやっぱりしっかりと説明をしていくべきだというふうに私は思うのですが、その点についてまずお伺いをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まさにご指摘のとおりでございます。今特命担当課長を設けて、今もう町内の企業または実際下田とか西部とか、いろんなところの工業団地にも足を運ばさせていただいて、やっぱり情報不足というか、だからこのことについて今特命担当課では、もう本当にいろんなところに足を運ばさせていただいて、その中でやはり道路都市課と産業振興課がセットで対応しなければならないと。

道路都市課のほうは都市計画、そして産業振興課は農振除外とか、農業委員会を入れると農地転用とか、こういうようなものをやはり起動時期に対応できる、そのほかにもやっぱり説明会をしっかりと開催をしてやるのが大事だということで、今その特命担当課長を中心に、特にも地区計画のあれについては、旧村役場の、例えば徳田であれば、徳丹城周辺、煙山であれば煙山小学校周辺、不動であれば不動小学校の室岡、こういうふうなところのやはり地区計画制度を地域の方々にしっかりと説明しないことによって、いろんな早く言えば理解をしていただかない大きな原因になっているので、まずただいま山崎道夫議員からお話のあつたこういうことは、やっぱり制度の仕組みとしてしっかりと説明をしてまいりたいということで考えております。特にも地区計画制度は、大事な、また今まで余り県内でも類のないあれなので、そういったことにしっかりと取り組んでいきたいと思っております。



○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 町長の今の答弁を聞きまして、説明会については、できるだけ今までの経過も含めて今後の取り組みについてしっかりと説明をしていただきたいものだというふうに思っていますし、町長の答弁を聞いて、大丈夫やってくれるのだなということで安心をしました。ひとつこの部分については、しっかりと取り組んでもらいたいと思います。

次に、2点目でございますが、企業立地について新たな工業団地の整備について検討していくという答弁の中にありますが、開発地として矢巾スマートインターチェンジや国道4号周辺、そして既設団地に接続する形での設置を第一に考えているという答弁でございます。以前藤原由巳議員が質問した際に、国道4号周辺というのは、旧アップルセンターあるいはその近くにある元パチンコ店の跡地というふうなことで答弁があったと思っておりましたが、それも含んだ他の地区が4号線周辺にはあるのか、まずそれをお聞きしたいと思いますし、それから起点地区の整備については、やっぱり地区計画制度を活用することができるというふうに私は思うのですが、そのことについてまずお聞きをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをいたします。

1点目のその部分でございますが、基本的にはその部分につきましては含んでおります。おととの基礎調査の市街化区域を決める際に基礎調査というのを行いますけれども、たしか私の記憶では32ヘクタールでございます、町内で。ただ、その中には、いわゆる面積が小さいとか、道路がないとかを合わせて32ヘクタールです。ですから、企業立地という観点からすると、ちょっと立地は難しいところのみでございますが、一部そのアップルセンターの部分が8反歩程度ぐらいだと記憶しておりますけれども、その部分については、今現在空いておりましたが、この間の情報で何か企業さんが立地のために取得したというふうな情報もありますので、それを考えますと、現段階で市街化区域の中で立地できるところはないという状況がまず1点目でございます。

それから、2点目の答弁しました国道4号とか、あるいはスマートインター周辺あるいは既設の一覧というのは、例えば流通センターのウエストヒルズの周辺とか、そういったところを意味しておりますが、そういったところにつきましては、市街化の拡大もしくは、その地区計画等で場所の確定した上で進めていくというふうな考え方ではできるのかなということ考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） そうすると、アップルセンターとパチンコ店については、企業が立地に向け取得したということでございますので、そこについては、その企業が、いわゆる整備をして起業を、起こすといいますか、創業するという方向性はまずある程度見えているわけです。まずそこをお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをいたしたいと思います。

ちょっと私舌足らずで申しわけございませんでした。アップルセンターと元のパチンコ屋につきましても、私の聞いている部分では、パチンコ屋のほうについては取得して活用していくと。それから、もう一カ所のほうについては、現在調整中ということですが、今後取得したいということをお話をお聞きしていただきましたので、今後そちらのほうについても活用はされるのかなというふうに感じております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 都市計画マスタープランのまちづくりの方針の①の中に、市街化調整区域である西部工業団地や南昌台団地については、それぞれ適正で良好な土地利用を進めるため、地区計画の導入を進めていきますというのがありました。西部工業団地については、当然あそこは市街化調整区域ですので、地区計画を使ってやるというのは理解できますが、南昌台団地は、決まった広さといいますか、高いところにありますので、さらにそれを土地利用を図るといというのは、この地区計画制度を使って土地利用を図るといというのは、何を目的に、何を意図した計画なのかちょっとわかっていればお聞きをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松 亮君） お答えをいたします。

あそこの記述につきましては、今議員さんおっしゃったように、西部の工業団地周辺という意味ですので、南昌台団地に何かするというよりは、その西部工業団地の周辺を開発するという意味で書かせていただきましたので、特にそこに何かということではございません。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 西部工業団地、それからウエストヒルズ、ここについては理解できましたが、既設の団地の中に下田工業団地は入っているのか、ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをいたしたいと思います。

下田工業団地につきましても、あそこは工業専用地域でございまして、その周辺につきましても、基本的には既設の団地の一つということで理解しておりますので、基本的に今後検討する際には、そういったところとも一つの候補地になるのかなということで考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 最後の質問ですが、過去5年間の企業誘致と、それから従業員数の数が答弁をもらいましたが、5年間で2社というのは、企業立地の場所が非常に厳しい状況にあるというのは理解はしますが、何か非常に寂しいなというふうな感じしました。もう少し多いのかなと思っておりましたけれども、しかも33人の従業員ということですが、私が先ほど質問のときにお話ししました盛岡市にあった特殊機械の整備販売会社、東和という会社ですが、そこも入っているのですか、この中には。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをしたいと思います。

先ほどの議員ご質問のありました東和本社につきましては、この誘致企業の中には入っておりません。つまり誘致企業のうちのほうの考え方は、何とか町内に設置していただけないかということで幾らか声をかけているというふうな状況を理解しておりますが、このほかにもみずから、例えばウエストヒルズ広宮沢が主なところなのですけれども、そこに用地を確保してきていただいた部分の中で一応奨励というふうな形で町としていろんな手当をやっている会社は、先ほどの2社以外にも数社ございます。誘致という形の中だけでは2社という考え方でご答弁させていただいておりますが、実質は大体10社程度ありますので、その中で新たな雇用、その方々の会社も含めると、大体20人程度ぐらいはふえているのかなとい

うことで見込んでおりました。

以上、お答えいたします。

(何事か声あり)

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） 済みません、ちょっと足し算しておりませんでしたので、一応この5年間で奨励した企業さんも含めると、ちょうど30名が町内で新規に雇用されているということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 10社程度、30人ということですので、思ったとおり、大体そのぐらいは来ているのではないかなと思ったのですが、誘致はまず2社ということだということで理解をしました。そこで本町のやっぱり課題であります企業誘致、そして若い人たち、女性の雇用、そして若い人たちの定住に結びつけていくというのが非常に大きな課題になっていくわけですが、今後今誘致をする、企業立地の場所がないということで非常に厳しい状況だと思いますが、東京におけるさまざまなセミナー等があったり、企業との交流もあるようですけれども、そこからの矢巾にぜひ行きたいという話ほどの程度あるのでしょうか。そして、今後の企業誘致の、あるいは企業立地の用地の確保、整備にどのように取り組んでいくのか、決意も含めて最後にお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをしたいと思います。

1点目の部分でございますが、一応東京のほうがメインなわけでございますけれども、盛岡広域で全体で取り組んでいる盛岡産業人会という組織、それから県が取り組みます企業立地セミナーというところに行って、いろいろご挨拶をしているわけでございますが、中には新規の方々といいますか、例えば町内であれば第一の誘致企業であるベンさんとか、そういった企業さんも入っておりますので、そういったところは改めてご挨拶とかはやっておりますし、改めまして新たに入っている方々の、参加している方々の企業さんにもご挨拶をしておりますが、残念ながらすぐ企業を立地するというのは、はっきり言ってございません。ただそのほかに今回10月から特命というのができまして、今町内の不動産屋さんとか、銀行さん、あるいはいろんな企業さんを回っていろんな情報を仕入れております。その中では、やはりこっちに進出したいのだけれども、土地がないというような話が多く聞こえるというこ

となので、町といたしましては、整備の考え方からすると、例えば区画整理事業とかというものもあるかと思いますが、ご承知のとおり区画整理事業でやりますと、何年というその年数がかかりますので、担当課としましては、全国でも時々やっておりますが、その区域を定めまして、地区計画を定めて区域を定めた後に、道路部分を町、いわゆる公共で整備し、残り部分については、立地される企業さんに転用といいますか、そういう手続をしていただくというような手法もやっているところもありますので、できれば町だけではなくて、そういった民間さんの力もかりながら何とか企業立地に向けた土地の確保に考えていきたいなということで現在考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） それでは、2問目の質問に入らせていただきます。道の駅構想の実現に向けた取り組みについてお伺いをいたします。

昨年8月27日の岩手日報紙上で「矢巾町に道の駅」とのタイトルでゲートウェイ型の施設を検討していると大きく報道されました。道の駅設置については、町民の関心も高いことから、私はその後12月会議で道の駅構想について一般質問を行いました。これは、昨年12月会議でございます。その際、町長は本年度中、いわゆる平成29年度中に基本方針策定に向けて先進地事例等を調査し、さまざまな道の駅の設置者や駅長から実績に基づく意見やデータなどを収集していく。今後のスケジュールとしては、平成30年度中の事業計画策定と候補地選定に向け詳細な交通量調査を行い、事業化に向け準備を進めていくとの答弁がございました。その後年度末になって町長は、道の駅については、一般国道4号盛岡南道路のルートが示されてから検討すると当初の意気込みからかなりトーンダウンしたのではないかと思われる発言をされております。現在までの取り組みとして、例えば事務事業推進会議など、役場内における検討や答弁にありました調査がどの程度進められてきているのかお伺いをいたします。また、今後基本方針と事業計画策定に向け、どのような考えのもと取り組もうとしているのか示されたいと思います。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 道の駅構想の実現に向けた取り組みについてのご質問についてお答えいたします。

これまでの取り組みといたしましては、この重点、道の駅及び設置から3年程度の新設の道の駅を中心に東北から関東、信越にかけて33駅の先進地事例調査を実施しており、そのうち11の駅については、設置者や駅長から聞き取り調査を行い、経営資料等の提供をいただいております。

現在は、これらのデータをもとに成功または失敗している道の駅の立地、規模、接道等を類型化し、町内の候補地選定の資料とするとともに、売上高が上位に位置する道の駅と新設の道の駅のその後の経営状況について継続調査をしております。今後につきましても、盛岡南道路の検討結果を見きわめた上で交通量調査を実施し、基本方針を決定するところであり、盛岡南道路のルート決定に合わせて速やかに候補地の絞り込みと決定ができるよう交通量予測及びマーケティングを行い、第7次矢巾町総合計画の後期計画に組み込んだ上で事業計画策定に臨み道の駅構想の実現に向け取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 道の駅は25年前の平成5年に創設された制度であります。1年間で10カ所から20カ所ぐらいつつ順調にふえ続け、ことしの4月で全国1,145カ所となったとこのことであります。数値数は、関東地区が175カ所と最も多く、次いで東北地区が161カ所、続いて近畿地区147カ所となっているようですが、岩手県には33カ所の道の駅がございます。それぞれ特徴があり、地域振興や活性化に結びついておりますが、あわせて設置した市町村のPRに大きく貢献し、自治体の魅力度アップにつながっていると聞いています。そこで次の点についてお聞きをいたします。

先進地事例調査33カ所の中で東北地区は何駅調査対象だったのでしょうか。できれば駅名もお知らせいただきたいと思います。また、関東、信越地区の特徴的な調査駅についてもお知らせ願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをいたしたいと思っております。

まず1点でございますが、うちのほうで調査した33カ所のうち東北地方は22カ所ござい

ます。それから、関東方面のほうでは、特徴的なものということで町長が今までお話ししております防災拠点施設、ヘリポートを新設したという事例が、これは福島の猪苗代町でございますけれども、そちらのほうのところも一応視察に行っておりますし、それからあとは温泉の玄関口とか、それから野菜とかの生産しているところの周りの中に建てているとか、そういった部分がございます。基本的には、大体普通の道の駅の中に産直施設だけではなかなか難しいという話を聞いておりますので、そういった部分を現在継続調査しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 東北地区は22カ所ということでございますので、3分の2以上になっていると思いますが、岩手県の道の駅の調査はあったのか。それから、その調査の中で売上高の上位の駅と、それから新設駅というのは、どこどこなのか、調べればわかると思いますが、調査してそれが大きなその参考になっていくということでしょうかから、その部分の分析もされているでしょうかから、そこについてまずお聞かせを願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをいたしたいと思います。

先ほど22カ所のうち県内は1カ所も調査しておりませんといいますか、全て県外の東北、残り5県の部分で22カ所でございます。

それから、基本的に売り上げの金額というのは、具体的な部分というのはなかなか難しいわけでございますけれども、道の駅のある駅長さんからお聞きしますと、やはり年間の売り上げは、例えば10億円以上ないと、やっぱり難しいよとか、あるいは車が前面道路に2万台以上、いわゆる頻繁に往来するところではないと難しいというようなお話を聞いておりましたので、そういう意味では、やっぱりそれなりの立地条件というのを確認した上で設置しなければならないなということで考えております。

また、ちょっと話とは違いますけれども、大体設置の費用を見ましてでも、ピンからキリまでございまして、数億円のところから50億円程度かけているところもありますので、やはりそれぞれの取り組み方によって、その金額につきましてもばらつきがあるなということで調べてきております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） この費用はかなりばらつきがあるのは、当然だと思います。もちろん土地の高いところもあるでしょうし、規模にもよると思いますが、実は皆さんもご覧になったと思いますが、11月14日の新聞報道で渋民に道の駅、2023年度供用開始という、これ報道になったのですが、それを見ると産直以上の土地を使って建設をするというようなことで、新しく用地も取得するというふうなことで今用地交渉をやっているというふうなことです。この1万8,000平米の用地取得費を除くと13億600万円と、大体平均的なところなのかなと思いますが、中身を見ると、やっぱり防災機能も中には入っているし、それからかなり私たちも道の駅を会派なり、あるいは常任委員会で見て歩いたのですが、非常に特徴的なものがあるのです。ちょっと話をさせてもらえば、加工施設がまずあります。それから、交流スペース、イベント広場、それからキッズコーナーがもちろんありまして、そこには遊具があると。それから、バーベキューができるような施設、家族農園など子ども連れで楽しめる空間づくり、企業就業支援やチャレンジショップ、貸し工房などの若者定住、U、Iターン機能なども検討していると。いわゆるほかにはないものでなければ、なかなか人を呼び込めないという状況なようです。

いわゆる余り差別化というのはよくないのですが、差別化を図っていかないと、いわゆる特徴が出ないと。したがって、人がなかなか来てくれない、あるいは1回来ればなかなか来てくれないというようなこともあったりして、結局は交通、道路利用者はもちろんトイレもありますので、休憩施設もありますので、利用はしますが、やっぱり近隣の市町村から1時間ぐらいのところから人を呼び込むような施設でなければ長続きしないというのがこの調査の中にあるようなのです。

そこも含めて恐らくかなり調査をしているだろうというふうには思いますが、その基本方針を立てるに当たって、恐らくまだまだ7次総合計画の後期計画に組み込むというようなことから、それ以降基本計画あるいは実施計画、ずっとつくっていくだろうというふうに思いますが、そんなに何もかにものぼせてつくることもある意味ないわけです。結果的にそれが長続きして、いい道の駅だなということを町内外の皆さんがそう感じてもらわなければどうしようもありませんので、そういう意味ではある程度スピード感は持ちながらもじっくりと考えていくところも必要だろうというふうに思います。そういうふうなこともありますので、そういった差別化を図る上で矢巾町としてやっぱりこういうもの、キャッチフレーズ



みたいなもの、渋民はたしか石川啄木を感じられる何とかと、そういうネーミングがあったようなのですが、うちの場合は、なかなか誰も感じられない、誰もいませんのでなかなか難しいのですが、何かやっぱりキャッチフレーズ的なものも考えていかなければならないのではないかというふうに思いますし、それからやっぱり設置に向けた検討会議といいますか、これ名前ちょっとあれですが、そういう準備委員会みたいなものも当然つくっていただくというふうに思いますが、ちょっと時間は先の話になると思いますが、現段階で33カ所調べてきた結果、先ほど言われました2万台とか、あるいは常に利用する人がこのぐらいとかあるのですが、その基本となる考え方というのは、今の段階ではどの程度あるのかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをいたしたいと思います。

なかなかそのキャッチフレーズとかというのは、うちのほうではまだ決めかねておりますが、まず検討会議につきましては、その分もひっくるめて、いずれ庁内でももう少し具体的に検討していきたいなということで考えております。

それから、いろいろ回って歩いた中でちょっと感じたのは、確かに道の駅というのは、いろんなところから来て、そこで休憩してというのも確かに一つなのですけれども、いろいろお聞きしますと、やっぱり地元の方々も結構使って、いわゆるリピーターという方々に使っていただいているというお話もよくお聞きします。ということは、逆に言いますと、遠くから来る方もそうなのですけれども、近くにいる方も頻繁に使って使い勝手のいいようなもの、こういったものもやっぱり必要だろうなという部分は考えておりますので、そういった部分も含めて今後検討していきたいということでございます。まだ具体的な、ではどういう形のものというの、まだ私の頭の中には浮かんでおきませんが、いずれこういった部分につきましては、考えていく部分でありますし、町長が日ごろから言っております防災の部分とか、あるいは県内の部分を全部網羅したような形の品ぞろえとか、そういった部分も含めまして今後具体的に、その検討会議等で検討していければなということで考えておりました。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 最後の質問になりますが、実はことし千葉県の旭市に行ってみました。ここには、道の駅が平成27年10月にオープンした、これは第三セクター、どこも恐

らく第三セクターでやっているところが多いと思うのですが、行ってみたらそんなに広くない、うんと広いわけではない、食堂といいますかレストランはありましたけれども、そこが年間の売り上げ目標、これは平成31年の目標にしたようですが、5億2,000万円を目標にしたら、もう平成29年でその目標を超えて6億7,900万円になったと。年間の使用料、これは市に支払っているのですが、600万円もずっと支払えるようになったということで、しかも1株1,000円を配当していると。それから、月額50万円の道の駅整備基金を積み立てしていると。20万円未満は季楽里あさひという道の駅が負担をして修理をしたりする、そういうふうな取り組みのようですねけれども、そんなに大きくない施設だったのです。

ただ特徴的なのは、売り上げはさっき言ったような売り上げなのですが、5億ちょっとなのですが、旭市そのものが市の農産物の年間の売上高が全国でも6番目なそうです。かなりの大きないわゆる産地なわけですね。野菜が中心だと思いますが。その野菜は、大きな農家は、ほとんど道の駅に持ってこない。面倒くさいと、小さく小分けして持っていくのが。全部いわゆる首都圏に向けて送り出すと。そこでここは周りから従業員が一生懸命集めて歩いたり、あるいは小さい農家に働きかけて、そういう農産物を集めていると。それから、たまたま九十九里浜を抱えていますので、浜からはかなり入っているところなのですが、魚も売っているというようなことで、そこが一番取り組んでいるのは、コチョウランの小さいのを開発したのだそうです、花卉農家が。こういう小さい、コチョウランは大きくてすごい豪華なのですが、その小さいコチョウランがいっぱいありました。そういうのの売り上げが結構あるというふうなことで、やっぱり特徴的なものを取り入れていかなければ厳しいなというのを私たちも感じてきましたが、やっぱりそれでも年間の売り上げ目標をもう2年も早くクリアするというのも現実にやられていると。

そういう意味では、すばらしい取り組みだなというふうに見てきましたが、やっぱり私は2年前、去年だったのかな、伊豆の国市、静岡の。ここは、ゲートウェイ、伊豆ゲートウェイという新しい道の駅でした。まだできてはやはやのところでしたけれども、コンビニを併設している道の駅なのです。いろんな方法があるなということで感じてきましたし、あと雨水を地下にためて、万が一のときは、それを浄化装置を使って雨水をいわゆる飲み水にもできると思いますが、矢巾中学校でも飲み水にできるくらいの浄化装置ありますので、それもできると思いますが、そういったやっぱり研究をしっかりと、特命課長さんがいますけれども、担当課長さんも、あるいはある意味課を超えた横断的な取り組みで、やっぱり知恵を出して、余りのぼせてやらなくてもいいですので、ただ町民は非常に期待をしていると

いかに関心が高いのです。どこにいつどの程度のものができるかということで期待している人が多いのですが、ぜひそういったいろんな事例を参考にしながら矢巾型の道の駅をぜひ実現していただきたいと。

今後の取り組みとしての考え方、ある程度出ていますが、そのスケジュールも含めてもう一回お聞きして終わりたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えしたいと思います。

今例で出ました季楽里あさひ、うちの職員も行っております。金額的にはちょっと私行っておりませんので、把握できておりませんでした。確かに敷地面積が大体1.5ヘクタール程度ぐらいで総事業費が13億9,000万円ということでお聞きしておりましたので、道の駅にしては余り大きくない施設でございますので、今参考としてお聞きした部分につきましても含めて、やっぱり特徴のある施設というのは大切だなということで改めて思いましたので、今後そういったものにつきましても、それも考えながら検討してまいりたいということでございます。

それから、これ一般的なわけでございますけれども、道の駅を開業するまでには、大体5年ぐらいかかるのではないかとということで見ております。1年目につきましては、答弁でもありましたとおり、交通量とか、マーケティング調査が、これがまず大事だということをお話をお聞きしましたので、そういった部分、それから候補地の場所選定とか、何といたっても道の駅ですから、誰が運営するのかと、これがやはりしっかりしていないと、後々実際やるときにまだ決まっていないということであれば、これも混乱の一つの原因になると思いますので、そういった部分をまず1年目ぐらいに決めていくというような形を一般的には言われております。

それから、あとは2年目になりましたならば、どんな形のものをつくっていくのかと。それから、実施計画とか、あとは例えば農振絡みであれば、そういった除外の関係とか、そういった手続関係をまず必要だと、3年目に用地を取得して、実施設計をつくって、4年目で造成して5年目開業というような大体基本形があるようでございますので、やはり大体早く見てもそのぐらいの年数はかかるのかなと思っています。

先ほど議員さんのご質問にありましてとおおり、焦らないでうちのほうとしても、やっぱりせっかくつくるということであれば、ちゃんとしたものをつくりたいということもございませぬので、内部でしっかり検討させていただいて、場合によっては議員さん方とも協議しながら

ら進めていきたいということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お答へといたします。

○議長（廣田光男議員） 町長、所見ござひますか。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答へをしますが、山崎道夫議員からは、道の駅構想がトーンダウンしたのではないかということで、そういうことは一切ござひません。特にも国道4号盛岡南道路、今私が一番あれなのは、ルートがどのように決定されるかということで、これはもういつもお話ししているのですが、矢巾はもちろんのこと、盛岡、紫波町も含めたまちづくりの大きなルート、左右するわけござひまして、それできょう担当にも今度、できるのであれば全国での先進的な事例を一覧表にして、それからできるのであれば、県内はもちろん東北の主な主要の道の駅の資料を出させていたひいて、聞き取りをしながら皆さんに資料としてお示しをして、できるのであれば議員の皆さん方と私らも一緒になつて視察もさせていたひいて実態を。

今高橋安子議員からも質問があつたのですが、他市町村との交流、例えば道の駅を考えたときに、普代と浜とのやりとりができる、そのほかにも私らが一番弱いのは冬期間です、そういった農畜産物の確保が難しいと。そういうのであれば、そういうところとの交流も含めて道の駅で一緒にお互い連携をとりながらやるというようなことも考えられるので、そして何よりも今言われておるのは、矢巾町はやはり健康の町ということと防災、できるのであれば、屋内ドームは、これは南運動公園に野球場もできたので、小さなあれでもいいから、もうできるのであれば屋内の体育館とか、水泳プールとか、こういうふうなことについても議員さん方とも連携しながらできるのであればそういったスポーツも巻き込んでやることができなひのかなということで、いずれせつかくやるからには夢のある構想を皆さんと一緒になつてお示しをして実現できる体制整備。できる限り民間の活力も導入しながら進めていきたいと、こう考えておりますので、トーンダウンしたのではなく、もうちょっと時間をいたひいて進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいたひくとともに。

それから、今都市計画のほうは、山崎道夫議員からも出たのですが、いろいろ、東北農政局、県の農林水産部とも今月から協議を初め、農政局にも今月中に行つてトップ会談もさせていたひいて、できる限り農振除外なり農地転用ができるような対応をしていきたいなど、こう考えておりますので、よろしくお願ひをいたひたいと思ひます。

○議長（廣田光男議員） 山崎道夫議員、これでいいですか。

(「はい」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ここで休憩をとりたいと思いますので、再開を3時40分とします。

午後 3時27分 休憩

-----  
午後 3時40分 再開

○議長(廣田光男議員) 休憩前に引き続き、再開をいたします。

先ほどは山崎道夫議員、失礼をいたしました。

次に、3問目の質問を許します。

山崎道夫議員。

○10番(山崎道夫議員) それでは、3問目の質問を行います。学校教育設備の整備に対する取り組みについてお伺いをいたします。

1点目でございます。2020年度から小学校のプログラミング教育必修化など、学校教育に向け、情報通信技術、ICTの活用が求められる中、県内の公立学校の教育用コンピューター1台当たりの児童・生徒数は、自治体により差があるのが実態であります。1台当たりの児童数が最も少ないのは、葛巻町の2.0人で最下位の滝沢市は10.7人と、その差は大変大きいですが、本町は5.3人で後ろから8番目となっております。全国平均5.6人を上回ってはおりますが、小学校のプログラミング教育は、情報を活用する能力を重視する次期学習指導要領に盛り込まれたことから本町としてもICT端末確保に向け目標を設定し、本腰を入れて整備する必要があると思っておりますが、今後の取り組みに対する見解をお伺いをいたします。

2点目でございます。昨年3月に小中学校の次期学習指導要綱が告知されましたが、理科教育においては、ますます観察、実験が重視され、今回初めて学習指導要領の中で小中学校とも環境整備に十分配慮するという一文が加えられました。最近発表された平成30年度全国学力学習状況調査における理科の結果では、実験から得られる結果を見通し、実験結果をもとに分析し、考察して、その内容を記述することに課題があることがわかったと言われております。このことから、ふだんの理科授業において、理科室で十分な観察、実験をするため、理科室の教育環境整備が求められておりますが、しかし全国の市町村において半数以上の自治体で国庫補助を生かした理科教育設備の整備がされていない状況にあると言われております。こうした状況にある中、本町における小中学校の理科教育設備の整備状況は充実した観察、実験事業が行われるよう整備されているのかあわせて理科の学力テスト結果についてもお伺いをいたします。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 学校教育設備の整備に対する取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、学校教育におけるパソコンの整備については、年次計画で1校ずつ整備を進めており、今年度は矢巾北中学校での整備を行い、生徒用のタブレット端末についても新規に40台導入いたします。

なお、来年度は不動小学校に導入する予定であり、タブレット端末の未整備校はなくなることになります。

また、国では2020年度からの小学校のプログラミング教育必修化に向け、2022年度までに3人に1台の割合でパソコンを確保する目標を設定しており、本町でもその目標に向けて順次整備してまいります。

2点目についてですが、本町では理科教育に係る環境整備として以前から国庫補助を利用した理科備品の整備に取り組んでおり、理科設備の現有率は、平成29年度末現在の県の調査によると69.1%で県内上位に位置しております。今後も補助メニューを活用した整備を行い、充実した実験観察の授業が進められるように整備してまいります。また、今年度の全国学力学習状況調査の理科の結果につきましては、小学校6年生では全国比で100、県比で98.4。中学校3年生では、全国比で93.9、県比で95.4となっております。理科の分野別では、小学校においては、生命の分野が全国比で102.2と高く、物質とエネルギーの分野は、いずれも99.2、地球の分野では96.8となっております。中学校においては、地学が全国比で96.4、物理が94.1、化学が93.1、生物が94.9となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） パソコンの整備は、矢巾北中学校が今年度整備をするということで、タブレット端末40台、これは導入したということですので、非常に一生懸命取り組んでおられることがわかりました。それから、タブレット端末の未整備校は不動小学校に導入する予定ということでなくなると。非常にこの取り組みとしては一生懸命取り組んでいるなということで、これは大きく評価できるだろうというふうに思います。

そこでプログラミングの教育なのですが、いろいろなものを私も調べましたが、一つには、子どもたちの情報活用能力を強調し、そのために次の学習活動を計画的に実施するよう求めていると。そして、その目的は、児童がコンピューターで文字を入力するなど学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作をするための学習活動だと。2つ目には、児童がプログラミングを体験しながらコンピューターに意図した処理を行わせる学習活動であるということであつたようなわからないようなところが私にはあるのですが、いずれ教育の目的としては、プログラミングのスキルを身につけるだけでなく、小学校段階における論理的思考力や創造性、課題解決能力の育成が目的とされていると。つまりプログラマーを育てることではなくて、プログラミング的思考を身につけると。それが将来いろいろな社会生活でも、あるいは働く場においても、非常に見についていることによって効果が期待されるということであつたようなことが調べた中ではありました。

このプログラミング教育の目的とか、あるいは必要性というのは、子どもたちに対してはどのように伝えていく考えなのか。それから、当然そこには保護者も当然絡んでくるわけです。そこについてどういふような伝え方をしていくのか。

それから、このプログラミング教育というのは、総合学習の中でやられるのか、私もちょっとそこはわかっていないので、お知らせ願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まず2020年度までにとつたことでのプログラミング教育について、これは県のほうでもまだはっきりとした指針を出して示しておりません。ただ来年度教育センターのほうでいろいろな講座が開設される予定になつているようでございます。ですから、まず先生方がそのことに触れること、そして学ぶこと、それを受けて子どもたちに説明をします。そして説明するとともに、保護者への説明もそこで行っていくという順番になると思います。というふうなことで考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 時間はまだあるわけですが、これに向けたパソコンの確保、国が示しているのは、2022年度までに3人に1台ということで、これは示されているわけですがけれども、本町における目標をクリアするための取り組みというのは、しっかりとやるというこ

とでよろしいのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

予算措置については、要望してまいりたいと、そう思います。また、別な形でもプログラミング教育について先日もちょっとお話をしましたけれども、産技短もございます。この間訪問をして協力のほうを要請してまいりました。ただそれよりも逆にその後に行った医大のほうにプログラミング教育に詳しい先生がいるということで、その方が産技短の卒業生だということで、そちらのほうも活用してもいいですよというふうに逆に言われまして提案をされました。そういうふうなことで地元にいるそういうふうな方々も活用して、そして実際に教えていただく、そういう場をつくってまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

○10番（山崎道夫議員） ここについてはいいです。次、理科教育に係る。

○議長（廣田光男議員） はい。

○10番（山崎道夫議員） わかりました。ということで取り組みをしっかりとっていくということを確認しましたので。

次の再質問をさせていただきます。理科の実験というのは、私も非常になつかしいなというふうな、自分で書いていてそう思ったのですが、本町の小中学校における理科の実験は、当然理科室を使っているだろうというふうに思いますが、まず一つには、理科の授業に耐え得るような教室がしっかり整っているのかと、小中学校。

それから、2つ目には、全国的な調査では、小中学校で使用できない、例えば顕微鏡とか、電源装置、こういうのがあるということがもう半数以下、40%台とか、かなり低いようなのです。古いいろんな装置がまだ残っていると、本町における小中学校の状況というのはどうなののでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まず各学校のほうに聞き取りをいたしましたところ、まず授業については理科室で基本的には。ただ、内容によっては教室で理科の授業を行う場合もあります。それから、機器、その他の設備についてですけれども、そういうふうな実験装置等については、十分な形であるということです。ただ1人に1つということではなくて、3人に1つというふうな形で、こ



れが2人に1つになればよりいいという要望はありました。

あとは、それぞれの壊れているものがどうかということについても問い合わせをしましたところ、これについても今現在壊れているものについてはほとんどないと。ただ年数がたっているんで、それがいつ壊れるか、あるいは古くなったので新しいものが欲しいという要望はありましたので、これは31年度に向けてということでの要望として各学校から出してもらいたいと、そういう話をいたしました。あとはICT機器についても要望をされましたので、それについても同様に希望してほしいと、要望してほしいということで答えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） ほかに質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 理科、物理もそうですけれども、非常に成績がいいということを知りました。全国比でもかなり高い比率で本町の小中学生、一生懸命勉強しているのだなというのを感じましたが、これの分析というのは、やられているかどうかわかりませんが、理科に対しての興味を持ってそういう勉強をさせるという、いわゆる学校もそうですけれども、教育委員会もかなり力を入れているのではないかなというふうには思うのですが、どちらかというと、例えば数学、英語、国語に比べれば、余力を入れていないような感じを私受けたのですが、この点数を見ると、そうではないなというのを感じたのですが、教育長さんはその辺はどういうふうに分析されているのか最後にお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

お褒めをいただきましたが、高いわけではございません。大変申しわけありません。これも先週の議会でも答弁させていただいたとおり、それほど高いものではございません。ただ何遍もお話をしますけれども、いろんな部分のある項目についてこれは調べているものですので、トータルで調べているものではないということは、もう一回お話をさせていただきます。そして、学校現場の中で今回学校に行っているいろんな話をしたときに学力検査での数値が低いということで先生方と話をしたときに、自分たちの努力の不足の部分もあると。それを素直に認めて話をしてくれる先生方が多かったです。もう少しこういうふうにしてみたいとか、こういうふうにすればもっと子どもたちの能力を高められるのではないかと。それは、数値的に低いところをどうしたらいいかということについて言及していくことです。そうすればその分野は上がります。でも、今まではトータル的にやっていたところがあるので、力

の入れ方の部分だと思えます。それはあると思えます。その入れ方の部分を工夫していく。でも、トータル的にも上げていかなければいけないという、この矛盾したところはあるのですけれども、これに取り組んでいかなければいけない。それが自分たちの仕事だということで、それは頑張ってもらわなければいけないし、教育委員会としてもバックアップしてまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で10番、山崎道夫議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

---

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は、全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日11日は予算決算常任委員会を行う旨、山崎予算決算常任委員長から申し出がありましたので、午後1時30分に本議場にご参集されるようお知らせいたします。

大変長丁場ご苦労さまでございました。

午後 3時55分 散会



平成30年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第5号）

平成30年12月13日（木）午前10時00分開議

議事日程（第5号）

- 第 1 交通に関する調査特別委員会報告について
- 第 2 議案第103号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について
- 第 3 議案第104号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
について
- 第 4 議案第105号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に  
ついて
- 第 5 議案第106号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算  
（第2号）について
- 第 6 議案第107号 平成30年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第 7 議案第108号 平成30年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第 8 発議案第 7号 交通に関する調査特別委員会の廃止について
- 第 9 閉会中の継続審査の申出について
- 第10 閉会中の継続調査の申出について
- 第11 閉会中の議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員

13番 川村よし子 議員  
15番 藤原由巳 議員  
18番 廣田光男 議員

14番 小川文子 議員  
16番 藤原義一 議員

欠席議員（1名）

17番 米倉清志 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造 君	副町長	水本良則 君
総務課長	山本良司 君	企画財政課長兼政策推進室長	佐藤健一 君
会計管理者兼 税務課長 兼 出納室長	稲垣譲治 君	住民課長	浅沼仁 君
福祉・ 子ども課長	菊池由紀 君	健康長寿課長	田村英典 君
産業振興課長	菅原弘範 君	道路都市課長	村松亮 君
農業委員会 事務局長	佐々木忠道 君	上下水道課長	山本勝美 君
教育長	和田修 君	学務課長	村松康志 君
社会教育課長	野中伸悦 君	特命担当課長	藤原道明 君
特命担当課長	村松徹 君	代表監査委員	吉田功 君
農業委員会会長	米倉孝一 君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田孝 君	係長	藤原和久 君
主査	佐々木睦子 君		

---

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、17番、米倉清志議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

ただいまから本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 交通に関する調査特別委員会報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第1、交通に関する調査特別委員会報告についてを議題とします。

交通に関する調査特別委員会副委員長から調査が終了したので、報告したい旨の申し出がありました。

副委員長の報告を求めます。

藤原義一交通に関する調査特別委員会副委員長。

○交通に関する調査特別委員会副委員長（藤原義一議員） 米倉委員長が欠席をしておりますので、私副委員長の藤原でございますけれども、かわって報告を申し上げます。

平成30年12月13日、矢巾町議会議長、廣田光男様。交通に関する調査特別委員会委員長、米倉清志。

交通に関する調査特別委員会報告書。平成29年矢巾町議会定例会6月会議において、特別委員会を設置し、下記付託事件に関する調査の経過と結果について、矢巾町議会会議規則第77条の規定により次のとおり報告します。

記。1、付託事件。（1）、岩手医科大学附属病院移転に伴う関連道路の整備等に関する調査。（2）、高齢者など交通弱者対策に関する調査。（3）、バス路線網再編等、公共交通に関する調査。（4）、その他、交通政策に必要な事項。

2、調査経過。平成29年6月6日に特別委員会が設置され、付託事件に関する課題を定め、総務、産業建設、教育民生の3分科会に振り分け、それぞれの分科会において、状況の把握、

現状確認、先進地視察等の調査、研究を行い、平成30年3月6日に中間報告を行った。中間報告以降は、デマンド型交通の試験運行への取り組み、町道中央1号線及びスマートインターチェンジ関連道路の改良工事、ゾーン30及びグリーンベルトの設置など、町当局の事業の進捗状況を検証しながら調査を継続した。調査経過は、次のとおりである。

次の総務分科会あるいは産業建設分科会等につきましては、割愛をさせていただきます。

次の2ページでございます。平成30年度と書いているところでございます。平成30年度。特別委員会は、平成30年5月31日、6月28日、8月28日、12月11日の4回。幹事会は、6月12日、6月19日、10月25日、12月4日、12月10日の5回開催した。そのほかに必要に応じ分科会を開催し、調査研究を行い、分科会ごとに調査結果を取りまとめ、特別委員会として調査意見に政策提言を付議して最終報告書を作成した。

3、調査意見でございますけれども、(1)につきましては、もう中間報告として報告をしておりますので、この部分については割愛をさせていただきます。

次の3ページでございますけれども、2番、最終報告における調査意見。交通に関する調査特別委員会から各分科会に要請していた調査項目について、各分科会から調査結果の報告を受けた。また、各分科会から調査結果に基づく課題に対する町当局への政策提言事項が示された。

総務分科会では、交通弱者対策として、デマンドタクシー等の調査、研究を行ってきた。本町では、長年さわやか号が町民の足として利用されてきたが、近年その利用数が激減した。その主な理由として、停留所まで歩くことが困難、買い物をした荷物を家まで運ぶことが困難、施設に入居した等が挙げられる。今後高齢化が進む中、これらの問題を解決し、地域で安心して暮らしていくためには、町民の足としてデマンドタクシーの導入が求められている。地域公共交通網整備の中で最も重視されなければならないことが交通弱者対策であると考え

る。

産業建設分科会では、道路交通網や渋滞緩和整備対策の具体化を図るために町内外への自家用車通勤者がどの路線を利用し移動しているのか調査を行い、状況を把握することによって朝夕の渋滞状況をリアルに捉えることができ、年々増加が予想される混雑の改善や岩手医科大学附属病院開院に伴う交通量増加に向けた対策を考えることに大きなヒントになると思われることから、町内全域の交通量実態調査を実施するべきである。また、交通網や渋滞等の改善を図るには、矢巾町の道路行政の長年の課題となっている都市計画道路建設の早期実現が最良の改善策と考える。今後町として(仮称)都市計画道路建設検討委員会を早期に設

置し、一般国道4号「盛岡南道路」の計画を勘案し、町内の主要道路や生活道路を含めた道路事情の分析を行い、将来を見据えながら道路網整備の構想を早期に策定し、優先順位をつけて都市計画道路建設工事計画をプログラム化して早期実現に向けて検討をされたい。

教育民生分科会では、交通安全対策として新潟市が設けている環状交差点とライジングボラードの視察研修を実施したが、ライジングボラードについては、本町には必要性が低いと判断した。環状交差点については、多額の費用を要するが、交通渋滞や事故防止の効果も大きいことから慎重に検討する必要がある。調査期間中にゾーン30設置に向けた準備が2カ所で始まり、グリーンベルトが煙山小学校と徳田小学校に設置されたが、ほかにも必要が認められる箇所があり、設置についての検討が必要である。通学路については、対策が必要と思われる箇所を独自に現場確認したが、安全の確保には、矢巾町交通安全対策協議会による通学路交通安全プログラムが最適であると考え、プログラムの長期継続を期待する。

各分科会からの調査結果に基づく意見をもって交通に関する調査特別委員会の調査意見とするが、当局に対して次の政策提言を行い、今後の矢巾町の交通問題の課題解決にしっかり生かしていただくよう強く要請するものである。

以上の報告をもって交通に関する調査特別委員会の最終報告とするが、今後もデマンド型交通の試験運行、岩手医科大学附属病院の開院、国道4号盛岡南道路など交通に関するさまざまな課題が山積してくることが想定されることから、各常任委員会において、今後の事業展開や交通問題について引き続き注視、検証、評価を行い、問題解決に向けて町当局と一緒に取り組んでいただくことを願います。

4、政策提言。(1)、デマンド型タクシーについて、利用は登録制とし、交通弱者に配慮するとともに、停留所ではなく、戸口から戸口とし、利用料金は、1乗車当たり300円以下とすること。

(2)、徳田橋から矢幅駅までの県道について4車線化改良工事の早期実現に向けて県への要望活動に取り組まされたい。

(3)、県道不動盛岡線、白沢から赤林までの区間の信号機について、通勤時間帯に合わせた通過時間延長の可否に係る調査、要望活動を図られたい。

(4)、都市計画道路高田煙山線の早期実現のため計画を策定し、国や県に予算確保に向けた要望活動を検討されたい。

(5)、一般国道4号盛岡南道路について。町も国に要望活動を行っているが、早期実現のため町民挙げての要望活動を展開されたい。



(6)、盛岡市道津志田白沢線について、早期整備実現のため、盛岡市に対する要望活動に取り組まれたい。

(7)、県道盛岡石鳥谷線の道路上に段差が生じていることについて、早急に段差解消の補修工事を県へ要望されたい。

(8)、町道路線について、路盤面の劣化が著しい箇所が多く見受けられることから、年度計画を立てて、全面的に補修工事を図られたい。

(9)、町道西部開拓線について県道昇格について盛岡市及び紫波町と協力し、請願や要望を進めていくべきである。また、歩道や信号機の早期設置について、町として調査、検討し、具体的に取り組まれたい。

(10)、古館駅を利用する矢巾町民も多いことから、紫波町と連携して道路整備を進められたい。

(11)、南矢幅踏切について、西側の町道に歩道がないことから、早期に事業計画を策定し、実施調査を行い、地権者に説明等を行い、万全な対策を講じられたい。

(12)、町道中央1号線について、信号機設置に伴う交通渋滞が考えられることから、事前に防止策を図られたい。

(13)、町道中央1号線の4車線化について、医大区域の北側及び南側の盛岡市見前地区から間野々地区までを含めた4車線化に向けて早期に取り組まれたい。

(14)、矢巾スマートインターチェンジから医大附属病院までのアクセス道路について、緊急車両が真っすぐに向かうことができるよう整備計画の早期実現に向け具体的に検討されたい。

(15)、通学路の見通しが悪く、暗い場所などの早期改善に取り組まれたい。また、幅員が十分でない場所には歩道を設置されたい。

(16)、危険と思われるブロック塀について、専門業者等による安全性の確認と対応を講じられたい。

(17)、ゾーン30が必要な場所について、今後設置に向けて検討されたい。

(18)、矢巾町通学路交通安全プログラムに上記3項目を取り入れること。

(19)、矢巾町交通安全対策協議会の構成員にスクールガードを追加すること。

報告は以上であります。参考として各委員会の報告を資料として載せております。

以上、交通に関する調査特別委員会の最終報告といたします。

○議長（廣田光男議員） 副委員長の報告が終わりました。この報告書に対する質疑、討論は、

特別委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

以上で交通に関する調査特別委員会報告を終わります。

---

日程第2 議案第103号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）  
について

日程第3 議案第104号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補  
正予算（第2号）について

日程第4 議案第105号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正  
予算（第2号）について

日程第5 議案第106号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業  
特別会計補正予算（第2号）について

日程第6 議案第107号 平成30年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2  
号）について

日程第7 議案第108号 平成30年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第  
2号）について

○議長（廣田光男議員） 日程第2、議案第103号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について、日程第3、議案第104号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第4、議案第105号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、日程第5、議案第106号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第6、議案第107号 平成30年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について、日程第7、議案第108号 平成30年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）についての補正予算6議案については、予算決算常任委員会への付託に関するもので審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 山崎道夫議員 登壇）

○予算決算常任委員長（山崎道夫議員） 予算決算常任委員会の審査報告を行います。

平成30年12月13日、矢巾町議会議長、廣田光男様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、山崎道夫。

予算決算常任委員会審査報告書。議案第103号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について、議案第104号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第105号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第106号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第107号 平成30年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第108号 平成30年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について。

本常任委員会は、平成30年12月4日付で付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号第77条）の規定により報告する。

なお、本委員会は、議案第103号に対し、次のとおり附帯決議を付する。

記。1、小中学校への空調設備整備について、来年の酷暑期までに設置が完了するよう鋭意努力されたい。また、発注に当たっては、電気設備の設計及び機種を選定には十分調査、研究し、ランニングコストが低廉になるような仕様を検討されたい。

以上でございます。議員諸氏のご賛同を賜りますようお願いを申し上げて審査報告書といたします。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会において審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより各議案について討論に入ります。なお、討論は6議案を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議ないようでありますので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第103号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号 平成30年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号 平成30年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 発議案第7号 交通に関する調査特別委員会の廃止について

○議長（廣田光男議員） 日程第8、発議案第7号 交通に関する調査特別委員会の廃止についてを議題とします。

提案理由について事務局から説明させます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

9番、川村農夫議員。

（9番 川村農夫議員 登壇）

○9番（川村農夫議員） 発議案第7号 交通に関する調査特別委員会の廃止について提案理由の説明を申し上げます。

議会では、平成31年9月に岩手医科大学附属病院が移転開業することにより、交流人口が増加し、新しい人の流れとにぎわいのある新しい町が形成されることに伴い、交通に関するさまざまな課題に対して調査、研究する必要があることから、平成29年6月会議において、交通に関する調査特別委員会を設置し、調査、研究を行ってきたところであります。

岩手医科大学附属病院移転に伴う関連道路の整備等に関する調査、高齢者など交通弱者対策に関する調査、バス路線網再編等公共交通に関する調査、その他、交通政策に必要な事項に関する調査の4項目について調査、研究を行い、その結果の報告と政策提言を報告書にまとめ、最終報告が行われました。

このことから、特別委員会の設置目的が終了したと判断されるため、特別委員会を廃止するものであります。

なお、特別委員会廃止後においても今後の事業展開や交通問題について引き続き各常任委

員会において注視、検証、評価を行い、課題解決に向けて町当局とともに取り組んでまいたいと考えております。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第7号 交通に関する調査特別委員会の廃止についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、発議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 閉会中の継続審査の申出について

○議長（廣田光男議員） 日程第9、閉会中の継続審査の申出についてを議題とします。

総務常任委員長から審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。総務常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、総務常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第10 閉会中の継続調査の申出について

○議長（廣田光男議員） 日程第10、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

議会運営委員長、広報広聴常任委員長から調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。それぞれの委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第11 閉会中の議員の派遣について

○議長(廣田光男議員) 日程第11、閉会中の議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本定例会後、次期定例会までの間における本町の重要事項の促進要望、事業の調査及び実務研修などのため、県内外の関係機関等に本議会の議員を派遣する場合、その期日、派遣地及び人員について、矢巾町議会会議規則第128条の規定によりその都度議長において指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、議会閉会中における議員の派遣については、そのように決定いたしました。

以上をもって12月会議に付託された事案の審議は、全部終了しました。

---

○議長(廣田光男議員) ここで町長から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) ただいま廣田議長からお許しをいただきましたので、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

廣田議長初め議員各位におかれましては、今月の4日から本日までの10日間にわたりまして議会定例会12月会議におきまして、本町の施策推進にさまざまなご提言やご意見をいただきましたことに対しまして、深く感謝を申し上げます。

また、一般質問につきましては、長谷川和男議員、昆秀一議員、高橋安子議員、村松信一議員、水本淳一議員、齊藤正範議員、赤丸秀雄議員、廣田清実議員、川村農夫議員、小川文子議員、川村よし子議員、山崎道夫議員の12名の議員の皆さん方から41項目にわたる各行政

分野、各般にわたってご質問をいただいたわけですが、私どもは、そのいただいたご質問にしっかり取り組んでまいり覚悟でございますので、どうぞ今後ともよろしく願いをいたします。

また、私どもから提案させていただきました条例改正や補正予算など15件の審議を全てご可決賜ったことに感謝を申し上げますとともに、先ほど予算決算常任委員会の山崎委員長からの審査報告にございました附帯決議、そして何よりも本日の議事日程にございました交通に関する調査特別委員会報告書の政策提言、このことにつきましては、私どもは町民目線、そして現場主義の徹底を図りつつ、なおかつスピード感を持って政策を推進してまいりたいと思います。また、平成31年の町政運営に向けまして議員各位からいただきましたご提言を大切に、意を体して取り組まさせていただくとともに、町民の皆さんと一丸となって進めてまいりますので、今後ともご指導賜りますようお願いを申し上げ、そして御礼のご挨拶にさせていただきます。

議長さん初め議員各位には、本当にこの1年間大変お世話になりました。来年もどうぞよろしく願いして私の御礼の挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（廣田光男議員） 矢巾町民歌の斉唱を行いたいと思います。

（町民歌斉唱）

○議長（廣田光男議員） これをもって平成30年矢巾町議会定例会12月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午前10時35分 閉議





地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員